官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔法　律〕

○国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（四九）　二五
○郵政民営化法等の一部を改正する法律（五〇）　二六
○社会福祉法等の一部を改正する法律（五一）　三〇

〔政　令〕

○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二一一）　六三
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二一三）
○日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一四）
○関税法施行令の一部を改正する政令（二一五）
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一六）
○家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令（二一七）　六四
○栄養士法施行令等の一部を改正する政令（二一八）
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二一九）

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務七九）
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務四二）
○栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四六）
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通六二）
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同六三）
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同六四）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（法律第四十九号）（国会）

第１　国立国会図書館法の一部改正

国の諸機関に準ずる法人として日本学術会議に出版物の納入義務を課す。（国立国会図書館法別表第一関係）

第２　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正

国立国会図書館支部日本学術会議図書館を廃止する。（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律第一条関係）

第３　施行期日

この法律は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇郵政民営化法等の一部を改正する法律（法律第五十号）（内閣官房）

第１　郵政民営化法の一部改正

１　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直し

⑴　株式の保有に関する特例

日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、郵政民営化法第七条の二の責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。（附則第二条の二関係）

⑵　株式の保有に関する特例の見直し（附則第二条の三関係）

イ　郵政民営化委員会は、当分の間、郵政民営化法第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても同法第七条の二の責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、郵政民営化推進本部長に意見を述べるものとする。

ロ　政府は、イによる郵政民営化委員会の意見を踏まえ、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても郵政民営化法第七条の二の責務の履行が確保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、⑴の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス（第３の１⑴ロの基盤的サービスをいう。第２の１において同じ。）を受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源（第３の１⑴ロの郵便の業務等に係る経営資源をいう。第２の１において同じ。）が活用されるようにするものとする。（第七条の二第二項関係）

３　郵政民営化委員会の臨時委員

⑴　郵政民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。（第二十条第二項関係）

⑵　臨時委員は、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命し、非常勤とする。（第二十一条関係）

⑶　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。（第二十二条第四項関係）

4　移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討（附則第二条の四関係）

⑴　郵政民営化委員会は、郵政民営化法第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次の事項について検証を行い、その結果に基づき、郵政民営化推進本部長に意見を述べるものとする。

イ　移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（郵政民営化法第百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

ロ　移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（郵政民営化法第百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

⑵　政府は、⑴による郵政民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第２　日本郵政株式会社法の一部改正

1　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵政株式会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。（第五条第三項関係）

2　地域貢献基金の創設

⑴　地域貢献資金の交付

日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社に対し、日本郵便株式会社が地域貢献業務（第３の２⑴の地域貢献業務をいう。）を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。（第六条の二関係）

⑵　地域貢献基金

イ　日本郵政株式会社は、第３の２⑵による通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、ロ又はハにより積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。（第十二条の二第一項関係）

ロ　日本郵政株式会社は、次の株式の処分により利益金を生じた場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み立てなければならない。（附則第三条の三第一項関係）

㈠　郵便貯金銀行の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

㈡　郵便保険会社の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

ハ　日本郵政株式会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。（第十二条の二第二項関係）

ニ　日本郵政株式会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、その他の経理と区分して整理しなければならない。（第十二条の二第三項関係）

ホ　日本郵政株式会社は、地域貢献基金を設けたときは、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度において地域貢献基金に積み立てた金額等を記載した書類を総務大臣に提出しなければならず、提出をしたときはその旨を公表しなければならない。（第十二条の二第四項、第十六条第二項及び附則第三条の三第二項関係）

ヘ　日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、イにかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。（第十二条の三関係）

3　剰余金の配当の特例

政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、日本郵政株式会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。（第十一条の二関係）

4　日本郵政株式会社と日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議

⑴　日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第五条第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができる。（第十六条の二第一項関係）

⑵　総務大臣は、日本郵政株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が図られるよう、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、⑴の協議に関し、必要な助言をすることができる。（第十六条の二第二項関係）

5　罰則

２⑵ホに違反して書類を提出しなかったこと等に対して所要の罰則を設ける。（第二十一条関係）

第３　日本郵便株式会社法の一部改正

1　基盤的サービスの提供

⑴　基盤的サービス提供業務の本来業務への追加等

イ　日本郵便株式会社の目的に、基盤的サービス提供業務を営むことを追加する。（第一条関係）

ロ　日本郵便株式会社法において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法第二条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下「基盤的サービス」という。）の提供であって、日本郵便株式会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源（郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。⑵及び３⑵ロ㈡において同じ。）を活用して行うものに係る業務をいう。（第二条第五項関係）

ハ　日本郵便株式会社は、その目的を達成するため、他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う次の業務を営むものとする。（第四条第一項関係）

㈠　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する事務取扱郵便局において行う郵便局取扱事務に係る業務

㈡　基盤的サービス提供業務（㈠の業務を除く。）

ニ　日本郵便株式会社は、ハ㈡の業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。（第四条第四項関係）

⑵　基盤的サービスを受けることができる環境の維持に関する責務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。（第五条第二項関係）

⑶　基盤的サービス提供業務の実施に関する協議

日本郵便株式会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局における⑴ハ㈡の業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。（第七条の二関係）

2　地域貢献業務の実施の努力義務等

⑴　日本郵便株式会社は、本来業務の遂行に支障のない範囲内で、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務及びこれに附帯する業務のうち、次のいずれにも該当すると認められるもの（⑵において「地域貢献業務」という。）をできる限り実施するよう努めるものとする。（第四条第五項関係）

イ　地域住民の生活の維持のために必要であること。

ロ　日本郵便株式会社以外の者による実施が困難であること。

⑵　日本郵便株式会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務大臣及び日本郵政株式会社に通知しなければならない。（第四条第六項関係）

3　経営の適正かつ効率的な実施

⑴　経営の適正かつ効率的な実施の努力義務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、日本郵便株式会社法第五条第一項及び1⑵の責務を果たすため、常に経営を適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。（第五条第三項関係）

⑵　経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則

イ　日本郵便株式会社は、当分の間、日本郵便株式会社法第十条の事業計画に経営の適正かつ効率的な実施に係る方針を記載しなければならない。（附則第三条第一項関係）

ロ　イの方針は、次の事項を含むものでなければならない。（附則第三条第二項関係）

㈠　官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項

㈡　1⑵の責務を果たすための郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項

4　銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可

⑴　日本郵便株式会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。（第七条第一項関係）

⑵　総務大臣は、⑴の認可の申請が次のいずれにも適合していると認めるときは、⑴の認可をしなければならない。（第七条第三項関係）

イ　郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

ロ　関連銀行又は関連保険会社が日本郵便株式会社に支払うべき手数料に関する事項が適正に定められていること。

⑶　銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に含まれる事項として、関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社に支払うべき手数料に関する事項を明記する。（第二条第二項第四号及び第三項第四号関係）

5　罰則

4⑴に違反して銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したこと等に対して所要の罰則を設ける。（第二十三条関係）

第4　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正

1　郵便局ネットワークの維持等の支援のための交付金を交付する趣旨の明記

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、郵便局ネットワークの維持及び活用（以下「郵便局ネットワークの維持等」という。）の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービスの提供の確保を図る旨を明記する。（第三条関係）

2　機構の役員の定数の増加

機構に置くことができる理事の数を三人以内とする。（第六条第二項関係）

3　機構の業務の拡大（第十三条第一項第三号関係）

⑴　機構の業務のうち、郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金の交付を、郵便局ネットワークの維持等に要する費用（銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金（以下「金融窓口関連交付金」という。）の交付に改める。

⑵　機構の目的を達成するための業務に、郵便局ネットワークの維持等の支援に関する次の業務を追加する。

イ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用（郵便窓口業務及び第3の1⑴ロの基盤的サービス提供業務（銀行窓口業務、保険窓口業務その他総務省令で定める業務を除く。以下第4において「基盤的サービス提供業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」という。）を交付すること。

ロ　郵便窓口等関連交付金に関し日本郵政株式会社から拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」という。）を徴収すること。

4　金融窓口関連交付金及び金融窓口関連拠出金

⑴　金融窓口関連交付金の額

機構が年度ごとに日本郵便株式会社に交付する金融窓口関連交付金の額は、イの額からロの額を控除して得た額とする。（第十八条の二第二項関係）

イ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項の郵便局をいい、同法第六条第二項第二号の日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法第七条第一項の簡易郵便局を含む。5⑴イにおいて同じ。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすること並びに地域における需要に応じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

ロ　⑵イの按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

⑵　金融窓口関連拠出金の額

機構が年度ごとに関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、それぞれ、イ及びロの額のうち関連銀行に係る額の合計額並びにイ及びロの額のうち関連保険会社に係る額の合計額とする。（第十八条の三第二項関係）

イ　⑴イの額を、総務省令で定める方法により、次の㈠から㈢までの者について、その者の当該㈠から㈢までの業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

㈠　日本郵便株式会社　郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務

㈡　関連銀行　銀行窓口業務

㈢　関連保険会社　保険窓口業務

ロ　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、総務省令で定める方法により、次の㈠又は㈡の者について、その者の当該㈠又は㈡の業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

㈠　関連銀行　銀行窓口業務

㈡　関連保険会社　保険窓口業務

5　郵便窓口等関連交付金及び郵便窓口等関連拠出金

⑴　郵便窓口等関連交付金

イ　機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、郵便窓口等関連交付金を交付し、郵便窓口等関連交付金の額は、4⑴ロの額の範囲内において、次の郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とする。（第十八条の六第一項及び第二項関係）

㈠　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項の過疎地域その他の総務省令で定める地域に所在する全ての郵便局（日本郵便株式会社の営業所に限る。）

㈡　㈠の郵便局以外の郵便局（これらの郵便局における基盤的サービス提供業務の実施の状況及び必要性を勘案して総務省令で定める方法により算定した数の郵便局に限る。）

ロ　機構は、年度ごとに、郵便窓口等関連交付金の額を算定し、当該郵便窓口等関連交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならず、当該認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき郵便窓口等関連交付金の額及び交付方法を通知しなければならない。（第十八条の六第三項関係）

⑵　郵便窓口等関連拠出金

イ　機構は、ロによる通知を受けたときは、その都度、３⑵イ及びロの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、日本郵政株式会社から、郵便窓口等関連拠出金を徴収し、郵便窓口等関連拠出金の額は、㈠の額から㈡の額を控除して得た額に政府の所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じて得た額とする。（第十八条の七第一項及び第二項関係）

㈠　日本郵政株式会社が政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額

㈡　㈠の額に第２の３の政令で定める割合を乗じて得た額

ロ　総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の配当の決議について認可を行ったときは、機構に対し、日本郵政株式会社が納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額を通知しなければならない。（第十八条の七第三項関係）

ハ　機構は、ロによる通知を受けたときは、日本郵政株式会社に対し、納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。（第十八条の七第四項関係）

ニ　日本郵政株式会社は、ハによる通知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出金を納付する義務を負う。（第十八条の七第五項関係）

⑶　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務の財源の特例

機構は、当分の間、６にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から６の郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。（附則第二条の三第一項関係）

⑷　郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の請求等（第十八条の八関係）

イ　機構は、⑴ロにより郵便窓口等関連交付金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、資料の提出を求めることができる。

ロ　総務大臣は、⑴ロによる認可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、資料の提出を求めることができる。

ハ　イ又はロにより資料の提出を求められた日本郵便株式会社は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

⑸　提出及び公表

日本郵便株式会社が年度ごとに機構に提出し、公表しなければならない書類の記載事項に、郵便窓口等関連交付金の額を追加する。（第十八条の九関係）

６　区分経理

機構は、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務について、他の業務と経理を区分し、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定を設けて整理しなければならない。（第十九条関係）

第５　施行期日等

１　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（改正法附則第一条関係）

⑴　第１（２を除く。）及び第５の２　公布の日

⑵　第２の３及び第４　令和九年四月一日

２　検討

⑴　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七条の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社の間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第二条第一項関係）

⑵　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第二条第二項関係）

３　その他

その他所要の規定の整備を行う。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第五十一号）（厚生労働省）

第１　社会福祉法の一部改正

１　福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務に関する事項

⑴　国及び地方公共団体が、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるに当たって連携に配慮するよう努める関連施策として、防災に関する施策並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を追加する。（第六条第二項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

２　社会福祉法人が解散する場合の残余財産の帰属先を社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は地方公共団体のうちから選定されるようにしなければならないものとする。（第三十一条第六項関係）

３　社会福祉事業等従事者の確保のための協議会に関する事項

⑴　都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関により構成される協議会を置くよう努めるものとする。（第九十二条の二関係）

⑵　⑴の協議会は、次に掲げる状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、当該実情に応じた社会福祉事業等従事者の確保のための方策について協議を行うものとする。（第九十二条の三第一項関係）

イ　地域における社会福祉事業等従事者の養成及び職場への定着の状況

ロ　地域における社会福祉事業等への関心を高めるための広報の状況

ハ　社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設における社会福祉事業等従事者の確保のための取組の状況

ニ　その他社会福祉事業等従事者の確保の状況

⑶　その他所要の改正を行う。

４　地域福祉の推進に関する事項

⑴　支援会議に関する事項

イ　市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される支援会議を組織することができるものとする。（第百六条の三の二第一項関係）

ロ　イの支援会議は、他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。（第百六条の三の二第二項関係）

ハ　その他所要の改正を行う。

⑵　重層的支援体制整備事業実施計画の見直しに関する事項

イ　市町村が重層的支援体制整備事業を実施するときに策定するよう努めるものとされている重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項として次に掲げる事項を定める。（第百六条の五第一項関係）

㈠　重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項

㈡　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

㈢　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

㈣　重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項

㈤　㈠から㈣までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

ロ　市町村は、定期的に、その策定した重層的支援体制整備事業実施計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、重層的支援体制整備事業実施計画を変更するものとする。（第百六条の五第三項関係）

⑶　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に関する事項

イ　小規模市町村（その人口規模、その人口の減少の状況等からみて福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市町村として厚生労働省令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を促進するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業及び関係法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境として地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制を一体的に整備する事業として、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うことができるものとする。（第百六条の六第一項、第二項関係）

㈠　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、関係法律に基づく事業を一体的に行う事業

㈡　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援の円滑な実施、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画の円滑な確保その他の地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関の相互の連携又は協働の促進のための事業

㈢　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う環境の整備その他厚生労働省令で定める援助を行うため、関係法律に基づく事業を一体的に行う事業

ロ　小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。（第百六条の六第三項関係）

ハ　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、必要と認めるときは、当該小規模市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、当該小規模市町村の求めに応じ、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないものとする。（第百六条の六の二第一項関係）

ニ　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行うときは、当該小規模市町村との密接な連携の下に行うものとする。（第百六条の六の二第二項関係）

ホ　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用は、小規模市町村の支弁とする。（第百六条の七第二項関係）

ヘ　国及び都道府県は、小規模市町村に対し、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。（第百六条の九の二、第百六条の九の三関係）

ト　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合は、関係法律に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用を除くものとする。（第百六条の十二関係）

チ　その他所要の改正を行う。

⑷　地域福祉推進協力団体に関する事項

イ　市町村長は、次に掲げる地域福祉の推進に資する活動を行う民間団体として、地域福祉推進協力団体を委嘱することができるものとする。（第百六条の十三第一項、第二項関係）

㈠　地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。

㈡　地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、当該地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をすること。

㈢　地域福祉の推進のために必要な情報を市町村に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、地域福祉の推進に資する活動であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

ロ　市町村長は、地域福祉推進協力団体に対し、イ㈠から㈣までに掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（第百六条の十三第三項関係）

ハ　その他所要の改正を行う。

⑸　高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援に関する事項

イ　市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法第百十五条の四十五第二項第二号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（以下「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。（第百六条の十五第一項関係）

㈠　地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

㈡　ハの会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

㈢　㈠及び㈡に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにこれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

ロ　市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、イ⑴から⑶までに掲げる事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。（第百六条の十六第一項、第二項関係）

ハ　市町村は、関係機関等その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとし、当該会議はイ⑴から⑶までに掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。（第百六条の十七第一項、第二項関係）

ニ　その他所要の改正を行う。

⑹　市町村が策定するよう努めるものとされている市町村地域福祉計画及び都道府県が策定するよう努めるものとされている都道府県地域福祉支援計画の記載事項として、地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項を定める。（第百七条第一項第六号、第百八条第一項第六号関係）

⑺　災害時福祉業務に従事する者の確保に関する事項

イ　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供を行う災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。（第百八条の二第一項関係）

ロ　イの登録は、厚生労働省令で定めるところにより、災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行うものとするほか、所要の手続に係る規定を整備する。（第百八条の二第二項、第百八条の三～第百八条の五関係）

ハ　都道府県知事は、災害が発生した場合であって必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができるものとする。（第百八条の六第一項関係）

ニ　国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。（第百八条の七第一項、第二項関係）

ホ　その他所要の改正を行う。

5　社会福祉連携推進法人制度の見直しに関する事項

⑴　社会福祉連携推進法人の業務として、金銭以外の資産の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるものを追加する。（第百二十五条第五号関係）

⑵　社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る社会福祉連携推進認定をした認定所轄庁の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができるものとする。（第百三十二条第五項関係）

⑶　社会福祉連携推進法人の代表理事を再度選定する場合の認定所轄庁の認可を不要とする。（第百四十二条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

6　福祉サービス利用援助事業の見直しに関する事項

⑴　福祉サービス利用援助事業について、その対象者を精神上の理由又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活又は社会生活を営むのに支障がある生計困難者とするとともに、福祉サービスの利用の援助に加えて、保健医療サービス又は葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービスの利用の援助を行う事業に改める。（第二条第三項第十二号関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

7　その他所要の改正を行う。

第２　介護保険法の一部改正

1　国及び都道府県の責務に関する事項

⑴　国は、介護サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講じなければならないものとする。（第五条第二項関係）

⑵　都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするに当たっては、質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるようにしなければならないものとする。（第五条第四項関係）

2　電子資格確認の導入、被保険者証の返還等に関する事項

⑴　「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等を受けようとする要介護被保険者等が、市町村に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいうものとする。（第七条第十項関係）

⑵　被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第十二条第四項関係）

⑶　被保険者証の添付、記載、返付等に関する規定の整備を行う。（第二十七条第一項、第七項、第九項等関係）

⑷　指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証の提示等により、当該指定居宅サービスを受けるものとする。（第四十一条第三項関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

3　特定施設に関する事項

⑴　「特定施設」とは、第６の４⑹の登録有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、地域密着型特定施設でないものをいうものとする。（第八条第十一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

4　夜間対応型訪問介護を廃止する。（改正前第八条第十六項関係）

5　要介護認定等の申請に関する手続の代行に関する事項

⑴　要介護認定を受けようとする被保険者が、当該要介護認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。（第二十七条第一項関係）

イ　指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ　指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス（介護保険法第八条第二十二項第一号に掲げるものに限る。）を行うもの

ハ　特定地域介護保険施設（介護保険法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第三号に規定する介護老人保健施設及び同項第四号に規定する介護医療院をいう。16⑴ハにおいて同じ。）

ニ　指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

ホ　指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

⑵　要支援認定を受けようとする被保険者が、当該要支援認定の申請に関する手続を代わって行わせることができる者として、⑴イからホまでに掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものを追加する。（第三十二条第一項関係）

6　特例居宅介護サービス費等の類型の新設及び市町村による居宅サービス等事業の特例的な実施に関する事項

⑴　居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数並びに指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給するものとする。（第四十二条第一項第三号関係）

⑵　都道府県が⑴により条例を定めるに当たっては、特定地域居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数については⑴の厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、居宅サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、特定地域居宅サービスの事業に係る居室の床面積並びに特定地域居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、特定地域居宅サービスの事業に係る利用定員については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第四十二条第三項関係）

⑶　特定地域居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の額は、次に掲げる特定地域居宅サービスの区分に応じ、それぞれ次に定める額を基準として、市町村が定めるものとする。（第四十二条第五項関係）

イ　介護保険法第四十一条第四項第一号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの内容、要介護状態区分、当該特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

ロ　介護保険法第四十一条第四項第二号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

⑷　居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援について⑴及び⑵に準じた改正を行うとともに、当該改正により新設する特例居宅介護サービス計画費、特例施設介護サービス費、特例介護予防サービス費及び特例介護予防サービス計画費の類型に係る費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を基準として、市町村が定めるものとする。（第四十七条第一項第二号、第三項、第五項、第四十九条第一項第二号～第四号、第二項、第四項、第五十四条第一項第三号、第三項、第五項、第五十九条第一項第二号、第三項、第五項関係）

⑸　その区域内に特定地域がある市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び介護保険法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる者に対しそれぞれ次に定める居宅サービス若しくは介護予防サービス又はこれらに相当するサービスを行う特定地域居宅サービス等事業を行うことができるものとする。（第百十五条の四十五第三項関係）

イ　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた被保険者のうち、居宅において介護を受けるもの　訪問介護、訪問入浴介護、通所介護又は短期入所生活介護

ロ　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要支援認定を受けた被保険者のうち、居宅において支援を受けるもの　介護予防訪問入浴介護又は介護予防短期入所生活介護

⑹　市町村は、特定地域居宅サービス等事業については、当該特定地域居宅サービス等事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該特定地域居宅サービス等事業の実施を委託することができるものとする。（第百十五条の四十七第十二項関係）

⑺　⑹により特定地域居宅サービス等事業の実施の委託を受けた者は、特定地域居宅サービス等事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができるものとする。（第百十五条の四十七第十三項関係）

⑻　特定地域居宅サービス等事業に係る費用負担は、介護予防・日常生活支援総合事業と同様とする。（第百二十二条の二、第百二十六条等関係）

⑼　その他所要の改正を行う。

7　特定福祉用具販売に係る費用に関する事項

⑴　居宅介護福祉用具購入費の額は、特定福祉用具の種目、特定福祉用具を販売する事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定福祉用具の購入に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とするものとする。（第四十四条第三項関係）

⑵　介護予防福祉用具購入費について、⑴に準じた改正を行う。（第五十六条第三項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

8　介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止、研修の見直し等に関する事項

⑴　介護支援専門員証の有効期間を廃止するとともに、その交付又は有効期間の更新を受けるために受講することとされている研修を廃止する。（改正前第六十九条の七第二項、第三項、第六十九条の八関係）

⑵　都道府県知事は、指定研修受講管理機関に、⑶の研修に係る受講の管理に関する事務を行わせることができるものとし、必要があると認めるときは、⑶の研修について、その受講状況の確認をするため、指定研修受講管理機関に対して、必要な指示をすることができるものとする。（第六十九条の三十三の二第一項、第二項関係）

⑶　厚生労働省令で定める者を除く介護支援専門員は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。（第六十九条の三十四第四項関係）

⑷　都道府県知事は、その登録を受けている⑶の介護支援専門員が⑶の研修を正当な理由がなく受けていないと認めるときは、当該介護支援専門員に対し、当該研修を受けるよう命ずることができるものとする。（第六十九条の三十八第五項関係）

⑸　都道府県知事は、⑷の命令を受けた⑷の介護支援専門員が当該命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができるものとする。（第六十九条の三十八第六項関係）

⑹　介護サービスを提供する事業者又は施設の開設者であって、都道府県又は市町村の条例により介護支援専門員を有しなければならないものとされているものは、⑶の介護支援専門員を業務に従事させたとき、又は当該介護支援専門員が当該業務に従事しなくなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護支援専門員の氏名その他厚生労働省令で定める事項を当該介護支援専門員の登録に係る都道府県知事に報告しなければならないものとする。（第六十九条の四十第一項関係）

⑺　⑹の事業者又は施設の開設者は、⑶の介護支援専門員をその従業者として有しているときは、当該介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るため、当該介護支援専門員の⑶の研修の受講の機会を確保するための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第六十九条の四十第二項関係）

⑻　都道府県知事は、⑹の事業者又は施設の開設者が、⑹の報告をせず、又は⑺の措置をとっていないと認めるときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その報告を行い、又はその措置をとるべきことを勧告することができるものとする。（第六十九条の四十第三項関係）

⑼　都道府県知事は、⑻の勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者又は施設の開設者が⑻の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。（第六十九条の四十第四項関係）

⑽　都道府県知事は、⑻の勧告を受けた事業者又は施設の開設者のうち、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者であるものが、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第六十九条の四十第五項関係）

⑾　都道府県知事は、⑽の命令をした場合においては、その旨を公示しなければならないものとする。（第六十九条の四十第六項関係）

⑿　都道府県知事は、⑽の命令を受けた事業者又は施設の開設者が当該命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者又は施設の指定又は許可に係る都道府県知事又は市町村長に対し、当該違反の内容を通知しなければならないものとする。（第六十九条の四十第七項関係）

⒀　その他所要の改正を行う。

9　指定介護老人福祉施設等は、一月以上の予告期間を設けて、厚生労働省令で定めるところにより、その指定を辞退することができるものとする。（第七十八条の八、第九十一条関係）

10　特定地域における介護老人保健施設等の開設許可に関する事項

⑴　介護保険法第九十四条第一項又は第二項の許可の申請が特定地域において介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同条第三項第二号又は第三号に該当する場合のものである場合において、次のいずれか（同条第二項の申請にあっては、ロ又はハ）に該当するときは、同条第一項又は第二項の許可を与えることができないものとする。（第九十四条第四項関係）

イ　介護保険法第九十四条第三項第一号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当するとき。

ロ　当該介護老人保健施設が介護保険法第九十七条第五項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第六項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

ハ　介護保険法第九十七条第七項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

⑵　都道府県知事は、⑴の適用を受けた同条第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。（第九十四条第五項関係）

⑶　⑵による通知を受けた者に係る介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならないものとする。（第九十七条第五項関係）

⑷　⑶の介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならないものとする。（第九十七条第六項関係）

⑸　⑶及び⑷のほか、⑶の介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定めるものとする。（第九十七条第七項関係）

⑹　都道府県が⑶から⑸までの条例を定めるに当たっては、イに掲げる事項については６⑴の厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護老人保健施設における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ロに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第九十七条第八項関係）

イ　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

ロ　⑶の介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

⑺　特定地域における介護医療院の開設許可について、⑴から⑹までに準じた改正を行う。（第百七条第四項、第五項、第百十一条第五項～第八項関係）

⑻　その他所要の改正を行う。

11　介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに関する事項

市町村は、地域支援事業として、第一号被保険者に対して、次の⑴又は⑵の事業を行うものとする。（第百十五条の四十五第一項第二号関係）

⑴　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するために必要な事業（介護予防

サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

⑵　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するとともに地域住民相互の交流を促進することを目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、⑴の事業その他厚生労働省令で定める事業を一体的に実施するための拠点を運営する事業

12　第一号介護予防支援事業の実施に関する事項

⑴　市町村が老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に一括して委託しなければならないとされている事業から、第一号介護予防支援事業を除く。（第百十五条の四十七第二項関係）

⑵　第一号介護予防支援事業について、市町村は、居宅要支援被保険者に係るものに限らず、当該事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該事業の実施を委託することができるものとする。（第百十五条の四十七第五項関係）

13　支援会議の見直しに関する事項

⑴　介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議（以下この13において「支援会議」という。）は、当該支援会議が置かれている市町村において、社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する支援協議会、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならないものとする。（第百十五条の四十八第五項関係）

⑵　市町村は、支援会議の実施について、その一部を地域包括支援センターの設置者に委託することができるものとする。（第百十五条の四十八第六項関係）

⑶　市町村又は⑵により委託を受けた地域包括支援センターの設置者は、支援会議の運営に当たり包括的支援事業との連携を図ることその他地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（第百十五条の四十八第七項関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

14　市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直しに関する事項

⑴　市町村介護保険事業計画について、次に掲げる事項について定めるものとする。（第百十七条第二項第三号、第四号関係）

イ　介護給付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量に関する中長期的な推計

ロ　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関し、中長期的な観点から市町村が取り組むべき施策に関する事項

⑵　市町村介護保険事業計画について、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。（第百十七条第三項第四号～第五号関係）

イ　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

ロ　介護支援専門員その他の地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

ハ　地域支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

⑶　市町村は、市町村介護保険事業計画に、介護保険法第百十七条第二項第一号及び第二号並びに⑴イに掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならないものとする。（第百十七条第五項関係）

イ　当該市町村が定める区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び第６の４⑹の登録有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する登録住宅のそれぞれの入居定員総数

ロ　当該市町村が属する都道府県が定める区域ごとの当該区域における医療に関する専門的知識を有する者と介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者との連携の状況

⑷　市町村は、市町村介護保険事業計画のうち、⑴イに掲げる事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとする。（第百十七条第十四項関係）

⑸　都道府県介護保険事業支援計画について、次に掲げる事項について定めるものとする。（第百十八条第二項第二号、第三号、第五号関係）

イ　介護給付等対象サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

ロ　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関し、中長期的な観点から都道府県が取り組むべき施策に関する事項

ハ　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項（その目標に関する事項を含む。）

⑹　その他所要の改正を行う。

15　協議会に関する事項

⑴　都道府県は、１⑵の取組を促進するため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター、介護サービス事業者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関により構成される協議会を置くものとする。（第百二十条の三関係）

⑵　⑴の協議会は、１⑵の取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。（第百二十条の四第一項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

16　登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設等に関する事項

⑴　「登録施設介護支援」とは、登録施設要介護者（要介護者であって、第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるものをいう。）が指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定登録施設サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該登録施設要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護支援事業」とは、登録施設介護支援を行う事業をいうものとする。（第八条第二十四項関係）

イ　当該登録施設要介護者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要介護者の事情を、その入居する第６の４⑹の登録有料老人ホームの設置者

から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要介護者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定登録施設サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた登録施設サービス計画を作成すること。

ロ　登録施設サービス計画に基づく指定登録施設サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

(イ)　指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(ロ)　当該登録施設要介護者が地域住民等の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

ハ　当該登録施設要介護者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

⑵　「登録施設介護予防支援」とは、登録施設要支援者（要支援者であって、第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるものをいう。）が指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業（市町村、介護保険法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は同法第百十五条の四十七第七項の受託者が行うものに限る。）、特定地域居宅サービス等事業に係る介護予防サービス又はこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、地域包括支援センターの職員及び⑷の指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該登録施設要支援者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護予防支援事業」とは、登録施設介護予防支援を行う事業をいうものとする。（第八条の二第十七項関係）

イ　当該登録施設要支援者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要支援者の事情を、その入居する第６の４⑹の登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要支援者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた登録施設介護予防サービス計画を作成すること。

ロ　登録施設介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

(イ)　指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(ロ)　当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

⑶　介護給付として、登録施設介護サービス計画費の支給及び特例登録施設介護サービス計画費の支給を追加するとともに、予防給付として、登録施設介護予防サービス計画費の支給及び特例登録施設介護予防サービス計画費の支給を追加する。（第四十条第八号の二、第八号の三、第五十二条第八号の二、第八号の三関係）

⑷　市町村は、要介護被保険者のうち第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるもの（以下「登録施設要介護被保険者」という。）が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者から当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護支援（以下「指定登録施設介護支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要介護被保険者に対し、当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費を支給するものとする。（第四十七条の二第一項関係）

⑸　登録施設介護サービス計画費の額は、指定登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とするものとする。（第四十七条の二第二項関係）

⑹　⑷及び⑸のほか、登録施設介護サービス計画費の支給に関する事項について、居宅介護サービス計画費の支給に係る規定に準じた手続等に係る規定を設ける。（第四十七条の二第三項～第八項関係）

⑺　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要介護被保険者に対し、特例登録施設介護サービス計画費を支給するものとする。（第四十七条の三第一項関係）

イ　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護支援の事業に係る市町村の条例で定める員数及び指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準（ロにおいて「指定登録施設介護支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「基準該当登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ロ　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援及び基準該当登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（ハにおいて「特定地域登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ハ　指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

ニ　その他政令で定めるとき。

⑻　⑺のほか、登録施設介護支援について、居宅介護支援に準じた改正を行う。加えて、特例登録施設介護サービス計画費の支給について、特例居宅介護サービス計画費の支給に係る規定に準じた規定を設けるとともに、特例登録施設介護サービス計画費の額は、当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定めるものとする。（第四十七条の三第二項～第八項関係）

⑼　登録施設介護サービス計画費及び特例登録施設介護サービス計画費について、一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る登録施設介護サービス計画費等の額、高額介護サービス費の支給等に関し、居宅介護サービス費等に準じた規定を設ける。（第四十九条の二～第五十一条関係）

⑽　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるもの（以下「登録施設要支援被保険者」という。）が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る登録施設介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者から当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護予防支援（以下「指定登録施設介護予防支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要支援被保険者に対し、当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費を支給するものとする。（第五十九条の二第一項関係）

⑾　登録施設介護予防サービス計画費の額は、指定登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とするものとする。（第五十九条の二第二項関係）

⑿　⑽及び⑾のほか、登録施設介護予防サービス計画費の支給に関する事項について、介護予防サービス計画費の支給に係る規定に準じた手続等に係る規定を設ける。（第五十九条の二第三項～第八項関係）

⒀　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要支援被保険者に対し、特例登録施設介護予防サービス計画費を支給するものとする。（第五十九条の三第一項関係）

イ　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護予防支援の事業に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数並びに指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（ロにおいて「指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「基準該当登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ロ　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援及び基準該当登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（ハにおいて「特定地域登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

ハ　指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

ニ　その他政令で定めるとき。

⒁　⒀のほか、登録施設介護予防支援について、介護予防支援に準じた改正を行う。加えて、特例登録施設介護予防サービス計画費の支給について、特例介護予防サービス計画費の支給に係る規定に準じた規定を設けるとともに、特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定めるものとする。（第五十九条の三第二項～第八項関係）

⒂　登録施設介護予防サービス計画費及び特例登録施設介護予防サービス計画費について、一定以上の所得を有する要支援被保険者に係る登録施設介護予防サービス計画費等の額、高額介護予防サービス費の支給等に関し、介護予防サービス費等に準じた規定を設ける。（第五十九条の四～第六十一条関係）

⒃　登録施設介護支援事業を行う者の指定について居宅介護支援事業を行う者の指定に準じた規定を、登録施設介護予防支援事業を行う者の指定について介護予防支援事業を行う者の指定に準じた規定を、それぞれ設ける。（第八十五条の二～第八十五条の十、第百十五条の三十一の二～第百十五条の三十一の九関係）

⒄　登録施設介護支援事業を行う者又は登録施設介護予防支援事業を行う者について、それぞれ指定登録施設介護支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者としての指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る事業を行う事業所について指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者としての指定を受けたものとみなすものとする。ただし、当該指定登録施設介護支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでないものとする。（第八十五条の十一第一項、第百十五条の三十一の十第一項関係）

⒅　その他所要の改正を行う。

17　その他所要の改正を行う。

第３　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

１　国及び都道府県の責務に関する事項

第２の１に準じた改正を行う。（第二条第二項第五号、第三項第二号関係）

２　特例介護給付費及び特例訓練等給付費並びに特例計画相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設に関する事項

⑴　特例介護給付費及び特例訓練等給付費並びに特例計画相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設について、第２の６⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第三十条第一項第三号、第五十一条の十八第一項第二号等関係）

⑵　市町村は、療養介護に係る特例介護給付費の支給決定を受けた障害者が、⑴により新設するサービス類型に係る障害福祉サービスを提供する事業所又は施設から療養介護医療を受けたときは、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、特定地域療養介護医療費を支給するものとする。（第七十一条第二項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

３　市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の見直しに関する事項

⑴　市町村障害福祉計画について、第２の14⑵に準じた改正を行う。（第八十八条第三項第三号～第五号関係）

⑵　都道府県障害福祉計画について、第２の14⑸（ハに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第八十九条第二項第五号、第六号関係）

⑶　都道府県障害福祉計画について、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。（第八十九条第三項第二号、第三号関係）

イ　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資するために講ずる措置に関する事項

ロ　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置に関する事項

4　支援協議会に関する事項

⑴　支援協議会について、第２の13⑴に準じた改正を行う。（第八十九条の三第五項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

5　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進するための促進協議会について、第２の15に準じた改正を行う。（第八十九条の四、第八十九条の五第一項等関係）

6　その他所要の改正を行う。

第４　児童福祉法の一部改正

1　特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設に関する事項

⑴　特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設について、第２の６⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第二十一条の五の四第一項第三号、第二十四条の二十七第一項第二号等関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の円滑な実施を確保するための基本的な指針において定めるものとされている障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項及び提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるに当たっては、障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるように配慮するものとする。（第三十三条の十九第三項関係）

3　市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の見直しに関する事項

⑴　市町村障害児福祉計画について、第２の14⑵（イに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第三十三条の二十第三項第三号関係）

⑵　都道府県障害児福祉計画について、第２の14⑸（ハに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第三十三条の二十二第二項第四号、第五号関係）

4　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進するための協議会について、第２の15に準じた改正を行う。（第三十三条の二十六、第三十三条の二十七第一項等関係）

5　その他所要の改正を行う。

第５　生活困窮者自立支援法の一部改正

1　生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、地域における防災に関する業務並びに地域における消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関を追加するとともに、当該支援は、その支援体制の整備により生活困窮者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行われなければならないものとする。（第二条第二項関係）

2　生活困窮者居住支援事業のうち、生活困窮者自立支援法第三条第六項第二号に掲げる事業の対象者として、近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び生活保護法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者を追加する。（第三条第六項第二号関係）

3　その他所要の改正を行う。

第６　老人福祉法の一部改正

1　市町村老人福祉計画について、老人福祉事業その他の老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者と支援関係機関との連携に関する事項について定めるよう努めるものとする。（第二十条の八第三項第三号関係）

2　有料老人ホーム協会の業務の見直しに関する事項

有料老人ホーム協会の業務として、次に掲げる事項を追加する。（第三十一条の二第一項第五号、第六号関係）

⑴　有料老人ホームの設置者による有料老人ホーム入居情報提供事業者（有料老人ホームへの入居を希望する者及びその家族等又は有料老人ホームの設置者から、有料老人ホーム又は有料老人ホームへの入居を希望する者に関する情報の提供の求めを受け、これらの者に対して当該情報を提供する事業を行う者をいう。）の適正な利用の確保に関する調査及び研究

⑵　有料老人ホームの入居者の利益の保護に関する情報の収集、整理及び提供

3　有料老人ホームの設置の届出等に関する事項

⑴　有料老人ホームであって、４⑴の登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホーム以外のものを設置しようとする者は、あらかじめ、その施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項等を、当該施設を設置しようとする地の都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

⑵　⑴による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約（入居させる者と締結する有料老人ホームへの入居に係る契約をいう。以下同じ。）に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないものとする。（第二十九条第二項関係）

⑶　４⑹の登録有料老人ホームを除く有料老人ホームの設置者に関し、誇大広告の禁止、契約締結前における書面の交付及び説明等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二～第二十九条の八、第二十九条の十～第二十九条の十二関係）

⑷　⑶の有料老人ホームの設置者は、入居者が４⑴の状態に至った場合であって、当該入居者が４⑹の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するときは、当該入居者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事、４⑹の登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないものとする。（第二十九条の九関係）

⑸　⑶の有料老人ホームの設置者に関し、報告徴収及び立入検査、改善命令、事業停止命令等、所要の監督規定を設ける。（第二十九条の十三～第二十九条の十五関係）

⑹　その他所要の改正を行う。

4　一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設に関する事項

⑴　有料老人ホームであって、登録有料老人ホーム事業（介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして政令で定める状態にある者を入居させ、介護等の供与をする事業をいう。以下同じ。）を行うものを設置しようとする者は、あらかじめ、その有料老人ホームごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームを設置しようとする地の都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。（第二十九条の十六第一項関係）

⑵　⑴の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。（第二十九条の十六第二項関係）

⑶　⑴の登録（⑵の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するとともに、当該申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、⑴の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき等に該当しないことを誓約する書面、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約に係る約款その他厚生

労働省令で定める書類を添付しなければならないものとする。（第二十九条の十七関係）

イ　有料老人ホームの名称及び設置予定地（⑵の登録の更新をする場合にあっては、当該有料老人ホームの名称及び所在地）

ロ　登録を受けようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

ハ　法人である場合にあっては、その役員の氏名

ニ　未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び所在地並びにその役員の氏名）

ホ　入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

ヘ　入居者に供与をする介護等の内容

ト　入居者に対する介護サービスの提供について介護サービス提供者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項

チ　有料老人ホームの運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

リ　チに掲げるもののほか、有料老人ホームの設備及び運営に関する事項として厚生労働省令で定める事項

ヌ　その他厚生労働省令で定める事項

⑷　都道府県知事は、⑴の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、⑺により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならないものとする。（第二十九条の十八第一項関係）

イ　当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

⑴　書面（当該書面の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をする場合においては、当該電磁的記録）による契約であること。

⑵　厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

ロ　当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

ハ　当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

⑸　都道府県が⑷ハの条例を定めるに当たっては、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項並びに登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であって入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第二十九条の十八第二項関係）

⑹　都道府県知事は、⑷の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）の所在地の市町村長に通知しなければならないものとする。（第二十九条の十八第五項関係）

⑺　都道府県知事は、⑴の登録の申請があった場合において、申請者が、⑴の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正若しくは著しく不当な行為をした者であるとき等に該当するとき、又は⑶の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。（第二十九条の十九第一項関係）

⑻　⑴の登録は、登録有料老人ホーム登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとし、都道府県知事は、登録有料老人ホーム登録簿を一般の閲覧に供しなければならないものとする。（第二十九条の二十関係）

イ　⑶に掲げる事項（⑼において「登録事項」という。）

ロ　登録年月日及び登録番号

⑼　登録有料老人ホームの登録に関し、登録事項等の変更、廃止等、登録の抹消等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二十一、第二十九条の三十～第二十九条の三十二関係）

⑽　登録有料老人ホームの設置者に関し、誇大広告の禁止、契約締結前における書面の交付及び説明等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二十二～第二十九条の二十七関係）

⑾　３⑶の一部は、登録有料老人ホームの設置者について準用するものとする。（第二十九条の二十九関係）

⑿　登録有料老人ホームの設置者に関し、報告徴収及び立入検査、改善命令、事業停止命令、登録の取消し等、所要の監督規定を設ける。（第二十九条の二十八、第二十九条の三十三～第二十九条の三十六関係）

⒀　都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、登録有料老人ホームの登録及び登録有料老人ホーム登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができるものとする等、指定登録機関に係る所要の規定を設ける。（第二十九条の三十七～第二十九条の四十九関係）

⒁　その他所要の改正を行う。

５　その他所要の改正を行う。

第７　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

１　介護福祉士の養成施設等を卒業した者であって、介護福祉士でないものに付与される准介護福祉士の資格を廃止する。（附則第二条等関係）

２　その他所要の改正を行う。

第８　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

平成二十九年度から令和十三年度までの間に介護福祉士の養成施設等を卒業した者は、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年を経過する日までの間、介護福祉士となる資格を有するものとするほか、介護福祉士の養成施設等を卒業した者が、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年を経過する日までの間継続して介護等の業務に従事した場合において、同日の翌日以後も引き続き介護福祉士となる資格を有するものとする措置の対象を平成二十九年度から令和八年度までの間に介護福祉士の養成施設等を卒業した者とする。（附則第六条の二第一項、第六条の三関係）

第９　生活保護法の一部改正

１　生活保護法による介護扶助の給付について、第２の16の登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設に伴う所要の改正を行う。（第十五条の二第一項、第三項、第六項、第三十四条の二第二項、第五十四条の二第一項、別表第二関係）

２　その他所要の改正を行う。

第10　施行期日等

１　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　第１の１の一部、第５の１及び第８　公布の日

⑵　第２の８　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

⑶　第１の６、第２の３及び14⑶の一部並びに第６の３及び４　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

⑷　第１の３の一部、第２の２⑶及び16、第３の５、第４の４並びに第９の１　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

２　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

3　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行う。（附則第三条～第七十七条関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二百十二号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる審議官の定数を改める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二百十三号）（総務省）

1　事業所税の課税団体としての秋田市及び久留米市の指定を取り消す。（第五十六条の十五関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（改正令附則第一項関係）

◇日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百十四号）（農林水産省）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律（令和八年法律第十一号）の施行期日は、令和八年九月十日とする。

◇関税法施行令の一部を改正する政令（政令第二百十五号）（財務省）

1　下地島空港を税関空港に指定する。（別表第二関係）

2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百十六号）（農林水産省）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行期日は令和八年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年五月一日とする。

◇家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令（政令第二百十七号）（農林水産省）

第１　家畜伝染病予防法施行令の一部改正

1　ランピースキン病の対象家畜に水牛を加える。（第一条関係）

2　ランピースキン病の患畜又は疑似患畜の死体について、家畜防疫員の指示に従い化製処理する場合に焼却等の義務が除外される場合を定める。（第六条第二号関係）

3　登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤として、豚熱予防液を定める。（原始附則第二項関係）

第２　関税法施行令の一部改正

保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物として、家畜伝染病予防法第四十条第一項に規定する指定禁止物等を規定する。（第二十五条第六号関係）

第３　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の廃止

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令を廃止する。

第４　施行期日等

1　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。ただし、第１の３に係る規定については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。（附則第一条関係）

2　この政令の経過措置について定める。（附則第二条～第四条関係）

◇栄養士法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百十八号）（厚生労働省）

第１　栄養士法施行令の一部改正

1　栄養士名簿の登録事項について、日本の国籍を有しない者にあっては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域とする。（第二条第一項第二号関係）

2　管理栄養士名簿の登録事項について、１に準じた改正を行う。（第二条第二項第二号関係）

第２　医師法施行令の一部改正

医籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第３　歯科医師法施行令の一部改正

歯科医籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第４　診療放射線技師法施行令の一部改正

診療放射線技師籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第一条の三第二号関係）

第５　歯科技工士法施行令の一部改正

歯科技工士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第６　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

臨床検査技師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第７　調理師法施行令の一部改正

調理師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第十条第二号関係）

第８　薬剤師法施行令の一部改正

薬剤師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第９　理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正

理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第10　製菓衛生師法施行令の一部改正

製菓衛生師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第11　視能訓練士法施行令の一部改正

視能訓練士名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二号関係）

第12　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部改正

衛生検査技師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第四条第二号関係）

第13　保健師助産師看護師法施行令の一部改正

1　保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第一項第二号関係）

2　准看護師名簿の登録事項について、第１の１に準じた改正を行う。（第二条第二項第二号関係）

第14　施行期日等

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

2　所要の経過措置を定める。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二百十九号）（厚生労働省）

第１　健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額が一万五千円となる者に係る総所得金額の算定における公的年金等控除額を八十二万六千五百円とする。（第四十二条第三項第六号関係）

第２　船員保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第九条第三項第六号関係）

第３　国民健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第二十九条の三第四項第六号関係）

第４　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、第１に準じた改正を行う。（第十五条第一項第六号関係）

第５　介護保険法施行令の一部改正

高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費について、支給段階の判定基準の一部を八十二万六千五百円とする。（第二十二条の二の二第九項、第二十九条の二の二第九項関係）

第６　施行期日等

1　この政令は、一部の規定を除き、令和八年八月一日から施行する。（附則第一条関係）

2　所要の経過措置等を定める。

法律

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第四十九号

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

（国立国会図書館法の一部改正）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第二条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部日本学術会議図書館の項を削る。

附　則

この法律は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗

郵政民営化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十号

郵政民営化法等の一部を改正する法律

（郵政民営化法の一部改正）

第一条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「郵便局ネットワーク」を「前二項に規定するもののほか、郵便局ネットワーク」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）を受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源（同項に規定する郵便の業務等に係る経営資源をいう。）が活用されるようにするものとする。

第二十条に次の一項を加える。

2　民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十一条（見出しを含む。）中「委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

第二十二条の見出し中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条に次の一項を加える。

4　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十三条第一項中「第十三条第一項中「この法律」を「第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」に、「この法律並びに郵政民営化法（」を「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（」に、「第十四条第一項中「この法律」を「第十四条第一項中「及び機構法」に、「この法律並びに郵政民営化法第六十一条」を「、機構法並びに郵政民営化法第六十一条」に改める。

第八十九条の二中「（平成十七年法律第百号）」を削る。

第九十二条中「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第八号ロ及び第二項第二号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

附則第二条の次に次の三条を加える。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例）

第二条の二　第七条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式がそれぞれの発行済株式の総数に占める割合は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、同条に規定する責務の履行を確保する観点から、三分の一を超えているものとする」とする。

2　日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、第七条の二に規定する責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項及び第四項第一号において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。

3　前項の規定の適用がある場合における第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定の適用については、第六十二条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、附則第二条の二第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により保有していなければならない株式については、この限りでない」と、第六十三条第一項中「前二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する前条」と、「第六十一条及び第六十二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条」とする。

4　前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合には、日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

５　前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」とあるのは「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）附則第二条の二第二項及び第四項」と、同条第二項及び同法第十四条第一項中「及び機構法」とあるのは「、機構法並びに郵政民営化法附則第二条の二第二項及び第四項の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法附則第二条の二第四項に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の見直し）

第二条の三　民営化委員会は、当分の間、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても第七条の二に規定する責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

２　政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合においても第七条の二に規定する責務の履行が確保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、前条に規定する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　附則第二条第二号に定める日後における前項の規定の適用については、同項中「前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合」とあるのは、「日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合」とする。

（移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討）

第二条の四　民営化委員会は、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

一　移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（第百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

二　移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（第百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

２　政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本郵政株式会社法の一部改正）

第三条　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の三」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第五条に次の二項を加える。

３　会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

４　前項の「基盤的サービス」又は「郵便の業務等に係る経営資源」とは、それぞれ日本郵便株式会社法第二条第五項に規定する基盤的サービス又は郵便の業務等に係る経営資源をいう。

第六条の次に次の一条を加える。

（地域貢献資金の交付）

第六条の二　会社は、日本郵便株式会社が地域貢献業務（日本郵便株式会社法第四条第五項に規定する地域貢献業務をいう。）を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

２　前項に規定するもののほか、地域貢献資金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十一条中「処理」の下に「、第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立て」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（剰余金の配当の特例）

第十一条の二　政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

第二章中第十二条の次に次の二条を加える。

（地域貢献基金）

第十二条の二　会社は、日本郵便株式会社法第四条第六項の規定による通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、附則第三条の三第一項又は次項の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。

２　会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。

３　会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

４　会社は、地域貢献基金を設けたときは、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　その事業年度において第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額

二　その事業年度において第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した金額

三　その事業年度の末日における地域貢献基金の額

５　前各項に定めるもののほか、地域貢献基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（地域貢献基金の特例）

第十二条の三　会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。

第十三条第一項中「この法律」の下に「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」を加え、同条第二項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。

第十四条第一項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。

第十六条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議）

第十六条の二　会社は、第五条第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。次項において同じ。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。次項において同じ。）に対し、必要な協議を求めることができる。

２　総務大臣は、第五条第一項の責務の履行の確保が図られるよう、会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、前項の協議に関し、必要な助言をすることができる。

３　会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、第一項の協議の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第二十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十二条の二第四項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした同項に規定する書類を提出したとき。

附則第三条の次に次の二条を加える。

（政府の所有する株式に関する特例）

第三条の二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十一条の二の規定の適用については、同条中「政府の所有する株式に」とあるのは、「政府の所有する株式（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をしたものを除く。以下この条において同じ。）に」とする。

（地域貢献基金への積立て）

第三条の三　会社は、次に掲げる株式の処分により利益金を生じた場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み立てなければならない。

一　郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

二　郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

2　会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日又は郵便保険会社の株式の全部を処分した日のいずれか遅い日の属する事業年度の翌事業年度までの各事業年度に係る第十二条の二第四項及び第二十一条の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びにその事業年度において附則第三条の三第一項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額及びその積立てに係る同項に規定する利益金の額」と、同条第六号の二中「第十二条の二第四項」とあるのは「第十二条の二第四項（附則第三条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「、第十二条の二第四項」とする。

（日本郵便株式会社法の一部改正）

第三条　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び保険窓口業務」を「、保険窓口業務及び基盤的サービス提供業務」に改める。

第二条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　会社が営む銀行代理業に関して関連銀行が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第三項中「（第五条」を「（第五条第一項及び第七条第三項第一号」に、「第五条の」を「第五条第一項の」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行に関して関連保険会社が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下「基盤的サービス」という。）の提供であって、会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源（郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。第五条第二項において同じ。）を活用して行うものに係る業務をいう。

第四条第一項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務

イ　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ　基盤的サービス提供業務（イに掲げるものを除く。）

ハ　イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

第四条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「第二項第三号」を「第一項第八号ロ及び第二項第二号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、「代行を」の下に「同項第八号ロ」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　会社は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち次の各号のいずれにも該当すると認められるもの（次項において「地域貢献業務」という。）をできる限り実施するよう努めるものとする。

一　地域住民の生活の維持のために必要であること。

二　会社以外の者による実施が困難であること。

6　会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣及び日本郵政株式会社に通知しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

2　会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

3　会社は、その業務の運営に当たっては、前二項の責務を果たすため、常に経営を適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

第七条の見出し中「内容の届出」を「認可」に改め、同条中「、総務省令で定めるところにより」を削り、「締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければ」を「締結しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければ」に改め、「変更しようとするとき」の下に「（総務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　会社は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

二　第二条第二項第四号又は第三項第四号に掲げる手数料に関する事項が適正に定められていること。

第七条の次に次の一条を加える。

（基盤的サービス提供業務の実施に関する協議）

第七条の二　会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局（郵便窓口業務を行う会社の営業所であって、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを含む。）における第四条第一項第八号ロに掲げる業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

第十八条第二項第一号中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同項第二号中「第十条」を「第七条第一項又は第十条」に改める。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第七条第一項の規定に違反して、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したとき。

第二十三条第三号中「第七条」を「第七条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二条第二項の表第二条第四項の項の次に次のように加える。

第四条第一項第八号	前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第二条第一項に規定する業務

附則第二条第二項の表第四条第三項の項の次に次のように加える。

第四条第五項	第一項	第一項及び附則第二条第一項

附則第二条第二項の表第六条第二項第二号の項中「第六条第二項第二号」の下に「及び第七条の二」を加える。

附則に次の一条を加える。

（経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則）

第三条　会社は、当分の間、第十条の事業計画に経営の適正かつ効率的な実施に係る方針を記載しなければならない。

2　前項の方針は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項

二　第五条第二項の責務を果たすための第二条第五項に規定する郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項

（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「郵便局ネットワーク支援業務」を「郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務」に、「第十八条の六」を「第十八条の九」に改める。

第三条中「維持」の下に「及び活用（以下「郵便局ネットワークの維持等」という。）」を加え、「基本的な役務」を「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）」に改める。

第六条第二項中「二人」を「三人以内」に改める。

第九条第一項第二号中「（平成十七年法律第百号）」を削る。

第十三条第一項第一号中「この号及び第二十八条第一項第一号において」を削り、同項第三号中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、同号イ中「費用」の下に「（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務（八及び第十八条の三第二項各号において単に「銀行窓口業務」という。）及び同法第二条第三項に規定する保険窓口業務（八及び第十八条の三第二項各号において単に「保険窓口業務」という。）に係る部分に限る。）」を加え、同号ロ中「拠出金」を「イの交付金に関し関連銀行及び関連保険会社から拠出金」に改め、同号に次のように加える。

ハ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務（第十八条の三第二項第一号イにおいて単に「郵便窓口業務」という。）及び同法第二条第五項に規定する基盤的サービス提供業務（銀行窓口業務、保険窓口業務その他総務省令で定める業務を除く。以下「基盤的サービス提供業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金を交付すること。

ニ　ハの交付金に関し日本郵政株式会社から拠出金を徴収すること。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務

第十八条の二の見出し中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同条第一項中「単に「交付金」」を「金融窓口関連交付金」に改め、同条第二項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同項第一号中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、「含む」の下に「。第十八条の六第二項において同じ」を、「こと」の下に「並びに地域における需要に応じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすること」を加え、同項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、同条第三項及び第四項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改める。

第十八条の三の見出し中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改め、同条第一項中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号イ及びロ」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「郵便局ネットワーク支援業務」を「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」に改め、同条第二項中「前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額」を「それぞれ、次の各号に掲げる額のうち関連銀行に係る額の合計額及び当該各号に掲げる額のうち関連保険会社に係る額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前条第二項第一号に掲げる額を、総務省令で定める方法により、次のイからハまでに掲げる者について、その者の当該イからハまでに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

イ　日本郵便株式会社　郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務

ロ　関連銀行　銀行窓口業務

ハ　関連保険会社　保険窓口業務

二　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、総務省令で定める方法により、次のイ又はロに掲げる者について、その者の当該イ又はロに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

イ　関連銀行　銀行窓口業務

ロ　関連保険会社　保険窓口業務

第十八条の三第三項中「単に「拠出金」」を「「金融窓口関連拠出金」」に、「当該拠出金」を「当該金融窓口関連拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の四の見出し中「資料」を「金融窓口関連交付金等に係る資料」に改め、同条第一項中「交付金又は拠出金」を「金融窓口関連交付金又は金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の五第一項、第三項及び第五項中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の六中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に、「額及び」を「額」に、「交付金」を「金融窓口関連交付金の額及び第十八条の六第一項の規定により交付された郵便窓口等関連交付金」に改め、第三章第四節中同条を第十八条の九とし、第十八条の五の次に次の三条を加える。

（郵便窓口等関連交付金の交付）

第十八条の六　機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号ハの交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」という。）を交付する。

2　前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される郵便窓口等関連交付金の額は、第十八条の二第二項第二号に掲げる額の範囲内において、次に掲げる郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とする。

一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の総務省令で定める地域に所在する全ての郵便局（日本郵便株式会社の営業所に限る。）

二　前号に掲げる郵便局以外の郵便局（これらの郵便局における基盤的サービス提供業務の実施の状況及び必要性を勘案して総務省令で定める方法により算定した数の郵便局に限る。）

3　第十八条の二第三項及び第四項の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同項中「額（第二項各号に掲げる額を含む。）」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

（郵便窓口等関連拠出金の徴収）

第十八条の七　機構は、第三項の規定による通知を受けたときは、その都度、第十三条第一項第三号ハ及びニの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、日本郵政株式会社から、拠出金を徴収する。

2　前項の規定により日本郵政株式会社から徴収する拠出金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額に政府の所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じて得た額とする。

一　日本郵政株式会社が政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額

二　前号に掲げる額に日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十一条の二の政令で定める割合を乗じて得た額

3　総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の配当の決議について日本郵政株式会社法第十一条の規定による認可を行ったときは、機構に対し、日本郵政株式会社が納付すべき第一項の拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」という。）の額を通知しなければならない。

4　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、日本郵政株式会社に対し、納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5　日本郵政株式会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出金を納付する義務を負う。

（郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の請求等）

第十八条の八　第十八条の四の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第十八条の二第三項又は前条第三項」とあるのは「第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項」と、「日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社」とあるのは「日本郵便株式会社」と読み替えるものとする。

第十九条第三号を次のように改める。

三　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定

第十九条に次の一号を加える。

四　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定

第二十五条第一項中「及び簡易生命保険勘定」を「、簡易生命保険勘定及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定」に改め、同条第三項中「郵便局ネットワーク支援勘定」を「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定」に改める。

第二十六条中「及び郵便局ネットワーク支援業務」を「、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」に改める。

第三十二条の二第一号中「第十八条の三第二項」を「第十八条の三第二項各号」に改める。

第三十三条第五号及び第六号を削り、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第十八条の六第二項又は第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき　財務大臣

五　第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項、第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき　財務大臣

第三十八条第一号中「第十八条の四第三項」の下に「（第十八条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（政府の所有する日本郵政株式会社の株式に関する特例）

第二条の二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十八条の七第二項の規定の適用については、同項中「政府の所有する日本郵政株式会社の株式」とあるのは、「政府の所有する日本郵政株式会社の株式（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をしたものを除く。）」とする。

（郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務の財源の特例）

第二条の三　機構は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。

2　機構は、第十九条の規定にかかわらず、郵便貯金勘定に属する財産の状況に照らして第十三条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務の実施のために特に必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、前項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）附則第五条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により繰り入れた金額の範囲内において総務大臣の承認を受けた金額を郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定に繰り入れることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条（郵政民営化法第二十条に一項を加える改正規定、同法第二十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第二条の次に三条を加える改正規定に限る。）の規定並びに次条並びに附則第三条、第五条第一項及び第二項並びに第七条の規定　公布の日

二　附則第四条第一項から第四項までの規定　公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条（郵政民営化法第六十三条第一項の改正規定に限る。）、第二条（日本郵政株式会社法第十一条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定及び同法附則第三条の次に二条を加える改正規定（同法附則第三条の二に係る部分に限る。）及び第四条の規定並びに附則第五条第三項から第十項までの規定　令和九年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七条の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）及び郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社の間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第五条において「第三号施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法附則第二条の二第五項の規定の適用については、同項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」とあり、「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」とあり、及び「、機構法」とあるのは、「この法律」とする。

（日本郵便株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　日本郵便株式会社は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下この条において「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号ロ及び第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を営もうとするときは、施行日前においても、同条第四項の規定の例により、総務大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした日本郵便株式会社は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　郵政民営化法第九十三条第二項の規定は、総務大臣が前項前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合における同法第十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第九十三条第二項」とあるのは、「第九十三条第二項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

3　日本郵便株式会社は、施行日前に、銀行窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）及び保険窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）について、新日本郵便株式会社法第七条第一項前段及び第三項の規定の例により、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可を受けた銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵便株式会社法第七条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

4　施行日以後における銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の締結又は変更については、第三条の規定による改正前の日本郵便株式会社法第七条の規定は適用しない。

5　新日本郵便株式会社法附則第三条の規定は、日本郵便株式会社の令和九年四月一日の属する事業年度に係る事業計画から適用する。

（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　総務大臣は、第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下この条において「新機構法」という。）第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項各号の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第三十二条の二の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2　総務大臣は、新機構法第十八条の六第二項の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、財務大臣に協議することができる。

3　新機構法第十三条第一項（第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第十八条の五の規定は、第三号施行日の属する年度（新機構法第十八条の二第一項に規定する年度をいう。以下この条において同じ。）以降に新機構法第十八条の二第一項の規定により交付される交付金及び新機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金について適用し、当該年度より前の年度に第四条の規定による改正前の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下この項及び第五項において「旧機構法」という。）第十八条の二第一項の規定により交付される交付金及び旧機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金については、なお従前の例による。

4　新機構法第十八条の九の規定は、日本郵便株式会社が令和十年四月一日の属する年度以降の年度において提出及び公表をすべき書類について適用し、日本郵便株式会社が当該年度より前の年度において提出及び公表をすべき書類については、なお従前の例による。

5　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この条において「機構」という。）が、第三号施行日の属する年度以降に第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧機構法第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務を行う場合には、これらの業務は、新機構法第十八条の三第一項に規定する金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務（次項において単に「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）とみなす。

6　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十条に規定する郵便貯金管理業務（第八項において単に「郵便貯金管理業務」という。）又は簡易生命保険管理業務（同項において単に「簡易生命保険管理業務」という。）の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、新機構法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定（次項から第九項までにおいて単に「郵便貯金勘定」という。）又は同条第二号に定める簡易生命保険勘定（次項から第九項までにおいて単に「簡易生命保険勘定」という。）から同条第三号に定める金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定（次項において単に「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定」という。）に繰り入れることができる。

7　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

8　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、新機構法第十八条の七第一項に規定する郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から新機構法第十九条第四号に定める郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定（次項において単に「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定」という。）に繰り入れることができる。

9　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

10　機構の第三号施行日の属する事業年度における新機構法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「機構は、当分の間」とあるのは「機構は」と、「毎事業年度」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する事業年度において」と、「その事業年度の前事業年度」とあるのは「令和四年四月一日から当該事業年度の前事業年度の末日までの間」とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

社会福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十一号

社会福祉法等の一部を改正する法律

（社会福祉法の一部改正）

第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条」を「第九十二条の五」に、「第一節　包括的な支援体制の整備（第百六条の二―第百六条の十一）」を「第一節　地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供体制の整備（第百六条の二―第百六条の十四）　第二款　高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援（第百六条の十五―第百六条の十七）」に、「第三節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）　第四節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）」を「第三節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）　第四節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）　第五節　災害時福祉業務に従事する者の確保（第百八条の二―第百八条の八）」に改める。

第五条中「、利用者の意向を十分に尊重し」を削り、同条に次の一項を加える。

2　社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない。

第六条第二項中「地方公共団体は」の下に「、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に」を加え、「及び地域再生」を「、地域再生及び防災」に改め、「関する施策」の下に「、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策」を加え、同条第三項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に改め、「重層的支援体制整備事業」の下に「及び第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」を加え、同条に次の一項を加える。

4　都道府県は、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行う場合には、前項の整備を行う市町村との密接な連携の下に行うものとする。

第三十一条第六項中「行う者」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第八十条中「意向」を「意思決定の支援に配慮しつつ、その意向」に改める。

第九章第一節に次の四条を加える。

（社会福祉事業等従事者の確保のための協議会）

第九十二条の二　都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県センター（第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。次条第四項において同じ。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。次条第四項において同じ。）、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関（同条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（以下この節（次条第二項を除く。）及び第九十四条第五号において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

第九十二条の三　協議会は、次に掲げる状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、当該実情に応じた社会福祉事業等従事者の確保のための方策について協議を行うものとする。

一　地域における社会福祉事業等従事者の養成及び職場への定着の状況

二　地域における社会福祉事業等への関心を高めるための広報の状況

三　社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設における社会福祉事業等従事者の確保のための取組の状況

四　その他社会福祉事業等従事者の確保の状況

2　前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たつては、当該協議会が置かれている都道府県に置かれている介護保険法第百二十条の三に規定する協議会における協議の結果を踏まえるものとする。

3　都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

4　都道府県並びに協議会を構成する市町村、公共職業安定所、都道府県センター、介護労働安定センター及び社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体は、第一項の協議の結果を踏まえ、当該都道府県の区域内における教育機関及び社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設に対し、社会福祉事業等従事者の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第九十二条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持義務）

第九十二条の五　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がないのに、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九十四条第五号中「社会福祉事業等従事者」を「協議会の運営その他社会福祉事業等従事者」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　社会福祉事業等従事者の資質の向上に関する情報の提供を行うこと。

第九十五条の三第一項中「、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には」を削る。

第十章第一節の節名を次のように改める。

第一節　地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供

第十章第一節中第百六条の二の前に次の款名を付する。

第一款　包括的な支援体制の整備

第百六条の二第一号中「こども家庭センター」の下に「（第百六条の四第三項及び第百六条の六第四項において「こども家庭センター」という。）」を加え、「同項」を「同法第十条の二第二項」に改める。

第百六条の三第一項中「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする」を削り、同項第一号中「支援」の下に「、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備」を加え、「拠点」を「環境」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

第百六条の三第二項中「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（支援会議）

第百六条の三の二　市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2　支援会議は、生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。第五項において「関係会議」という。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3　支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

４　支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

５　支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に関係会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、当該関係会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

６　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　第一項から第五項までに定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第百六条の四第一項中「を整備する」を「の整備を促進する」に、「前条第一項各号」を「第百六条の三第一項各号」に改め、同条第二項第三号中「拠点の開設」を「環境の整備」に改め、同条第三項中「前項に規定する」を「第一項の」に改め、「児童福祉法第十条の二第二項に規定する」を削り、「地域包括支援センター」の下に「（第百六条の六第四項において「地域包括支援センター」という。）」を、「基幹相談支援センター」の下に「（第百六条の六第四項において「基幹相談支援センター」という。）」を加える。

第百六条の五第一項中「重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項

二　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

三　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

四　重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第百六条の五中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　市町村は、定期的に、その策定した重層的支援体制整備事業実施計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、重層的支援体制整備事業実施計画を変更するものとする。

第百六条の六を次のように改める。

（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）

第百六条の六　小規模市町村（その人口規模、その人口の減少の状況等からみて福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市町村として厚生労働省令で定める基準に該当するものをいう。以下この款において同じ。）は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を促進するため、第百六条の三第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うことができる。

２　前項の「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、小規模市町村において地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境として地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制を一体的に整備する事業をいう。

一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ　生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援の円滑な実施、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画の円滑な確保その他の地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関の相互の連携又は協働の促進のための事業

三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う環境の整備その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ　子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

３　小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業をいう。以下同じ。）に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。

４　小規模市町村は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施するに当たつては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

５　小規模市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の事務の全部又は一部を当該小規模市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

６　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百六条の六の次に次の一条を加える。

（都道府県の責務）

第百六条の六の二　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、必要と認めるときは、当該小規模市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、当該小規模市町村の求めに応じ、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

２　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行うときは、当該小規模市町村との密接な連携の下に行うものとする。

第百六条の七の見出し中「市町村」の下に「及び小規模市町村」を加え、同条に次の一項を加える。

２　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用は、小規模市町村の支弁とする。

第百六条の八第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一項」に改め、「この号」の下に「及び第百六条の九の二第二号」を加え、同条第三号中「前条」を「前条第一項」に、「第百六条の十第二号」を「以下この款」に改め、同条第四号及び第五号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百六条の九第三号中「第百六条の七」を「第百六条の七第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（小規模市町村に対する交付金の交付）

第百六条の九の二　国は、政令で定めるところにより、小規模市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額

四　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第百六条の九の三　都道府県は、政令で定めるところにより、小規模市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一　前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二　特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

第百六条の十の見出し中「市町村」の下に「及び小規模市町村」を加え、同条に次の一項を加える。

2　小規模市町村は、当該小規模市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

一　第百六条の九の二第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額

二　第百六条の九の二第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

第百六条の十一第一項中「第百六条の四第一項の」に、「同項第三号イ」を「同条第二項第三号イ」に改め、同条第二項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ロ」を「同条第一項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ハ」を「同条第二項第一号ハ」に改め、同条第四項中「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ニ」を「同条第二項第一号ニ」に改める。

第十章第一節中第百六条の十一の次に次の三条及び一款を加える。

（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業と介護保険法等との調整）

第百六条の十二　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二（第三項を除く。）並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（以下「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」という。）として行う同条第二項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第百二十三条第三項において同じ。）」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の六第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

2　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う同条第二項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

3　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う同条第二項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

4　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（以下「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」という。）として行う同条第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の六第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。）」とする。

（地域福祉推進協力団体）

第百六条の十三　市町村長は、地域福祉の推進に資する活動を行う民間団体のうちから、地域福祉推進協力団体を委嘱することができる。

2　地域福祉推進協力団体は、次に掲げる活動を行う。

一　地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。

二　地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、当該地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をすること。

三　地域福祉の推進のために必要な情報を市町村に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に資する活動であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

3　市町村長は、地域福祉推進協力団体に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域福祉推進協力団体の役員等による配慮）

第百六条の十四　地域福祉推進協力団体の役員又は職員は、前条第二項各号に掲げる活動を行うに当たり、当該活動に関して知り得た秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

第二款　高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援

（成年後見制度等の適切な利用の支援）

第百六条の十五　市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法第百十五条の四十五第二項第二号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（以下この款において「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。

一　地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下この項及び第百六条の十七第一項において「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

二　第百六条の十七第一項に規定する会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

三　前二号に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにこれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

2　市町村は、市町村社会福祉協議会その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事務の実施に係る方針を示して、当該事務の全部又は一部を委託することができる。

3　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（地域権利擁護相談支援センター）

第百六条の十六　地域権利擁護相談支援センターは、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項各号に掲げる事務を行うことを目的とする施設とする。

2　市町村は、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

3　前条第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

4　地域権利擁護相談支援センターの設置者は、自らその実施する事務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事務の質の向上を図るよう努めなければならない。

5　地域権利擁護相談支援センターの設置者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　市町村は、定期的に、地域権利擁護相談支援センターにおける事務の実施状況について、評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、前条第二項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7　市町村は、地域権利擁護相談支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域権利擁護相談支援センターの事務の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、地域権利擁護相談支援センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（会議）

第百六条の十七　市町村は、関係機関等、第百六条の十五第二項の規定による委託を受けた者その他の関係者（第三項及び第四項において単に「関係者」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を組織することができる。

2　会議は、第百六条の十五第一項各号に掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。

3　会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、高齢者及び障害者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　関係者は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　第一項から第四項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第百七条第一項に次の一号を加える。

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

第百八条第一項に次の一号を加える。

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

第百二十二条及び第百二十三条を次のように改める。

第百二十二条及び第百二十三条　削除

第十章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節　災害時福祉業務に従事する者の確保

（災害時福祉業務従事者の登録）

第百八条の二　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供に係る業務（以下この節において「災害時福祉業務」という。）に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。

2　前項の規定による登録は、厚生労働省令で定めるところにより、災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

（登録の消除）

第百八条の三　厚生労働大臣は、前条第一項の災害時福祉業務従事者（以下この節において「災害時福祉業務従事者」という。）について次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一　本人から登録の消除の申請があつた場合

二　本人が死亡したことを知つた場合

2　厚生労働大臣は、災害時福祉業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除することができる。

一　前条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たさなくなつたと認められる場合

二　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三　災害時福祉業務に関し犯罪又は不正の行為があつた場合

（情報の提供）

第百八条の四　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じ、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害時福祉業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

（事務の委託）

第百八条の五　厚生労働大臣は、第百八条の二第一項に規定する研修及び同項の規定による登録に関する事務並びに前条の規定による情報の提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

（災害時福祉業務従事者に対する要請等）

第百八条の六　都道府県知事は、災害が発生した場合であつて必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができる。

2　前項の規定による要請を受けた災害時福祉業務従事者を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該災害時福祉業務従事者が当該要請に応じて災害時福祉業務を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

3　災害時福祉業務従事者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士及び公認心理師を除く。以下この項において同じ。）は、正当な理由がないのに、災害時福祉業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。災害時福祉業務従事者でなくなつた後においても、同様とする。

（研修及び訓練）

第百八条の七　国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

2　都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3　国は、都道府県が行う災害時福祉業務従事者に係る事務が円滑に実施されるよう、当該都道府県に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（省令への委任）

第百八条の八　この節に定めるもののほか、災害時福祉業務に従事する者の確保について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百二十五条第二号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第四号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金銭以外の資産の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるもの

第百二十六条第二項第四号中「前条第四号」の下に「又は第五号」を加え、「同号に掲げる」を「当該」に改める。

第百二十七条第五号ト中「第百二十五条第四号」の下に「又は第五号」を加える。

第百三十二条第四項中「社会福祉連携推進法人は」の下に「、次項に規定する認可を受けた場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

5　社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る認定所轄庁（社会福祉連携推進認定をした所轄庁をいう。以下この章において同じ。）の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができる。

6　社会福祉連携推進法人が前項の規定により第二種社会福祉事業を行う場合における第二項及び第百三十七条の規定の適用については、同項中「社会福祉連携推進業務」とあるのは「社会福祉連携推進業務及び第二種社会福祉事業」と、同条第四号中「の業務」とあるのは「の業務（第二種社会福祉事業を除く。）」とする。

第百三十九条第一項中「社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）」を「認定所轄庁」に改める。

第百四十一条中「第百三十九条第一項」を「第百三十二条第五項」に改める。

第百四十二条中「選定」の下に「（再度の選定をする場合を除く。）」を加える。

第百四十三条、第百四十四条の表第五十六条第一項の項及び第百四十五条第五項中「第百三十九条第一項」を「第百三十二条第五項」に改める。

第百四十八条中「政令で」の下に「、第百三十二条第五項」を加える。

第百五十九条中「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」を「第百六条の三の二第六項、第百六条の四第六項、第百六条の六第六項、第百六条の十五第三項、第百六条の十六第五項又は第百六条の十七第五項の規定に違反して秘密を漏らした」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十条中「第九十五条の四」を「第九十二条の五、第九十五条の四」に、「違反した」を「違反して秘密を漏らした」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百六十条の二　第百八条の六第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第百六十四条中「第百五十九条第三号」を「第百五十九条第二号」に改める。

第二条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十二号中「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改め、「理由」の下に「又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由」を、「日常生活」の下に「又は社会生活」を加え、「者」を「生計困難者」に、「以下この号において同じ」を「）及びイ又はロに掲げるサービスのいずれかのサービス（以下この号において「福祉サービス・保健医療サービス等」という」に、「福祉サービス・保健医療サービス等の」を「福祉サービス・保健医療サービス等の」に改め、同号に次のように加える。

イ　保健医療サービス

ロ　葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービス

第八十条（見出しを含む。）中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第八十一条の見出し中「福祉サービス利用援助事業等」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等」に改め、同条中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第八十三条及び第八十四条（見出しを含む。）中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第九十二条の三第二項中「第百二十条の三に規定する協議会」の下に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の四に規定する促進協議会及び児童福祉法第三十三条の二十六に規定する協議会」を加える。

（介護保険法の一部改正）

第三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び指定研修実施機関」を「、指定研修実施機関及び指定研修受講管理機関」に、「第六十九条の三十三」を「第六十九条の三十三の二」に、「第六十九条の三十九」を「第六十九条の四十」に、「介護保険施設」を「介護保険施設等」に、「第百二十条の二」を「第百二十条の六」に改める。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければ」を「質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるようにしなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、介護サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講じなければならない。

第七条第五項中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条に次の一項を加える。

10　この法律において「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等（第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けようとする要介護被保険者等（第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。）が、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいう。

第八条第二項中「又は夜間対応型訪問介護」を削り、同条第十一項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十二項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同項第一号中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「及びその他」を「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他」に、「第百十五条の四十五第二項第三号」を「同条第二項第三号」に、「又は介護保険施設への入所」を「、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所」に、「、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設」を「、地域密着型介護老人福祉施設等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「及び」を「（第四十九条第一項第三号に規定する介護老人保健施設を除く。）及び介護医療院（第四十九条第一項第四号に規定する介護医療院を除く。）をいい、「特定地域介護保険施設」とは、第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第三号に規定する介護老人保健施設及び同項第四号に規定する」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の二第十六項中「同じ。）」の下に「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る介護予防サービス又はこれに相当するサービス」を加える。

第九条中「又は特別区（以下単に「市町村」という。）」を削る。

第十二条第四項中「を返還しなければ」を「の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければ」に改め、同条第六項中「被保険者証」の下に「その他被保険者の資格に関する確認」を加える。

第十三条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定地域介護保険施設

第二十七条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「次の各号に掲げる事業者又は施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するもの

イ　第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ　第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス（第八条第二十二項第一号に掲げるものに限る。）を行うもの

ハ　第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者

ニ　地域密着型介護老人福祉施設

ホ　介護保険施設

ヘ　特定地域介護保険施設

ト　第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

チ　第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

二　第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

第三十二条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「第二十七条第一項各号に掲げる事業者又は施設」に改める。

第四十一条第三項中「被保険者証を提示して」を「被保険者証の提示等により」に改める。

第四十二条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、」を「（次号において「指定居宅サービスの事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「及び基準該当居宅サービス」を「、基準該当居宅サービス及び特定地域居宅サービス」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十二条第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例居宅介護サービス費」を「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第三号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる特定地域居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　前条第四項第一号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの内容、要介護状態区分、当該特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚

生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用（通所介護及び通所リハビリテーション並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二　前条第四項第二号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

6　厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十二条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については同項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、居宅サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三　特定地域居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　特定地域居宅サービスの事業に係る利用定員

第四十二条の二第二項第二号中「夜間対応型訪問介護」及び「地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護に要する費用については、」を削る。

第四十三条第六項中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項若しくは第五項各号」に改める。

第四十四条第三項中「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額」を「特定福祉用具の種目、特定福祉用具を販売する事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定福祉用具の購入に要した費用の額とする。）」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「通常要する費用」を「係る第三項の厚生労働大臣が定める基準等」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十七条第一項第一号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、当該」を「（次号において「指定居宅介護支援の事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「及び基準該当居宅介護支援」を「、基準該当居宅介護支援及び特定地域居宅介護支援」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定居宅介護支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十七条第二項中「前項第一号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例居宅介護サービス計画費」を「第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例居宅介護サービス計画費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例居宅介護サービス計画費の額は、特定地域居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅介護支援に要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十七条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、居宅介護支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十八条第一項第二号中「介護保健施設サービス」の下に「（次条第一項第三号に規定する特定地域介護保健施設サービスを除く。）」を加え、同項第三号中「介護医療院サービス」の下に「（次条第一項第四号に規定する特定地域介護医療院サービスを除く。）」を加える。

第四十九条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　要介護被保険者が、指定介護老人福祉施設以外の介護老人福祉施設であって、特定地域に所在し、かつ、指定介護老人福祉施設に係る第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められるもの（次項において「特定地域介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下この条において「特定地域介護福祉施設サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　要介護被保険者が、特定地域に所在する介護老人保健施設（第九十四条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。）により行われる介護保健施設サービス（第四項において「特定地域介護保健施設サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　要介護被保険者が、特定地域に所在する介護医療院（第百七条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。）により行われる介護医療院サービス（第四項において「特定地域介護医療院サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十九条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中「特例施設介護サービス費」を「第一項第一号又は第五号に掲げる場合における特例施設介護サービス費」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

４　第一項第二号から第四号までに掲げる場合における特例施設介護サービス費の額は、特定地域介護福祉施設サービス、特定地域介護保健施設サービス又は特定地域介護医療院サービスごとに、要介護状態区分、これらの施設サービスに係る特定地域介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該施設サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

５　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十九条第一項の次に次の一項を加える。

２　都道府県が前項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護福祉施設サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

二　特定地域介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三　特定地域介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十九条の二第一項第二号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第六号中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同項第七号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第五十四条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、」を「（次号において「指定介護予防サービスの事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「及び基準該当介護予防サービス」を「、基準該当介護予防サービス及び特定地域介護予防サービス」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定介護予防サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第五十四条第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例介護予防サービス費」を「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合における特例介護予防サービス費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

５　第一項第三号に掲げる場合における特例介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる特定地域介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　前条第二項第一号に掲げる介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービス　当該介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスの内容、要支援状態区分、当該特定地域介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該介護予防サービスに要する平均的な費用（介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二　前条第二項第二号に掲げる介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービス　当該介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

三　前条第二項第三号に掲げる介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービス　当該介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

６　都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護予防サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三　特定地域介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　特定地域介護予防サービスの事業に係る利用定員

第五十五条第六項中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項若しくは第五項各号」に改める。

第五十六条第三項中「現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額」を「特定介護予防福祉用具の種目、特定介護予防福祉用具を販売する事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定介護予防福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額とする。）」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「通常要する費用」を「係る第三項の厚生労働大臣が定める基準等」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第五十八条第二項中「当該指定介護予防支援に要する」を「指定介護予防支援に要する」に改める。

第五十九条第一項第一号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、当該」を「（次号において「指定介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち」に、「事業者」を「事業所」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「及び基準該当介護予防支援」を「、基準該当介護予防支援及び特定地域介護予防支援」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第五十九条第二項中「前項第一号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例介護予防サービス計画費」を「第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例介護予防サービス計画費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例介護予防サービス計画費の額は、特定地域介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防支援に要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第五十九条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護予防支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第五十九条の二第一項第二号中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第五号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第六十九条第三項第二号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第六号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第三項及び第四項」に改め、同項第八号中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第十一号及び第十二号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第六十九条の二第一項第五号及び第六十九条の三ただし書中「第六十九条の三十八第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第六十九条の七中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を削り、同条第六項中「又は」の下に「前項の規定により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第六十九条の三十八第三項」の下に「又は第六項」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とする。

第六十九条の八を次のように改める。

第六十九条の八　削除

第五章第一節第二款の款名中「及び指定研修実施機関」を「、指定研修実施機関及び指定研修受講管理機関」に改める。

第六十九条の三十三第一項中「者（以下」の下に「この条において」を加え、「更新研修」を「第六十九条の三十四第四項に規定する研修」に、「事務（以下」を「事務（次項において」に改め、同条第二項中「、指定研修実施機関」の下に「及び研修事務」を加え、同項後段を削る。

第五章第一節第二款に次の一条を加える。

（指定研修受講管理機関の指定等）

第六十九条の三十三の二　都道府県知事は、その指定する者（以下この条において「指定研修受講管理機関」という。）に、次条第四項に規定する研修に係る受講の管理に関する事務（第三項において「研修受講管理事務」という。）を行わせることができる。

2　都道府県知事は、必要があると認めるときは、次条第四項に規定する研修について、その受講状況の確認をするため、指定研修受講管理機関に対して、必要な指示をすることができる。

3　第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修受講管理機関及び研修受講管理事務について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、指定研修受講管理機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の三十四に次の一項を加える。

4　介護支援専門員（厚生労働省令で定める者を除く。）は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。

第六十九条の三十八に次の二項を加える。

5　都道府県知事は、その登録を受けている第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員が同項に規定する研修を正当な理由がなく受けていないと認めるときは、当該介護支援専門員に対し、当該研修を受けるよう命ずることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた同項に規定する介護支援専門員が当該命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

第六十九条の三十九第一項第四号中「前条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項第三号中「前条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

第五章第一節第三款に次の一条を加える。

（事業者等の義務等）

第六十九条の四十　介護サービスを提供する事業者又は施設の開設者であって、都道府県又は市町村の条例により介護支援専門員を有しなければならないものとされているものは、第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員を業務に従事させたとき、又は当該介護支援専門員が当該業務に従事しなくなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護支援専門員の氏名その他厚生労働省令で定める事項を当該介護支援専門員の登録に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2　前項に規定する事業者又は施設の開設者は、第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員をその従業者として有しているときは、当該介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るため、当該介護支援専門員の同項に規定する研修の受講の機会を確保するための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する事業者又は施設の開設者が、同項の規定による報告をせず、又は前項の規定による措置をとっていないと認めるときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その報告を行い、又はその措置をとるべきことを勧告することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者又は施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　都道府県知事は、第三項の規定による勧告を受けた事業者又は施設の開設者のうち、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者であるものが、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

7　都道府県知事は、第五項の規定による命令を受けた事業者又は施設の開設者が当該命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者又は施設の指定又は許可に係る都道府県知事又は市町村長に対し、当該違反の内容を通知しなければならない。

第七十三条第二項及び第七十八条の三第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第七十八条の八中「設けて」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第八十条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節　介護保険施設等

第八十七条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第九十一条中「設けて」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第九十四条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の許可の申請のうち特定地域において介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同項第二号又は第三号に該当する場合のものにおける同項の規定の適用については、同項第二号中「第九十七条第一項」とあるのは「第九十七条第五項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第六項」と、同項第三号中「第九十七条第三項」とあるのは「第九十七条第七項」とする。

5　都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。

第九十六条第一項中「次条第三項」の下に「（第九十四条第五項の規定による通知を受けた介護老人保健施設の開設者にあっては、次条第七項）」を加え、同条第二項中「から提示された被保険者証に」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第九十七条第一項中「介護老人保健施設」の下に「（第五項に規定するものを除く。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「前項に規定する厚生労働省令で定める」を「第四項又は前項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　介護老人保健施設（第九十四条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。次項、第七項及び第八項第二号において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

6　介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

7　前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

8　都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護老人保健施設における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二　介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第九十九条第一項中「規定による」を削る。

第九十九条の二中「第九十七条第六項」を「第九十七条第十項」に改める。

第百一条中「第九十七条第一項」の下に「（同条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、同条第七項）」を、「同条第三項」の下に「（同条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、同条第七項）」を加える。

第百三条第一項中「次の各号」を「第一号、第二号又は第五号（第九十七条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、第三号から第五号まで）」に改め、同項第三号中「第九十七条第六項」を「第九十七条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第六項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

四　第九十七条第七項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

第百三条第五項中「第一項各号」を「第一項第一号、第二号又は第五号（第九十七条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、第一項第三号から第五号まで）」に改める。

第百四条第一項第三号中「第九十七条第十一項」に改める。

第百四条の二第一号中「規定による」を削る。

第百七条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の許可の申請のうち特定地域において介護医療院を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同項第二号又は第三号に該当する場合のものにおける同項の規定の適用については、同項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百十一条第五項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第六項」と、同項第三号中「第百十一条第三項」とあるのは「第百十一条第七項」とする。

5　都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護医療院を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。

第百十条第一項中「次条第三項」の下に「（第百七条第五項の規定による通知を受けた介護医療院の開設者にあっては、次条第七項）」を加え、同条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第百十一条第一項中「介護医療院」の下に「（第五項に規定するものを除く。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「前項に規定する厚生労働省令で定める」を「第四項又は前項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　介護医療院（第百七条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。次項、第七項及び第八項第二号において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

6　介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

7　前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

8　都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護医療院における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二　介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第百十三条第一項中「規定による」を削る。

第百十四条中「第百十一条第六項」を「第百十一条第十項」に改める。

第百十四条の三中「第百十一条第一項」の下に「（同条第五項に規定する介護医療院にあっては、同項）」を、「同条第三項」の下に「（同条第五項に規定する介護医療院にあっては、同条第七項）」を加える。

第百十四条の五第一項中「次の各号」を「第一号、第二号又は第五号（第百十一条第五項に規定する介護医療院にあっては、第三号から第五号まで）」に改め、同項第三号中「第百十一条第六項」を「第百十一条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　その業務に従事する従業者の人員について第百十一条第六項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

四　第百十一条第七項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

第百十四条の五第五項中「第一項各号」を「第一項第一号、第二号又は第五号（第百十一条第五項に規定する介護医療院にあっては、第一項第三号から第五号まで）」に改める。

第百十四条の六第一項第三号中「第百十一条第七項」を「第百十一条第十一項」に改める。

第百十四条の七第一号中「規定による」を削る。

第百十五条の三第二項、第百十五条の十三第二項及び第百十五条の二十三第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第九十七条第七項、第百十一条第七項」を「第九十七条第十一項、第百十一条第十一項」に改める。

第百十五条の四十五第一項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　被保険者（第一号被保険者に限る。）に対して、次のイ又はロの事業を行う事業

イ　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

ロ　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するとともに地域住民相互の交流を促進することを目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、イの事業その他厚生労働省令で定める事業を一体的に実施するための拠点を運営する事業

第百十五条の四十五第二項第一号中「連絡調整その他の」の下に「被保険者の家族の状況その他の事情に応じて実施する」を加え、同項第三号中「できるよう」の下に「被保険者の家族の状況その他の事情に応じて実施する」を加え、同条中第十項を第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「及び前項各号に掲げる事業」を「、第二項各号に掲げる事業及び特定地域居宅サービス等事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　その区域内に特定地域がある市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める居宅サービス若しくは介護予防サービス又はこれらに相当するサービスを行う事業（以下「特定地域居宅サービス等事業」という。）を行うことができる。

一　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた被保険者のうち、居宅において介護を受けるもの　訪問介護、訪問入浴介護、通所介護又は短期入所生活介護

二　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要支援認定を受けた被保険者のうち、居宅において支援を受けるもの　介護予防訪問入浴介護又は介護予防短期入所生活介護

第百十五条の四十六第三項中「者（」の下に「第一号介護予防支援事業及び」を加える。

第百十五条の四十七第二項中「包括的支援事業（」の下に「第一号介護予防支援事業及び」を加え、同条第五項中「（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）」を削り、同条第十二項中「第百十五条の四十五第三項各号」を「第百十五条の四十五第四項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　市町村は、特定地域居宅サービス等事業については、当該特定地域居宅サービス等事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該特定地域居宅サービス等事業の実施を委託することができる。

13　前項の規定により特定地域居宅サービス等事業の実施の委託を受けた者は、特定地域居宅サービス等事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百十五条の四十八の見出しを「（支援会議）」に改め、同条第一項中「関係機関及び」を「地域包括支援センターその他の関係機関並びに」に、「（会議）」を「（支援会議）」に改め、同条第二項中「会議」を「支援会議」に改め、「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項及び第四項中「会議」を「支援会議」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に、「会議」を「支援会議」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「会議」を「支援会議」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　支援会議は、当該支援会議が置かれている市町村において、社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する支援協議会、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第

一項に規定する支援会議その他の支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならない。

6　市町村は、支援会議の実施について、その一部を地域包括支援センターの設置者に委託することができる。

7　市町村又は前項の規定により委託を受けた地域包括支援センターの設置者は、支援会議の運営に当たり包括的支援事業との連携を図ることその他地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百十七条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　介護給付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量に関する中長期的な推計

四　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関し、中長期的な観点から市町村が取り組むべき施策に関する事項

第百十七条第三項第三号中「介護給付等対象サービスの種類ごとの量」及び「、地域支援事業の量」を削り、同項第四号中「介護給付等対象サービス及び」を削り、同号を同項第四号の二とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第百十七条第三項第五号を次のように改める。

五　地域支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第百十七条第三項第九号中「登録住宅（」及び「限る。」の下に「第五項第一号及び」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、同条第十三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第二項第三号」を「第二項第五号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、第二項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　第二項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数

二　次条第二項第一号の区域ごとの当該区域における医療に関する専門的知識を有する者と介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者との連携の状況

第百十八条第二項第一号中「介護保険施設の種類ごと」を「介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「事項」の下に「（その目標に関する事項を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　介護給付等対象サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

三　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関し、中長期的な観点から都道府県が取り組むべき施策に関する事項

第百十八条第二項に次の一号を加える。

五　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項（その目標に関する事項を含む。）

第百十八条第三項第三号中「介護給付等対象サービス及び」を削り、同項第四号中「介護給付等対象サービスの提供又は」、「のための事業所又は施設」及び「介護サービスの」を削り、同条第八項中「第二項第二号」を「第二項第四号及び第五号」に、「及び同項第三号に規定する」を「並びにそれぞれの」に改め、同条第九項中「前条第八項」を「前条第九項」に改める。

第百二十条の二第一項中「第百十七条第五項」を「第百十七条第六項」に改める。

第七章に次の四条を加える。

（協議会）

第百二十条の三　都道府県は、第五条第四項に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、介護サービス事業者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（以下この章（次条第二項を除く。）において「協議会」という。）を置くものとする。

第百二十条の四　協議会は、第五条第四項に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

2　前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たっては、当該協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

3　都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第百二十条の五　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持義務）

第百二十条の六　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百二十一条第一項第一号中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第二号中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条第二項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に、「第五十六条第六項」を「第五十六条第七項」に改める。

第百二十二条の二第一項及び第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加え、同条第三項中「限る。）」の下に「及び第百六条の九の二（第二号に係る部分に限る。）」を、「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加え、同条第四項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加える。

第百二十三条第一項第一号中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第二号中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条第三項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加える。

第百二十四条第三項及び第百二十六条第一項中「に要する」を「及び特定地域居宅サービス等事業に要する」に改める。

第百四十八条第一項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に、「第五十六条第六項」を「第五十六条第七項」に改め、同条第二項中「及び第百六条の九」を「、第百六条の九」に改め、「第二号に係る部分に限る。）」の下に「、第百六条の九の二（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第百六条の九の三（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第二百五条第二項中「第百十五条の四十八第五項」を「第百十五条の四十八第八項」に改める。

第二百五条の三の次に次の一条を加える。

第二百五条の三の二　第百二十条の六の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条の二第二号中「第六十九条の三十三第二項」の下に「及び第六十九条の三十三の二第三項」を加える。

第二百九条第一号中「第四十二条第四項」を「第四十二条第七項」に、「第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項」を「第四十七条第七項、第四十九条第六項、第五十四条第七項」に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第七項」に改める。

第二百十一条第一項中「第二百五条の二」の下に「、第二百五条の三、第二百五条の四」を加える。

第二百十三条第二項中「第六十九条の七第六項又は第七項」を「第六十九条の七第三項又は第四項」に改める。

附則第九条の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「指定介護老人福祉施設に入所する」を「指定介護老人福祉施設又は第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設（以下この項において「特定地域介護老人福祉施設」という。）に入所する」に改め、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第四条　介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）」を「第四節　指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）　第四節の二　指定登録施設介護支援事業者（第八十五条の二―第八十五条の十一）」に、「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十二―第百十五条の三十一）」を「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十二―第百十五条の三十一の二）　第八節の二　指定登録施設介護予防支援事業者（第百十五条の三十二―第百十五条の三十一の十）」に改める。

第八条第十一項中「有料老人ホーム」を「老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）」に改め、同条第二十項中「有料老人ホーム」を「登録有料老人ホーム」に改め、同条第二十一項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同条第二十三項中「、居宅要介護者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者を除く。）」を、「その他の居宅」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室を除く。）」を加え、「その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、同条第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供」を「次に掲げる支援」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成すること。

二　居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供を確保するため、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者（次項第二号イにおいて「指定居宅サービス事業者等」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この号及び次項第三号において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

第八条中第二十八項を第二十九項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

24　この法律において「登録施設介護支援」とは、登録施設要介護者（要介護者であって、登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるものをいう。）が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の登録有料老人ホームにおける居室において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定登録施設サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該登録施設要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護支援事業」とは、登録施設介護支援を行う事業をいう。

一　当該登録施設要介護者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要介護者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要介護者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定登録施設サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設サービス計画」という。）を作成すること。

二　登録施設サービス計画に基づく指定登録施設サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ　指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ロ　当該登録施設要介護者が地域住民等（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等をいう。次条第十七項第二号ロにおいて同じ。）の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

三　当該登録施設要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

第八条の二第十六項中「、居宅要支援者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において支援を受ける者を除く。）」を加え、「この項に」を「この項及び次項に」に、「その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第百十五条の三十の二第一項、第百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供」を「次に掲げる支援」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該居宅要支援者の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成すること。

二　介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（次項第二号イにおいて「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

第八条の二に次の一項を加える。

17　この法律において「登録施設介護予防支援」とは、登録施設要支援者（要支援者であって、登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるものをいう。）が指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該登録施設要支援者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護予防支援事業」とは、登録施設介護予防支援を行う事業をいう。

一　当該登録施設要支援者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要支援者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要支援者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設介護予防サービス計画」という。）を作成すること。

二　登録施設介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ　指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ロ　当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

第十三条第一項に次の一号を加える。

五　特定施設である有料老人ホーム以外の有料老人ホーム（その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものであって、その入居定員が二十九人以下であるものを除く。）

第二十二条第三項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項」に改め、「指定介護予防支援事業者」の下に「又は第五十九条の二第一項に規定する指定登録施設介護予防支援事業者」を、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加える。

第二十三条中「施設サービス」を「登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス」に、「若しくは介護予防支援」を「、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は登録施設介護予防支援」に改める。

第二十四条の二第一項第二号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二十七条第一項中「申請書に被保険者証を添付して」を削り、同項第一号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者

第二十七条第七項中「、市町村は」の下に「、当該被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第九項中「ときは」の下に「、第一項の申請に係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「第一項の申請に係る被保険者に」及び「とともに、当該被保険者の被保険者証を返付する」を削る。

第二十八条第五項中「規定する指定居宅介護支援事業者」の下に「、第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者」を加える。

第三十条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第二十七条第五項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付する」を「、第一項の申請に係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「第一項の申請に係る被保険者に」及び「とともに、当該被保険者の被保険者証を返付する」を削る。

第三十一条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同項第二号中「、前条第二項」の下に「において準用する第二十七条第二項の規定」を加え、「次項」を「第三項」に、「第二十七条第二項」を「同条第二項」に、「第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項」を「第二十四条の二第一項第二号の規定又は前条第二項において準用する第二十八条第五項の規定」に、「第二十八条第五項」を「同条第五項」に改め、「、又は前条第二項」の下に「において準用する第二十七条第三項ただし書の規定」を加え、「第二十七条第三項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要介護認定の取消しをしたときは、当該要介護認定の取消しに係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

第三十二条第一項中「申請書に被保険者証を添付して」を削り、同条第六項中「、市町村は」の下に「、当該被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第八項中「ときは」の下に「、第一項の申請に係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「第一項の申請に係る被保険者に」及び「とともに、当該被保険者の被保険者証を返付する」を削る。

第三十三条の三第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に、「第五項まで及び第六項前段」を「第六項まで」に改める。

第三十四条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同項第二号中「若しくは次項において準用する第三十二条第二項」を「において準用する第三十二条第二項の規定若しくは第三項において準用する同条第二項」に改め、「第二十四条の二第一項第二号」の下に「の規定」を、「又は前条第二項」の下に「において準用する第二十八条第五項の規定」を加え、「次項において準用する第二十八条第五項」を「第三項において準用する同条第五項」に、「又は次項」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要支援認定の取消しをしたときは、当該要支援認定の取消しに係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

第三十五条第二項及び第四項中「当該被保険者に」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「を通知するとともに、」を「及び」に、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第五項中「第三十一条第三項」に改め、同条第六項中「、市町村は」の下に「、当該通知に係る被保険者に」を加え、「当該通知に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに」を「要支援認定をした旨及び」に、「記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、同項に規定する被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その被保険者証の提出を求めることができる。

第五項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第七項前段並びに」を削る。

第三十七条第一項中「の被保険者証に、」を「に対し、当該認定に係る」に、「及び第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三十条第二項」に改め、「、第三十条第一項後段」を削り、「及び第三十三条の二第二項」を「、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「、第三十三条の三第一項後段」を削り、「記載に併せて」を「通知に併せて、厚生労働省令で定めるところにより」に、「記載する」を「通知する」に改め、同条第二項中「被保険者は」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「とともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付する」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十八条第一項中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「第三十条、」を削り、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に、「、第三十三条の三及び」を「及び」に改める。

第四十条第八号の次に次の二号を加える。

八の二　登録施設介護サービス計画費の支給

八の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給

第四十一条第六項中「により」の下に「同条第一項に規定する」を加え、「であって、」を「であって」に、「なっている場合」を「なっているとき、第四十七条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定居宅サービスが当該指定登録施設介護支援の対象となっているとき」に、「場合に」を「ときに」に改める。

第四十二条の二第六項中「により」の下に「同条第一項に規定する」を加え、「であって、」を「であって」に、「なっている場合」を「なっているとき、第四十七条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定地域密着型サービスが当該指定登録施設介護支援の対象となっているとき」に、「場合に」を「ときに」に改める。

第四十六条第一項中「、居宅要介護被保険者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（登録施設介護サービス計画費の支給）

第四十七条の二　市町村は、要介護被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要介護被保険者」という。）が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定登録施設介護支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護支援（以下「指定登録施設介護支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要介護被保険者に対し、当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費を支給する。

2　登録施設介護サービス計画費の額は、指定登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

3　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　登録施設要介護被保険者が指定登録施設介護支援事業者から指定登録施設介護支援を受けたとき（当該登録施設要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該登録施設要介護被保険者が当該指定登録施設介護支援事業者に支払うべき当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費として当該登録施設要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該登録施設要介護被保険者に代わり、当該指定登録施設介護支援事業者に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があったときは、登録施設要介護被保険者に対し登録施設介護サービス計画費の支給があったものとみなす。

6　市町村は、指定登録施設介護支援事業者から登録施設介護サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準（指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7　第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は登録施設介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定登録施設介護支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　前各項に規定するもののほか、登録施設介護サービス計画費の支給及び指定登録施設介護支援事業者の登録施設介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例登録施設介護サービス計画費の支給）

第四十七条の三　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要介護被保険者に対し、特例登録施設介護サービス計画費を支給する。

一　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護支援の事業に係る第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定登録施設介護支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「基準該当登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援及び基準該当登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　その他政令で定めるとき。

2　市町村が前項第一号の規定により条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　基準該当登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

３　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、登録施設介護支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

４　第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例登録施設介護サービス計画費の額は、当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

５　第一項第二号に掲げる場合における特例登録施設介護サービス計画費の額は、特定地域登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

６　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

７　市町村長は、特例登録施設介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る登録施設介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「登録施設介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録施設介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

８　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第四十九条の二第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の二第二項

四の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の三第四項及び第五項

第五十条第一項中「若しくは」を「、登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは」に改め、同条第二項及び第三項中「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加える。

第五十一条第一項中「又は」を「、登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。）又は」に改め、「特例地域密着型介護サービス費」の下に「、登録施設介護サービス計画費、特例登録施設介護サービス計画費」を加え、同条第二項中「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加える。

第五十二条第八号の次に次の二号を加える。

八の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給

八の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給

第五十三条第一項中「であって、」を「であって」に改め、「いるとき」の下に「、第五十九条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定登録施設介護予防サービスが当該指定登録施設介護予防支援の対象となっているとき」を加える。

第五十四条の二第一項中「であって、」を「であって」に改め、「いるとき」の下に「、第五十九条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定登録施設介護予防支援の対象となっているとき」を加える。

第五十八条第一項中「、居宅要支援被保険者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において支援を受ける者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第五十九条の二第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の二第二項

四の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給　前条第四項及び第五項

第五十九条の二を第五十九条の四とし、第五十九条の次に次の二条を加える。

（登録施設介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条の二　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要支援被保険者」という。）が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る登録施設介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定登録施設介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護予防支援（以下「指定登録施設介護予防支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要支援被保険者に対し、当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費を支給する。

２　登録施設介護予防サービス計画費の額は、指定登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

３　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

４　登録施設要支援被保険者が指定登録施設介護予防支援事業者から指定登録施設介護予防支援を受けたとき（当該登録施設要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該登録施設要支援被保険者が当該指定登録施設介護予防支援事業者に支払うべき当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費として当該登録施設要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該登録施設要支援被保険者に代わり、当該指定登録施設介護予防支援事業者に支払うことができる。

５　前項の規定による支払があったときは、登録施設要支援被保険者に対し登録施設介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。

６　市町村は、指定登録施設介護予防支援事業者から登録施設介護予防サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

７　第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は登録施設介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定登録施設介護予防支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

８　前各項に規定するもののほか、登録施設介護予防サービス計画費の支給及び指定登録施設介護予防支援事業者の登録施設介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例登録施設介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条の三　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要支援被保険者に対し、特例登録施設介護予防サービス計画費を支給する。

一　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護予防支援の事業に係る第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「基準該当登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援及び基準該当登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　その他政令で定めるとき。

2　市町村が前項第一号の規定により条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　基準該当登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、登録施設介護予防支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、特定地域登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

7　市町村長は、特例登録施設介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る登録施設介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「登録施設介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録施設介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第六十条第一項中「又は」を「若しくは登録施設介護予防支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）又は」に改め、同条第二項及び第三項中「地域密着型介護予防サービス」の下に「若しくは登録施設介護予防支援」を加える。

第六十一条第一項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は登録施設介護予防支援」に、「及び特例地域密着型介護予防サービス費」を「、特例地域密着型介護予防サービス費、登録施設介護予防サービス計画費及び特例登録施設介護予防サービス計画費」に改め、同条第二項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス又は登録施設介護予防支援」に改める。

第六十六条第一項中「除き」の下に「、当該要介護被保険者等に」を加え、「、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に」を削り、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加え、「記載（」を「通知（」に、「支払方法変更の記載」を「支払方法変更通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十六条第二項中「対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載」を「、厚生労働省令で定めるところにより、支払方法変更通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十六条第三項中「より支払方法変更の記載」を「より支払方法変更通知」に、「当該支払方法変更の記載を消除する」を「当該支払方法変更通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第四項中「より支払方法変更の記載」を「より支払方法変更通知」に、「支払方法の変更の記載がなされている」を「支払方法変更通知を受けている」に改め、「指定居宅介護支援」の下に、「指定登録施設介護支援」を加え、「及び指定介護予防支援」を、「指定介護予防支援及び指定登録施設介護予防支援」に改め、「居宅介護サービス計画費の支給」の下に、「登録施設介護サービス計画費の支給」を、「介護予防サービス計画費の支給」の下に、「登録施設介護予防サービス計画費の支給」を、「第四十六条第四項」の下に、「第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に、「第五十九条の二第四項」を加える。

第六十七条第三項中「支払方法変更の記載」を「支払方法変更通知」に改める。

第六十八条第一項中「除き」の下に「、当該要介護被保険者等に」を加え、「、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に」を削り、「第四十六条第四項」の下に「、第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加え、「記載（」を「通知（」に、「保険給付差止の記載」を「保険給付差止通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十八条第二項中「より保険給付差止の記載」を「より保険給付差止通知」に、「当該保険給付差止の記載を消除する」を「当該保険給付差止通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「保険給付差止の記載」を「保険給付差止通知」に改める。

第六十九条第一項中「の被保険者証に」を「に対し」に、「及び第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三十条第二項」に改め、「、第三十条第一項後段」を削り、「及び第三十三条の二第二項」を「、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「、第三十三条の三第一項後段」を削り、「記載に」を「通知に」に、「記載（」を「通知（」に、「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に改め、同条第二項中「より給付額減額等の記載」を「より給付額減額等通知」に、「当該給付額減額等の記載を消除する」を「当該給付額減額等通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第三項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に、「施設サービス」を「登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス」に、「及び地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び登録施設介護予防支援」に、「第五十九条の二」を「第五十九条の四」に改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の二第二項

四の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の三第四項及び第五項

第六十九条第三項第十号の次に次の二号を加える。

十の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の二第二項

十の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の三第四項及び第五項

第六十九条第四項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に改め、「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス及び登録施設介護予防支援」に、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条の四第一項」に改め、同条第五項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に改め、「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス及び登録施設介護予防支援」に、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条の四第一項」に改め、同条第五項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に改め、「地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス及び登録施設介護予防支援」に改める。

第六十九条の三中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加える。

第六十九条の四十第五項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第七十条第二項第五号の三中「以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三、第百十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において」を「第八十六条第二項第七号ハを除き、以下」に、「第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において」を「同号ハを除き、以下」に改める。

第七十三条第二項中「及び第二十九条第二項及び第三十条第二項」に、「）若しくは」を「）又は」に、「及び第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「又は第三十条第一項後段若しくは第三十三条の三第一項後段に規定する意見」を削る。

第七十四条第五項、第七十五条の二第一項、第七十八条の四第七項及び第七十八条の六第一項中「、他の」を「、指定登録施設介護支援事業者、他の」に改める。

第七十八条の十第七号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改め、「第八十四条」の下に「、第八十五条の九」を加え、同条第十三号中「第二十九条第十八項」を「第二十九条の三十五第三項及び第二十九条の三十六第四項」に改める。

第五章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　指定登録施設介護支援事業者

（指定登録施設介護支援事業者の指定）

第八十五条の二　第四十七条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録施設介護支援事業を行う者の申請により、登録施設介護支援事業を行う事業所（以下この節（第八十五条の十一第一項を除く。）において「事業所」という。）ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十七条の二第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な登録施設介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八　申請者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五

年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第八十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

（指定の更新）

第八十五条の三　第四十七条の二第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条第一項及び第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

（指定登録施設介護支援の事業の基準）

第八十五条の四　指定登録施設介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2　指定登録施設介護支援事業者は、指定登録施設介護支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する認定審査会意見を確認したときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定登録施設介護支援を提供するように努めなければならない。

第八十五条の五　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5　指定登録施設介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定登録施設介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定登録施設介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定登録施設介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6　指定登録施設介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第八十五条の六　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定登録施設介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定登録施設介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（報告等）

第八十五条の七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定登録施設介護支援事業者若しくは指定登録施設介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定登録施設介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定登録施設介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業

所の従業者若しくは指定登録施設介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録施設介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定登録施設介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第八十五条の八　市町村長は、指定登録施設介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定登録施設介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をしていない場合　当該指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をすること。

三　第八十五条の五第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定登録施設介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定登録施設介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定登録施設介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5　市町村長は、保険給付に係る指定登録施設介護支援を行った指定登録施設介護支援事業者（他の市町村長が第四十七条の二第一項の指定をした者に限る。）について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

（指定の取消し等）

第八十五条の九　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定登録施設介護支援事業者に係る第四十七条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の二第二項第四号から第六号まで、第十四号（同項第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十五号（同項第七号に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定登録施設介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の五第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六　登録施設介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

七　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八　指定登録施設介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定登録施設介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九　指定登録施設介護支援事業者が、不正の手段により第四十七条の二第一項の指定を受けたとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二　指定登録施設介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　市町村長は、保険給付に係る指定登録施設介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定登録施設介護支援事業者（他の市町村長が第四十七条の二第一項の指定をした者に限る。）について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

（準用）

第八十五条の十　第八十二条の二及び第八十五条の規定は、指定登録施設介護支援事業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定登録施設介護支援事業者の特例）

第八十五条の十一　登録施設介護支援事業を行う者は、第四十七条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所について第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該指定登録施設介護支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定居宅介護支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定居宅介護支援事業者について、第八十五条の三第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の効力が失われたとき又は第八十五条の九第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定居宅介護支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定居宅介護支援事業者について、第八十五条の九第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定居宅介護支援事業者から第八十五条の六第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る居宅介護支援事業について、第八十二条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の四第五項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十四第七項及び第百十五条の十六第一項中「、他の」を「、指定登録施設介護予防支援事業者、他の」に改める。

第五章第八節の次に次の一節を加える。

第八節の二　指定登録施設介護予防支援事業者

（指定登録施設介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の三十一の二　第五十九条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定登録施設介護支援事業者の申請により、登録施設介護予防支援事業を行う事業所（以下この節（第百十五条の三十一の十第一項を除く。）において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する登録施設介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十九条の二第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な登録施設介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八　申請者が、第百十五条の三十一の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の三十一の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第百十五条の三十一の八の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の三十一の八の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4　市町村長は、第五十九条の二第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（指定登録施設介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の三十一の三　指定登録施設介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2　指定登録施設介護予防支援事業者は、指定登録施設介護予防支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に当該指定登録施設介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3　第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定登録施設介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録施設介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の三十一の四　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定登録施設介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5　指定登録施設介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定登録施設介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定登録施設介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定登録施設介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6　指定登録施設介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第百十五条の三十一の五　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定登録施設介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定登録施設介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（報告等）

第百十五条の三十一の六　市町村長は、必要があると認めるときは、指定登録施設介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定登録施設介護予防支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定登録施設介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録施設介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定登録施設介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の三十一の七　市町村長は、指定登録施設介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定登録施設介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をしていない場合　当該指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をすること。

三　第百十五条の三十一の四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定登録施設介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定登録施設介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定登録施設介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の三十一の八　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定登録施設介護予防支援事業者に係る第五十九条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の二第二項第四号から第六号まで、第十四号（同項第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十五号（同項第七号に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定登録施設介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　登録施設介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

六　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定登録施設介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定登録施設介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定登録施設介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十九条の二第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定登録施設介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（準用）

第百十五条の三十一の九　第七十条の二の規定は第五十九条の二第一項の指定について、第百十五条の二十六、第百十五条の三十及び第百十五条の三十の二の規定は指定登録施設介護予防支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定登録施設介護予防支援事業者の特例）

第百十五条の三十一の十　登録施設介護予防支援事業を行う者は、第五十九条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所について第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該指定登録施設介護予防支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第五十八条第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定介護予防支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定介護予防支援事業者について、前条において準用する第七十条の二第一項の規定により第五十九条の二第一項の指定の効力が失われたとき又は第百十五条の三十一の八の規定により第五十九条の二第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定介護予防支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定介護予防支援事業者について、第百十五条の三十一の八の規定により第五十九条の二第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定介護予防支援事業者から第百十五条の三十一の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る介護予防支援事業について、第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の三十二第一項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者及び指定登録施設介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、「第八十一条第六項」の下に「、第八十五条の五第六項」を加え、「又は第百十五条の二十四第六項」を「、第百十五条の二十四第六項又は第百十五条の三十一の四第六項」に改める。

第百十五条の三十五第一項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、同条第五項及び第七項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第百十五条の四十四の二第七項及び第九項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第百十五条の四十五第一項第一号ニ中「又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援」を「若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援又は指定登録施設介護予防支援若しくは特例登録施設介護予防サービス計画費に係る登録施設介護予防支援」に改め、同条第二項第三号中「居宅サービス計画」の下に「、登録施設サービス計画」を加え、「及び介護予防サービス計画」を「、介護予防サービス計画及び登録施設介護予防サービス計画」に改める。

第百十五条の四十九中「及び指定居宅介護支援」を「、指定居宅介護支援及び指定登録施設介護支援」に改める。

第百十七条第三項第六号中「又は指定居宅介護支援」を「、指定居宅介護支援の事業又は指定登録施設介護支援」に改め、同項第七号中「又は指定介護予防支援」を「、指定介護予防支援の事業又は指定登録施設介護予防支援」に改め、同項第九号中「有料老人ホーム及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加え、同条第五項第一号中「及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加える。

第百十八条第三項第七号中「及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加える。

第百七十六条第一項第一号中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を、「居宅介護サービス計画費」の下に「、登録施設介護サービス計画費」を、「介護予防サービス計画費」の下に「、登録施設介護予防サービス計画費」を加え、同項第三号中「指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加え、「及び指定介護予防支援の」を「、指定介護予防支援及び指定登録施設介護予防支援の」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「及び指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、同条第二項第二号中「指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加える。

第百七十九条中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を加える。

第百八十条第一項中「指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加え、「又は指定介護予防支援」を「、指定介護予防支援又は指定登録施設介護予防支援」に改める。

第百八十一条第二項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、「指定居宅介護支援の事業」の下に「、指定登録施設介護支援の事業」を加え、「若しくは指定介護予防支援の」を「、指定介護予防支援の事業若しくは指定登録施設介護予防支援の」に改め、同条第三項ただし書中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第二百三条第二項中「第四十六条第一項」の下に「、第四十七条の二第一項」を、「第五十八条第一項」の下に「、第五十九条の二第一項」を加える。

第二百五条第一項中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を、「第四十六条第六項」の下に「、第四十七条の二第六項」を、「第五十八条第六項」の下に「、第五十九条の二第六項」を、「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を、「指定介護予防支援事業者」の下に「、指定登録施設介護予防支援事業者」を加え、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二百九条第一号中「第四十七条第七項」の下に「、第四十七条の三第七項」を、「第五十九条第七項」の下に「、第五十九条の三第七項」を、「第八十三条第一項」の下に「、第八十五条の七第一項」を、「第百十五条の二十七第一項」の下に「、第百十五条の三十一の六第一項」を加える。

第二百十四条第二項中「第三十五条第六項後段、第六十六条第一項若しくは第二項又は第六十八条第一項」を「第三十五条第七項、第六十六条第一項後段若しくは第二項後段又は第六十八条第一項後段」に改める。

別表中「居宅サービス計画」の下に「、登録施設サービス計画」を加え、「及び介護予防サービス計画」を「、介護予防サービス計画及び登録施設介護予防サービス計画」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

五　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進すること。

第二条第三項を次のように改める。

3　国は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講ずること。

第六条中「基準該当療養介護医療費」の下に「、特定地域療養介護医療費」を加える。

第十九条第三項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第四項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第二十五条第一項第一号中「及び第三十条第一項第二号」を「、第三十条第一項第二号」に改め、「基準該当障害福祉サービス」の下に「及び同項第三号に規定する特定地域障害福祉サービス」を加える。

第三十条第一項中「規定する基準該当障害福祉サービス」の下に「若しくは第三号に規定する特定地域障害福祉サービス」を加え、同項第二号中「次に」を「であって、次に」に、「ものに限る。」を「もの（」に改め、同号イ中「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号イにおいて「指定障害福祉サービスの事業に係る基準」という。）」を加え、同号ロ中「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号ロにおいて「指定障害者支援施設等に係る基準」という。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス以外の障害福祉サービスであって、次に掲げる事業所又は施設により行われるもの（以下「特定地域障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ　特定地域（人口の減少その他の主務省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下この号及び第五十一条の十八第一項第二号において同じ。）に所在する事業所であって、指定障害福祉サービスの事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行うもの（以下「特定地域事業所」という。）

ロ　特定地域に所在する施設であって、指定障害者支援施設等に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められるもの（以下「特定地域施設」という。）

第三十条第二項中「ロの」の下に「規定により」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に次の一号を加える。

三　特定地域障害福祉サービス　障害福祉サービスの種類ごとに特定地域障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域障害福祉サービスに要した費用の額）

第三十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が第一項第三号イ及びロの規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については同項第三号イに規定する主務省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、障害福祉サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二　特定地域障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三　特定地域障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

四　特定地域障害福祉サービスの事業に係る利用定員

第三十一条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは基準該当施設」を「、基準該当施設若しくは特定地域施設」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定障害者が、特定地域障害福祉サービスを受けたとき。

第五十一条の十八第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第一号に規定する基準該当計画相談支援又は第二号に規定する特定地域計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

一　計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援であって、第五十一条の二十四第一項の主務省令で定める基準及び同条第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定計画相談支援の事業に係る基準」という。）に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（同号及び次項第一号において「基準該当計画相談支援」という。）を受けたとき。

二　計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援及び基準該当計画相談支援以外の計画相談支援であって、特定地域に所在し、かつ、指定計画相談支援の事業に係る基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（次項第二号において「特定地域計画相談支援」という。）を受けたとき。

特例計画相談支援給付費の額は、次の各号に掲げる計画相談支援の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

2

一　基準該当計画相談支援　前条第二項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）

二　特定地域計画相談支援　特定地域計画相談支援に通常要する費用につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域計画相談支援に要した費用の額）

第二章第四節の節名中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第二項中「基準該当療養介護医療費」の下に「及び特定地域療養介護医療費」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、特定地域事業所又は特定地域施設から当該療養介護医療（以下「特定地域療養介護医療」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該特定地域療養介護医療に要した費用について、特定地域療養介護医療費を支給する。

第七十二条中「又は基準該当療養介護医療」を「、基準該当療養介護医療」に改め、「基準該当施設」の下に「又は特定地域療養介護医療を行う特定地域事業所若しくは特定地域施設」を加える。

第七十三条第一項中「又は基準該当療養介護医療」を「、基準該当療養介護医療」に改め、「基準該当施設」の下に「又は特定地域療養介護医療を行う特定地域事業所若しくは特定地域施設」を加え、「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第七十七条第一項第三号中「応じ、」の下に「当該障害者等の家族その他の関係者の状況を考慮しつつ」を加える。

第八十八条第三項に次の三号を加える。

三　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

四　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第八十八条第九項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第八十九条第二項に次の二号を加える。

五　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項

六　前号の措置に係る目標に関する事項

第八十九条第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資するために講ずる措置に関する事項

三　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置に関する事項

第八十九条第八項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第八十九条の三の見出しを「（支援協議会）」に改め、同条第一項中「単に「協議会」を「「支援協議会」に改め、同条第二項及び第三項中「協議会」を「支援協議会」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に、「協議会」を「支援協議会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「協議会」を「支援協議会」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　支援協議会は、当該支援協議会を組織している地方公共団体に社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する支援会議、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の障害者等が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならない。

第九十二条第三号中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第百九条第二項中「第八十九条の三第五項」を「第八十九条の三第六項」に改める。

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「介護保険特定施設」という。）」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十五項」に改め、「、介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第四項中「（介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

第八十九条の三の次に次の四条を加える。

（促進協議会）

第八十九条の四　都道府県は、第二条第二項第五号に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内の市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、障害福祉サービス又は相談支援を提供する者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（次条から第八十九条の七までにおいて「促進協議会」という。）を置くものとする。

第八十九条の五　促進協議会は、第二条第二項第五号に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

2　促進協議会は、前項の協議を行うに当たっては、当該促進協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

3　都道府県及び促進協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第八十九条の六　前二条に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

（秘密保持義務）

第八十九条の七　促進協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なしに、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百九条の二の次に次の一条を加える。

第百九条の二の二　第八十九条の七の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（児童福祉法の一部改正）

第七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の二十五」を「第三十三条の二十九」に改める。

第二十一条の五の四第一項中「規定する基準該当通所支援」の下に「若しくは第三号に規定する特定地域通所支援」を加え、同項第二号中「障害児通所支援（」を「障害児通所支援であつて、」に、「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号において「指定通所支援の事業に係る基準」という。）」を加え、「ものに限る。」を「もの（」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　通所給付決定保護者が、指定通所支援及び基準該当通所支援以外の障害児通所支援であつて、特定地域（人口の減少その他の内閣府令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。第二十四条の二十七第一項第二号において同じ。）に所在し、かつ、指定通所支援の事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「特定地域通所支援」という。）を受けたとき。

第二十一条の五の四第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三　特定地域通所支援　障害児通所支援の種類ごとに特定地域通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域通所支援に要した費用の額）

第二十一条の五の四第二項の次に次の一項を加える。

都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については同項第三号の内閣府令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、障害児通所支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域通所支援に従事する従業者及びその員数

二　特定地域通所支援の事業に係る居室の床面積その他特定地域通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三　特定地域通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四　特定地域通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の九第一項第一号中「及び基準該当通所支援」を「、基準該当通所支援及び特定地域通所支援」に改める。

第二十一条の五の十一第二項中「第二十一条の五の四第三項」を「第二十一条の五の四第四項」に改める。

第二十四条の二十六第一項中「次条第一項」を「次条第一項各号」に改める。

第二十四条の二十七第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する基準該当障害児相談支援又は第二号に規定する特定地域障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

一　障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援であつて、第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準及び同条第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定障害児相談支援の事業に係る基準」という。）に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（同号及び次項第一号において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けたとき。

二　障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援及び基準該当障害児相談支援以外の障害児相談支援であつて、特定地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援の事業に係る基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（次項第二号において「特定地域障害児相談支援」という。）を受けたとき。

特例障害児相談支援給付費の額は、次の各号に掲げる障害児相談支援の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　基準該当障害児相談支援　前条第二項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）

二　特定地域障害児相談支援　特定地域障害児相談支援に通常要する費用につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域障害児相談支援に要した費用の額）

第二十五条の二第一項中「要保護児童対策地域協議会（以下」の下に「この節において」を加える。

第三十三条の十九第二項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項第一号及び第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるように配慮するものとする。

第三十三条の二十第三項に次の一号を加える。

三　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第三十三条の二十第九項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第三十三条の二十二第二項に次の二号を加える。

四　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項

五　前号の措置に係る目標に関する事項

第三十三条の二十二第三項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第七項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第三十三条の二十三の十一第一項中「、第三十三条の二十四及び第三十三条の二十五」を「及び第三十三条の二十四から第三十三条の二十九まで」に改める。

第二章第九節に次の四条を加える。

第三十三条の二十六　都道府県は、第三十三条の二十二第二項第四号に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内の市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を提供する事業者又は障害児入所施設の設置者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される促進協議会（以下この節（次条第二項を除く。）において「協議会」という。）を置くものとする。

第三十三条の二十七　協議会は、第三十三条の二十二第二項第四号に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たつては、当該協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第三十三条の二十八　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十三条の二十九　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十一条の三中「又は第二十七条の四」を「、第二十七条の四又は第三十三条の二十九」に改める。

（生活困窮者自立支援法の一部改正）

第八条　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「住宅」の下に「、防災」を、「業務」の下に「並びに地域における消費者の利益の擁護及び増進に関する業務」を加え、「配慮して」を「配慮するとともに、その支援体制の整備により生活困窮者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して」に改める。

第三条第二項第一号中「応じ」の下に「、当該生活困窮者の家族その他の関係者の状況を考慮しつつ」を加え、同条第六項第二号ロ中「もの」の下に「又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活を営むのに支障があるもの」を加える。

第九条第五項中「又は社会福祉法第百六条の六第一項」を「、社会福祉法第百六条の三の二第一項」に、「が組織され」を「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十八第一項に規定する支援会議又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の三第一項に規定する支援協議会が組織され、又は置かれ」に改める。

第十一条第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第九条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　有料老人ホーム（第二十九条―第三十一条の五）」を

「第四章の二　有料老人ホーム
第一節　有料老人ホーム（第二十九条―第二十九条の十五）
第二節　登録有料老人ホーム（第二十九条の十六―第二十九条の三十六）
第三節　指定登録機関（第二十九条の三十七―第二十九条の四十九）
第四節　有料老人ホーム協会（第三十条―第三十一条の五）」

に改める。

第五条の二第二項中「若しくは夜間対応型訪問介護」を削り、同条第七項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、「第八条第二十三項第一号」を「第八条第二十二項第一号」に改める。

第十条の四第一項第一号中「訪問介護」を「訪問介護若しくは」に改め、「若しくは夜間対応型訪問介護」を削る。

第十四条の四の見出し中「禁止等」を「禁止」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第十四条の五　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面（当該書面の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をする場合においては、当該電磁的記録。第二十九条の八第一項、第二十九条の十八第一項第一号イ及び第二十九条の二十五第一項において同じ。）で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が第五条の二第六項に規定する住居に入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十八条の二第一項中「第十四条の四」の下に「又は第十四条の五」を加える。

第二十条の八第三項に次の一号を加える。

三　老人福祉事業その他の老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者と社会福祉法第四条第三項に規定する支援関係機関との連携に関する事項

第二十条の八第四項中「、夜間対応型訪問介護」を削る。

第二十条の九第四項中「介護保険施設の種類ごと」を「介護老人福祉施設」に改め、「（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）」を削る。

第二十一条の二中「若しくは第一号通所事業」を「、第一号通所事業若しくは同法第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業」に改める。

第四章の二中第二十九条の前に次の節名を付する。

第一節　有料老人ホーム

第二十九条第一項中「第十三項を除き、以下この条において」を「以下」に改め、「以下同じ。」の下に「であつて、第二十九条の十六第一項に規定する登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホーム以外のもの」を、「その施設」の下に「ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、当該施設」を加え、「、次の各号に掲げる事項を」を削り、同項中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　入居させる者が該当する要介護状態区分（介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。第二十九条の十六第一項及び第二十九条の十七第一項第五号において同じ。）その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

四　入居者に供与をする介護等の内容

五　入居者に対する介護サービス（介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等その他の介護保険に係る保健医療サービス又は福祉サービスをいう。以下同じ。）の提供について介護サービス提供者（介護サービスを提供する者をいう。第二十九条の十七第一項第七号において同じ。）と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項

第二十九条第六項から第十九項までを削り、同条第五項中「から第三項まで」を「、第三項又は第四項」に改め、「有料老人ホーム（」の下に「第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム及び」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「その事業」を「当該届出に係る有料老人ホームの事業」に改め、「までに」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「厚生労働省令で定める事項」を「同項各号に掲げる事項（次条及び第二十九条の六第一項において「届出事項」という。）」に改め、「とき」の下に「、又は前項に規定する書類に記載した事項に変更を生じたとき（当該変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときを除く。）」を、「以内に」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約（入居させる者と締結する有料老人ホームへの入居に係る契約をいう。以下同じ。）に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十九条の次に次の十四条、二節及び節名を加える。

（公示）

第二十九条の二　有料老人ホーム（第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームを除き、前条第一項の規定による届出がされていない有料老人ホームを含む。以下この節において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、届出事項を公示しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十九条の三　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第二十九条の四　有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、入居させる者に供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（登録有料老人ホームであると誤認させる行為の禁止）

第二十九条の五　有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、当該有料老人ホームが第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

（契約締結前における書面の交付及び説明）

第二十九条の六　有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居しようとする者に対して、入居契約を締結するまでに、届出事項その他厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2　有料老人ホームの設置者は、前項に規定する書面に代えて、政令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十九条の二十三第二項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該有料老人ホームの設置者は、前項の規定による書面の交付をしたものとみなす。

（家賃等以外の金品受領の禁止）

第二十九条の七　有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第二十九条の八　有料老人ホームの設置者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、有料老人ホームの設置者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が当該有料老人ホームに入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

（連絡調整等）

第二十九条の九　有料老人ホームの設置者は、入居者が第二十九条の十六第一項に規定する状態に至つた場合であつて、当該入居者が第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム又は介護保険施設（介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するときは、当該入居者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事、第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（報告義務）

第二十九条の十　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

（有料老人ホームの事業の廃止又は休止の周知）

第二十九条の十一　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの入居者に対し、入居者の利益の保護をするための事項として厚生労働省令で定める事項を周知させなければならない。

（遵守事項）

第二十九条の十二　厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

（勧告及び命令）

第二十九条の十三　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が前条の厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その介護等の供与の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十九条の十四　都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（他に委託して供与をする場合を除く。第二十九条の三十三第一項において同じ。）を委託された者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該委託された者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（命令等）

第二十九条の十五　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第二十九条の二から第二十九条の九まで、第二十九条の十第一項又は第二十九条の十一の規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該有料老人ホームの設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該有料老人ホームの設置者に対して、期間を定めてその事業の制限又は停止を命ずることができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項の規定による命令をしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、必要な介護等の継続的な供与がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第二節　登録有料老人ホーム

（登録等）

第二十九条の十六　有料老人ホームであつて、登録有料老人ホーム事業（介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして政令で定める状態にある者を入居させ、介護等の供与をする事業をいう。以下同じ。）を行うものを設置しようとする者は、あらかじめ、その有料老人ホームごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームを設置しようとする地の都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　市町村長は、第一項の登録を受けていない疑いがある登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録の申請）

第二十九条の十七　前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　有料老人ホームの名称及び設置予定地（前条第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、当該有料老人ホームの名称及び所在地）

二　登録を受けようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三　法人である場合にあつては、その役員の氏名

四　未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び所在地並びにその役員の氏名）

五　入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

六　入居者に供与をする介護等の内容

七　入居者に対する介護サービスの提供について介護サービス提供者と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項

八　有料老人ホームの運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

九　前号に掲げるもののほか、有料老人ホームの設備及び運営に関する事項として厚生労働省令で定める事項

十　その他厚生労働省令で定める事項

2　前項の申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条の十九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

第二十九条の十八　都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一　当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ　書面による契約であること。

ロ　厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

二　当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

三　当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

2　都道府県が前項第三号の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数

二　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の介護保険法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等及び同法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項

三　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であつて、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3　都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十九条の十九　都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十九条の十七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、この法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十六号において「暴力団員等」という。）であるとき。

六　申請者が、心身の故障により登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであるとき。

七　申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十三号及び同項第九号において同じ。）又は政令で定める使用人（以下この項及び第二十九条の三十五第一項第十号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が個人である場合にあつては、当該通知があつた日前六十日以内に当該個人の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

八　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるも

の又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

九　申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をした者（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、第二十九条の三十三第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十九条の三十五第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をした者（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　第九号に規定する期間内に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつた場合において、申請者が、第九号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　申請者が、第二十九条の十六第一項の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三　申請者が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が第一号から第七号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当するものであるとき。

十四　申請者が、法人であつて、その役員等のうちに第一号から第七号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第七号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十六　申請者が、暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

（登録簿）

第二十九条の二十　第二十九条の十六第一項の登録は、登録有料老人ホーム登録簿（以下単に「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　第二十九条の十七第一項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）

二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録事項等の変更）

第二十九条の二十一　登録有料老人ホームの設置者は、登録事項に変更を生じたとき、又は第二十九条の十七第二項に規定する書類に記載した事項に変更を生じたとき（当該変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消す場合を除き、当該変更があつた登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

3　都道府県知事は、前項の変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る登録有料老人ホームの所在地の市町村長に通知しなければならない。

4　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（誇大広告の禁止）

第二十九条の二十二　登録有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、入居させる者に供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約締結前における書面の交付及び説明）

第二十九条の二十三　登録有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームに入居しようとする者に対して、入居契約を締結するまでに、登録事項その他厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2　登録有料老人ホームの設置者は、前項に規定する書面に代えて、政令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームに入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該登録有料老人ホームの設置者は、同項の規定による書面の交付をしたものとみなす。

（家賃等以外の金品受領の禁止）

第二十九条の二十四　登録有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第二十九条の二十五　登録有料老人ホームの設置者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、登録有料老人ホームの設置者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が当該登録有料老人ホームに入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

（報告義務）

第二十九条の二十六　登録有料老人ホームの設置者は、当該登録有料老人ホームに係る登録有料老人ホーム情報（登録有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び登録有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、登録有料老人ホームに入居しようとする者が登録有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

（遵守事項）

第二十九条の二十七　厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、登録有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

（勧告及び命令）

第二十九条の二十八　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者が前条の厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その介護等の供与の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（準用規定）

第二十九条の二十九　第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、登録有料老人ホームの設置者について準用する。この場合において、第二十九条の二中「届出事項」とあるのは、「第二十九条の二十第一項第一号に規定する登録事項」と読み替えるものとする。

（廃止等）

第二十九条の三十　登録有料老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一　登録有料老人ホーム事業を廃止しようとする場合　当該廃止の日

二　登録有料老人ホーム事業を休止しようとする場合　当該休止の日

三　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとする場合　当該解散の日

2　登録有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームの入居者に対し、入居者の利益の保護をするための事項として厚生労働省令で定める事項を周知させなければならない。

3　登録有料老人ホームの設置者は、第一項の規定による届出をした場合において、当該届出の日前一月以内に当該登録有料老人ホームに入居していた者であつて、当該届出に係る同項各号に定める日以後においても引き続き他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するものがいるときは、当該者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該届出に係る登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事、他の登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

4　登録有料老人ホームの設置者が次に掲げる場合に該当するに至つたときは、第二十九条の十六第一項の登録は、その効力を失う。

一　登録有料老人ホーム事業を廃止した場合

二　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

5　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録有料老人ホームの設置者の変更に係る届出）

第二十九条の三十一　登録有料老人ホームの設置者が次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、同表の中欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる日から一月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一　登録有料老人ホームの設置者である個人が死亡した場合	その相続人	当該死亡の事実を知つた日
二　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者	当該消滅の日
三　登録有料老人ホームの設置者である法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	当該解散の日

2　登録有料老人ホームの設置者が前項の表の上欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、第二十九条の十六第一項の登録は、その効力を失う。

3　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録の抹消）

第二十九条の三十二　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録有料老人ホームの登録を抹消しなければならない。

一　第二十九条の十六第二項、第二十九条の三十第四項又は前条第二項の規定により登録が効力を失つたとき。

二　第二十九条の三十五第一項又は第二十九条の三十六第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録有料老人ホームの所在地の市町村長に通知しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十九条の三十三　都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、登録有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該登録有料老人ホーム若しくは当該委託された者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（命令）

第二十九条の三十四　都道府県知事は、登録事項が事実と異なるときは、当該登録に係る登録有料老人ホームの設置者に対して、当該登録事項の訂正を申請すべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、登録有料老人ホームが第二十九条の十八第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録有料老人ホームの設置者に対して、その登録有料老人ホームを当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者が第二十九条の二十二から第二十九条の二十五まで、第二十九条の二十六第一項、第二十九条の二十九において準用する第二十九条の二若しくは第二十九条の三又は第二十九条の三十第二項若しくは第三項の規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録有料老人ホームの設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第二十九条の三十五　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録有料老人ホームの設置者に対して、その登録有料老人ホームの登録を取り消し、又は期間を定めてその登録有料老人ホーム事業の制限若しくは停止を命ずることができる。

一　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の十九第一項第二号から第六号まで又は第十三号から第十六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二　登録有料老人ホームの設置者が、不正の手段により第二十九条の十六第一項の登録を受けたとき。

三　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の二十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の三十三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　登録有料老人ホームの設置者又は当該登録有料老人ホームの職員が、第二十九条の三十三第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録有料老人ホームの職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録有料老人ホームの設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の二十八第二項又は前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、登録有料老人ホームの設置者が、この法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、登録有料老人ホームの設置者が、有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九　登録有料老人ホームの設置者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）がこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　登録有料老人ホームの設置者が法人である場合にあつては、その役員等のうちにこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一　登録有料老人ホームの設置者が個人である場合にあつては、当該個人の政令で定める使用人のうちにこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　都道府県知事は、前項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録の取消しを受けた者に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。次条第四項において同じ。）を受けた登録有料老人ホームの設置者に対して第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は同項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は同項の規定による命令をしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

（登録有料老人ホームの設置者が所在不明の場合の登録の取消し）

第二十九条の三十六　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者の事務所の所在地又は当該登録有料老人ホームの設置者の所在（法人である場合にあつては、その役員の所在）を確知できない場合において、厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から一月を経過しても当該登録有料老人ホームの設置者から申出がないときは、その登録有料老人ホームの登録を取り消すことができる。

2　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けた登録有料老人ホームの設置者に対して第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第三節　指定登録機関

（指定登録機関の指定等）

第二十九条の三十七　都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、登録有料老人ホームの登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（第二十九条の十六第五項、第二十九条の二十一第四項、第二十九条の三十第五項及び第二十九条の三十一第三項の規定による通知の受理に係る事務並びに第二十九条の二十六、第二十九条の二十八、第二十九条の三十第三項及び第二十九条の三十三から前条までの規定による事務を除く。以下「登録事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　指定登録機関の指定（以下この節において単に「指定」という。）は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3　都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4　指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条の十六第一項から第四項まで、第二十九条の十七から第二十九条の二十まで、第二十九条の二十一第一項から第三項まで、第二十九条の三十第一項及び第四項、第二十九条の三十一第一項及び第二項並びに第二十九条の三十二の規定の適用については、第二十九条の十六第一項、第二十九条の十七第一項、第二十九条の十八第一項及び第三項から第五項まで、第二十九条の十九第一項（第十号を除く。）及び第二項、第二十九条の二十第二項、第二十九条の二十一第一項から第三項まで、第二十九条の三十第一項、第二十九条の三十一第一項並びに第二十九条の三十二の規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（欠格条項）

第二十九条の三十八　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　未成年者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四　第二十九条の四十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五　心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

六　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第二十九条の三十九　都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一　職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　登録事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第二十九条の四十　都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2　指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十九条の四十一　指定登録機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　指定登録機関又はその職員で登録事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録事務規程）

第二十九条の四十二　指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下この条及び第二十九条の四十七第二項第四号において「登録事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3　都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）

第二十九条の四十三　指定登録機関は、登録事務について、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生労働省令で定める事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十九条の四十四　都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対して、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴収等）

第二十九条の四十五　都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（登録事務の廃止等）

第二十九条の四十六　指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を廃止し、又は休止してはならない。

2　都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十九条の四十七　都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条の三十八各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十九条の三十七第四項の規定により読み替えて適用する第二十九条の十八第一項若しくは第三項から第五項まで、第二十九条の十九、第二十九条の二十第二項、第二十九条の二十一第二項若しくは第三項又は第二十九条の三十二の規定に違反したとき。

二　第二十九条の三十九各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

三　第二十九条の四十第二項、第二十九条の四十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

四　第二十九条の四十二第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五　第二十九条の四十二第三項又は第二十九条の四十四の規定による命令に違反したとき。

六　登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人である場合にあつてはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七　不正な手段により指定を受けたとき。

3　都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（都道府県知事による登録事務の実施）

第二十九条の四十八　都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条の四十六第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十九条の三十七第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3　都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十九条の四十六第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行わないこととする場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（登録手数料）

第二十九条の四十九　都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第二十九条の三十七の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2　前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第四節　有料老人ホーム協会

第三十条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第三十一条の二第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　有料老人ホームの設置者による有料老人ホーム入居情報提供事業者（有料老人ホームへの入居を希望する者及びその家族等又は有料老人ホームの設置者から、有料老人ホーム又は有料老人ホームへの入居を希望する者に関する情報の提供の求めを受け、これらの者に対して当該情報を提供する事業を行う者をいう。）の適正な利用の確保に関する調査及び研究

六　有料老人ホームの入居者の利益の保護に関する情報の収集、整理及び提供

第三十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第十三項、第十五項及び第十六項」を「第二十九条の十三第二項、第二十九条の十四第一項、第二十九条の十五第一項及び第二項、第二十九条の二十八第二項、第二十九条の三十三第一項、第二十九条の三十四第一項から第三項まで並びに第二十九条の三十五第一項」に改める。

第三十八条中「又は第二十九条第十六項の規定による命令」及び「場合には、当該違反行為をした」を削り、同条に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条の十五第二項又は第二十九条の三十五第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第二十九条の十六第一項の規定に違反して、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームを設置したとき。

三　不正の手段により第二十九条の十六第一項の登録を受けたとき。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二　第二十九条の四十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

２　第二十九条の四十七第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「又は第二十九条第十五項」を「、第二十九条の十三第二項、第二十九条の十五第一項、第二十九条の二十八第二項又は第二十九条の三十四第一項から第三項まで」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第四十条第一号中「から第三項まで」を「、第三項若しくは第四項、第二十九条の二十一第一項、第二十九条の三十第一項又は第二十九条の三十一第一項」に改め、同条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同条第二号中「第二十九条第十三項」を「第二十九条の十四第一項、第二十九条の三十三第一項若しくは第二十九条の四十五第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　第二十九条の四十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

六　第二十九条の四十三第二項の規定に違反したとき。

七　第二十九条の四十六第一項の規定による許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

第四十条第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十九条の四又は第二十九条の二十二の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

三　第二十九条の五の規定に違反して、登録有料老人ホームであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしたとき。

第四十一条中「第三十八条（第二十九条第十六項に係る部分に限る。）」を「第三十八条第二項、第三十八条の二第二項」に改める。

第十条　老人福祉法の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「居宅介護支援」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び介護予防支援」を「、介護予防支援及び登録施設介護予防支援」に改める。

第二十九条の九中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第二十九条の十八第二項第二号中「第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等」を「第八条第二十四項に規定する指定登録施設サービス等」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十一条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第八条までを次のように改める。

第二条から第八条まで　削除

附則第二十八条を次のように改める。

第二十八条　附則第十二条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第二十九条を削り、附則第三十条を附則第二十九条とする。

附則第三十一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条を附則第三十条とする。

附則第三十二条を削り、附則第三十三条を附則第三十一条とし、附則第三十四条を附則第三十二条とする。

附則第三十五条中「附則第三十一条第三号若しくは第四号」を「附則第三十条」に改め、同条を附則第三十三条とし、附則第三十六条を附則第三十四条とする。

附則第三十七条の見出し中「第三条第四号の規定等」を「第四十八条の四第三号の規定」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十五条とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第六条の三中「要件該当者」の下に「のうち、この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十三条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に、「及び同条第二十九項」を「（同法第四十九条第一項第三号に規定する特定地域介護保健施設サービス、同法第八条第二十八項」に改め、「介護医療院サービス」の下に「（同法第四十九条第一項第四号に規定する特定地域介護医療院サービスを除く。）及び同法第四十九条第一項第四号に規定する特定地域介護医療院サービス」を加える。

第二十七条の三第五項中「第百六条の六第一項」を「第百六条の三の二第一項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第八十四条の三中「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十四条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第一号中「居宅介護支援計画」の下に「又は登録施設介護支援計画」を加え、同項第五号中「介護予防支援計画」の下に「又は登録施設介護予防支援計画」を加え、同項第八号中「介護予防支援計画」の下に「、登録施設介護予防支援計画」を加え、同条第三項中「、居宅」を「、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム（以下この項及び第六項において「登録有料老人ホーム」という。）における居室

を除く。以下この項及び第六項において同じ。）」に改め、「定める計画」の下に「をいい、第一項第一号に規定する登録施設介護支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要介護者が居宅介護等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改め、同条第六項中「もの」の下に「をいい、第一項第五号及び第八号に規定する登録施設介護予防支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要支援者が介護予防等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十七項の厚生労働省令で定める者が作成したもの」を加える。

第三十一条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第三十四条の二第二項中「行う者及び」を「行う者並びに」に改め、「居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」の下に「及び登録施設介護支援計画（第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「居宅介護支援計画」の下に「若しくは登録施設介護支援計画」を、「介護予防支援計画」の下に「若しくは登録施設介護予防支援計画」を加える。

第八十四条の三中「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を削り、「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十六項」を「同法第八条第二十七項」に改める。

別表第二中

介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	その事業として居宅介護支援計画を作成する者
介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第四十六条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。		その事業として居宅介護支援計画を作成する者

	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、同法第四十六条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第四十一条第一項本文の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第四十一条第一項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第四十一条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第四十一条第一項本文の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けた同法第四十一条第一項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第四十一条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。
	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、同法第四十六条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第四十一条第一項本文の規定により同法第四十六条第一項の指定を受け

十五条の二第一項の規定のみなし停止の	同法第百十五条の二十第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条
同法第八十五条の六第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二第一項の規定による変更の届出若しくは同法第百十五条の二十第一項の規定による廃止の届出	同法第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条

に、

介護保険法第五十八条第一項の指定	介護保険法第五十八条第一項の指定
同法第百十五条の二十五第二項の規定により同法第百十五条の二十九第二項において準用する同法第百十五条の二十第三項の規定により同法第百十五条の二十第四項の規定により届出があつたものとみなされた同法第百十五条の二十第一項の規定による廃止の届出若しくは同法第百十五条の二十第四項の規定により同法第百十五条の二十第三

定に係る支援事業同法第二十五第二項百の三十法第一項の規定によりみなされた指定の効力の停止があつたとき。	同法第百十五条の三十一の八の規定による同法第五十五条の二第一項の規定による指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定により届出があつたものとみなされた廃止若しくは休止の届出	同法第百十五条の三十一の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中社会福祉法第五条及び第六条（第三項を除く。）の改正規定並びに同法第八十条の改正規定、第八条中生活困窮者自立支援法第二条第二項の改正規定並びに第十二条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、第三十条及び第七十五条の規定　公布の日

二　第三条中介護保険法の目次の改正規定（「介護保険施設」を「介護保険施設等」に、「第百二十条の二」を「第百二十条の六」に改める部分を除く。）、同法第六十九条の二第一項第五号、第六十九条の三ただし書、第六十九条の七及び第六十九条の八の改正規定、同法第五章第一節第二款の款名の改正規定、同法第六十九条の三十三第一項及び第二項の改正規定、同款に一条を加える改正規定、同法第六十九条の三十四に一項を加える改正規定、同法第六十九条の三十八に二項を加える改正規定、同法第六十九条の三十九第一項第四号及び第二項第三号の改正規定、同節第三款に一条を加える改正規定、同法第二百六条の二第二号の改正規定並びに同法第二百十三条第二項の改正規定並びに附則第五十六条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定並びに同法別表第三の七の十六の項及び別表第五第十号の三の改正規定（「又は同法第百十八条第三項第三号」を「、同法第百十八条第二項第五号の施策の実施又は同条第三項第三号」に改める部分を除く。）　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中社会福祉法第二条第三項第十二号、第八十条（見出しを含む。）、第八十一条（見出しを含む。）、第八十三条及び第八十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中介護保険法第八条第十一項及び第二十項の改正規定、同法第十三条第一項に一号を加える改正規定、同法第七十八条の十第十三号の改正規定並びに同法第百十七条第三項第九号及び第五項第一号並びに第百十八条第三項第七号の改正規定、第六条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項及び第四項の改正規定、第九条の規定（同条中老人福祉法第五条の二第二項及び第七項並びに第十条の四第一項第一号の改正規定、同法第二十条の八第三項に一号を加える改正規定、同条第四項並びに同法第二十条の九第四項及び第二十一条の二の改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定を除く。）並びに第十四条中生活保護法第八十四条の三の改正規定並びに附則第十二条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十八条及び第三十九条の規定、附則第四十七条中国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第六号の改正規定、附則第四十八条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十八条中高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定、附則第五十九条及び第六十四条の規定並びに附則第六十五条の規定（同条中地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二十四第三項第三号の改正規定を除く。）　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第六条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条中児童福祉法の目次の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同法第三十三条の二十三の十一第一項の改正規定、同法第二章第九節に四条を加える改正規定及び同法第六十一条の三の改正規定、第十条の規定並びに第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十八条から第二十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十七条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十三条及び第五十五条の規定、附則第五十八条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十七条、第六十九条、第七十一条及び第七十四条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法（次項において「新社会福祉法」という。）第百八条の二第一項に規定する研修を実施することができる。

2　新社会福祉法第百八条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（介護保険法の一部改正に伴う準備行為）

第四条　市町村（特別区を含む。附則第十五条及び第二十条において同じ。）及び介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等を提供する事業所又は施設は、施行日前においても、第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第七条第十項に規定する電子資格確認に係る事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第五条　厚生労働大臣は、新介護保険法第四十二条第五項各号、第四十四条第三項、第四十七条第五項、第四十九条第四項、第五十四条第五項各号、第五十六条第三項及び第五十九条第五項に規定する厚生労働大臣が定める基準、新介護保険法第九十七条第八項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）並びに新介護保険法第百十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十八項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても、社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第六条　新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第七条　厚生労働大臣は、第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の介護保険法（以下「第四号新介護保険法」という。）第四十七条の二第二項、第四十七条の三第五項、第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第五項に規定する厚生労働大臣が定める基準、第四号新介護保険法第八十五条の五第三項に規定する厚生労働省令で定める基準（第四号新介護保険法第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）並びに第四号新介護保険法第百十五条の三十一の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準（第四号新介護保険法第五十九条の二第一項に規定する指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第八条　第四号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定の手続、第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定の手続その他の行為は、第四号施行日前においても行うことができる。

第九条　第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（附則第二十一条において「新障害者総合支援法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う準備行為）

第十条　第七条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の児童福祉法（附則第二十三条において「新児童福祉法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（児童福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第十一条　第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の老人福祉法（以下「第三号新老人福祉法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても行うことができる。

（老人福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第十二条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の社会福祉法第二条第三項第十二号に規定する福祉サービス利用援助事業であって、第三号施行日前に締結した社会福祉法第七十六条の契約に係るものについては、当該契約に関する業務が終了するまでの間（第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間に限る。）は、第二条の規定による改正後の社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業とみなす。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十二条の二第一項本文の指定を受けて旧介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護（以下この条において「夜間対応型訪問介護」という。）の事業を行っている者に対する旧介護保険法の規定、第九条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の老人福祉法の規定及び第十三条の規定による改正前の生活保護法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）の適用については、これらの規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十二条の二第一項の規定により施行日から起算して三年を経過する日までに行われた夜間対応型訪問介護に係る同項に規定する指定地域密着型サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3　施行日前にされた介護保険法第七十八条の二第一項の指定の申請（夜間対応型訪問介護に係るものに限る。）であって、この法律の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に夜間対応型訪問介護の事業を行う者について旧介護保険法第四十二条の二第一項の指定があったときは、第一項の夜間対応型訪問介護の事業を行っている者とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

第十四条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　新介護保険法第四十二条第三項　同条第一項第三号

二　新介護保険法第四十九条第二項　同条第一項第二号

三　新介護保険法第五十四条第三項　同条第一項第三号

四　新介護保険法第九十七条第八項　同条第五項から第七項まで

五　新介護保険法第百十一条第八項　同条第五項から第七項まで

第十五条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定の規定により条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　新介護保険法第四十七条第三項　同条第一項第二号

二　新介護保険法第五十九条第三項　同条第一項第二号

第十六条　第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証であって、第三条の規定による改正前の介護保険法第六十九条の七第三項又は第五項の規定により有効期間が定められたものについては、同号に掲げる規定の施行の日以後は、有効期間の定めがないものとする。

第十七条　介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けて旧介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者が、旧介護保険法第七十八条の八の規定により、施行日の前日までに、一月以上の予告期間を設けて、その指定の辞退の申出をした場合における当該指定の辞退については、なお従前の例による。

2　介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設が、旧介護保険法第九十一条の規定により、施行日の前日までに、一月以上の予告期間を設けて、その指定の辞退の申出をした場合における当該指定の辞退については、なお従前の例による。

第十八条　第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の施行の際現に第四条の規定による改正前の介護保険法（以下この項及び次条第一項において「第四号旧介護保険法」という。）第四十六条第一項の指定を受けて居宅介護支援事業（第四号旧介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）は、その者を第四号旧介護保険法第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定に係る登録施設介護支援事業（第四号新介護保険法第八条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業をいう。第四項において同じ。）を行う事業所として第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定登録施設介護支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定登録施設介護支援事業者について、介護保険法第七十九条の二第一項の規定により第四号新介護保険法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき又は介護保険法第八十四条第一項の規定により第四号新介護保険法第四十六条第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定登録施設介護支援事業者について、介護保険法第八十四条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の全部又は一部の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定登録施設介護支援事業者については、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をした場合を除き、第十四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の生活保護法（以下この項及び次条第五項において「第四号新生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新生活保護法の規定を適用する。この場合において、生活保護法第五十四条の二第三項中「前項本文」とあるのは、「前項本文又は社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）附則第十八条第五項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条　第四条の規定の施行の際現に第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定を受けて介護予防支援事業（第四号旧介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）は、その者を第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定に係る登録施設介護予防支援事業（第四号新介護保険法第八条の二第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業をいう。第四項において同じ。）を行う事業所として第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定登録施設介護予防支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定登録施設介護予防支援事業者について、介護保険法第百十五条の三十一において準用する同法第七十八条の二第一項の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき又は介護保険法第百十五条の二十九の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定登録施設介護予防支援事業者について、介護保険法第百十五条の二十九の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定登録施設介護予防支援事業者から介護保険法第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る登録施設介護予防支援事業について、第四号新介護保険法第百十五条の三十一の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

5　みなし指定登録施設介護予防支援事業者については、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をした場合を除き、第四号新生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新生活保護法の規定を適用する。この場合において、生活保護法第五十四条の二第三項中「前項本文」とあるのは、「前項本文又は社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）附則第十九条第五項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、第四号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定により条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　第四号新介護保険法第四十七条の三第二項　同条第一項第一号
二　第四号新介護保険法第四十七条の三第三項　同条第一項第二号
三　第四号新介護保険法第五十九条の三第二項　同条第一項第一号
四　第四号新介護保険法第五十九条の三第三項　同条第一項第二号
五　第四号新介護保険法第八十五条の二第三項　同条第二項第一号
六　第四号新介護保険法第八十五条の五第三項　同条第一項及び第二項
七　第四号新介護保険法第百十五条の三十一の二第三項　同条第二項第一号
八　第四号新介護保険法第百十五条の三十一の四第三項　同条第一項及び第二項

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　新障害者総合支援法第三十条第三項に規定する主務省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号イ及びロの規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号イ及びロの規定により条例で定められた基準とみなす。

第二十二条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　新児童福祉法第二十一条の五の四第三項に規定する内閣府令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号の規定により条例で定められた基準とみなす。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第三号施行日において現に第九条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の老人福祉法（次条第一号において「第三号旧老人福祉法」という。）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第三号新老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を設置している者は、第三号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、第三号新老人福祉法第二十九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、第三号新老人福祉法第二十九条第二項に規定する書類を添付しなければならない。

3　第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第二十五条　第三号施行日において現に第三号新老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホームを設置している者であって、次に掲げるものは、第三号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録を受けないでも、当該有料老人ホームにおいて、同項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うことができる。

一　第三号施行日前に第三号旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をした者

二　第三号施行日において現に高齢者の居住の安定確保に関する法律第九条第一項に規定する登録事業者に該当する者

第二十六条　第三号新老人福祉法第二十九条の十八第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号の規定により条例で定められた基準とみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下この条において「旧士士法」という。）附則第四条第一項の登録を受けている者については、旧士士法附則第二条から第八条まで、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十五条及び第三十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第十四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定の適用については、同条中「老人福祉法」とあるのは「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）」と、「第八条第二十七項」とあるのは「第八条第二十六項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第十三条第一項及び第二十七条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに附則第十三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（健康保険法の一部改正）

第三十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第九十八条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第三十二条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第九十八条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三十三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第三十四条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十五条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」を「第八条第二十八項」に改める。

第三十六条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「第八条第二十九項」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十七条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）」の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第三項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第三十八条　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護保険特定施設」という。）」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十四項」を「若しくは同条第二十五項」に改め、「、介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第三項中「（介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四十条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第三号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十三項」に改める。

第四十八条の二中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第四十一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第三号中「居宅介護支援事業」の下に「又は同条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業」を加える。

（地方税法の一部改正）

第四十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第四十三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第四十五条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第四十六条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第八十二条第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

附則第五条の二の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第四十七条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十四項」を「同法第八条第二十五項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第四十九条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」に改め、同条第三項中「及び介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第四項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第五十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護保険特定施設」という。）の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十四項」を「若しくは同法第八条第二十五項」に改め、「介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第三項中「（介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第五十三条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(六)中「若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録」を削り、同号(六)ロ中「又は准介護福祉士」を削る。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第五十五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十六条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の二十の項中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の三十四第四項」に改め、同表中七十一の二十一の項を七十一の二十二の項とし、同表の七十一の二十の項の次に次のように加える。

七十一の二十一	介護保険法第六十九条の三十三の二第一項に規定する指定研修受講管理機関	介護保険法による同法第六十九条の三十三の二第一項の受講の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の十六の項及び別表第五第十号の三中「第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書」を「第六十九条の三十四第四項」に、「又は同法第百十八条第三項第三号」を「、同法第百十八条第二項第五号の施策の実施又は同条第三項第三号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第五十七条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

第百二十五条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十九項」を「第八条第二十八項」に改める。

附則第十三条の三の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。）」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第五十八条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十四項」を「同法第八条第二十九項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（地価税法の一部改正）

第六十条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十一条　地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第六十二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号ロ中「第八条第二十三項」を「第八条第二十二項」に改める。

第六十三条　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第六十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二十九条第一項から第三項まで」を「第二十九条第一項、第三項及び第四項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第六十五条　地域再生法の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第三項第二号中「有料老人ホームをいう」を「有料老人ホームをいい、同法第二十九条の十六第一項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うものを除く」に改め、同項第三号中「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第十七条の三十二第二項及び第十七条の四十七第二項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第六十六条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十七条　独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十八条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改め、同項第二号中「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十九条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号中「居宅介護支援事業」の下に「、同条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業」を加え、「若しくは同条第十六項」を「、同条第十六項」に改め、「介護予防支援事業」の下に「若しくは同条第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第七十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第七十一条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第七十二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第十章第三節」を「第十章第四節」に改める。

第八十二条中「第百六条の六第一項」を「第百六条の三の二第一項」に、「規定する会議」を「規定する支援会議」に、「規定する協議会」を「規定する支援協議会」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十六項」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十五条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項第二号中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第十項中「令和十四年三月三十一日」を「令和十九年三月三十一日」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第七十六条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「又は同法」を「、同法」に改め、「基準該当障害福祉サービス」の下に「又は同項第三号に掲げる特定地域障害福祉サービス」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同号中「及び」を「同号中「」に、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」を「介護福祉士並びに社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）附則第二十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第一項の登録を受けているもの」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

政令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十三号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「、秋田市」及び「、久留米市」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第五十六条の十五の規定は、令和八年五月二十九日から適用する。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十四号

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法の一部を改正する法律（令和八年法律第十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年九月十日とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十五号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖縄那覇」を「沖縄那覇下地島」に改める。

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十六号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は令和八年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年五月一日とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十七号

家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第二十一条第一項ただし書、第六十二条第一項及び附則第五条並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜伝染病予防法施行令の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表リフトバレー熱の項の次に次のように加える。

ランピースキン病	水牛

第六条第二号ロ中「リフトバレー熱」の下に「、ランピースキン病」を加える。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第二項を次のように改める。

2　法附則第五条の政令で定める動物用生物学的製剤は、豚熱予防液とする。

（関税法施行令の一部改正）

第二条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。

（ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の廃止）

第三条　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号。附則第二条及び第三条において「指定政令」という。）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。ただし、第一条中家畜伝染病予防法施行令附則の改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。

（指定政令の廃止に係る手当金等の交付等に関する経過措置等）

第二条　この政令の施行の日前に指定政令第二条において準用する改正法による改正前の家畜伝染病予防法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十七条第一項の命令又は同条第二項の規定により殺されたランピースキン病の患畜又は疑似患畜に係る指定政令第二条において準用する旧法第五十八条第一項の規定による手当金の交付若しくは同項ただし書の規定による当該交付をすべき手当金の不交付若しくは当該交付をされた手当金の返還、指定政令第二条において準用する旧法第五十九条の規定による焼却若しくは埋却に要した費用の交付又は指定政令第二条において準用する旧法第六十条の規定による負担金の負担については、なお従前の例による。

第三条　この政令の施行の日前に指定政令第二条において準用する旧法第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第九条、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条ただし書、第二十六条第一項、第二項、第四項及び第六項、第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十四条の二、第三十六条第一項ただし書、第二項及び第三項、第三十七条第一項、第三十八条の二第二項、第四十条、第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条の二の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正法による改正後の家畜伝染病予防法の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この政令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

栄養士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十八号

栄養士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第八条、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第八条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十六条、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十条、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十条、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第七条、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十条、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第八条、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第九条、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第九条及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなお効力を有するものとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（栄養士法施行令の一部改正）

第一条　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、」を削り、「及び性別」を「、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域。次項第二号において同じ。）」に改め、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、」を削り、「及び性別」を「、性別及び本籍地都道府県」に改める。

（医師法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、」を削り、「及び性別」を「、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域）」に改める。

一　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第四条第二号

二　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第四条第二号

三　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の三第二号

四　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第二条第二号

五　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第二条第二号

六　調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十条第二号

七　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第四条第二号

八　理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第二条第二号

九　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第二条第二号

十　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第二条第二号

十一　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第四条第二号

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第三条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、」を削り、「及び生年月日」を「、生年月日及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域。次項第二号において同じ。）」に改め、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、」を削り、「及び性別」を「、性別及び本籍地都道府県」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（栄養士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前に栄養士法施行令第一条第一項又は第二項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録事項を第一条の規定による改正後の栄養士法施行令第二条第一項第二号又は同条第二項第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項又は第三項の規定により栄養士名簿又は管理栄養士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、これらの規定中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（医師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行前に医師法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る医籍の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の医籍の登録事項を第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の医師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により医籍の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（歯科医師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行前に歯科医師法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科医籍の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科医籍の登録事項を第二条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の歯科医師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により歯科医籍の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（診療放射線技師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この政令の施行前に診療放射線技師法第五条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る診療放射線技師籍の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の診療放射線技師籍の登録事項を第二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の診療放射線技師法施行令第一条の三第二号の規定に従ったものとするため、同令第一条の四第一項の規定により診療放射線技師籍の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（歯科技工士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この政令の施行前に歯科技工士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科技工士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科技工士名簿の登録事項を第二条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の歯科技工士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により歯科技工士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この政令の施行前に臨床検査技師等に関する法律第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る臨床検査技師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の臨床検査技師名簿の登録事項を第二条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により臨床検査技師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（調理師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この政令の施行前に調理師法第三条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る調理師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の調理師名簿の登録事項を第二条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の調理師法施行令第十条第二号の規定に従ったものとするため、同令第十一条第一項の規定により調理師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（薬剤師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この政令の施行前に薬剤師法第七条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る薬剤師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の薬剤師名簿の登録事項を第二条（第七号に係る部分に限る。）の規定による改正後の薬剤師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により薬剤師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請することができる」と読み替えるものとする。

第十条　この政令の施行前に理学療法士及び作業療法士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録事項を第二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による改正後の理学療法士及び作業療法士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（製菓衛生師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この政令の施行前に製菓衛生師法施行令第一条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る製菓衛生師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の製菓衛生師名簿の登録事項を第二条（第九号に係る部分に限る。）の規定による改正後の製菓衛生師法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により製菓衛生師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（視能訓練士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この政令の施行前に視能訓練士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る視能訓練士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の視能訓練士名簿の登録事項を第二条（第十号に係る部分に限る。）の規定による改正後の視能訓練士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により視能訓練士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第一項に規定する者に係る第二条（第十一号に係る部分に限る。）の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第四条に規定する衛生検査技師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の衛生検査技師名簿の登録事項を第二条（第十一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により衛生検査技師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この政令の施行前に保健師助産師看護師法第十二条第一項から第四項までの規定による免許の申請をした者の当該申請に係る保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の保健師籍若しくは看護師籍、助産師籍又は准看護師籍の登録事項を第三条の規定による改正後の保健師助産師看護師法施行令第二条第一項第二号又は同条第二項第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項から第三項までの規定により保健師籍若しくは看護師籍、助産師籍又は准看護師籍の訂正を申請することができる。この場合において、これらの規定中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「八十万六千七百円」を「八十二万六千五百円」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第四項第六号

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項第六号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第九項及び第二十九条の二の二第九項中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第二条　第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の健康保険法施行令（次条において「新健康保険法施行令」という。）第四十二条第三項第六号（健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することについての健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロ（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定の例によりすることができる。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　新健康保険法施行令第四十二条第三項（第六号に係る部分に限り、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあった月が令和八年八月以後の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第四条　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の船員保険法施行令（次条において「新船員保険法施行令」という。）第九条第三項第六号に掲げる者に該当することについての船員保険法施行令第十条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定による全国健康保険協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。）の認定は、施行日前においても、同項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　新船員保険法施行令第九条第三項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和八年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第八条の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における同令第十一条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第十二条第三項において同条第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第十一条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

第六条　第一条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民健康保険法施行令（次条において「新国民健康保険法施行令」という。）第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当することについての国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号ロの規定による市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合の認定は、施行日前においても、同令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号ロの規定の例によりすることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　新国民健康保険法施行令第二十九条の三第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和八年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十九条の二第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第二十九条の二の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における同令第二十九条の四の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第八条　第一条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十五条第一項第六号に掲げる者に該当することについての高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項第一号へ、第二号へ及び第三号ロの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の認定は、施行日前においても、同項第一号へ、第二号へ及び第三号ロの規定の例によりすることができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和八年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十四条の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における同令第十六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2　新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号に規定する基準日（同条第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。）の属する月が令和八年八月以後の場合における同条第二項の医療合算算定基準額（同条第六項第三号ヘに係る部分に限り、同令第二十九条の三第二項の七十歳以上医療合算算定基準額（同条第七項第一号ヘ及び第二号ヘに係る部分に限り、同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）について適用し、当該基準日の属する月が同年七月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額については、なお従前の例による。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二第九項及び第二十九条の二の二第九項の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）及び介護予防サービス等（同令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が行われた月が令和八年八月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給及び同法の規定による高額介護予防サービス費の支給について適用し、要介護被保険者等が受ける居宅サービス等及び介護予防サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における当該高額介護サービス費の支給及び当該高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○総務省令第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

総務大臣　林　芳正

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［略］	［略］	［略］	［略］
放送ネットワーク整備支援事業費補助金 情報通信基盤整備推進補助金 ［略］			

改正前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
放送ネットワーク整備支援事業費補助金 ［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和八年度に取得した財産からこれを適用する。

○法務省令第四十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（更生保護施設の宿泊費）

第四条　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
八六九円	八六八円	八五五円

改正前

（更生保護施設の宿泊費）

第四条　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
七五八円	七二二円	六八三円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区
二一八円	一二四円	六八円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、三二五円	二、二〇二円	二、〇八八円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区
二一八円	一二四円	六八円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市	泉佐野市

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、〇四八円	一、九四五円	一、八四二円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市

神戸市	五、二〇九円
仙台市　静岡市　岡崎市　豊橋市　大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、一四七円
札幌市　ひたちなか市　宇都宮市　栃木市　前橋市　甲府市　長野市　松本市　富山市　金沢市　岐阜市　津市　姫路市　和歌山市　岡山市　呉市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　北九州市　田川市	五、〇二三円
新潟市　福井市　徳島市　長崎市	四、九二九円
上記以外の市町村	四、八九八円

	五、五二一円
	五、三九六円
	五、三三四円
	五、三〇三円
	五、二七二円
	五、二四一円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、一〇三円
仙台市　静岡市　岡崎市	五、〇四一円
豊橋市	五、〇一〇円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	四、九七九円
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	四、九一七円
新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	四、八八五円

	五、四四六円
	五、三二一円
	五、二九〇円
	五、二五九円
	五、一六六円
	五、一三五円

上記以外の市町村	四、八二三円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　函館市　市　網走市	青森市　盛岡市　市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市	四二円
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市	泉佐野市
六、四三九円	六、二八五円	六、二〇八円	六、一七〇円	六、一三二円	六、〇九三円

神戸市					
仙台市　静岡市　豊橋市　大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市					
札幌市　ひたちなか市　都宮市　栃木市　前橋市　甲府市　長野市　松本市　富山市　金沢市　岐阜市　津市　姫路市　和歌山市　岡山市　呉市　福岡県糟屋					
上記以外の市町村					

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　函館市　市　網走市	青森市　盛岡市　市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市	八五円
一八九円	一六七円	一六一円	一二七円	

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	八王子市　国立市　豊田市　子市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　市　神戸市	泉佐野市
六、三六三円	六、二〇九円	六、一七一円	六、一三三円	六、〇一七円	五、九七九円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市					
仙台市　静岡市　豊橋市					
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市					
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市					
新潟市　福井市　呉市　徳島市　糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市					

		郡須恵町　飯塚市　北九州市　田川市		
六、〇五五円	五、九七八円	五、八二四円	五、七〇九円	五、六七一円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	五三円

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和八年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十万九千七百四十七円を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　泉佐野市

		上記以外の市町村		
五、九四一円	五、八六四円	五、八二六円	五、七八七円	五、七一〇円	五、六七二円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	一〇六円

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　泉佐野市

神戸市	六一四、五七五円	六六七、五三四円				
仙台市　静岡市　岡崎市　豊橋市　大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	六〇三、九八三円	六四六、三五〇円				
札幌市　ひたちなか市　宇都宮市　栃木市　前橋市　甲府市　長野市　松本市　富山市　金沢市　岐阜市　津市　姫路市　和歌山市　岡山市　呉市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　北九州市　田川市	五八二、八〇〇円	六三五、七五九円				
新潟市　福井市　徳島市　長崎市	五六六、九一二円	六三〇、四六三円				
上記以外の市町村	五六一、六一六円	六二五、一六七円				
		六一九、八七一円				

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	三四、二五三円					
札幌市　釧路市　網走市	三〇、二九二円					
函館市	二九、二四三円					
青森市　盛岡市　山形市　松本市	二三、〇六八円					
秋田市　長野市	七、六八九円					

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	六〇九、〇二〇円	六六七、二八九円				
仙台市　静岡市　岡崎市	五九八、四二五円	六四六、一〇〇円				
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	五八七、八三一円	六四〇、八〇三円				
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	五七七、二三六円	六三五、五〇六円				
新潟市　福井市　呉市　徳島市　糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	五七一、九三九円	六一九、六一四円				
上記以外の市町村	五六一、三四五円	六一四、三一七円				

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	三四、二六一円					
札幌市　釧路市　網走市	三〇、二九九円					
函館市	二九、二五〇円					
青森市　盛岡市　山形市　松本市	二三、〇七四円					
秋田市　長野市	一五、三八三円					

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千四百六十九円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百九十円を、それぞれ支弁する。	4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百十三円を、それぞれ支弁する。
5　［略］	5　［同上］
第七条の二　［略］	**第七条の二**　［同上］
2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千四百六十九円を支弁する。	2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千六円を支弁する。
3　［略］	3　［同上］
（食事給与費）	（食事給与費）
第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百七十一円とする。	**第十二条**　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百六十一円とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和八年四月一日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

○厚生労働省令第百七号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び関係法令の規定に基づき、栄養士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続）	（免許の申請手続）
第一条　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第一条**　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等（その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。次項第二号を除き、以下同じ。））	一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）
二～四　（略）	二～四　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する	二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を

特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四項第二号において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。）

3～5　（略）

第一号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

第四号様式から第八号様式までの様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

（医師法施行規則の一部改正）

第二条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医師免許の申請手続）	（医師免許の申請手続）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。）	二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。）
三　（略）	三　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（医籍の訂正の申請手続）	（医籍の訂正の申請手続）
第三条　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	**第三条**　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
2　（略）	2　（略）

第一号書式及び第二号の二書式から第三号書式までの書式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（歯科医師法施行規則の一部改正）

第三条　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（歯科医師免許の申請手続）	（歯科医師免許の申請手続）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。）	二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。）
三　（略）	三　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（歯科医籍の訂正の申請手続）	（歯科医籍の訂正の申請手続）
第三条　令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	**第三条**　令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
2　（略）	2　（略）

第一号書式及び第二号の二書式から第三号書式までの書式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第四条　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続）	（免許の申請手続）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	2　令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との	一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条第二項において同じ。）

二　（略）

（診療放射線技師籍の訂正の申請手続）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

第一号書式及び第一号書式の二中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二号書式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

第二号書式の二及び第三号書式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第五条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）	（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	2　令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条の四において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条の四において同じ。）	四　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条の四において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条の四において同じ。）
五　（略）	五　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

（籍の訂正の申請書に添付する書類）

第五条　令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条の三において同じ。）及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

第一号様式から第二号様式までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（歯科技工士法施行規則の一部改正）

第六条　歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。） 三　（略） 3　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。） 三　（略） 3　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第一条の三関係）

ホチキス位置

記入不要		
	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄
（収入印紙は消印しないでください）

歯科技工士免許申請書

受験地コード	

平成 令和	年	月施行	第	回	歯科技工士国家試験合格	受験地		受験番号	

次の有無について**必ず**該当するどちらかを○で囲むこと。

1　歯科医療又は歯科技工士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
（有の場合、違反の事実及び年月日）
有・無 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　出願後の本籍又は氏名の変更の有無。（有の場合、出願時の本籍又は氏名）
有・無 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　旧姓併記の希望の有無。
有・無

4　過去に歯科技工士免許を有していたことの有無。（有の場合、登録番号）
有・無 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記により歯科技工士免許を申請します。

令和　　年　　月　　日

技

本籍地コード	
本籍（国籍等）	都道府県

電話番号	（　　）
住所	〒　都道府県

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

様式第一号の二中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第四条の二関係）

ホチキス位置

記入不要		
	登録番号	
	再交付年月日	

歯科技工士免許証再交付申請書

登録番号	第　　号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日

登録都道府県名	都道府県	※コード番号	

技

※コード番号	
本籍（国籍等）	都道府県

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日	※

免許取得資格	昭和 平成 令和	年	月	施行	第　　回	都道府県	歯科技工士試験合格	受験地	

上記の歯科技工士免許証を　（ 破った・汚した・失った ）
ので関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

令和　　年　　月　　日

電話番号	（　　）
住所	〒　都道府県
氏名	

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

※印の欄は記載しないこと。

様式第四号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条の五**　（略） ２　令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条の三第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条の三第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第二条の二**　（略） ２　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第三条の二第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	（免許の申請手続） **第一条の五**　（略） ２　令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条の三第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条の三第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第二条の二**　（略） ２　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条の二第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

様式第一及び様式第二中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第三中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

様式第四及び様式第五中「国籍」を「国籍等」に改める。

（調理師法施行規則の一部改正）

第八条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離	（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）

（認定証書）

第二十一条　厚生労働大臣は、技術審査に合格した者に、次に掲げる事項を記載した認定証書を交付する。

一・二　（略）

三　氏名及び生年月日

四　（略）

2　（略）

様式第一中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

様式第二中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改める。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受験の申請） **第百五十九条の五**　登録販売者試験を受けようとする者は、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））、住所及び連絡先を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。 （販売従事登録の申請） **第百五十九条の七**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一　（略） 二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。） 三・四　（略） 3・4　（略）	（受験の申請） **第百五十九条の五**　登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。第百五十九条の八第一項第二号において同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。 （販売従事登録の申請） **第百五十九条の七**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一　（略） 二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。） 三・四　（略） 3・4　（略）

（登録販売者名簿及び登録証の交付）

第百五十九条の八　販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本国籍を有していない者についてはその国籍等）

三・四　（略）

2　（略）

様式第八十六の二中「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

様式第八十六の三中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。）（薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県又は国籍等に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。） 二・三　（略） 3　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。）（薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。） 二・三　（略） 3　（略）

様式第一中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第二中「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県」に、「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第三中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。
様式第四、様式第五及び様式第六の二中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第六の三中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。
様式第六の四から様式第七までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第八中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。
様式第九中「国籍」を「国籍等」に改める。

（理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正）

第十一条　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 二・三　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 二・三　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

様式第一号及び様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第三号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。
様式第四号から様式第六号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（製菓衛生師法施行規則の一部改正）

第十二条　製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（別記様式において「国籍等」という。）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） 二　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） 2　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） 二　（略）

別記様式中「本籍地　都道府県名（国籍）」を「本籍地　都道府県（国籍等）」に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免状の申請手続） **第九条**　法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（様式第二号において「国籍等」という。）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） 二　（略） 2　（略）	（免状の申請手続） **第九条**　法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） 二　（略） 2　（略）

様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（視能訓練士法施行規則の一部改正）

第十四条　視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	（免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の訂正の申請手続） **第三条**　（略） 2　前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
様式第一号及び様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。 様式第三号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。 様式第四号及び様式第五号中「国籍」を「国籍等」に改める。	

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（臨床修練の許可の申請手続等） **第四条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。）その他の身分を証する書類の写し 二～八　（略） 3・4　（略）	（臨床修練の許可の申請手続等） **第四条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。）その他の身分を証する書類の写し 二～八　（略） 3・4　（略）

様式第1号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号（第四条第一項及び第五条第一項関係）

写　真 photo 40㎜×30㎜	収　入　印　紙　欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨　床　修　練　／　臨　床　教　授　等　許　可　申　請　書

APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING ／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣　　殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

目　的／Purpose		□臨床修練／Advanced clinical training □臨床教授／Clinical teaching　□臨床研究／Clinical research	
国　籍　等 Nationality, etc.		生年月日 Date of birth	年　月　日 Year　Month　Day
氏　名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana		
性　別／Sex		□男／Male　□女／Female	
出生地／Place of birth			
本国における居住地 Home town/city			
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号／Telephone No.			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		□帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □その他／others （　　）	

外国医師（歯科医師・看護師等）資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained		
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained		年　月　日 Year　Month　Day
	資格の名称 Name of the license	原語表記 in the original letters	
		英語表記 in English	
		日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana	
日本国及び外国において欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship		□なし／No □あり／Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment		□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension		□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs		□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年　月　日
Year　Month　Day

（注　意）1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
（Remarks）　Use the paper of Japanese Industrial Standards Ａ４.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第二号（第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係）

写　真 photo 40㎜×30㎜	収　入　印　紙　欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨　床　修　練　／　臨　床　教　授　等　許　可　更　新　申　請　書

APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING ／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣　　殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.		許可年月日 Date of permission	年　月　日 Year　Month　Day
目　的／Purpose		□臨床修練／Advanced clinical training □臨床教授／Clinical teaching　□臨床研究／Clinical research	
国　籍　等 Nationality, etc.		生年月日 Date of birth	年　月　日 Year　Month　Day
氏　名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana		
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号／Telephone No.			
更新の理由 Reason for renewal			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		□帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □その他／others （　　）	

日本国及び外国において欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	□なし／No □あり／Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	□なし／No □あり／Yes 具体的内容／Details （　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年　月　日
Year　Month　Day

（注　意）1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
（Remarks）Use the paper of Japanese Industrial Standards Ａ４.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball‐point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第三号（第六条関係）

（表面）

外国医師（外国歯科医師・外国看護師等）
Foreign Medical Practitioner（Foreign Dental Practitioner・Foreign Nurse）

臨床修練許可証／臨床教授等許可証
CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING ／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可の種別 Type of Permission		□臨床修練／Advanced Clinical Training □臨床教授等／Clinical Teaching and Research
国籍等 Nationality, etc.		
氏名 Name	（ローマ字） （in Roman Letters）	
	（カタカナ） （in Japanese Katakana）	
許可番号 （Permit No.）		許可年月日 Date of Permit　年　月　日 Year　Month　Day

写真
photo

許可の期限 Term of Permission	年　月　日 Until　Year　Month　Day

公印

厚生労働大臣
Minister of Health, Labour and Welfare

（裏面）

（注意事項）
（Remarks）

1．臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、厚生労働大臣の指定する病院又は診療所において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の実地の指導監督の下に臨床修練を行わなければならない。
Foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses are permitted for advanced clinical training, only under the tuition and supervision of clinical instructors in the hospitals or clinics designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

2．臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師は、厚生労働大臣の指定する病院において臨床教授等を行わなければならない。
Foreign medical practitioners or dental practitioners are permitted for clinical teaching and research, only in the hospitals designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

3．許可の条件は、次のとおりとする。
Conditions of permission are as follows.

〔　　〕

4．外国医師又は外国歯科医師は、処方せんの交付を行うことができない。
Foreign medical practitioners or dental practitioners are not permitted to issue prescriptions.

5．外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、臨床修練又は臨床教授等を行う時、この許可証を見やすい位置に着用しなければならない。
During clinical training or clinical teaching and research, foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses must wear this certificate at a visible place.

様式第四号（第七条第二項関係）

※許可番号		※書換交付年月日	

臨床修練許可証／臨床教授等許可証書換え交付申請書
APPLICATION FOR REWRITING CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING ／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種別 Type of Certification of Permission	□臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training □臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research		
許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit	年　月　日 Year　Month　Day

変更を生じた事項
Items to change

	変更前 before Change	変更後 after Change
国籍等 Nationality, etc.		
氏名 Name （原語） （in Original Letters）		
（ローマ字） （in Roman Letters）	（Last）（First）（Middle）	（Last）（First）（Middle）
（カタカナ） （in Japanese Katakana）	（Last）（First）（Middle）	（Last）（First）（Middle）
変更の事由 Reason for Change		

上記により、関係書類を添えて許可証の書換え交付を申請します。
As mentioned above, I hereby apply for rewriting the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c／o　方
電話番号　Tel. No.	（　）
氏名 Name	（原語） （in original Letters）
	（ローマ字） （in Roman Letters）（Last）（First）（Middle）
	（カタカナ） （in Japanese Katakana）（Last）（First）（Middle）
生年月日 Date of Birth	年　月　日 Year　Month　Day

厚生労働大臣　殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

（Date）　年　月　日
Year　Month　Day

署名
Signature

様式第五号（第八条第二項関係）

※許可番号		※再交付年月日	

臨床修練許可証／臨床教授等許可証再交付申請書
APPLICATION FOR REISSUE OF CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING ／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種別 Type of Certification of Permission	□臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training □臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research		
許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit	年 Year　月 Month　日 Day

国籍等 Nationality, etc.		出生地 Place of Birth	

氏名 Name (原語)(in Original Letters)	
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last)　(First)　(Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last)　(First)　(Middle)

性別 Sex	男 Male	女 Female

生年月日 Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day

上記の許可証を（破つた・汚した・失つた）ので、関係書類を添えて許可証の再交付を申請します。
I hereby apply for the reissue of the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c／o　　方
電話番号 Tel. No.	(　　)
氏名 Name	(原語) (in Original Letters)
	(ローマ字) (in Roman Letters)　(Last)　(First)　(Middle)
	(カタカナ) (in Japanese Katakana)　(Last)　(First)　(Middle)
生年月日 Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day

厚生労働大臣　　殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date)　年 Year　月 Month　日 Day

署名
Signature

様式第六号（第十一条関係）

臨床修練証明書
CERTIFICATE OF ADVANCED CLINICAL TRAINING

国籍等　　出生地
Nationality, etc.　　Place of Birth

氏名（原語）
（in Original Letters）

(Name)
（ローマ字）
（in Roman Letters）（Last）（First）（Middle）

生年月日　　年　月　日
Date of Birth　Year　Month　Day

上記の者は、次のとおり、臨床修練を行った者であることを証明する。
This is to certify that the person mentioned above received the advanced clinical training, as follows.

1．臨床修練を行った病院の名称
Name of hospital in which he／she has received advanced clinical training

2．臨床修練の内容
Details of advanced clinical training

3．臨床修練の期間
Term of advanced clinical training

(Date)　年 Year　月 Month　日 Day

病院の長　　印
President of Hospital

臨床修練指導医（指導歯科医・指導者）　　印
Clinical Instructor

上記の者は、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、臨床修練の許可を受けた者であることを証明する。
This is to certify that under the provision of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., the person mentioned above was granted permission for advanced clinical training.

(Date)　年 Year　月 Month　日 Day

厚生労働大臣　　印
Minister of Health, Labour and Welfare

（臨床工学技士法施行規則の一部改正）

第十六条　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第七条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　臨床工学技士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三～七　（略） （名簿の訂正） **第三条**　（略） ２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第七条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。） 二　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　臨床工学技士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三～七　（略） （名簿の訂正） **第三条**　（略） ２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第四号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（義肢装具士法施行規則の一部改正）

第十七条　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第七条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。）

二　（略）

（名簿の登録事項）

第二条　義肢装具士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第四号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正）

第十八条　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法

第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）

三　（略）

3　（略）

（名簿の登録事項）

第二条　歯科衛生士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

2　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第四号までの様式及び様式第六号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） 3　（略）	（免許の申請） **第一条の三**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） 3　（略）

（名簿の登録事項）

第二条　あん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（柔道整復師法施行規則の一部改正）

第二十条　柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） ３　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　柔道整復師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三～七　（略）	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） ３　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　柔道整復師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（救急救命士法施行規則の一部改正）

第二十一条　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。） 二　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　救急救命士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三～七　（略） （名簿の訂正） **第三条**　（略） ２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。） 二　（略） （名簿の登録事項） **第二条**　救急救命士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三～七　（略） （名簿の訂正） **第三条**　（略） ２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（理容師法施行規則の一部改正）

第二十二条　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあっては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。） 二　（略） （理容師名簿の登録事項） **第二条**　理容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三～九　（略） （開設の届出） **第十九条**　（略） ２・３　（略） ４　外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。	（免許の申請手続） **第一条**　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあっては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。） 二　（略） （理容師名簿の登録事項） **第二条**　理容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍） 三～九　（略） （開設の届出） **第十九条**　（略） ２・３　（略） ４　外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

様式第一から様式第四までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

第二十三条　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離	（免許の申請手続） **第一条**　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあっては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。）

二　（略）

（美容師名簿の登録事項）

第二条　美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～九　（略）

（開設の届出）

第十九条　（略）

２・３　（略）

４　外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

様式第一から様式第四までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正）

第二十四条　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） ３　（略）	（免許の申請） **第一条の三**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三　（略） ３　（略）

（名簿の登録事項）

第二条　言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正）

第二十五条　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令の一部改正）

第二十六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令（平成十六年厚生労働省令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「国籍」を「国籍等」に、「Nationality」を「Nationality, etc.」に改める。

（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正）

第二十七条　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の七第一項の規定による申請書の提出をした者の当該申請書の提出に係る登録販売者名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の登録販売者名簿の登録事項を第九条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の八第一項第二号の規定に従ったものとするため、同令第百五十九条の九第一項の規定により登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ることができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「届け出なければならない」とあるのは「届け出ることができる」と読み替えるものとする。

（臨床工学技士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る臨床工学技士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、臨床工学技士名簿の登録事項を第十六条の規定による改正後の臨床工学技士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により同項の臨床工学技士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（名簿の登録事項）

第二条　言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三～七　（略）

（名簿の訂正）

第三条　（略）

２　前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（義肢装具士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行前に義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る義肢装具士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の義肢装具士名簿の登録事項を第十七条の規定による改正後の義肢装具士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により義肢装具士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行前に歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科衛生士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科衛生士名簿の登録事項を第十八条の規定による改正後の歯科衛生士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により歯科衛生士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行前にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の三第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係るあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項のあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の登録事項を第十九条の規定による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（柔道整復師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行前に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る柔道整復師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の柔道整復師名簿の登録事項を第二十条の規定による改正後の柔道整復師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により柔道整復師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（救急救命士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この省令の施行前に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る救急救命士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の救急救命士名簿の登録事項を第二十一条の規定による改正後の救急救命士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により救急救命士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（理容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この省令の施行前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る理容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の理容師名簿の登録事項を第二十二条の規定による改正後の理容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により理容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この省令の施行前に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る美容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の美容師名簿の登録事項を第二十三条の規定による改正後の美容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により美容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この省令の施行前に言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る言語聴覚士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の言語聴覚士名簿の登録事項を第二十四条の規定による改正後の言語聴覚士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により言語聴覚士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

○農林水産省令第四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）附則第五条、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第七条に基づき、並びに同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。 （衛生管理区域の要件） **第二条**　法附則第五条の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一　衛生管理区域（当該衛生管理区域が所在する農場の区域を含む。）において動物用生物学的製剤の適正な管理体制を整備していること。 二　家畜の所有者が、衛生管理区域における衛生管理の方法について過去一年以内に法第十二条の六第一項及び法第三十四条の二第一項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。 （登録飼養衛生管理者研修） **第三条**　法附則第六条第一項の農林水産省令で定めるところにより行う研修（以下「登録飼養衛生管理者研修」という。）は、動物用生物学的製剤の種類ごとに、当該動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むものとする。 （登録の申請） **第四条**　法附則第六条第一項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出して行うものとする。 一　申請者の氏名、生年月日及び住所 二　飼養衛生管理者となつている衛生管理区域 三　修了した登録飼養衛生管理者研修の種類及び修了年月日 四　その他登録に際し必要な事項 （心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者） **第五条**　法附則第六条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （家畜衛生に関する法律の規定） **第六条**　法附則第六条第一項第三号の農林水産省令で定める法律は、次に掲げる法律とする。 一　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号） 二　医薬品医療機器等法 三　獣医療法（平成四年法律第四十六号）	**附　則** この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。 （新設） （新設） （新設） （新設）

（登録飼養衛生管理者名簿に登載する事項）

第七条　法附則第六条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤

二　登録飼養衛生管理者研修の修了年月日

三　その他登録に際し必要な事項

（登録の更新）

第八条　法附則第六条第三項の規定による登録の更新（以下この条において「更新」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域

三　修了した同条第四項の農林水産省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）の種類及び修了年月日

四　その他更新に際し必要な事項

（更新研修）

第九条　更新研修は、登録飼養衛生管理者として、必要な知識及び技術の維持及び向上を図ることを目的として行われるものとする。

2　更新研修は、動物用生物学的製剤の種類ごとに、当該動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むものとする。

（登録の変更の届出事項）

第十条　法附則第七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　住所

二　登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域

三　その他登録に際し必要な事項

（名簿の登録の訂正等）

第十一条　都道府県知事は、法附則第七条の規定による届出があつたとき、又は法附則第八条の規定による登録飼養衛生管理者の登録の取消しをしたときは、登録飼養衛生管理者名簿の当該登録飼養衛生管理者に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録飼養衛生管理者名簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

附　則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。

○農林水産省令第二号
環境省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	**別表第一**　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）
項　種　名	項　種　名
第一　動物界	第一　動物界
（略）	（略）
三　爬虫綱	三　爬虫綱
イ　とかげ亜目	イ　とかげ亜目
(1)　イグアナ科	(1)　たてがみとかげ科
1　*Anolis*属（アノールトカゲ属）に属する種のうち*Anolis allogus*（アノリス・アルログス）、*Anolis alutaceus*（アノリス・アルタケウス）、*Anolis angusticeps*(アノリス・アングスティケプス)、*Anolis barbatus*（フトヒゲカメレオンモドキ）、*Anolis carolinensis*（グリーンアノール）、*Anolis equestris*（ナイトアノール）、*Anolis garmani*（ガーマンアノール）、*Anolis homolechis*（アノリス・ホモレキス）、*Anolis porcus*（ホソカメレオンモドキ）及び*Anolis sagrei*（ブラウンアノール）以外のもの	1　*Anolis*属（アノール属）に属する種のうち*Anolis allogus*（アノリス・アルログス）、*Anolis alutaceus*（アノリス・アルタケウス）、*Anolis angusticeps*（アノリス・アングスティケプス）、*Anolis carolinensis*（グリーンアノール）、*Anolis equestris*（ナイトアノール）、*Anolis garmani*（ガーマンアノール）、*Anolis homolechis*（アノリス・ホモレキス）及び*Anolis sagrei*（ブラウンアノール）以外のもの
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日　　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに企画官、技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）	（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）
第十一条　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに企画官、技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。	**第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに技術革新企画官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに技術革新企画官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5～9　（略）

10　企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務に参画する。

11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　環境の保全及び安全の確保に資する革新的な建設技術に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

（削る）

12～16　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5～9　（略）

10　技術企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

四　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること。

六　地理情報システムその他の地理空間情報の整備及び活用に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

13～17　（略）

（総合交通体系企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）

第十六条　総務課に、総合交通体系企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2　総合交通体系企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（調整官、事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びに事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　事業総括調整官は、調整官のつかさどる事務に係る事業調整に関するものを統括する。

4～6　（略）

7　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（海外プロジェクト企画官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十八条　海外プロジェクト推進課に、海外プロジェクト企画官及び海外プロジェクト推進企画調整官それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2　海外プロジェクト企画官は、命を受けて、海外プロジェクト推進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

5　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（不動産業指導室及び不動産業政策調整官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室及び不動産業政策調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産業政策調整官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（不動産市場企画調整官及び不動産投資推進官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産市場企画調整官及び不動産投資推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）

第十六条　総務課に、政策企画官、交通安全対策官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにインフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　インフラレジリエンス企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、国土の強靱化に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。

4～6　（略）

7　インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国際建設管理官、海外プロジェクト推進企画調整官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十八条　海外プロジェクト推進課に、国際建設管理官及び海外プロジェクト推進企画調整官それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2　国際建設管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。第五項において同じ。）で建設技術及び国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3・4　（略）

5　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（不動産業指導室及び不動産政策企画官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室及び不動産政策企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　不動産政策企画官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産投資推進室及び不動産市場企画調整官一人を置く。

2　不動産投資推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産特定共同事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　不動産投資の推進に関すること。

3　不動産投資推進室に、室長を置く。

2　（略）

3　不動産投資推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産特定共同事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　不動産投資の推進に関すること。

（水利調整室並びに法務企画調整官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　水政課に、水利調整室並びに法務企画調整官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。

2　水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、水利使用の許可及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二の登録並びに河川台帳（水利使用に係るものに限る。）の調製及び保管に関すること。

三　（略）

3　（略）

（削る）

4・5　（略）

（事業監理室並びに技術調整官、流域減災企画官及び流域治水企画官）

第六十一条　治水課に、事業監理室並びに技術調整官、流域減災企画官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　流域減災企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川の整備、利用、保全その他の管理に関する事務のうち、流域における減災に関する重要事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること（他課及び事業監理室の所掌に属するものを除く。）。

二　河川管理施設等（河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう。）の規格構造に関する事務のうち、流域における減災に関する重要事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること（河川環境課の所掌に属するものを除く。）。

6　（略）

（上下水道政策企画官、上下水道技術調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道政策企画官、上下水道技術調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

4　（略）

（新設）

（水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　水政課に、水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。

2　水利調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、水利使用の許可及び河川法第二十三条の二の登録並びに河川台帳（水利使用に係るものに限る。）の調製及び保管に関すること。

三　（略）

3　（略）

4　水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

（事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官）

第六十一条　治水課に、事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

5　（略）

（脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　脱炭素化・資源利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

（削る）

２　（略）

３　上下水道技術調整官は、命を受けて、水道及び下水道の技術に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

４　（略）

（下水道強靱化対策官及び事業マネジメント推進官）

第六十一条の四　下水道事業課に、下水道強靱化対策官及び事業マネジメント推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

２　（略）

３　事業マネジメント推進官は、命を受けて、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官、住宅ストック活用・リフォーム推進官及び住宅建設技能推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官、住宅ストック活用・リフォーム推進官及び住宅建設技能推進官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

７　住宅建設技能推進官は、命を受けて、住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務のうち、技能の向上及び技能者の育成に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百三十二人以内を置く。

２　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

二　発生汚泥等（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する発生汚泥等をいう。）の再生利用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

３　脱炭素化・資源利用推進室に、室長を置く。

４　（略）

５　上下水道事業調整官は、命を受けて、水道及び下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

６　（略）

（事業マネジメント推進室並びに下水道強靱化対策官及び流域計画調整官）

第六十一条の四　下水道事業課に、事業マネジメント推進室並びに下水道強靱化対策官及び流域計画調整官それぞれ一人を置く。

２　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

３　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

４　（略）

（新設）

５　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

（木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

（新設）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十九人以内を置く。

２　（略）

○国土交通省令第六十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	（略）			
	東京第一営繕事務所	東京都文京区	埼玉県及び東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区）	営繕工事及び実地指導
	（略）			
（略）				

改正前

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	（略）			
	東京第一営繕事務所	東京都新宿区	埼玉県及び東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区及び港区）	営繕工事及び実地指導
	（略）			
（略）				

附　則

この省令は、令和八年七月二十七日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（水環境研究官） **第三十九条の四**　河川研究部に、水環境研究官一人を置く。 2　水環境研究官は、河川等及び海岸の環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

札幌市中央区北一条東十一丁目二二番四一号

株式会社リブレイズ

代表清算人　泉　栄二

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

北海道亀田郡七飯町字仁山二五二番地一

中山運送有限会社

清算人　中山　勇喜

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

札幌市白石区平和通六丁目南三番四号

株式会社エーケーテクニカ

代表清算人　赤荻　暁

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

青森県八戸市大字沢里字二ツ屋一

東北シール有限会社

清算人　大村　芳典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字北山一番地一

有限会社コクサイ

清算人　大谷　秀輝

解散公告

当社は、令和八年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

岩手県釜石市大只越町二丁目一番九号

有限会社三矢漁業

代表清算人　佐藤万里子

解散公告

当社は、令和八年六月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

仙台市若林区若林四丁目五番一九―三号

有限会社トマピー

清算人　佐々木惠子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

茨城県鉾田市鉾田一五九一番地

有限会社大松呉服店

清算人　齋藤　修明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

茨城県坂東市沓掛四一一番地

大心商会有限会社

清算人　田中　孝昌

解散公告

当社は、令和八年六月十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

茨城県ひたちなか市平磯町字深川下一八八〇番地五

合同会社ＳＭＩＬＥ

代表清算人　鈴木　亮太

解散公告

当社は、令和八年六月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

群馬県高崎市八千代町三丁目一番一二号プリマ・クラッセ二〇四号

合同会社ＡＩＭＯＴＩＯＮ

清算人　大貫　凌空

解散公告

当社は、令和八年四月十九日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

群馬県沼田市下久屋町四七二番地

合同会社永岩不動産

清算人　永井　岩男

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

埼玉県飯能市大字平松六七番地の二

有限会社小島工務店

清算人　小島　皆子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

群馬県高崎市白銀町九番地白銀ビル三Ｆ

合同会社ＡＢ―ｃｈｉｒｉ

代表清算人　佐々木花乃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

埼玉県三郷市小谷堀一四番地三五

有限会社三郷防水

清算人　大槻　壮

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

千葉県市原市瀬又五五〇番地七六

有限会社新建設計

清算人　廣野　一夫

解散公告

当社は、令和八年五月一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

千葉県流山市おおたかの森西一丁目二〇番地一―五〇四

ベイルブルー・ジャパン合同会社

代表清算人　橋場　隆介

解散公告

当社は、令和八年六月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都中央区勝どき三丁目一三番一号

ＡＳＬ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　宮本　忠海

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都目黒区平町二―五―一七―一〇三

ＮＡＴ　ＪＡＰＡＮ合同会社

清算人　堀　　潮

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都目黒区上目黒三丁目三六番二八号

特定非営利活動法人銀河教育研究所

清算人　瀧澤　靖彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都板橋区東坂下二丁目一七番一一―一〇二

株式会社クレス

代表清算人　岡田　和士

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都新宿区北新宿四丁目四番九号

有限会社シイ・エイチ・ケイ

清算人　川見　憲史

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都港区海岸一丁目七番一号

アルテミス株式会社

代表清算人　三村　一平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号ＧＩＮＺＡＳＩＸ一三Ｆ

株式会社ＫＩＷＡＭＩＹＡ亭

代表清算人　関沢　康寛

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都足立区谷中四丁目一番六号第二小宮マンション一〇二

有限会社ケイズ

代表清算人　今里　健一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都千代田区紀尾井町三―八第二紀尾井町ビル九〇一アクシス綜合会計事務所内

ＬＥＶＥＣＨＹファンド７号合同会社

清算人　一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ７号

職務執行者　福田　武司

解散公告

当社は、令和八年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号シティコート桜丘四〇八

株式会社Ｊｏｂ　Ｖ

代表清算人　山川　結貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都渋谷区神宮前二丁目六番一〇号

株式会社Ｈ．Ｉ．Ｐ．ＢＲＡＮＤＳ

代表清算人　林　　香里

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都文京区湯島三丁目二八番一号エリート・イン湯島三〇七

株式会社環境情報コミュニケーションズ

代表清算人　広瀬　美央

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都中野区南台一―三―一二―二階

株式会社茂丸電子

代表清算人　岩下　廣紀

解散公告

当社は、令和八年六月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都目黒区自由が丘二丁目一二番一八号

ＡＹ事務所合同会社

清算人　荒川ゆかり

解散公告

当社は、令和八年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

株式会社ＧＬＯＢＡＬ　ＬＩＦＥＳＰＡＮ

代表清算人　柴田　正博

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都杉並区梅里一丁目二番一六号

株式会社河野ライスパーラー

代表清算人　河野庄次郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都世田谷区奥沢一丁目三三番二号

株式会社天七

代表清算人　馬場ゆかり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都葛飾区南水元二丁目五番一〇号

合同会社中太

清算人　中村　龍太

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

東京都杉並区桃井三丁目六番一―二三二号

有限会社カナダ・エンタープライズ

清算人　内山　充代

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県足柄上郡大井町西大井五五二番地五

マネジメントスタッフ株式会社

代表清算人　下澤　芳克

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県大和市深見東三丁目六番一六号

株式会社小金澤化工

代表清算人　小金澤利夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷一丁目一七番一号

有限会社大西瓦店

清算人　宮上　洋平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘二丁目九番四号第二旭マンション二〇一

有限会社タクト

清算人　今井　英夫

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

横浜市中区真砂町二丁目一二番地

横浜関内駅前ビル株式会社

代表清算人　郡司　登

解散公告

当法人は、令和八年五月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県大和市中央四丁目一番二四号

セントラルフォートビル四〇二

一般社団法人グッティグループ

代表清算人　新川　恵

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

横浜市都筑区牛久保西四丁目一番一五号

株式会社ＢＲＴジャパン

代表清算人　木戸脇　隆

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

横浜市青葉区美しが丘西三丁目五二番地一四

株式会社スキーマ

代表清算人　猪熊美知代

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県鎌倉市十二所一八八番地

協友産業株式会社

代表清算人　谷川　雅子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神奈川県大和市鶴間一丁目三一番二一―六〇一号　エムズビジネスデザイン株式会社

代表清算人　松野　秀彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

長野市権堂町一四三九番地

ダイアモンド・タウン株式会社

代表清算人　熊井　泰文

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日九一番地の八

有限会社シャン

清算人　宗田たづ子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

静岡県浜松市中央区領家一丁目八番二二号

有限会社アンカー

清算人　藤森　裕行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

愛知県岡崎市滝町字追ノ狭間七二番地一一

Ｚｅｒｏ　Ａｒｔ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ合同会社

清算人　中村　真

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

名古屋市西区又穂町五丁目四一番地三

株式会社オオミヤコーポレーション

代表清算人　長屋　繁夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

愛知県豊田市浄水町五丁目二番地一

有限会社鷲見建材

清算人　鷲見　金一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

名古屋市昭和区出口町二丁目四〇番地

株式会社フジカ

代表清算人　野中　賢輔

解散公告

当社は、令和八年六月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

滋賀県長浜市平方町一二〇四番地の七

株式会社原田企画

代表清算人　原田　照男

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町一九七―一青蓮会館内

特定非営利活動法人京都地域連携医療推進協議会

清算人　中野　博美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

滋賀県草津市矢橋町七九六番地七

株式会社ＹＧ―ＴＥＣＨ

代表清算人　山元　隆

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

京都市西京区大原野西境谷町二丁目九番地

合同会社大樹

清算人　久保　令子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二　真合同会社

清算人　金　真理子

解散公告

当社は、令和八年六月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪府枚方市翠香園町一四番五号

有限会社ナンヨークラフト

清算人　川村　眞章

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪府堺市堺区東湊町四丁二三一番地

大阪計量器株式会社

代表清算人　中村　純子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪府東大阪市六万寺町三丁目二番三二号

照和ブロック株式会社

代表清算人　田中　芳子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪府松原市天美西三丁目三番一七号

有限会社松尾商店

清算人　松尾　潔

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪市北区松ケ枝町一番三九号

有限会社ジュッポー・エンターテイメントファーム

清算人　林　美香子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

大阪市東淀川区東中島五丁目一―一二

盛華商事株式会社

代表清算人　賀　桂英

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

兵庫県伊丹市柏木町一丁目四二番地

一二三住器産業株式会社

代表清算人　白井　和春

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

神戸市垂水区本多聞二丁目二八番二一号

有限会社八大

清算人　井上　真実

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

奈良市藤ノ木台三丁目二五―三

株式会社LouLou29

代表清算人　垣内美代子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目六番地一六　エンパイアビル三Ｆ

特定非営利活動法人ｒｅ．ｌｉｆｅ

清算人　田島　恵美

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

鳥取県鳥取市富安二丁目一〇七番地

株式会社スマイル保険サービス

代表清算人　山下　員徳

解散公告

当組合は、令和八年五月二十二日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

島根県出雲市白枝町一一四七番地影山ビル二Ｆ

島根県サッシ・ガラス商工業協同組合

清算人　畑岡　匡

解散公告

当社は、令和八年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

愛媛県新居浜市萩生二七五〇番地

株式会社ＧＡＲＵＤＡ

代表清算人　上田　大誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号

株式会社ＳＹＫＡ

代表清算人　今和泉　学

解散公告

当社は、令和八年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

福岡県福岡市東区下原二丁目二六番二号

有限会社漁亭

清算人　中村　妙子

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

福岡市博多区博多駅中央街五番一一号

東美株式会社

代表清算人　李　偉平

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

福岡県北九州市若松区今光二丁目九番一四号

有限会社クレール企画

清算人　古田知佐子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

熊本県玉名市大浜町二四八五番地二

有限会社大進緑化造園

清算人　大久保　進

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県浦添市西原二丁目三番五号

ＮＨＤ株式会社

代表清算人　榊原　康彰

解散公告

当社は、令和八年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県浦添市西原二丁目三番五号

ＮＨＤ２株式会社

代表清算人　榊原　康彰

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県豊見城市字翁長八三二番地三

株式会社ＧＯＴ

代表清算人　守友　秀織

解散公告

当社は、令和八年六月八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県糸満市字武富七四三番地

有限会社沖縄栄工舎

清算人　友利　朝江

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県島尻郡南風原町字宮平七四五番地一五

株式会社アップテック開発

代表清算人　田場　盛次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県糸満市字糸満一〇〇五番地ココパレス

糸満二階二〇三号　合同会社ドリームハウス

清算人　安室佐津美

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

沖縄県浦添市宮城四丁目一五番八号

医療法人綾羽

清算人　中村　豊一

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十三日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十五日

山梨県西八代郡市川三郷町黒沢五六〇八番地の二

宗教法人山ノ神社

清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

第九十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部		負債の部	
流動資産	五、七七七、二七九	流動負債	二、九〇一、二七〇
固定資産	二、八九六、七三五	（うち完成工事補償引当金）	（二、四八〇）
有形固定資産	二、三一七、〇七一	（うち賞与引当金）	（五二、三五〇）
無形固定資産	一六、二九九	固定負債	二六六、八二五
投資その他の資産	五六三、三六四	（うち退職給付引当金）	（二三一、七九〇）
資産合計	八、六七四、〇一五	負債合計	三、一六八、〇九五
		純資産の部	
		株主資本	五、一三二、六五八
		資本金	四五〇、〇〇〇
		資本剰余金	一五一、七〇八
		資本準備金	一五一、七〇八
		利益剰余金	四、五六六、四〇五
		利益準備金	一一二、五〇〇
		その他利益剰余金	四、四五三、九〇五
		（うち当期純利益）	（一二九、六二三）
		自己株式	△三五、四五六
		評価・換算差額等	三七三、二六一
		その他有価証券評価差額金	三七三、二六一
		純資産合計	五、五〇五、九一九
		負債・純資産合計	八、六七四、〇一五

令和八年六月二十四日

京都市下京区五条通西洞院西入小柳町五一八番地

公成建設株式会社

代表取締役社長　絹川　雅則

第十三期決算公告

二〇二六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	四三、三〇七	流動負債	三六、三一四
固定資産	六、一三六	一般正味財産	一三、一二九
資産合計	四九、四四四	負債及び正味財産合計	四九、四四四

岡山県岡山市北区錦町六番一号

一般財団法人両備ハッピーライフ

代表理事　小嶋　光信

令和八年六月二十五日

第十三期決算公告

二〇二六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	六、〇二〇	流動負債	一、〇四八
固定資産	二、八六〇	一般正味財産	七、八三一
資産合計	八、八八〇	負債及び正味財産合計	八、八八〇

岡山県岡山市北区下石井二丁目一〇番一二号

一般財団法人地域公共交通総合研究所

代表理事　小嶋　光信

令和八年六月二十五日

第４期決算公告

令和８年６月25日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目７番９号

ＴＱ茅場町

Scholl's Wellness Company株式会社

代表取締役　伊藤　成亮

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	487,955
	固定資産	24,620
	合計	512,575
純資産の部 負債及び	流動負債	363,185
	株主資本	149,390
	資本金	40,000
	利益剰余金	109,390
	その他利益剰余金	109,390
	（うち当期純利益）	(27,383)
	合計	512,575

第 25 期決算公告　　2026年６月25日

北海道苫小牧市入船町３丁目４番21号

苫埠資産管理株式会社

代表取締役　海津　尚夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,492
	資産合計	**127,492**
負債及び純資産の部	流動負債	6,514
	（うち賞与引当金）	(1,184)
	株主資本	120,978
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	105,978
	その他利益剰余金	105,978
	（うち当期純利益）	(8,712)
	負債・純資産合計	**127,492**

第 24 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 25 日

宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60番地の１

みちのくミルク株式会社

代表取締役　山本　　淳

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	856,113
	固定資産	3,434,964
	合計	4,291,077
負債及び純資産の部	流動負債	2,397,436
	固定負債	230,560
	株主資本	1,663,081
	資本金	466,500
	利益剰余金	1,196,581
	その他利益剰余金	1,196,581
	（うち当期純利益）	(79,668)
	合計	4,291,077

第 20 期決算公告　　2026年６月25日

岩手県北上市相去町大松沢１番96号

株式会社カノークス鋼管北上

代表取締役　高橋　　哲

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	115,480
	固定資産	71,985
	合計	187,466
負債及び純資産の部	流動負債	48,739
	（うち賞与引当金）	(7,260)
	固定負債	51,391
	株主資本	87,335
	資本金	80,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△12,664
	その他利益剰余金	△12,664
	（うち当期純利益）	(21,301)
	合計	187,466

第 53 期 決 算 公 告

令和８年５月18日

北海道岩見沢市志文町966番地15

株式会社北辰

代表取締役　葛西　和光

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,705,721
	固定資産	1,360,423
	合計	3,066,144
負債及び純資産の部	流動負債	687,285
	固定負債	906,580
	株主資本	1,472,279
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,422,279
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,409,779
	（うち当期純利益）	(11,990)
	合計	3,066,144

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　福井県越前市北府二丁目１番５号

ShinEtsu　**信越フィルム株式会社**

代表取締役社長　有川　節

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,370,997	流動負債	1,398,024
固定資産	1,946,844	固定負債	48,363
有形固定資産	1,389,359	**負債合計**	**1,446,387**
無形固定資産	8,466	株主資本	3,670,342
投資その他の資産	549,019	資本金	200,000
		利益剰余金	3,470,342
		その他利益剰余金	3,470,342
		（うち当期純利益）	(35,819)
		評価・換算差額等	201,112
		純資産合計	**3,871,454**
資産合計	**5,317,841**	**負債・純資産合計**	**5,317,841**

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　3,140,412千円
2. １株当たりの当期純利益　179円10銭

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　北海道北見市中央三輪６丁目437番地１

光洋自動車株式会社

代表取締役　伊藤　誠英

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,864,872	流動負債	2,622,607
固定資産	2,193,458	（賞与引当金）	(27,000)
		固定負債	107,367
		（役員退職慰労引当金）	(29,288)
		（退職給付引当金）	(15,159)
		株主資本	1,328,356
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,298,356
		その他利益剰余金	1,298,356
		（うち当期純利益）	(21,400)
資産合計	**4,058,330**	**負債・純資産合計**	**4,058,330**

第 23 期 決 算 公 告

2026年６月25日
山形県長井市幸町１番１号
ケミコンデバイス株式会社
代表取締役　爪田　　覚

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,852
	固定資産	539
	合計	3,391
負債及び純資産の部	流動負債	2,341
	固定負債	1,181
	株主資本	△130
	資本金	200
	資本剰余金	130
	その他資本剰余金	130
	利益剰余金	△460
	その他利益剰余金	△460
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	3,391

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月25日
山形県東根市神町西四丁目５番１号
株式会社機能性ペプチド研究所
代表取締役　藤橋　浩伸

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,541
	固定資産	11,752
	合計	60,293
負債及び純資産の部	流動負債	158,724
	株主資本	△98,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	△108,430
	その他利益剰余金	△108,430
	（うち当期純利益）	(21,883)
	合計	60,293

第３期決算公告

令和８年６月24日
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目５番３号
東北電力トランスコスモスマネジメントパートナー株式会社
代表取締役社長　間島　康範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	699,776
	固定資産	200,668
	合計	900,445
負債及び純資産の部	流動負債	429,276
	固定負債	60,241
	株主資本	410,927
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	110,927
	その他利益剰余金	110,927
	（うち当期純利益）	(109,190)
	合計	900,445

第 51 期決算公告

令和８年６月25日
福島県郡山市富久山町久保田字古坦50番地
株式会社福島県食肉流通センター
代表取締役社長　若林　　忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	233,056
	固定資産	1,661,089
	資産合計	1,894,145
負債及び純資産の部	流動負債	172,973
	固定負債	390,581
	株主資本	868,720
	資本金	495,011
	利益剰余金	380,369
	その他利益剰余金	380,369
	（うち当期純利益）	(14,054)
	自己株式	△6,660
	評価・換算差額等	461,871
	土地再評価差額金	461,871
	負債・純資産合計	1,894,145

第 48 期 決 算 公 告

令和８年５月23日
山形県山形市松栄一丁目６番77号
株式会社ヨシケイ山形
代表取締役　木下　英計

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	348,897
	固定資産	540,000
	合計	888,897
負債及び純資産の部	流動負債	111,024
	固定負債	206,000
	株主資本	571,873
	資本金	30,000
	利益剰余金	541,873
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	534,373
	（うち当期純利益）	(3,610)
	合計	888,897

第 66 期決算公告

令和８年６月25日
山形県村山市楯岡北町二丁目５番６号
Ｕｍｉｏｓ山形株式会社
代表取締役社長　奥村　知之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	681,479
	固定資産	1,265,234
	資産合計	1,946,714
負債及び純資産の部	流動負債	866,162
	固定負債	51,803
	（うち退職給付引当金）	(25,057)
	株主資本	1,028,748
	資本金	40,000
	利益剰余金	988,748
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	978,748
	（うち当期純利益）	(167,505)
	負債・純資産合計	1,946,714

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
茨城県潮来市島須3075番地11
三愛理研株式会社
代表取締役　斉藤　真一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	769,917
	固定資産	1,205,271
	合計	1,975,188
負債及び純資産の部	流動負債	822,015
	株主資本	1,153,173
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,143,173
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,140,673
	（うち当期純利益）	(59,413)
	合計	1,975,188

第 83 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
福島県伊達郡桑折町大字成田字元宿２番地
吉川紙業株式会社
代表取締役　杵淵　　崇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	682,020
	固定資産	1,520,454
	合計	2,202,474
負債及び純資産の部	流動負債	1,794,019
	固定負債	247,864
	株主資本	△2,145
	資本金	70,000
	利益剰余金	△72,145
	その他利益剰余金	△72,145
	（うち当期純損失）	(73,972)
	評価・換算差額等	162,736
	合計	2,202,474

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月25日
福島県喜多方市字下川原8086番地の１
ケミコン東日本マテリアル株式会社
代表取締役社長　鈴木　勝彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,963
	固定資産	2,740
	合計	5,704
負債及び純資産の部	流動負債	4,549
	固定負債	376
	株主資本	778
	資本金	80
	資本剰余金	1,224
	資本準備金	1,224
	利益剰余金	△525
	その他利益剰余金	△525
	（うち当期純利益）	(141)
	合計	5,704

第 12 期決算公告

令和８年６月11日
群馬県渋川市半田2470番地
ジェーシーパワーサプライ株式会社
代表取締役社長　高橋　茂信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	176,916
	固定資産	256,018
	資産合計	432,935
負債及び純資産の部	流動負債	207,485
	固定負債	222,375
	負債合計	429,860
	株主資本	3,075
	資本金	4,000
	利益剰余金	△924
	その他利益剰余金	△924
	（うち当期純利益）	(31,728)
	純資産合計	3,075
	負債・純資産合計	432,935

第 58 期決算公告

令和８年６月24日
群馬県前橋市本町二丁目13番11号
株式会社群馬総合ファシリティーズ
代表取締役社長　小板橋信也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,283
	固定資産	9,306
	合計	146,589
負債及び純資産の部	流動負債	50,856
	固定負債	13,544
	株主資本	82,189
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,189
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	69,689
	（うち当期純利益）	(39,547)
	合計	146,589

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
栃木県小山市中央町３丁目７番１号
小山都市開発株式会社
代表取締役　初澤　正実

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	376
	固定資産	881
	合計	1,257
負債及び純資産の部	流動負債	1,275
	固定負債	1,812
	株主資本	△1,830
	資本金	100
	利益剰余金	△1,930
	その他利益剰余金	△1,930
	（うち当期純損失）	(8)
	合計	1,257

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

群馬県高崎市岩鼻町239番地

群南産業株式会社

代表取締役社長　山口　忍

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,575
	固定資産	554
	合計	24,129
負純資産及のび部	流動負債	3,708
	株主資本	20,421
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,421
	利益準備金	6,360
	その他利益剰余金	4,061
	（うち当期純利益）	(3,325)
	合計	24,129

第 57 期決算公告

令和８年６月25日

群馬県前橋市大渡町二丁目３番６号

群馬ダイハツ自動車株式会社

代表取締役社長　佐藤　順

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,458,682
	固定資産	5,390,576
	合計	17,849,258
負純資産及のび部	流動負債	12,203,313
	固定負債	880,202
	株主資本	4,765,743
	資本金	36,000
	利益剰余金	4,729,743
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	4,720,743
	（うち当期純利益）	(859,712)
	合計	17,849,258

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

群馬県安中市磯部二丁目13番１号

信越エラストマープロダクツ株式会社

（旧商号　東西企業株式会社）

代表取締役　清水　秀明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,741
	固定資産	16,830
	資産合計	171,572
負純資産及のび部	流動負債	69,695
	株主資本	101,876
	資本金	6,000
	利益剰余金	95,876
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	94,376
	（うち当期純利益）	(6,369)
	負債・純資産合計	171,572

第２期決算公告

令和８年６月24日

埼玉県上尾市平塚2102番地

ＳＢパックス株式会社

代表取締役社長　丸茂　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,798,722
	固定資産	2,587,941
	資産合計	5,386,663
負純資産及のび部	流動負債	1,998,741
	固定負債	550,164
	株主資本	2,837,757
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,399,474
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	2,374,474
	利益剰余金	338,283
	その他利益剰余金	338,283
	（うち当期純利益）	(163,801)
	負債・純資産合計	5,386,663

第 62 期 決 算 公 告

2026年６月25日

群馬県太田市大久保町33番１号

株式会社カノークス建材関東

代表取締役　佐々木英忠

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	149,933
	固定資産	2,075
	合計	152,008
負純資産及のび部	流動負債	4,742
	（うち賞与引当金）	(2,750)
	固定負債	—
	株主資本	147,265
	資本金	50,000
	利益剰余金	97,265
	その他利益剰余金	97,265
	（うち当期純損失）	(10,135)
	合計	152,008

第 36 期決算公告

令和８年６月25日

群馬県利根郡片品村東小川4658番地58

丸沼高原リゾート株式会社

代表取締役　松本　哲生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,620
	固定資産	22,229
	資産合計	184,849
負純資産及のび部	流動負債	60,168
	賞与引当金	19,386
	固定負債	71,892
	退職給付引当金	71,892
	株主資本	52,789
	資本金	20,000
	利益剰余金	32,789
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	27,789
	（うち当期純利益）	(3,051)
	負債・純資産合計	184,849

第 62 期 決 算 公 告

2026年６月25日

埼玉県児玉郡神川町大字元原300番２

住ベテクノプラスチック株式会社

代表取締役社長　田中　厚

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	529,992
	固定資産	534,694
	合計	1,064,686
負純資産及のび部	流動負債	246,275
	固定負債	130,779
	株主資本	687,632
	資本金	30,000
	利益剰余金	657,632
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	650,132
	（うち当期純利益）	(101,891)
	合計	1,064,686

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

さいたま市岩槻区本町三丁目１番１号

岩槻都市振興株式会社

代表取締役社長　小島　義則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	536,746
	固定資産	870,626
	合計	1,407,372
負純資産及のび部	流動負債	122,015
	固定負債	272,463
	株主資本	1,012,893
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	512,893
	その他利益剰余金	512,893
	（うち当期純利益）	(40,422)
	合計	1,407,372

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

埼玉県川越市下老袋200番地１

株式会社サンリッツエレクトロニクス

代表取締役　三上　嗣治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,100,777
	固定資産	406,123
	合計	1,506,900
負純資産及のび部	流動負債	332,704
	固定負債	303,780
	株主資本	870,416
	資本金	50,000
	資本剰余金	667,148
	資本準備金	667,148
	利益剰余金	153,268
	その他利益剰余金	153,268
	（うち当期純損失）	(24,866)
	合計	1,506,900

第 58 期 決 算 公 告

2026年６月24日

千葉県野田市山崎2744番３

日新パルス電子株式会社

代表取締役社長　宇都宮伸宏

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,035,489
	固定資産	124,216
	合計	2,159,704
負純資産及のび部	流動負債	1,446,931
	固定負債	77,313
	株主資本	635,460
	資本金	12,000
	利益剰余金	623,460
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	620,460
	（うち当期純利益）	(202,921)
	合計	2,159,704

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月５日

千葉県習志野市実籾三丁目29番１号

興和電機株式会社

代表取締役　澤﨑　真季

貸借対照表の要旨（令和８年４月15日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,066
	固定資産	484,592
	合計	677,658
負純資産及のび部	流動負債	143,048
	固定負債	26,870
	株主資本	507,740
	資本金	40,000
	利益剰余金	467,740
	利益準備金	20,520
	その他利益剰余金	447,220
	（うち当期純利益）	(27,862)
	合計	677,658

第 3 期 決 算 公 告

2026年６月25日

千葉県袖ケ浦市北袖25番地

ＫＧＳ株式会社

代表取締役　大畑　尚志

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,752
	固定資産	494
	資産合計	30,246
負純資産及のび部	流動負債	16,636
	株主資本	13,610
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,610
	その他利益剰余金	3,610
	（うち当期純利益）	(1,928)
	負債・純資産合計	30,246

第７期決算公告　2026年６月25日
東京都港区芝二丁目５番６号
株式会社ＶｉｄｅｏＳｔｅｐ
代表取締役　山下　徳夫
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,499
	固定資産	47,183
	合計	215,682
負債及び純資産の部	流動負債	147,882
	固定負債	2,625
	株主資本	65,174
	資本金	25,516
	資本剰余金	25,016
	その他資本剰余金	25,016
	利益剰余金	14,642
	その他利益剰余金	14,642
	（うち当期純利益）	(30,712)
	合計	215,682

第３期決算公告
令和８年６月25日
東京都港区六本木１－６－１
ＳＢＩネオメディアホールディングス株式会社
代表取締役社長　深澤　裕
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,230
	固定資産	127,468
	資産合計	174,699
負債及び純資産の部	流動負債	223,555
	株主資本	△48,856
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	△50,856
	その他利益剰余金	△50,856
	（うち当期純損失）	(50,307)
	負債・純資産合計	174,699

第27期決算公告
令和８年６月25日
千葉県袖ケ浦市長浦580番地32
株式会社三井化学分析センター
代表取締役社長　鶴田　智
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,608
	固定資産	2,089
	合計	5,697
負債及び純資産の部	流動負債	1,348
	固定負債	863
	株主資本	3,485
	資本金	100
	資本剰余金	40
	利益剰余金	3,345
	利益準備金	35
	その他利益剰余金	3,310
	（うち当期純利益）	(236)
	合計	5,697

第27期決算公告
2026年６月24日
東京都港区三田三丁目10番１号
富士物流サポート株式会社
代表取締役社長　石崎　寛幸
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	715,377
	固定資産	167,219
	資産合計	882,596
負債及び純資産の部	流動負債	494,632
	固定負債	175,921
	株主資本	212,042
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	112,042
	その他利益剰余金	112,042
	（うち当期純利益）	(24,074)
	負債・純資産合計	882,596

第18期決算公告　令和８年６月25日
東京都品川区西五反田一丁目27番２号
株式会社キャンサースキャン
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,566,135
	固定資産	461,803
	繰延資産	1,458
	資産合計	6,029,396
負債及び純資産の部	流動負債	2,322,264
	賞与引当金	264,544
	固定負債	197,522
	株主資本	3,509,609
	資本金	10,500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	3,498,609
	その他利益剰余金	3,498,609
	（うち当期純利益）	(508,645)
	負債・純資産合計	6,029,396

第21期決算公告　2026年６月25日
東京都港区芝二丁目５番６号
株式会社ＣＯ３
代表取締役社長　三山　悟
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	736,932
	固定資産	10,801
	合計	747,734
負債及び純資産の部	流動負債	76,963
	（うち賞与引当金）	(906)
	株主資本	670,770
	資本金	90,000
	利益剰余金	580,770
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	558,270
	（うち当期純利益）	(110,225)
	合計	747,734

第12期決算公告　2026年６月23日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
福島フェニックス電力株式会社
代表取締役社長　安居　徹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,310,990
	固定資産	416,943
	資産合計	1,727,934
負債及び純資産の部	流動負債	1,461,811
	固定負債	5,950
	退職給付引当金	5,950
	株主資本	260,173
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	60,173
	その他利益剰余金	60,173
	（うち当期純利益）	(30,861)
	負債・純資産合計	1,727,934

第26期決算公告　令和８年６月10日
東京都港区南青山二丁目２番３号
株式会社ＨＲビジョン
代表取締役社長　林　城
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,046,294
	固定資産	100,661
	資産合計	2,146,956
負債及び純資産の部	流動負債	383,645
	賞与引当金	33,516
	その他	350,127
	固定負債	10,863
	株主資本	1,752,447
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,722,447
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,714,947
	（うち当期純利益）	(316,702)
	負債・純資産合計	2,146,956

第49期決算公告　令和８年６月25日
東京都目黒区目黒４丁目４番22号
森永乳業クリニコ株式会社
代表取締役　川津　正俊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	16,893
	固定資産	543
	合計	17,436
負債及び純資産の部	流動負債	6,761
	固定負債	924
	株主資本	9,751
	資本金	200
	利益剰余金	9,551
	利益準備金	71
	その他利益剰余金	9,480
	（うち当期純利益）	(1,035)
	合計	17,436

第６期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区海岸一丁目14番２号
株式会社IMAGICA EEX
代表取締役社長ＣＥＯ　諸石　治之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	672,020
	固定資産	5,074
	資産合計	677,094
負債及び純資産の部	流動負債	412,699
	固定負債	3,306
	退職給付引当金	3,306
	株主資本	261,088
	資本金	100,000
	利益剰余金	161,088
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	136,088
	（うち当期純利益）	(43,918)
	負債・純資産合計	677,094

第10期決算公告　2026年５月28日
東京都千代田区九段南４丁目７番15号
ファーストインスペクションサービス株式会社
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	232,808
	固定資産	73,537
	合計	306,346
負債及び純資産の部	流動負債	55,824
	品質保証引当金	12,462
	その他流動負債	43,362
	株主資本	250,522
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	240,522
	その他利益剰余金	240,522
	（うち当期純利益）	(41,891)
	合計	306,346

第11期決算公告　2026年５月28日
東京都墨田区両国２丁目10番14号
ＪＨＳエンジニアリング株式会社
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,300
	固定資産	6,498
	合計	185,799
負債及び純資産の部	流動負債	33,967
	賞与引当金	5,516
	その他流動負債	28,451
	固定負債	3,679
	株主資本	148,152
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	108,152
	その他利益剰余金	108,152
	（うち当期純利益）	(31,343)
	合計	185,799

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都品川区戸越五丁目４番３号
ケーデーケー販売株式会社
代表取締役社長　大澤　憲一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,185
	固定資産	27
	合計	1,213
負純資債及産のび部	流動負債	722
	固定負債	44
	株主資本	446
	資本金	50
	利益剰余金	396
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	383
	(うち当期純利益)	(59)
	合計	1,213

第 32 期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田小川町三丁目３番地
株式会社フリジポート
代表取締役　藤原　輝夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	13,949
	固定資産	7,424
	合計	21,374
負純資債及産のび部	流動負債	6,515
	固定負債	762
	株主資本	14,095
	資本金	310
	資本剰余金	60
	その他資本剰余金	60
	利益剰余金	13,725
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	13,647
	(うち当期純利益)	(2,172)
	合計	21,374

第 26 期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木エネルギーサービス株式会社
代表取締役社長　中島　慶治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,714
	固定資産	5,546
	合計	7,261
負純資債及産のび部	流動負債	1,317
	固定負債	3,671
	株主資本	2,271
	資本金	490
	利益剰余金	1,781
	その他利益剰余金	1,781
	(うち当期純損失)	(100)
	合計	7,261

第 46 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都港区浜松町２丁目６番２号
株式会社トップレップ
代表取締役　西山　郁也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,678
	固定資産	5,312
	合計	66,990
負純資債及産のび部	流動負債	9,309
	固定負債	4,399
	株主資本	53,282
	資本金	20,000
	利益剰余金	33,282
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	32,532
	(うち当期純利益)	(11,082)
	合計	66,990

(法人番号　4010401063921)

第 59 期決算公告

2026年６月25日
東京都日野市旭が丘３丁目１番地８
株式会社トッパンメディアプリンテック東京
代表取締役社長　恩田　佳寛

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	484,925
	固定資産	266,075
	合計	751,000
負純資債及産のび部	流動負債	134,012
	固定負債	178,681
	株主資本	438,307
	資本金	100,000
	利益剰余金	338,307
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	238,307
	(うち当期純利益)	(49,896)
	合計	751,000

(法人番号　1013401000616)

第 33 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都板橋区小豆沢一丁目16番２号
東京都チャレンジドプラスＴＯＰＰＡＮ株式会社
代表取締役　高橋　　淳

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,565
	固定資産	266,742
	合計	411,307
負純資債及産のび部	流動負債	210,068
	固定負債	110,547
	株主資本	90,692
	資本金	100,000
	利益剰余金	△9,308
	その他利益剰余金	△9,308
	(うち当期純利益)	(21,370)
	合計	411,307

(法人番号　6011401007057)

第 30 期決算公告

2026年６月25日
東京都北区堀船２丁目17番１号
株式会社学習調査エデュフロント
代表取締役　小野寺　順

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,429
	固定資産	61
	合計	1,490
負純資債及産のび部	流動負債	186
	固定負債	92
	株主資本	1,211
	資本金	10
	利益剰余金	1,200
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,198
	(うち当期純利益)	(62)
	合計	1,490

(法人番号　6011501009416)

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都北区栄町48番23号
あすとろ出版株式会社
代表取締役　和田　直久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,682
	固定資産	41,495
	合計	496,178
負純資債及産のび部	流動負債	29,725
	固定負債	34,155
	株主資本	432,297
	資本金	80,000
	利益剰余金	352,297
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	332,297
	(うち当期純損失)	(9,003)
	合計	496,178

第 58 期決算公告

2026年６月25日
東京都北区堀船１丁目28番１号
株式会社リーブルテック
代表取締役　武井　宣人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,092
	固定資産	5,723
	合計	13,815
負純資債及産のび部	流動負債	987
	固定負債	2,008
	株主資本	10,797
	資本金	50
	利益剰余金	10,747
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	10,732
	(うち当期純利益)	(535)
	評価・換算差額等	22
	合計	13,815

(法人番号　6011501003105)

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都新宿区新宿１丁目１番13号
伯東ロジスティクス株式会社
代表取締役社長　中山　正弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	239,284
	繰延資産	9,013
	合計	248,297
負純資債及産のび部	流動負債	87,801
	固定負債	28,593
	株主資本	131,903
	資本金	45,000
	利益剰余金	86,903
	利益準備金	24,030
	その他利益剰余金	62,873
	(うち当期純利益)	(25,230)
	合計	248,297

第 28 期決算公告

2026年６月25日
東京都台東区台東一丁目５番１号
ＴＯＰＰＡＮエディトリアルコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　山田　智之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,249
	固定資産	89,522
	合計	346,771
負純資債及産のび部	流動負債	342,383
	固定負債	783
	株主資本	3,605
	資本金	50,000
	利益剰余金	△46,395
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△58,895
	(うち当期純損失)	(68,663)
	合計	346,771

(法人番号　4010501018635)

第 41 期決算公告

2026年６月25日
東京都北区堀船一丁目28番１号
東京物流企画株式会社
代表取締役　小田島達哉

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,549
	固定資産	750
	合計	2,300
負純資債及産のび部	流動負債	288
	固定負債	303
	株主資本	1,707
	資本金	50
	利益剰余金	1,657
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,644
	(うち当期純損失)	(52)
	合計	2,300

(法人番号　8011501003136)

第５期決算公告　令和８年６月24日
東京都港区赤坂五丁目４番７号
株式会社ＴＨＥ　ＳＥＶＥＮ
代表取締役社長　瀬戸口克陽
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,533,040
	固定資産	80,277
	資産合計	14,613,317
負債及び純資産の部	流動負債	8,781,824
	固定負債	880
	株主資本	5,830,612
	資本金	50,000
	資本剰余金	7,950,000
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	7,900,000
	利益剰余金	△2,169,387
	その他利益剰余金	△2,169,387
	（うち当期純損失）	（1,221,271）
	負債・純資産合計	14,613,317

第34期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区日本橋浜町三丁目27番６号
株式会社日立ビルシステムエンジニアリング
取締役社長　佐藤　　充
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,534,447
	固定資産	2,111,058
	合計	5,645,506
負債及び純資産の部	流動負債	2,616,540
	固定負債	750,568
	株主資本	2,278,396
	資本金	80,000
	資本剰余金	877,200
	利益剰余金	1,321,196
	利益準備金	214,623
	その他利益剰余金	1,106,573
	（うち当期純利益）	（308,465）
	合計	5,645,506

第59期決算公告
令和８年６月24日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
ペトロコークスジャパン株式会社
代表取締役　長井　里佳
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	592
	固定資産	452
	合計	1,044
負債及び純資産の部	流動負債	477
	固定負債	218
	株主資本	349
	資本金	90
	利益剰余金	259
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	237
	（うち当期純利益）	（32）
	合計	1,044

第23期決算公告
令和８年６月24日
東京都墨田区押上一丁目１番２号
ジオテクノス株式会社
代表取締役　鎌田　雅美
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,970,462
	固定資産	188,651
	資産合計	4,159,113
負債及び純資産の部	流動負債	1,962,082
	固定負債	3,342
	株主資本	2,193,689
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	2,068,689
	その他利益剰余金	2,068,689
	（うち当期純利益）	（194,323）
	負債・純資産合計	4,159,113

第27期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区三田１－４－28
エムオー工事株式会社
代表取締役　米元　真治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,907
	固定資産	10,979
	合計	179,886
負債及び純資産の部	流動負債	73,365
	固定負債	3,434
	株主資本	103,086
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	（資本準備金）	（0）
	利益剰余金	83,086
	（利益準備金）	（5,000）
	（その他利益剰余金）	（78,086）
	（うち当期純利益）	（32,520）
	合計	179,886

第７期決算公告
令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目８番40号
青山センタービル２Ｆ
グロース・キャピタル株式会社
代表取締役　嶺井　政人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,362,062
	固定資産	110,417
	合計	1,472,479
負債及び純資産の部	流動負債	756,420
	固定負債	105,313
	株主資本	610,746
	資本金	30,000
	利益剰余金	580,746
	その他利益剰余金	580,746
	（うち当期純利益）	（51,118）
	合計	1,472,479

第18期決算公告
令和８年６月25日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー15階
キングスダウン・ジャパン株式会社
代表取締役
フランク・アレクサンダー・フード
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,158
	固定資産	1,539
	合計	33,697
負債及び純資産の部	流動負債	1,030
	株主資本	32,667
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,667
	その他利益剰余金	22,667
	（うち当期純利益）	（1,277）
	合計	33,697

第38期決算公告
令和８年６月24日
東京都品川区東品川三丁目32番20号
グリーン・コンサルタント株式会社
代表取締役　安藤　政浩
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,064,203
	固定資産	25,596
	合計	2,089,799
負債及び純資産の部	流動負債	500,482
	固定負債	196,374
	株主資本	1,392,943
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,382,943
	その他利益剰余金	1,382,943
	（うち当期純利益）	（210,013）
	合計	2,089,799

第39期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区大手町２丁目２番１号
株式会社トーセン
代表取締役　高橋　　穣
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,653,197
	固定資産	4,554,103
	合計	16,207,300
負債及び純資産の部	流動負債	11,193,247
	固定負債	100,326
	株主資本	4,913,727
	資本金	300,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	4,563,727
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	4,488,727
	（うち当期純利益）	（55,697）
	合計	16,207,300

第73期決算公告
2026年６月25日
東京都港区海岸一丁目10番30号
株式会社ヤクルトアセットマネジメント
代表取締役社長　星子　秀章
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,557,742
	固定資産	26,704
	合計	11,584,446
負債及び純資産の部	流動負債	10,759,653
	株主資本	824,793
	資本金	36,000
	資本剰余金	437,483
	その他資本剰余金	437,483
	利益剰余金	351,309
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	342,309
	（うち当期純利益）	（37,906）
	合計	11,584,446

第17期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
エムシーパートナーズ株式会社
代表取締役社長　後藤　　啓
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	650,031
	固定資産	86,127
	合計	736,158
負債及び純資産の部	流動負債	356,799
	固定負債	51,935
	株主資本	327,423
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	297,423
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	294,923
	（うち当期純利益）	（42,416）
	合計	736,158

第19期決算公告　令和８年６月25日
東京都品川区大崎１－２－２
株式会社理研ジェネシス
代表取締役　大井　優子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,100
	固定資産	521
	合計	3,621
負債及び純資産の部	流動負債	1,176
	固定負債	75
	株主資本	2,370
	資本金	100
	資本剰余金	2,755
	資本準備金	1,985
	その他資本剰余金	770
	利益剰余金	△485
	その他利益剰余金	△485
	（うち当期純利益）	（181）
	合計	3,621

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

エムエル・オフィスサービス株式会社

代表取締役社長　木村　満之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,436
	固定資産	3,265
	合計	53,702
負純資産及のび部	流動負債	13,528
	株主資本	40,174
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,174
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,674
	（うち当期純利益）	(6,978)
	合計	53,702

第 20 期決算公告

令和８年６月25日

東京都渋谷区南平台町１番10号

いちご南平台ビル６Ｆ

ル・アンジェ株式会社

代表取締役　野坂　幸司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	512,855
	固定資産	448,602
	資産合計	961,458
負純資産及のび部	流動負債	230,278
	固定負債	266,171
	株主資本	465,007
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,820
	その他資本剰余金	50,820
	利益剰余金	364,187
	その他利益剰余金	364,187
	（うち当期純利益）	(109,371)
	負債・純資産合計	961,458

第 69 期 決 算 公 告

2026 年６月 25 日

東京都港区海岸一丁目10番30号

株式会社ヤクルトライフサービス

代表取締役社長　若林　宏

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	381,427
	合計	381,427
負純資産及のび部	流動負債	226
	固定負債	0
	株主資本	381,201
	資本金	30,000
	利益剰余金	351,201
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	343,701
	（うち当期純損失）	(1,554)
	合計	381,427

第 54 期決算公告

令和８年６月25日

東京都品川区東品川２丁目５番８号

住べシート防水株式会社

代表取締役　八木　敬祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,674
	固定資産	1,714
	資産合計	8,389
負純資産及のび部	流動負債	5,622
	固定負債	55
	株主資本	2,710
	資本金	300
	利益剰余金	2,410
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	2,335
	（うち当期純利益）	(866)
	負債・純資産合計	8,389

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

東京都中央区勝どき六丁目５番３号

ユニバーサルリース株式会社

代表取締役　街風　朝雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	12,485
	固定資産	73
	合計	12,558
負純資産及のび部	流動負債	10,052
	固定負債	38
	株主資本	2,467
	資本金	50
	利益剰余金	2,417
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	2,405
	（うち当期純利益）	(42)
	合計	12,558

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

エムエル商事株式会社

代表取締役社長　北　照実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,735,399
	固定資産	200,865
	合計	6,936,265
負純資産及のび部	流動負債	5,964,327
	株主資本	971,937
	資本金	310,000
	利益剰余金	661,937
	利益準備金	35,429
	その他利益剰余金	626,507
	（うち当期純利益）	(49,236)
	合計	6,936,265

第 12 期決算公告

令和８年６月25日

東京都港区港南二丁目16番１号

ＫＤＤＩプリシード株式会社

代表取締役社長　山本　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,583,228
	固定資産	850,292
	資産合計	5,433,520
負純資産及のび部	流動負債	3,039,728
	負債合計	3,039,728
	株主資本	2,393,792
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,293,792
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,268,792
	（うち当期純利益）	(944,776)
	純資産合計	2,393,792
	負債・純資産合計	5,433,520

第 4 期決算公告

令和８年６月25日

東京都港区高輪二丁目21番１号

ＫＤＤＩアジャイル開発センター株式会社

代表取締役　木暮　圭一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,941,307
	固定資産	256,213
	資産合計	2,197,521
負純資産及のび部	流動負債	1,207,852
	賞与引当金	89,761
	固定負債	19,181
	株主資本	970,487
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	770,487
	その他利益剰余金	770,487
	（うち当期純利益）	(453,674)
	負債・純資産合計	2,197,521

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

東京都品川区西五反田七丁目24番５号

小澤商事株式会社

代表取締役　小澤　一彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	200,159
	固定資産	1,209,744
	合計	1,409,904
負純資産及のび部	流動負債	63,128
	固定負債	830,000
	株主資本	516,775
	資本金	1,000
	利益剰余金	515,775
	その他利益剰余金	515,775
	（うち当期純利益）	(55,382)
	合計	1,409,904

第 82 期決算公告

令和８年６月25日

東京都品川区西五反田七丁目24番５号

小澤物産株式会社

代表取締役　小澤　一彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,702,701
	固定資産	3,283,489
	合計	5,986,191
負純資産及のび部	流動負債	1,539,573
	固定負債	1,549,065
	株主資本	2,893,497
	資本金	50,000
	資本剰余金	△13,231
	利益剰余金	2,856,729
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,844,229
	（うち当期純利益）	(139,914)
	評価・換算差額等	4,055
	合計	5,986,191

第 50 期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区神田須田町１丁目24―１

株式会社八重洲ブックセンター

代表取締役社長　紺野　彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,994,326
	固定資産	414,249
	繰延資産	586
	合計	2,409,161
負純資産及のび部	流動負債	589,788
	固定負債	101,266
	株主資本	1,718,106
	資本金	95,000
	利益剰余金	1,623,106
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	1,599,356
	（うち当期純利益）	(24,472)
	合計	2,409,161

第 9 期 決 算 公 告

2026 年６月 25 日

東京都江東区東陽二丁目２番11号

明治安田ビジネスプラス株式会社

代表取締役社長　井上　淳次

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	508,076
	固定資産	68,370
	合計	576,446
負純資産及のび部	流動負債	213,118
	固定負債	50,868
	株主資本	312,459
	資本金	80,000
	利益剰余金	232,459
	その他利益剰余金	232,459
	（うち当期純利益）	(57,239)
	合計	576,446

第57期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区新橋５丁目11番３号
ＢＳ東日本テック株式会社
代表取締役社長　奥田　昌吾
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,157,455
	固定資産	234,406
	合計	1,391,862
負純資債及産のび部	流動負債	484,539
	固定負債	171,149
	株主資本	736,174
	資本金	90,000
	資本剰余金	66,798
	利益剰余金	579,376
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	556,876
	（うち当期純利益）	（125,283）
	合計	1,391,862

第34期決算公告
令和８年６月24日
東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番１号
株式会社ハイジア
代表取締役　岡田　豊
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	124,666
	資産合計	124,666
負純資債及産のび部	流動負債	76,065
	株主資本	48,601
	資本金	30,000
	利益剰余金	18,601
	その他利益剰余金	18,601
	（うち当期純利益）	（1,754）
	負債・純資産合計	124,666

第50期決算公告　2026年６月25日
東京都港区芝大門一丁目12番15号
ＮＯＫクリューバー株式会社
代表取締役社長執行役員　山根　一郎
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,158
	固定資産	1,975
	合計	5,133
負純資債及産のび部	流動負債	1,497
	（賞与引当金）	（155）
	固定負債	835
	（退職給付引当金）	（833）
	株主資本	2,800
	資本金	100
	利益剰余金	2,700
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,675
	（うち当期純利益）	（434）
	合計	5,133

第54期決算公告　令和８年６月25日
東京都板橋区高島平六丁目４番
板橋共同作業株式会社
代表取締役社長　茂手木　明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,054
	固定資産	1,731
	合計	112,785
負純資債及産のび部	流動負債	7,995
	固定負債	21,387
	株主資本	83,402
	資本金	20,000
	利益剰余金	67,002
	利益準備金	520
	その他利益剰余金	66,482
	（うち当期純損失）	（736）
	自己株式	△3,600
	合計	112,785

第47期決算公告　2026年６月25日
東京都中央区勝どき三丁目12番１号
ＯＶＯＬ　ＩＣＴソリューションズ株式会社
代表取締役社長　近藤　宏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,166
	固定資産	437,111
	合計	1,090,277
負純資債及産のび部	流動負債	818,287
	固定負債	118,013
	株主資本	153,977
	資本金	100,000
	利益剰余金	53,977
	（利益準備金）	（25,000）
	（その他利益剰余金）	（28,977）
	（うち当期純利益）	（1,539）
	合計	1,090,277

第70期決算公告
2026年６月25日
東京都港区芝浦３丁目13番８号
森永酪農販売株式会社
代表取締役　菅原　賢一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,674,110
	固定資産	322,359
	合計	4,996,469
負純資債及産のび部	流動負債	3,387,125
	固定負債	52,935
	株主資本	1,556,408
	資本金	42,000
	利益剰余金	1,514,408
	利益準備金	12,600
	その他利益剰余金	1,501,808
	（うち当期純利益）	（247,242）
	合計	4,996,469

第20期決算公告
令和８年６月24日
東京都文京区本郷七丁目３番１号
ケミカルサービス東京株式会社
代表取締役　髙橋　祐一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	419,948
	固定資産	8,988
	合計	428,936
負純資債及産のび部	流動負債	436,190
	固定負債	—
	株主資本	△7,254
	資本金	20,200
	利益剰余金	△27,454
	その他利益剰余金	△27,454
	（うち当期純利益）	（2,067）
	合計	428,936

第78期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区勝どき三丁目12番１号
フォアフロントタワー
ＪＰトランスポートサービス株式会社
代表取締役社長　木村　朋広
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	194,586
	固定資産	142,201
	合計	336,787
負純資債及産のび部	流動負債	60,377
	固定負債	76,050
	株主資本	200,360
	資本金	51,000
	利益剰余金	149,359
	（利益準備金）	（12,750）
	（その他利益剰余金）	（136,609）
	（うち当期純損失）	（3,689）
	合計	336,787

第26期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区勝どき三丁目12番１号
フォアフロントタワー
ＪＰロジネット株式会社
代表取締役社長　有馬　健
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	747,967
	固定資産	906,987
	合計	1,654,954
負純資債及産のび部	流動負債	763,067
	固定負債	928
	株主資本	890,959
	資本金	70,000
	利益剰余金	820,959
	（利益準備金）	（7,452）
	（その他利益剰余金）	（813,507）
	（うち当期純利益）	（86,052）
	合計	1,654,954

第57期決算公告　令和８年６月25日
神奈川県横浜市鶴見区下末吉２丁目１番１号
森永ビジネスパートナー株式会社
代表取締役社長　山根　敏彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	459,692
	固定資産	62,613
	資産合計	522,305
負純資債及産のび部	流動負債	130,463
	株主資本	391,842
	資本金	70,000
	資本剰余金	13,000
	その他資本剰余金	13,000
	利益剰余金	308,842
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	291,342
	（うち当期純利益）	（25,151）
	負債・純資産合計	522,305

第4期決算公告　2026年６月25日
神奈川県厚木市中町四丁目９番17号
株式会社アイ・ピー・エル
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,225
	固定資産	34,916
	合計	365,142
負純資債及産のび部	流動負債	119,348
	（うち賞与引当金）	（34,617）
	固定負債	4,825
	役員退職慰労引当金	5,400
	株主資本	235,568
	資本金	3,000
	資本剰余金	32,320
	利益剰余金	200,248
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	200,248
	（うち当期純利益）	（181,462）
	合計	365,142

第19期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区港南２－３－13
オムロンヘルスケアマーケティング株式会社
代表取締役　足立　敏彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,850
	固定資産	4,726
	合計	124,577
負純資債及産のび部	流動負債	20,621
	株主資本	103,956
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	3,956
	その他利益剰余金	3,956
	（うち当期純利益）	（3,952）
	合計	124,577

第13期決算公告　令和８年６月25日
山梨県南アルプス市十日市場789番地
株式会社サニカホールディングス
代表取締役社長　武井　巖
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,355
	固定資産	573,850
	合計	601,205
負債及び純資産の部	流動負債	32,071
	固定負債	32,000
	株主資本	537,134
	資本金	10,000
	利益剰余金	527,134
	利益準備金	887
	その他利益剰余金	526,247
	（うち当期純利益）	(25,189)
	合計	601,205

第40期決算公告　令和８年６月25日
山梨県南アルプス市十日市場789番地
株式会社サニカ
代表取締役社長　武井　巖
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,487,252
	固定資産	1,657,522
	合計	11,144,775
負債及び純資産の部	流動負債	1,481,253
	固定負債	491,065
	株主資本	9,099,603
	資本金	65,000
	利益剰余金	9,757,103
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	9,740,853
	（うち当期純利益）	(1,126,725)
	自己株式	△722,500
	評価・換算差額等	72,851
	合計	11,144,775

第72期決算公告
令和８年６月24日
新潟県新潟市中央区川端町六丁目53番地
株式会社ホテルオークラ新潟
代表取締役　田口　昌男
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	303
	固定資産	28
	資産合計	332
負債及び純資産の部	流動負債	485
	固定負債	269
	株主資本	△ 421
	資本金	81
	利益剰余金	△ 502
	その他利益剰余金	△ 502
	（うち当期純損失）	(82)
	負債・純資産合計	332

第53期決算公告　令和８年６月25日
長野県長野市中御所５丁目３番１号
アルピコ長野トラベル株式会社
代表取締役社長　洞　信夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	504,636
	固定資産	131,544
	合計	636,180
負債及び純資産の部	流動負債	358,359
	固定負債	24,488
	株主資本	253,247
	資本金	46,500
	利益剰余金	206,747
	利益準備金	70,000
	その他利益剰余金	136,747
	（うち当期純利益）	(50,176)
	評価・換算差額等	84
	合計	636,180

第95期決算公告　令和８年６月24日
長野県須坂市大字高梨288番地
アトリオン製菓株式会社
代表取締役　山下　奉丈
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,272,629
	固定資産	4,055,219
	合計	5,327,848
負債及び純資産の部	流動負債	1,215,270
	固定負債	1,031,004
	株主資本	3,081,574
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,031,574
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,019,074
	（うち当期純利益）	(659,251)
	合計	5,327,848

第78期決算公告
令和８年６月25日
長野県塩尻市大字広丘野村1688番地１
アルピコ保険リース株式会社
代表取締役　野村幸一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	627,496
	固定資産	44,581
	合計	672,077
負債及び純資産の部	流動負債	51,000
	固定負債	14,140
	株主資本	606,937
	資本金	19,200
	利益剰余金	587,737
	利益準備金	4,800
	その他利益剰余金	582,937
	（うち当期純利益）	(28,585)
	合計	672,077

第22期決算公告
2026年６月25日
岐阜県加茂郡川辺町上川辺252―１
川辺バイオマス発電株式会社
代表取締役　工藤　健一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,369
	固定資産	684,051
	合計	863,421
負債及び純資産の部	流動負債	152,300
	固定負債	18,108
	株主資本	693,012
	資本金	90,000
	利益剰余金	603,012
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	580,512
	（うち当期純利益）	(40,133)
	合計	863,421

第33期決算公告
令和８年６月24日
岐阜県岐阜市若宮町９丁目16番地
株式会社サン・シング東海
代表取締役　松﨑　実
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	329,055
	固定資産	364,714
	合計	693,769
負債及び純資産の部	流動負債	51,092
	固定負債	94,471
	株主資本	548,205
	資本金	100,000
	利益剰余金	448,205
	その他利益剰余金	448,205
	（うち当期純利益）	(14,404)
	合計	693,769

第６期決算公告
令和８年６月25日
岐阜県中津川市千旦林1353番地の１
ＩＭＤ株式会社
代表取締役　角田　公司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,609
	固定資産	27,765
	合計	105,374
負債及び純資産の部	流動負債	49,176
	固定負債	8,000
	株主資本	48,198
	資本金	30,000
	利益剰余金	18,198
	利益準備金	―
	その他利益剰余金	18,198
	（うち当期純損失）	(17,292)
	合計	105,374

第18期決算公告
令和８年６月25日
岐阜県美濃市笠神1013番地
ワイワイ株式会社
代表取締役　佐藤　武彦
貸借対照表の要旨
（令和７年10月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,999
	固定資産	145,018
	合計	171,018
負債及び純資産の部	流動負債	30,798
	固定負債	84,112
	株主資本	56,106
	資本金	2,500
	利益剰余金	53,606
	その他利益剰余金	53,606
	（うち当期純利益）	(6,765)
	合計	171,018

第17期決算公告　令和８年６月８日
岐阜県各務原市蘇原興亜町１丁目１番地
ウイングフィールド株式会社
代表取締役　堂腰　真邦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,263,228
	固定資産	893,300
	合計	3,156,528
負債及び純資産の部	流動負債	883,555
	固定負債	398,440
	株主資本	1,874,531
	資本金	95,000
	資本剰余金	902,708
	資本準備金	225,000
	その他資本剰余金	677,708
	利益剰余金	876,822
	その他利益剰余金	876,822
	（うち当期純利益）	(934,957)
	合計	3,156,528

第41期決算公告　2026年６月24日
岐阜県羽島市江吉良町江中四丁目２番地
トーカイフーズ株式会社
代表取締役　横川　剛
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,331,778
	固定資産	165,152
	合計	1,496,931
負債及び純資産の部	流動負債	592,135
	固定負債	112,714
	株主資本	792,081
	資本金	12,000
	資本剰余金	19,568
	資本準備金	19,568
	利益剰余金	760,512
	その他利益剰余金	760,512
	（うち当期純利益）	(52,683)
	合計	1,496,931

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区天神一丁目８番25号
清水総合コンピュータサービス株式会社
代表取締役社長　田村　直之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,943
	固定資産	70,599
	合計	322,543
負債及び純資産の部	流動負債	21,560
	固定負債	87,438
	株主資本	213,544
	資本金	30,000
	利益剰余金	183,544
	(利益準備金)	(6,400)
	(その他利益剰余金)	(177,144)
	(うち当期純利益)	(6,772)
	合計	322,543

第 13 期決算公告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区富士見町２番１号
清水リース＆カード株式会社
代表取締役社長　野々村洋史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,706,809
	固定資産	1,016,342
	合計	18,723,151
負債及び純資産の部	流動負債	9,584,031
	固定負債	4,919,453
	株主資本	4,200,754
	資本金	60,000
	資本剰余金	23,610
	利益剰余金	4,117,144
	(利益準備金)	(15,000)
	(その他利益剰余金)	(4,102,144)
	(うち当期純利益)	(152,422)
	評価・換算差額等	18,911
	合計	18,723,151

第 25 期決算公告

令和８年６月25日
静岡県静岡市清水区万世町二丁目３番10号
清水総合保険株式会社
代表取締役社長　若林　陽介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	615,984
	固定資産	116,596
	合計	732,580
負債及び純資産の部	流動負債	36,326
	固定負債	41,868
	株主資本	653,667
	資本金	20,000
	利益剰余金	633,667
	(利益準備金)	(5,000)
	(その他利益剰余金)	(628,667)
	(うち当期純利益)	(56,182)
	評価・換算差額等	717
	合計	732,580

第 35 期決算公告

令和８年６月25日
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目11番27号
浜松ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長　北川　哲哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,914,079
	固定資産	1,181,270
	合計	3,095,349
負債及び純資産の部	流動負債	379,762
	固定負債	107,816
	株主資本	2,607,770
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,965,000
	その他資本剰余金	1,965,000
	利益剰余金	542,770
	その他利益剰余金	542,770
	(うち当期純損失)	(909)
	合計	3,095,349

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区富士見町２番１号
清水信用保証株式会社
代表取締役社長　大畑　賀康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,913,573
	固定資産	296,481
	合計	3,210,055
負債及び純資産の部	流動負債	2,214,424
	固定負債	618,829
	株主資本	357,889
	資本金	50,000
	利益剰余金	307,889
	(利益準備金)	(12,500)
	(その他利益剰余金)	(295,389)
	(うち当期純利益)	(8,699)
	評価・換算差額等	18,911
	合計	3,210,055

第 61 期 決 算 公 告

2026年６月24日
静岡県駿東郡長泉町納米里18番地
富士森永乳業株式会社
代表取締役　荻野　正雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,448,895
	固定資産	3,497,151
	合計	7,946,046
負債及び純資産の部	流動負債	4,195,562
	固定負債	181,635
	株主資本	3,568,849
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,518,849
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	3,516,549
	(うち当期純利益)	(106,442)
	合計	7,946,046

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月24日
静岡県静岡市駿河区中原563
静岡第一テレビ内
株式会社ＤＩプロ
代表取締役社長　野尻　一将

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,775
	固定資産	57,541
	合計	279,316
負債及び純資産の部	流動負債	38,585
	固定負債	217
	株主資本	240,514
	資本金	20,000
	利益剰余金	220,514
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	215,514
	(うち当期純利益)	(26,956)
	合計	279,316

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区富士見町２番１号
株式会社清水地域経済研究センター
代表取締役社長　小柳　雅宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,727
	固定資産	24,266
	合計	47,994
負債及び純資産の部	流動負債	4,399
	固定負債	16,665
	株主資本	24,052
	資本金	12,000
	利益剰余金	12,052
	(利益準備金)	(3,000)
	(その他利益剰余金)	(9,052)
	(うち当期純利益)	(1,954)
	評価・換算差額等	2,877
	合計	47,994

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区天神一丁目８番25号
清水総合メンテナンス株式会社
代表取締役社長　鈴木　雅貴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,657
	固定資産	8,202
	合計	52,859
負債及び純資産の部	流動負債	7,595
	固定負債	6,109
	株主資本	39,154
	資本金	30,000
	利益剰余金	9,154
	(利益準備金)	(—)
	(その他利益剰余金)	(9,154)
	(うち当期純利益)	(4,909)
	合計	52,859

第 16 期決算公告

令和８年６月25日
静岡県富士宮市安居山775番地の１
ＪＰコアレックスホールディングス株式会社
代表取締役社長　小林　昌志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,461,620
	固定資産	198,643
	合計	2,660,264
負債及び純資産の部	流動負債	2,361,575
	株主資本	298,688
	資本金	90,000
	資本剰余金	117,800
	利益剰余金	90,888
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	68,388
	(うち当期純利益)	(1,223,786)
	合計	2,660,264

第 43 期 決 算 公 告

2026年６月25日
静岡県静岡市駿河区中原563番地
株式会社ＳＤＴエンタープライズ
代表取締役社長　村松　正貴

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	365,304
	固定資産	217,058
	合計	582,362
負債及び純資産の部	流動負債	125,769
	固定負債	55,248
	株主資本	401,344
	資本金	20,000
	利益剰余金	381,344
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	376,344
	(うち当期純利益)	(11,569)
	合計	582,362

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
静岡県静岡市清水区富士見町２番１号
清水ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　杉本　康延

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,527
	固定資産	6,078
	合計	104,606
負債及び純資産の部	流動負債	22,792
	固定負債	21,317
	株主資本	60,496
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,496
	(利益準備金)	(2,500)
	(その他利益剰余金)	(47,996)
	(うち当期純利益)	(961)
	合計	104,606

第83期決算公告　令和８年６月24日
名古屋市港区浜二丁目１番11号
愛知海運株式会社
代表取締役社長　原　弘三
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,425,970
	固定資産	14,045,618
	合計	19,471,588
負債及び純資産の部	流動負債	3,338,846
	固定負債	3,159,934
	株主資本	11,946,180
	資本金	250,000
	資本剰余金	110,079
	利益剰余金	11,586,102
	利益準備金	47,050
	その他利益剰余金	11,539,052
	（うち当期純利益）	(957,635)
	評価・換算差額等	1,026,628
	合計	19,471,588

第37期決算公告
令和８年６月25日
名古屋市中村区亀島二丁目１番１号
新名古屋高架株式会社
代表取締役　石丸　正仁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	760,299
	固定資産	939,582
	合計	1,699,881
負債及び純資産の部	流動負債	81,577
	固定負債	514,695
	株主資本	1,103,607
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,023,607
	利益準備金	17,468
	その他利益剰余金	1,006,139
	（うち当期純利益）	(85,467)
	合計	1,699,881

第25期決算公告　2026年６月18日
愛知県高浜市豊田町二丁目１番１
アドバンスト・ロジスティックス・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長　水野　浩司
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,210,127
	固定資産	235,661
	合計	3,445,789
負債及び純資産の部	流動負債	1,790,209
	固定負債	157,112
	株主資本	1,498,468
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,398,468
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,373,468
	（うち当期純利益）	(673,146)
	合計	3,445,789

第13期決算公告
令和８年６月25日
愛知県名古屋市東区代官町39―17
鹿島貿易ビル３階
株式会社ヴェリタス
代表取締役　瀬木　真理
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,679
	固定資産	18,625
	合計	27,304
負債及び純資産の部	流動負債	2,305
	固定負債	76,043
	株主資本	△51,044
	資本金	300
	利益剰余金	△51,344
	その他利益剰余金	△51,344
	（うち当期純損失）	(15,478)
	合計	27,304

第38期決算公告　令和８年６月１日
愛知県豊田市高丘新町天王一番地
アイシン高丘エンジニアリング株式会社
代表取締役　石川　敏行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,927,649
	固定資産	165,955
	合計	8,093,604
負債及び純資産の部	流動負債	5,889,208
	固定負債	109,701
	株主資本	2,086,353
	資本金	40,000
	資本剰余金	148,500
	利益剰余金	1,897,853
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,887,853
	（うち当期純利益）	(262,061)
	評価・換算差額等	8,340
	合計	8,093,604

第33期決算公告
令和８年６月25日
名古屋市中区松原一丁目６番２号
シーエヌレンタリース株式会社
代表取締役　後藤　善午
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	416,603
	固定資産	529,745
	合計	946,348
負債及び純資産の部	流動負債	10,737
	株主資本	935,610
	資本金	15,000
	利益剰余金	920,610
	その他利益剰余金	920,610
	（うち当期純利益）	(32,136)
	合計	946,348

第20期決算公告　令和８年６月25日
愛知県東海市南柴田町トの割266番地の21
オーハシ技研工業株式会社
代表取締役　髙橋　薫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,492,248
	固定資産	923,100
	合計	2,415,348
負債及び純資産の部	流動負債	497,954
	固定負債	510,389
	株主資本	1,407,005
	資本金	499,000
	資本剰余金	795,388
	資本準備金	439,000
	その他資本剰余金	356,388
	利益剰余金	112,616
	その他利益剰余金	112,616
	（うち当期純利益）	(84,618)
	合計	2,415,348

第64期決算公告
令和８年６月25日
名古屋市港区千鳥一丁目３番17号
東陸ロジテック株式会社
代表取締役　岡林　資裕
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,954,008
	固定資産	778,304
	合計	2,732,312
負債及び純資産の部	流動負債	837,646
	固定負債	109,681
	株主資本	1,784,985
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,724,985
	利益準備金	11,520
	その他利益剰余金	1,713,465
	（うち当期純利益）	(189,164)
	合計	2,732,312

第47期決算公告　令和８年６月25日
愛知県江南市五明町高砂159番地
良友株式会社
代表取締役　瀬木　真理
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,281
	固定資産	103,077
	合計	122,358
負債及び純資産の部	流動負債	114,071
	株主資本	8,286
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	16,890
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	16,290
	（うち当期純損失）	(1,025)
	自己株式	△27,604
	合計	122,358

第34期決算公告　令和８年６月４日
名古屋市西区則武新町三丁目１番36号
株式会社ノリタケの森
代表取締役社長　片岡　弘樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	265,037
	固定資産	19,196
	合計	284,233
負債及び純資産の部	流動負債	35,959
	固定負債	6,252
	株主資本	242,021
	資本金	40,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	182,021
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	172,021
	（うち当期純利益）	(7,386)
	合計	284,233

第９期決算公告
令和８年６月25日
愛知県海部郡飛島村木場一丁目24番地
ＤＭＢ東海建材株式会社
代表取締役　木股真佐志
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,002,092
	固定資産	9,156
	合計	1,011,249
負債及び純資産の部	流動負債	839,693
	固定負債	104,261
	株主資本	67,295
	資本金	30,000
	利益剰余金	37,295
	その他利益剰余金	37,295
	（うち当期純損失）	(10,460)
	合計	1,011,249

第18期決算公告　令和８年６月24日
愛知県尾張旭市晴丘町東82番地１
株式会社エコペーパーＪＰ
代表取締役社長　堀田　豊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,280,901
	固定資産	5,304,143
	合計	7,585,044
負債及び純資産の部	流動負債	849,093
	固定負債	14,116
	株主資本	6,718,852
	資本金	300,000
	利益剰余金	6,418,852
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	6,343,852
	（うち当期純利益）	(568,837)
	評価・換算差額等	2,983
	合計	7,585,044

第58期決算公告

令和８年６月24日
名古屋市中区栄二丁目９番３号
中日本ハイウェイ・リテール株式会社
代表取締役　本多　　亨

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,134
	固定資産	618
	合計	2,752
負純資産及び部	流動負債	670
	固定負債	346
	株主資本	1,736
	資本金	20
	資本剰余金	19
	利益剰余金	1,696
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,691
	（うち当期純利益）	(83)
	合計	2,752

第39期決算公告

2026年６月25日
愛知県名古屋市港区空見町１番11号
株式会社カノークス建材
代表取締役　古澤　善則

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	95,613
	固定資産	3,264
	合計	98,877
負純資産及び部	流動負債	16,482
	（うち賞与引当金）	(6,429)
	固定負債	—
	株主資本	82,395
	資本金	30,000
	利益剰余金	52,395
	その他利益剰余金	52,395
	（うち当期純利益）	(4,586)
	合計	98,877

第25期決算公告

令和８年６月24日
愛知県豊田市小坂本町一丁目５番地10
豊田安全衛生マネジメント株式会社
代表取締役社長　金田　真司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,291
	固定資産	39,604
	合計	150,895
負純資産及び部	流動負債	46,004
	固定負債	21,690
	株主資本	83,201
	資本金	70,000
	利益剰余金	13,201
	利益準備金	6,658
	その他利益剰余金	6,543
	（うち当期純利益）	(1,374)
	合計	150,895

第7期決算公告

令和８年６月25日
三重県津市栄町三丁目123番地１
百五みらい投資株式会社
代表取締役　畑野　悦哉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	436,119
	固定資産	21,619
	合計	457,738
負純資産及び部	流動負債	106,992
	固定負債	4,100
	株主資本	346,646
	資本金	70,000
	利益剰余金	276,646
	その他利益剰余金	276,646
	（うち当期純利益）	(118,812)
	合計	457,738

第36期決算公告

令和８年６月25日
愛知県名古屋市中区錦二丁目15番20号
株式会社百五デジタルアソシエイト
代表取締役　土肥　良圭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,141
	固定資産	13,058
	合計	275,199
負純資産及び部	流動負債	30,048
	株主資本	245,151
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	225,651
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	223,151
	（うち当期純利益）	(14,640)
	自己株式	△500
	合計	275,199

第２期決算公告

令和８年６月25日
愛知県名古屋市中区栄二丁目３番１号
中日本商業設備管理株式会社
代表取締役社長　森島貴代治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,440,778
	固定資産	49,767
	合計	1,490,546
負純資産及び部	流動負債	1,129,334
	固定負債	3,940
	株主資本	357,271
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	317,271
	その他利益剰余金	317,271
	（うち当期純利益）	(248,003)
	合計	1,490,546

第54期決算公告

2026年６月25日
滋賀県栗東市下鈎伊関140番地１
日清食品パックス株式会社
代表取締役　島　　秀樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,830,195
	固定資産	1,998,061
	合計	6,828,256
負純資産及び部	流動負債	5,455,583
	固定負債	19,200
	株主資本	1,353,473
	資本金	100,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	903,473
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	790,973
	（うち当期純利益）	(353,170)
	合計	6,828,256

第32期決算公告

令和８年６月25日
滋賀県米原市三吉字三田215番地１
東レ・カーボンマジック株式会社
代表取締役　奥　　明栄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,931
	固定資産	2,591
	合計	5,522
負純資産及び部	流動負債	2,564
	固定負債	35
	株主資本	2,923
	資本金	488
	資本剰余金	458
	資本準備金	458
	利益剰余金	1,977
	その他利益剰余金	1,977
	（うち当期純利益）	(297)
	合計	5,522

第44期決算公告

令和８年６月24日
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿182番地
株式会社北越ペーパーテック紀州
代表取締役社長　河原　秀年

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	239,934
	固定資産	137,317
	資産合計	377,252
負純資産及び部	流動負債	185,063
	固定負債	134,193
	株主資本	57,995
	資本金	30,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△12,004
	その他利益剰余金	△12,004
	（うち当期純損失）	(8,785)
	負債・純資産合計	377,252

第11期決算公告

令和８年６月24日
京都市右京区梅津高畝町47番地
日新ハートフルフレンド株式会社
代表取締役社長　阪尻　茂之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,653
	固定資産	52,167
	資産合計	69,821
負純資産及び部	流動負債	17,573
	固定負債	396
	株主資本	51,851
	資本金	30,000
	利益剰余金	21,851
	利益準備金	2,640
	その他利益剰余金	19,211
	（うち当期純利益）	(7,173)
	負債・純資産合計	69,821

第24期決算公告

令和８年６月24日
滋賀県野洲市三上2426番１
株式会社イー・エム・ディー
代表取締役社長　江部　明憲

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	160,832
	固定資産	37,642
	合計	198,474
負純資産及び部	流動負債	171,374
	固定負債	115,718
	株主資本	△88,618
	資本金	36,000
	資本剰余金	24,000
	利益剰余金	△148,618
	その他利益剰余金	△148,618
	（うち当期純損失）	(62,503)
	合計	198,474

第30期決算公告

令和８年６月25日
滋賀県犬上郡多賀町
大字四手字諏訪348番地３
株式会社クレール
代表取締役社長　浅井美和子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,305
	固定資産	102,435
	合計	374,740
負純資産及び部	流動負債	31,278
	固定負債	18,012
	株主資本	325,450
	資本金	90,000
	利益剰余金	235,450
	その他利益剰余金	235,450
	（うち当期純利益）	(22,028)
	合計	374,740

第27期決算公告　2026年５月28日
大阪府豊中市島江町２丁目24番１号
株式会社アライドリサーチ
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,746
	固定資産	18,702
	合計	125,449
負純資産及びの部	流動負債	60,000
	賞与引当金	3,000
	その他流動負債	57,000
	株主資本	65,448
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,311
	その他資本剰余金	5,311
	利益剰余金	44,887
	その他利益剰余金	44,887
	（うち当期純利益）	(25,665)
	自己株式	△4,750
	合計	125,449

第28期決算公告　令和８年６月25日
大阪市中央区南船場三丁目10番19号
株式会社エスシー倶楽部
代表取締役　黒木　孝浩
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,432
	固定資産	242
	合計	7,674
負純資産及びの部	流動負債	2,721
	固定負債	0
	株主資本	4,953
	資本金	200
	資本剰余金	800
	利益剰余金	3,953
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	3,703
	（うち当期純利益）	(26)
	合計	7,674

第23期決算公告　2026年６月24日
京都市右京区梅津高畝町47番地
株式会社ＮＨＶコーポレーション
代表取締役社長　島村　純夫
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,882
	固定資産	1,191
	合計	6,073
負純資産及びの部	流動負債	1,006
	固定負債	1
	株主資本	4,991
	資本金	300
	利益剰余金	4,691
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	4,616
	（うち当期純利益）	(579)
	評価・換算差額等	74
	合計	6,073

第27期決算公告
令和８年６月24日
大阪市中央区谷町１丁目２番10号
株式会社ホテル京阪マネジメント
代表取締役社長　近野　薫
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	327,322
	固定資産	62,229
	合計	389,551
負純資産及びの部	流動負債	326,356
	株主資本	63,195
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,195
	その他利益剰余金	53,195
	（うち当期純利益）	(5,401)
	合計	389,551

第27期決算公告
令和８年５月15日
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号
株式会社東洋紡プロテック
代表取締役　藤橋　健司
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	298,077
	固定資産	242
	合計	298,319
負純資産及びの部	流動負債	149,630
	（うち賞与引当金）	(72,381)
	株主資本	148,689
	資本金	10,000
	利益剰余金	138,689
	その他利益剰余金	138,689
	（うち当期純利益）	(5,475)
	合計	298,319

第57期決算公告　2026年６月25日
大阪府吹田市芳野町14番26号
第一実業ビスウィル株式会社
代表取締役社長　垣内　省吾
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,077,744
	固定資産	738,572
	合計	5,816,315
負純資産及びの部	流動負債	1,708,692
	固定負債	267,080
	株主資本	3,840,544
	資本金	100,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	3,740,535
	利益準備金	24,992
	その他利益剰余金	3,715,544
	（うち当期純利益）	(333,770)
	合計	5,816,315

第47期決算公告　令和８年６月24日
岡山県津山市川崎200番地１
ダイオーペーパーテクノ株式会社
代表取締役　奥谷　浩之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,328
	固定資産	5,570
	資産合計	7,899
負純資産及びの部	流動負債	2,635
	固定負債	934
	株主資本	4,325
	資本金	30
	資本剰余金	110
	利益剰余金	4,185
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	4,165
	（うち当期純利益）	(370)
	評価・換算差額等	3
	負債・純資産合計	7,899

第57期決算公告
令和８年６月25日
島根県出雲市浜町110番地１
中島運輸機工株式会社
代表取締役　中島　亮
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	448,208
	固定資産	930,091
	合計	1,378,299
負純資産及びの部	流動負債	456,365
	固定負債	529,299
	株主資本	392,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	382,635
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	380,135
	（うち当期純利益）	(147,588)
	合計	1,378,299

第78期決算公告
2026年６月24日
大阪府柏原市片山町19番10号
山六化成工業株式会社
代表取締役社長　竹中　康博
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,633
	固定資産	164,124
	合計	590,757
負純資産及びの部	流動負債	615,470
	固定負債	321,310
	株主資本	△346,023
	資本金	50,000
	利益剰余金	△396,023
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△408,523
	（うち当期純損失）	(163,998)
	合計	590,757

第34期決算公告　令和８年６月25日
徳島県徳島市川内町加賀須野421番地１
株式会社ガレノス
代表取締役　村上　和也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	412,422
	固定資産	11,340
	合計	423,762
負純資産及びの部	流動負債	98,080
	固定負債	8,292
	株主資本	317,389
	資本金	30,000
	資本剰余金	45,000
	（資本準備金）	(45,000)
	利益剰余金	242,389
	（その他利益剰余金）	(242,389)
	（うち当期純利益）	(22,497)
	合計	423,762

第27期決算公告
令和８年６月24日
山口県周南市開成町4560番地
東ソー総合サービス株式会社
代表取締役　髙野　玲
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	496,828
	固定資産	118,052
	資産合計	614,880
負純資産及びの部	流動負債	239,030
	固定負債	141,750
	株主資本	234,101
	資本金	50,000
	利益剰余金	184,101
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	169,101
	（うち当期純利益）	(41,972)
	負債・純資産合計	614,880

第10期決算公告
令和８年６月25日
岡山県笠岡市七番町１番地76
株式会社笠岡給食ＰＦＩサービス
代表取締役社長　村井　栄子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	353,872
	固定資産	182
	合計	354,054
負純資産及びの部	流動負債	135,544
	固定負債	216,679
	株主資本	1,830
	資本金	30,000
	利益剰余金	△28,169
	その他利益剰余金	△28,169
	（うち当期純利益）	(4,162)
	合計	354,054

第17期決算公告　令和８年６月25日
福岡市中央区赤坂一丁目12番15号
株式会社ＳＹＫＡ
代表清算人　令和泉　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,228
	資産合計	8,228
負純資債及産のび部	流動負債	126
	負債合計	126
	株主資本	8,102
	資本金	5,487
	資本剰余金	4,487
	資本準備金	4,487
	利益剰余金	△1,873
	その他利益剰余金	△1,873
	（うち当期純損失）	(124)
	純資産合計	8,102
	負債・純資産合計	8,228

第55期決算公告
令和８年６月24日
高知県高知市五台山5015番地１
高知県くみあい運輸株式会社
代表取締役社長　小島　信行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,874
	固定資産	7,665
	合計	252,539
負純資債及産のび部	流動負債	72,202
	固定負債	26,913
	株主資本	153,424
	資本金	27,000
	利益剰余金	126,424
	利益準備金	6,750
	その他利益剰余金	119,674
	（うち当期純利益）	(9,080)
	合計	252,539

第44期決算公告　令和８年６月25日
愛媛県新居浜市新田町３丁目１番39号
株式会社イージーエス
代表取締役社長　尾﨑　啓太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,128,456
	固定資産	1,135,752
	合計	4,264,208
負純資債及産のび部	流動負債	1,544,355
	固定負債	67,643
	株主資本	2,652,210
	資本金	50,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	2,577,210
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,564,710
	（うち当期純利益）	(334,884)
	合計	4,264,208

第17期決算公告　令和８年６月24日
福岡市早良区百道浜二丁目２番22号
株式会社サムライト
代表取締役　光岡　眞理
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,864
	固定資産	1,410
	資産合計	35,275
負純資債及産のび部	流動負債	9,986
	賞与引当金	450
	固定負債	8,272
	負債合計	18,258
	株主資本	17,016
	資本金	40,000
	利益剰余金	△22,983
	その他利益剰余金	△22,983
	（うち当期純利益）	(1,221)
	純資産合計	17,016
	負債・純資産合計	35,275

第35期決算公告　令和８年６月25日
福岡県宗像市アスティ１丁目６番地
株式会社トヨタプロダクション
エンジニアリング
代表取締役社長　江里　義憲
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,344
	固定資産	3,839
	資産合計	11,183
負純資債及産のび部	流動負債	4,301
	固定負債	2,875
	株主資本	4,006
	資本金	400
	資本剰余金	250
	利益剰余金	3,356
	利益準備金	163
	その他利益剰余金	3,193
	（うち当期純利益）	(1,086)
	負債・純資産合計	11,183

第55期決算公告
令和８年６月25日
福岡県直方市大字上境字水町40番地の１
九州住友ベークライト株式会社
代表取締役社長　浜田　雄一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,208,395
	固定資産	2,581,865
	合計	8,790,261
負純資債及産のび部	流動負債	6,086,768
	固定負債	332,298
	株主資本	2,371,195
	資本金	200,000
	利益剰余金	2,171,195
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	2,121,195
	（うち当期純利益）	(105,686)
	合計	8,790,261

第60期決算公告　2026年６月17日
熊本県阿蘇郡西原村鳥子312番地４
株式会社 生科研
代表取締役　中嶋　浩平
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,602
	固定資産	662
	資産合計	2,264
負純資債及産のび部	流動負債	477
	固定負債	153
	株主資本	1,633
	資本金	50
	資本剰余金	305
	（資本準備金）	(305)
	利益剰余金	2,269
	（利益準備金）	(12)
	（うち当期純利益）	(60)
	自己株式	△992
	負債・純資産合計	2,264

第15期決算公告　令和８年６月８日
熊本県玉名郡長洲町大字有明１番地
ＪＭＵビジネス・サポート株式会社
代表取締役　山本　昭博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	243,340
	固定資産	118,591
	合計	361,932
負純資債及産のび部	流動負債	112,260
	固定負債	113,248
	株主資本	136,424
	資本金	86,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△29,575
	その他利益剰余金	△29,575
	（うち当期純利益）	(10,808)
	合計	361,932

第28期決算公告
令和８年６月24日
長崎市茂里町１番55号
長崎バス建物総合管理株式会社
代表取締役　三村　剛孝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	259,155
	固定資産	12,799
	合計	271,954
負純資債及産のび部	流動負債	52,250
	固定負債	16,112
	株主資本	203,591
	資本金	10,000
	利益剰余金	193,591
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	192,191
	（うち当期純利益）	(11,377)
	合計	271,954

第21期決算公告
令和８年６月25日
鹿児島市中央町34番25号
株式会社かごしま医療ＩＴセンター
代表取締役社長　宇都由美子
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	170,346
	固定資産	9,298
	合計	179,645
負純資債及産のび部	流動負債	7,721
	株主資本	171,923
	資本金	99,000
	利益剰余金	72,923
	利益準備金	5,841
	その他利益剰余金	67,082
	（うち当期純損失）	(5,660)
	合計	179,645

第49期決算公告　令和８年６月25日
鹿児島県鹿児島市谷山港一丁目２番地２
株式会社オーシャンリンク
代表取締役　富　　一美
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,907,141
	固定資産	5,665,960
	合計	9,573,101
負純資債及産のび部	流動負債	1,384,781
	固定負債	4,597,933
	株主資本	3,590,387
	資本金	20,000
	資本剰余金	147,388
	資本準備金	147,388
	利益剰余金	3,422,999
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	3,417,999
	（うち当期純利益）	(351,598)
	合計	9,573,101

第51期決算公告
2026年６月25日
大分県大分市大字種具1320番地の５
平和扶桑テクノ株式会社
代表取締役社長　中條　克紀
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,625,347
	固定資産	614,719
	合計	4,240,066
負純資債及産のび部	流動負債	482,847
	固定負債	36,391
	株主資本	3,720,827
	資本金	46,000
	資本剰余金	765,699
	利益剰余金	2,909,127
	その他利益剰余金	2,909,127
	（うち当期純利益）	(324,650)
	合計	4,240,066

第４期決算公告

令和８年６月24日
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号
琉球リース総合ビル11階
株式会社リウコム
代表取締役社長　知花　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,641
	固定資産	112
	資産合計	5,753
負純資債及産のび部	流動負債	3,115
	固定負債	428
	株主資本	2,210
	資本金	50
	資本剰余金	1,791
	その他資本剰余金	1,791
	利益剰余金	369
	その他利益剰余金	369
	（うち当期純利益）	(83)
	負債・純資産合計	5,753

第47期決算公告

2026年６月24日
沖縄県那覇市久茂地一丁目11番１号
りゅうぎん保証株式会社
代表取締役社長　金子　雅史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,240,986
	固定資産	207,658
	合計	7,448,645
負純資債及産のび部	流動負債	2,977,647
	固定負債	183,486
	保証債務引当金	183,486
	株主資本	4,287,511
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,267,511
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,262,511
	（うち当期純利益）	(259,744)
	合計	7,448,645

第20期決算公告

令和８年６月24日
沖縄県那覇市久茂地１丁目11番１号
株式会社りゅうぎん総合研究所
代表取締役社長　渡久地　卓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,117
	固定資産	933
	資産合計	85,050
負純資債及産のび部	流動負債	5,526
	負債合計	5,526
	株主資本	79,524
	資本金	23,000
	利益剰余金	56,524
	その他利益剰余金	56,524
	（うち当期純利益）	(2,917)
	純資産合計	79,524
	負債・純資産合計	85,050

第14期決算公告

令和８年５月13日
京都市上京区下立売通堀川東入東橋詰町181番地の１
公益財団法人清風苑
代表理事　森下　慶人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,965
	固定資産	913,048
	繰延資産	—
	合計	927,013
負味債財及産びの正部	流動負債	537
	固定負債	—
	負債合計	537
	指定正味財産	879,737
	一般正味財産	46,738
	正味財産合計	926,475
	合計	927,013

令和７年度決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区麹町二丁目14番地２
麹町ＮＫビル
公益財団法人日本防災通信協会
理事長　山田　知裕

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	279,784
	固定資産	749,592
	資産合計	1,029,376
負味債財及産びの正部	流動負債	100,772
	固定負債	64,206
	負債合計	164,978
	指定正味財産	—
	一般正味財産	864,398
	正味財産合計	864,398
	負債正味財産合計	1,029,376

第76期決算公告

令和８年６月24日
沖縄県浦添市勢理客四丁目４番１号
沖縄食糧株式会社
代表取締役社長　中村　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,757,091
	固定資産	8,633,226
	合計	13,390,317
負純資債及産のび部	流動負債	4,361,973
	固定負債	3,834,428
	株主資本	5,193,916
	資本金	220,000
	資本剰余金	8,100
	資本準備金	8,100
	利益剰余金	4,965,816
	利益準備金	55,000
	その他利益剰余金	4,910,816
	（うち当期純利益）	(521,181)
	合計	13,390,317

第32期決算公告

令和８年６月25日
青森県三戸郡三戸町大字川守田字草鞋平74番地１
株式会社青森芝浦電子
代表取締役社長　鈴木　竜行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,829,796
	固定資産	481,880
	合計	2,311,676
負純資債及産のび部	流動負債	719,127
	（うち賞与引当金）	(31,093)
	株主資本	1,592,549
	資本金	100,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	1,422,549
	その他利益剰余金	1,422,549
	（うち当期純利益）	(63,092)
	合計	2,311,676

第23期決算公告

令和８年６月24日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平１番地108
株式会社ジェイテック
代表取締役社長　鈴木　克彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,266,257
	固定資産	1,939,968
	合計	22,206,226
負純資債及産のび部	流動負債	14,038,140
	固定負債	1,337,636
	株主資本	6,830,450
	資本金	40,000
	資本剰余金	457,898
	資本準備金	457,898
	利益剰余金	6,332,552
	その他利益剰余金	6,332,552
	（うち当期純利益）	(2,435,852)
	合計	22,206,226

第９期決算公告

2026年６月25日
北海道石狩市新港中央４丁目２番地２
石狩地域振興開発株式会社
代表取締役　海津　尚夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,310
	資産合計	4,310
負純資債及産のび部	流動負債	271
	負債合計	271
	株主資本	4,039
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,039
	その他利益剰余金	3,039
	（うち当期純利益）	(348)
	純資産合計	4,039
	負債・純資産合計	4,310

第８期決算公告

令和８年５月27日
栃木県宇都宮市上横田町798番地
パブリカとちぎ株式会社
代表取締役　喜谷　悠大

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	143,177
	固定資産	1,029,742
	合計	1,172,919
負純資債及産のび部	流動負債	864,313
	固定負債	251,138
	株主資本	57,467
	資本金	8,000
	利益剰余金	49,467
	その他利益剰余金	49,467
	（うち当期純利益）	(12,753)
	合計	1,172,919

第77期決算公告

令和８年５月７日
福島県福島市大森字宮ノ前25番地の２
株式会社なかよし商会
代表取締役社長　大塚　美好

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,778
	固定資産	116,531
	資産合計	174,309
負純資債及産のび部	流動負債	11,486
	固定負債	8,000
	株主資本	154,823
	資本金	10,000
	資本剰余金	302
	資本準備金	302
	利益剰余金	144,521
	利益準備金	2,198
	その他利益剰余金	142,323
	（うち当期純利益）	(1,305)
	負債・純資産合計	174,309

第33期決算公告

令和８年６月23日
秋田県横手市赤坂字富ケ沢62番地46
株式会社秋田ふるさと村
代表取締役社長　岡部　研一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	596,091
	固定資産	40,745
	合計	636,836
負純資債及産のび部	流動負債	60,827
	固定負債	23,214
	株主資本	552,795
	資本金	495,000
	利益剰余金	57,795
	その他利益剰余金	57,795
	（うち当期純利益）	(7,697)
	合計	636,836

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月25日
群馬県伊勢崎市西田町１番地
富士クオリティハウス株式会社
代表取締役社長　小笠原　茂

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,849,142
	固定資産	337,085
	合計	3,186,227
負純資債及産のび部	流動負債	483,201
	固定負債	95,332
	株主資本	2,607,693
	資本金	200,000
	利益剰余金	2,407,693
	利益準備金	33,258
	その他利益剰余金	2,374,435
	（うち当期純利益）	(269,196)
	合計	3,186,227

第 31 期 決 算 公 告

令和８年５月20日
群馬県高崎市岩鼻町219番地
日本化薬フードテクノ株式会社
代表取締役社長　土渕　智正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,199,680
	固定資産	301,112
	合計	2,500,792
負純資債及産のび部	流動負債	1,484,854
	固定負債	17,834
	株主資本	998,102
	資本金	300,000
	利益剰余金	698,102
	利益準備金	11,689
	その他利益剰余金	686,413
	（うち当期純利益）	(94,215)
	合計	2,500,792

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダＬＡＢＩカード
代表取締役　清水　　直

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,522,314
	固定資産	192
	合計	2,522,506
負純資債及産のび部	流動負債	69,210
	固定負債	1,050
	株主資本	2,452,245
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,402,245
	その他利益剰余金	2,402,245
	（うち当期純利益）	(123,151)
	合計	2,522,506

第 61 期決算公告

令和８年６月25日
千葉県富津市金谷4303番地
フェリー興業株式会社
代表取締役社長　寺元　敏光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,637
	固定資産	9,670
	資産合計	148,307
負純資債及産のび部	流動負債	102,643
	固定負債	230,816
	負債合計	333,460
	株主資本	△185,152
	資本金	60,000
	利益剰余金	△245,152
	その他利益剰余金	△245,152
	（うち当期純損失）	(30,750)
	純資産合計	△185,152
	負債・純資産合計	148,307

第 70 期決算公告

令和８年６月24日
群馬県館林市松原２丁目19番64号
ニプロ医工株式会社
代表取締役　松本　　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	14,490
	固定資産	9,423
	資産合計	23,913
負純資債及産のび部	流動負債	8,564
	固定負債	3,226
	負債合計	11,790
	株主資本	12,123
	資本金	96
	利益剰余金	12,027
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	12,003
	（うち当期純利益）	(63)
	純資産合計	12,123
	負債・純資産合計	23,913

第 49 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
群馬県安中市磯部二丁目13番１号
信越グリーンサービス株式会社
旧商号　磯部サービス株式会社
代表取締役　土居　　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,857
	固定資産	418,190
	資産合計	724,048
負純資債及産のび部	流動負債	318,156
	固定負債	35,901
	株主資本	369,990
	資本金	10,000
	利益剰余金	359,990
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	357,490
	（うち当期純利益）	(227,502)
	負債・純資産合計	724,048

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区一番町13番３
株式会社バーズ・コーポレーション
代表取締役　村瀬　正典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	828,692
	固定資産	1,013,360
	合計	1,842,053
負純資債及産のび部	流動負債	537,743
	株主資本	1,303,922
	資本金	5,000
	資本剰余金	230,757
	その他資本剰余金	230,757
	利益剰余金	1,068,164
	その他利益剰余金	1,068,164
	（うち当期純利益）	(51,350)
	評価・換算差額等	388
	合計	1,842,053

第 45 期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区一番町13番３
株式会社バーズ情報科学研究所
代表取締役　村瀬　正典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,355,761
	固定資産	405,227
	合計	1,760,988
負純資債及産のび部	流動負債	977,856
	固定負債	4,010
	株主資本	774,657
	資本金	100,000
	資本剰余金	391,319
	利益剰余金	283,338
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	275,838
	（うち当期純利益）	(78,870)
	評価・換算差額等	4,464
	合計	1,760,988

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
千葉県千葉市美浜区新港222番地19
株式会社ニップンロジス
代表取締役社長　弘重　郁夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	816,249
	固定資産	406,479
	合計	1,222,728
負純資債及産のび部	流動負債	423,554
	固定負債	225,528
	株主資本	573,646
	資本金	20,000
	利益剰余金	553,646
	利益準備金	620
	その他利益剰余金	553,026
	（うち当期純利益）	(36,433)
	合計	1,222,728

第 42 期決算公告

令和８年６月25日
東京都昭島市武蔵野二丁目６番25号
株式会社アストモスガスセンター東京
代表取締役　島田哲一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,679
	固定資産	13,186
	資産合計	94,865
負純資債及産のび部	流動負債	18,518
	固定負債	47,923
	負債合計	66,441
	株主資本	28,424
	資本金	20,000
	利益剰余金	8,424
	その他利益剰余金	8,424
	（うち当期純利益）	(2,440)
	純資産合計	28,424
	負債・純資産合計	94,865

第 22 期 決 算 公 告

2026年６月24日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
カネカユアヘルスケア株式会社
代表取締役社長　三宅　郁子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	696,000
	固定資産	34,592
	合計	730,592
負純資債及産のび部	流動負債	217,925
	固定負債	7,316
	株主資本	505,351
	資本金	30,000
	利益剰余金	475,351
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	467,851
	（うち当期純利益）	(87,411)
	合計	730,592

第 65 期 決 算 公 告

令和８年６月９日
東京都品川区東品川四丁目10番27号
パナソニックＦＳエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　姫野　雅史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,902,362
	固定資産	1,258,949
	合計	9,161,311
負純資債及産のび部	流動負債	5,476,604
	固定負債	340,683
	株主資本	3,344,024
	資本金	200,000
	利益剰余金	3,144,024
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	3,094,024
	（うち当期純利益）	(526,125)
	合計	9,161,311

第10期決算公告　令和８年５月29日
東京都中央区築地七丁目２番１号６階
パロニム株式会社
代表取締役　小林　道生
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,667
	固定資産	6,165
	合計	39,833
負債及び純資産の部	流動負債	40,543
	固定負債	65,146
	株主資本	△65,856
	資本金	45,000
	資本剰余金	323,312
	資本準備金	323,312
	利益剰余金	△434,168
	その他利益剰余金	△434,168
	（うち当期純損失）	(125,837)
	合計	39,833

第18期決算公告
令和８年６月24日
東京都世田谷区祖師谷四丁目23番20号
東京ガスライフバル西世田谷株式会社
代表取締役社長　保谷　貴久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	955,550
	固定資産	30,036
	合計	985,586
負債及び純資産の部	流動負債	357,536
	固定負債	19,544
	株主資本	608,506
	資本金	50,000
	資本剰余金	51,017
	資本準備金	51,017
	利益剰余金	507,489
	その他利益剰余金	507,489
	（うち当期純利益）	(57,912)
	合計	985,586

第17期決算公告　令和８年６月24日
東京都港区芝公園一丁目６番８号
ＰＳコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　京極　晃
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	437,208
	固定資産	31,348
	資産合計	468,556
負債及び純資産の部	流動負債	23,676
	（うち賞与引当金）	(8,179)
	株主資本	444,879
	資本金	199,900
	資本剰余金	99,900
	資本準備金	99,900
	利益剰余金	145,079
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	130,079
	（うち当期純利益）	(15,045)
	負債・純資産合計	468,556

第50期決算公告
2026年６月25日
横浜市中区山下町２番地
株式会社朋栄
代表取締役社長　平間　武志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,327,087
	固定資産	3,085,979
	合計	7,413,066
負債及び純資産の部	流動負債	151,596
	固定負債	76,022
	株主資本	7,185,447
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,614,679
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	7,612,179
	（うち当期純利益）	(103,351)
	自己株式	△439,233
	合計	7,413,066

第46期決算公告
令和８年６月24日
横浜市鶴見区下末吉二丁目１番１号
株式会社森永生科学研究所
代表取締役　守田　稔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,294,250
	固定資産	261,514
	合計	1,555,764
負債及び純資産の部	流動負債	147,551
	固定負債	99,496
	株主資本	1,308,717
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,278,717
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,271,217
	（うち当期純利益）	(75,155)
	合計	1,555,764

第42期決算公告
2026年６月24日
横浜市都筑区茅ケ崎中央24－１
アニヴェルセル株式会社
代表取締役　松田　健一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,587
	固定資産	13,475
	合計	15,062
負債及び純資産の部	流動負債	4,215
	固定負債	2,835
	株主資本	8,011
	資本金	100
	資本剰余金	2,029
	資本準備金	2,029
	利益剰余金	5,881
	その他利益剰余金	5,881
	（うち当期純利益）	(1,083)
	合計	15,062

第32期決算公告
2026年５月26日
神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
株式会社環境衛生研究所
代表取締役　佐藤　豊
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	273
	固定資産	15
	合計	289
負債及び純資産の部	流動負債	46
	株主資本	242
	資本金	20
	利益剰余金	222
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	217
	（うち当期純利益）	(75)
	合計	289

第15期決算公告
令和８年６月25日
横浜市港北区新横浜一丁目５番地５
マクニカソリューションズ株式会社
代表取締役社長　畠山　義秀
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,337,766
	固定資産	18,579
	合計	6,356,345
負債及び純資産の部	流動負債	2,915,805
	賞与引当金	1,318
	株主資本	3,440,540
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,340,540
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,315,540
	（うち当期純利益）	(642,260)
	合計	6,356,345

第63期決算公告
令和８年６月24日
神奈川県厚木市岡田3050番地
京商株式会社
代表取締役　森元　義晴
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,457
	固定資産	989
	合計	3,446
負債及び純資産の部	流動負債	1,531
	固定負債	430
	株主資本	1,484
	資本金	50
	資本剰余金	12
	資本準備金	12
	利益剰余金	1,422
	その他利益剰余金	1,422
	（うち当期純利益）	(159)
	合計	3,446

第27期決算公告
令和８年６月24日
神奈川県川崎市幸区小向東芝町１番地
ディー・ティー・ファインエレクトロニクス株式会社
代表取締役　橋本　耕治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18,265
	固定資産	8,226
	合計	26,492
負債及び純資産の部	流動負債	3,768
	固定負債	1,802
	株主資本	20,921
	資本金	490
	利益剰余金	20,431
	利益準備金	122
	その他利益剰余金	20,308
	（うち当期純利益）	(1,210)
	合計	26,492

第22期決算公告
令和８年６月25日
神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号
株式会社山田エスクロー信託
代表取締役　吉村　由紀
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	9,254
	固定資産	34
	合計	9,288
負債及び純資産の部	流動負債	9,015
	固定負債	9
	株主資本	264
	資本金	200
	利益剰余金	64
	その他利益剰余金	64
	（うち当期純利益）	(26)
	合計	9,288

第29期決算公告
令和８年６月25日
神奈川県川崎市幸区中幸町３－16
新東スマートエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　石田　茂
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	84
	固定資産	21
	合計	105
負債及び純資産の部	流動負債	14
	固定負債	100
	株主資本	△9
	資本金	3
	利益剰余金	△12
	その他利益剰余金	△12
	（うち当期純損失）	(42)
	合計	105

第 55 期決算公告　令和８年６月８日
静岡県沼津市足高421番地の３
巌工業株式会社
代表取締役　杉本　祐司
貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	391,321
	固定資産	289
	資産合計	391,610
負債及び純資産の部	流動負債	71
	負債合計	71
	株主資本	391,539
	資本金	10,000
	利益剰余金	381,539
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	379,039
	（うち当期純利益）	(3,145)
	純資産合計	391,539
	負債・純資産合計	391,610

第 45 期決算公告　令和８年６月８日
静岡県沼津市大岡2771番地
やわら株式会社
代表取締役　杉本　祐司
貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,012,970
	固定資産	1,475,612
	資産合計	3,488,582
負債及び純資産の部	流動負債	347,789
	固定負債	501,765
	株主資本	2,639,028
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,323,383
	利益剰余金	1,307,136
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,304,636
	（うち当期純利益）	(235,367)
	自己株式	△1,491
	負債・純資産合計	3,488,582

第 56 期決算公告
令和８年６月25日
新潟市中央区新光町１番地10
セコムテクノ上信越株式会社
代表取締役　多田　良夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,790,522
	固定資産	352,742
	合計	3,143,264
負債及び純資産の部	流動負債	493,997
	賞与引当金	31,695
	固定負債	5,637
	株主資本	2,643,628
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,613,628
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,606,128
	（うち当期純利益）	(235,049)
	合計	3,143,264

第 57 期決算公告　令和８年６月25日
愛知県一宮市奥町字野越46番地
オムロンアミューズメント株式会社
代表取締役社長　小山　次郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,156,726
	固定資産	2,696,123
	合計	10,852,850
負債及び純資産の部	流動負債	3,184,114
	固定負債	107,512
	株主資本	7,546,909
	資本金	300,000
	利益剰余金	7,246,909
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	7,171,909
	（うち当期純利益）	(955,989)
	評価・換算差額等	14,313
	合計	10,852,850

第 22 期決算公告　令和８年６月24日
愛知県常滑市セントレア一丁目１番地
中部スカイサポート株式会社
代表取締役社長　奥田　成人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	458,313
	固定資産	2,578,852
	合計	3,037,165
負債及び純資産の部	流動負債	1,181,747
	固定負債	462,943
	株主資本	1,392,475
	資本金	100,000
	資本剰余金	137,765
	その他資本剰余金	137,765
	利益剰余金	1,154,710
	利益準備金	7,900
	その他利益剰余金	1,146,810
	（うち当期純利益）	(168,302)
	合計	3,037,165

第 42 期決算公告　令和８年６月24日
愛知県刈谷市大正町一丁目714番地
デンソーテクノ株式会社
代表取締役　大沢　敬一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	20,242
	固定資産	6,126
	合計	26,369
負債及び純資産の部	流動負債	11,300
	固定負債	63
	株主資本	15,005
	資本金	180
	資本剰余金	100
	（資本準備金）	(100)
	利益剰余金	14,725
	（利益準備金）	(45)
	（その他利益剰余金）	(14,680)
	（うち当期純利益）	(2,416)
	合計	26,369

第 6 期決算公告
令和８年６月25日
大阪府枚方市中宮大池三丁目30番１号
サンヨーアーキテック株式会社
代表取締役　世良　守
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	321,565
	固定資産	1,958
	合計	323,523
負債及び純資産の部	流動負債	268,668
	固定負債	47,116
	株主資本	7,739
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 42,260
	その他利益剰余金	△ 42,260
	（うち当期純損失）	(28,272)
	合計	323,523

第 60 期決算公告　2026年６月24日
大阪市淀川区西中島５丁目４番20号
株式会社関西シビルコンサルタント
代表取締役社長　瀧浪　秀元
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,027,348
	固定資産	28,092
	資産合計	2,055,440
負債及び純資産の部	流動負債	248,195
	固定負債	151,850
	負債合計	400,045
	株主資本	1,655,395
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,645,395
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,640,395
	（うち当期純利益）	(85,985)
	純資産合計	1,655,395
	負債・純資産合計	2,055,440

第 3 期決算公告
令和８年６月８日
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
株式会社京都ヘルスケアＩＴ
代表取締役　村山　勝
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,454
	固定資産	61,821
	合計	197,275
負債及び純資産の部	流動負債	51,344
	株主資本	145,931
	資本金	50,000
	利益剰余金	95,931
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	94,931
	（うち当期純利益）	(59,783)
	合計	197,275

第 35 期決算公告　令和８年６月25日
大阪府東大阪市長田中１丁目４番37号
株式会社ソフテック
代表取締役社長　濵中　裕
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,980,563
	固定資産	87,087
	合計	2,067,650
負債及び純資産の部	流動負債	1,087,594
	（賞与引当金）	(24,600)
	固定負債	28,155
	（退職給付引当金）	(17,215)
	株主資本	951,901
	資本金	80,000
	利益剰余金	871,901
	利益準備金	13,222
	その他利益剰余金	858,679
	（うち当期純利益）	(188,211)
	合計	2,067,650

第 27 期決算公告
2026年６月25日
大阪市中央区大手前１丁目７番24号
株式会社京阪エージェンシー
代表取締役　高柳　淳一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,109,584
	固定資産	119,073
	合計	1,228,657
負債及び純資産の部	流動負債	680,427
	固定負債	78,677
	株主資本	469,553
	資本金	25,000
	利益剰余金	444,553
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	438,303
	（うち当期純利益）	(107,465)
	合計	1,228,657

第 71 期決算公告　2026年６月24日
大阪市淀川区十三元今里三丁目１番102号
レジノカラー工業株式会社
代表取締役社長　髙橋　秀行
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,316,835
	固定資産	3,349,688
	合計	8,666,523
負債及び純資産の部	流動負債	1,753,583
	固定負債	397,968
	株主資本	6,514,972
	資本金	200,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	6,214,972
	利益準備金	29,000
	その他利益剰余金	6,185,972
	（うち当期純利益）	(1,146,495)
	合計	8,666,523

第55期決算公告

令和８年５月22日
奈良県桜井市大字戒重115番地
いわれ産業株式会社
代表取締役　西垣　貴文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,250
	固定資産	221,963
	合計	251,213
負債及び純資産の部	流動負債	388
	株主資本	250,825
	資本金	95,000
	資本剰余金	148,625
	利益剰余金	46,944
	利益準備金	246
	その他利益剰余金	46,698
	（うち当期純利益）	(2,493)
	自己株式	△ 39,744
	合計	251,213

第11期決算公告

2026年６月25日
奈良県桜井市大字桜井281番地の７
桜井給食ファシリティーズ株式会社
代表取締役　東口　勝彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	398,754
	資産合計	398,754
負債及び純資産の部	流動負債	74,770
	固定負債	280,081
	負債合計	354,851
	株主資本	43,902
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,902
	その他利益剰余金	33,902
	（うち当期純利益）	(4,051)
	純資産合計	43,902
	負債・純資産合計	398,754

第34期決算公告

令和８年５月13日
大阪市北区堂島１－２－５
メトロン技研株式会社
代表取締役社長　井上　晋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	382,405
	固定資産	63,761
	合計	446,166
負債及び純資産の部	流動負債	117,338
	（内賞与引当金）	(11,000)
	固定負債	174,894
	（内退職給与引当金）	(10,224)
	株主資本	153,934
	資本金	10,000
	利益剰余金	169,196
	その他利益剰余金	169,196
	（内当期純利益）	(44,605)
	自己株式	△ 25,262
	合計	446,166

第35期決算公告

令和８年６月24日
山口県周南市福川南町１－37
東ソー・ハイテック株式会社
代表取締役社長　石渡　諭

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,965,556
	固定資産	680,133
	合計	4,645,689
負債及び純資産の部	流動負債	3,110,551
	固定負債	166,726
	株主資本	1,368,411
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,338,411
	その他利益剰余金	1,338,411
	（うち当期純利益）	(101,782)
	合計	4,645,689

第27期決算公告

2026年６月25日
山口県周南市開成町4560番地
株式会社東ソー分析センター
代表取締役社長　髙東　修二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,658,781
	固定資産	1,283,793
	資産合計	2,942,574
負債及び純資産の部	流動負債	783,860
	固定負債	271,749
	負債合計	1,055,609
	株主資本	1,886,965
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,836,965
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,824,465
	（うち当期純利益）	(274,973)
	純資産合計	1,886,965
	負債・純資産合計	2,942,574

第16期決算公告

令和８年６月25日
島根県出雲市矢野町391番地３
島根ナカバヤシサンワークス株式会社
代表取締役　倉橋　真悟

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,285
	固定資産	4,014
	合計	56,300
負債及び純資産の部	流動負債	6,467
	固定負債	3,728
	株主資本	46,103
	資本金	8,000
	利益剰余金	38,103
	その他利益剰余金	38,103
	（うち当期純利益）	(496)
	合計	56,300

令和７年度決算公告

令和８年６月３日
高知市堺町２番24号株式会社高知銀行内
一般財団法人高銀地域経済振興財団
代表理事　海治　勝彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	215,005
	固定資産	—
	合計	215,005
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	一般純資産	215,005
	純資産合計	215,005
	合計	215,005

第17期決算公告

令和８年６月25日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目４番２号
一般社団法人日本ケーブルラボ
代表理事　松本　修一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252,875
	固定資産	32,111
	合計	284,986
負債及び正味財産の部	流動負債	49,710
	負債合計	49,710
	一般正味財産	235,276
	正味財産合計	235,276
	合計	284,986

第３期決算公告

令和８年６月25日
高知県高知市本町四丁目２番44号
株式会社ＨａｒＦｏｒ
代表取締役社長　藤友　英教

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,021
	固定資産	63,682
	合計	114,703
負債及び純資産の部	流動負債	260,899
	固定負債	167,424
	株主資本	△313,620
	資本金	20,000
	利益剰余金	△333,620
	その他利益剰余金	△333,620
	（うち当期純損失）	(111,401)
	合計	114,703

第８期決算公告

2026年６月25日
埼玉県入間市狭山ケ原11番地14
株式会社杉山チエン製作所
代表取締役　杉野陽一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,456
	固定資産	885
	合計	4,341
負債及び純資産の部	流動負債	2,417
	固定負債	324
	株主資本	1,600
	資本金	80
	資本剰余金	689
	利益剰余金	831
	その他利益剰余金	831
	（うち当期純利益）	(110)
	合計	4,341

第56期決算公告

令和８年６月25日
埼玉県春日部市南栄町13番地11
埼玉配送株式会社
代表取締役　六本木　篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	315,263
	固定資産	189,431
	資産合計	504,694
負債及び純資産の部	流動負債	77,074
	賞与引当金	3,574
	固定負債	53,026
	株主資本	374,593
	資本金	80,000
	利益剰余金	294,593
	利益準備金	10,360
	その他利益剰余金	284,233
	（うち当期純利益）	(8,759)
	負債・純資産合計	504,694

第65期決算公告

令和８年６月24日
埼玉県加須市内田ケ谷254－２
ＨＣＰプロダクト株式会社
代表取締役　安部　誠二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	284,632
	固定資産	863
	資産合計	285,495
負債及び純資産の部	流動負債	1,082,404
	賞与引当金	16,429
	固定負債	87,540
	退職給付引当金	87,540
	株主資本	△884,450
	資本金	38,000
	利益剰余金	△922,450
	利益準備金	9,500
	その他利益剰余金	△931,950
	（うち当期純損失）	(12,884)
	負債・純資産合計	285,495

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
住商ウェルサポート株式会社
代表取締役　村岡　桂太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	228,676
	固定資産	95,458
	資産合計	324,134
負債及び純資産の部	流動負債	113,005
	固定負債	144,631
	退職給付引当金	118,659
	株主資本	66,497
	資本金	30,000
	利益剰余金	36,497
	利益準備金	3,349
	その他利益剰余金	33,148
	（うち当期純利益）	(14,816)
	負債・純資産合計	324,134

第 35 期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区西麻布一丁目２番９号
株式会社テレビ朝日クリエイト
代表取締役　久野　昌宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,775,864
	固定資産	622,815
	資産合計	2,398,680
負債及び純資産の部	流動負債	1,049,518
	固定負債	789,431
	退職給付引当金	762,932
	役員退職慰労引当金	26,499
	株主資本	559,731
	資本金	60,000
	利益剰余金	499,731
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	484,731
	（うち当期純利益）	(111,986)
	負債・純資産合計	2,398,680

第 38 期決算公告

令和８年６月25日
千葉県千葉市中央区出洲港７番53号
ロジテムトランスポート株式会社
代表取締役　江田　淳一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	517,795
	固定資産	785,905
	合計	1,303,701
負債及び純資産の部	流動負債	326,326
	（内賞与引当金）	(20,812)
	固定負債	703,888
	株主資本	273,485
	資本金	35,000
	利益剰余金	238,485
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	229,735
	（内当期純利益）	(84,836)
	合計	1,303,701

第 57 期決算公告

令和８年６月24日
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
株式会社セノン
代表取締役社長　澤本　　泉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,729,047
	固定資産	6,559,582
	資産合計	23,288,630
負債及び純資産の部	流動負債	6,140,873
	固定負債	2,599,284
	株主資本	14,441,251
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,293,706
	利益剰余金	16,525,964
	利益準備金	92,000
	（うち当期純利益）	(2,339,361)
	自己株式	△3,478,420
	評価・換算差額等	107,219
	負債・純資産合計	23,288,630

第 39 期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目８番35号
ＭＫＩテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　山井　弘志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,954,993
	固定資産	220,321
	合計	2,175,315
負債及び純資産の部	流動負債	1,289,468
	固定負債	—
	株主資本	885,846
	資本金	48,000
	資本剰余金	25,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	812,846
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	800,846
	（うち当期純利益）	(611,645)
	合計	2,175,315

第 39 期決算公告

令和８年６月25日
東京都台東区東上野２丁目18番10号
株式会社エム・ソフト
代表取締役社長　佐藤　圭介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,403,035
	固定資産	208,202
	合計	1,611,237
負債及び純資産の部	流動負債	197,134
	固定負債	713,967
	株主資本	700,135
	資本金	100,000
	利益剰余金	600,135
	利益準備金	13,972
	その他利益剰余金	586,163
	（うち当期純利益）	(73,010)
	合計	1,611,237

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
神田ファイナンス株式会社
代表取締役　河合　健吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,439,124
	固定資産	2,350,795
	資産合計	8,789,920
負債及び純資産の部	流動負債	7,972,411
	株主資本	817,508
	資本金	20,000
	利益剰余金	797,508
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	792,508
	（うち当期純利益）	(54,579)
	負債・純資産合計	8,789,920

第 39 期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
株式会社ケイ・コム
代表取締役　吉田　輝雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,176
	固定資産	9,525
	資産合計	188,702
負債及び純資産の部	流動負債	52,320
	賞与引当金	3,345
	固定負債	5,521
	役員退職慰労引当金	4,452
	株主資本	130,859
	資本金	20,000
	利益剰余金	110,859
	利益準備金	578
	その他利益剰余金	110,281
	（うち当期純利益）	(14,636)
	負債・純資産合計	188,702

第 17 期決算公告

2026年６月25日
東京都台東区上野三丁目24番６号
クロスエネルギー株式会社
代表取締役社長　岩丸　敏秀

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,215
	固定資産	159
	合計	6,375
負債及び純資産の部	流動負債	5,181
	固定負債	310
	株主資本	883
	資本金	90
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	793
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	770
	（うち当期純利益）	(394)
	合計	6,375

第 20 期決算公告

令和８年６月25日
東京都中央区日本橋本石町四丁目５番３号
ＪＲＥＳ株式会社
代表取締役　田村　喜寛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	756,402
	固定資産	52,910
	資産合計	809,312
負債及び純資産の部	流動負債	130,209
	固定負債	33,080
	株主資本	646,023
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	446,023
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	419,023
	（うち当期純利益）	(2,192)
	負債・純資産合計	809,312

第 11 期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区芝浦一丁目13番16号
森永市場開発株式会社
代表取締役　瀧　　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,437
	固定資産	53
	資産合計	1,490
負債及び純資産の部	流動負債	479
	賞与引当金	59
	株主資本	1,011
	資本金	70
	資本剰余金	170
	その他資本剰余金	170
	利益剰余金	771
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	763
	（うち当期純利益）	(310)
	負債・純資産合計	1,490

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
株式会社神田エンタープライズ
代表取締役　江文　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,231
	固定資産	558,043
	資産合計	679,275
負債及び純資産の部	流動負債	287,980
	賞与引当金	153
	固定負債	39,738
	株主資本	351,556
	資本金	12,000
	利益剰余金	339,556
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	336,556
	（うち当期純利益）	(8,558)
	負債・純資産合計	679,275

第８期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区富士見二丁目13番３号
株式会社イエロージャム
代表取締役社長　髙橋　明仁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	218,051
	固定資産	29,928
	資産合計	247,979
負債純資産の部	流動負債	166,922
	負債合計	166,922
	株主資本	81,057
	資本金	2,000
	利益剰余金	79,057
	その他利益剰余金	79,057
	（うち当期純利益）	(29,581)
	純資産合計	81,057
	負債・純資産合計	247,979

第41期決算公告　2026年６月24日
東京都新宿区西新宿１―26―１
ＳＯＭＰＯクレジット株式会社
代表取締役社長　眞田　恵子
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,338,911
	固定資産	291,985
	資産合計	1,630,896
負債純資産の部	流動負債	501,253
	固定負債	3,750
	株主資本	1,125,893
	資本金	100,000
	資本剰余金	21,659
	資本準備金	21,659
	利益剰余金	1,004,233
	利益準備金	26,940
	その他利益剰余金	977,293
	（うち当期純利益）	(83,241)
	負債・純資産合計	1,630,896

第74期決算公告　2026年６月25日
東京都中央区日本橋人形町二丁目14番８号
Astemo＆ナガノ株式会社
代表取締役　彦坂　健児
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,102,419
	固定資産	118,733
	合計	2,221,153
負債純資産の部	流動負債	1,527,121
	固定負債	60,358
	株主資本	633,673
	資本金	20,000
	利益剰余金	613,673
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	608,673
	（うち当期純利益）	(195,275)
	合計	2,221,153

第６期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区高輪二丁目21番42号
株式会社えきまちエナジークリエイト
代表取締役社長　鈴木　孝子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,674,380
	固定資産	17,312,348
	資産合計	19,986,729
負債純資産の部	流動負債	6,025,967
	固定負債	13,448,000
	株主資本	512,761
	資本金	495,000
	資本剰余金	82,732
	資本準備金	82,732
	利益剰余金	△64,970
	その他利益剰余金	△64,970
	（うち当期純損失）	(64,970)
	負債・純資産合計	19,986,729

第19期決算公告　令和８年６月25日
東京都品川区荏原一丁目19番17号
ロジテムエンジニアリング株式会社
代表取締役　秋本　孝雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	777,860
	固定資産	17,655
	合計	795,516
負債純資産の部	流動負債	218,326
	（内賞与引当金）	(7,512)
	株主資本	577,189
	資本金	30,000
	利益剰余金	547,189
	利益準備金	498
	その他利益剰余金	546,691
	（内当期純利益）	(88,394)
	合計	795,516

第22期決算公告　令和８年６月25日
東京都大田区仲池上一丁目31番５号
株式会社ロジテム軽貨便
代表取締役　佐渡　泰一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,983
	固定資産	945
	合計	169,929
負債純資産の部	流動負債	56,845
	（内賞与引当金）	(2,444)
	株主資本	113,084
	資本金	30,000
	利益剰余金	83,084
	その他利益剰余金	83,084
	（内当期純利益）	(12,414)
	合計	169,929

第56期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区湊二丁目４番１号
日本ソーイング株式会社
代表取締役　高見　光
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	431,116
	固定資産	45,772
	合計	476,888
負債純資産の部	流動負債	221,692
	固定負債	492,231
	株主資本	△237,035
	資本金	100,000
	利益剰余金	△337,035
	その他利益剰余金	△337,035
	（うち当期純利益）	(35,882)
	合計	476,888

第25期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区湊二丁目４番１号
株式会社銀座山形屋トレーディング
代表取締役　盛田　一朗
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,688
	固定資産	14,825
	合計	107,513
負債純資産の部	流動負債	27,621
	固定負債	41,428
	株主資本	38,463
	資本金	50,000
	利益剰余金	△11,536
	その他利益剰余金	△11,536
	（うち当期純利益）	(14,708)
	合計	107,513

第25期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区湊二丁目４番１号
株式会社ウィングロード
代表取締役　土手　裕基
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	378,752
	固定資産	384,182
	合計	762,935
負債純資産の部	流動負債	456,514
	固定負債	2,709,613
	株主資本	△2,403,192
	資本金	50,000
	利益剰余金	△2,453,192
	その他利益剰余金	△2,453,192
	（うち当期純利益）	(19,561)
	合計	762,935

第19期決算公告
2026年６月25日
東京都港区南青山２丁目５番７号
テラヴェール株式会社
代表取締役社長　片岡　靖史
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,255,597
	固定資産	150,023
	資産合計	1,405,620
負債純資産の部	流動負債	709,014
	固定負債	5,412
	株主資本	691,194
	資本金	350,000
	利益剰余金	341,194
	その他利益剰余金	341,194
	（うち当期純損失）	(113,987)
	負債・純資産合計	1,405,620

第54期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区神田小川町一丁目１番地
株式会社データ・キーピング・サービス
代表取締役社長　瀬田　和則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,274,803
	固定資産	3,977,229
	合計	9,252,032
負債純資産の部	流動負債	295,536
	固定負債	216,945
	株主資本	8,685,037
	資本金	120,000
	利益剰余金	8,565,037
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	8,535,037
	（うち当期純利益）	(154,258)
	評価・換算差額等	54,514
	有価証券評価差額金	54,514
	合計	9,252,032

第39期決算公告　令和８年６月24日
東京都千代田区神田小川町一丁目１番地
株式会社ＳＭＢＣキャリアサポート
代表取締役社長　重松　秀臣
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,204
	固定資産	287
	資産合計	2,492
負債純資産の部	流動負債	441
	賞与引当金	101
	固定負債	112
	退職給与引当金	112
	株主資本	1,937
	資本金	150
	利益剰余金	1,787
	その他利益剰余金	1,787
	（うち当期純利益）	(98)
	負債・純資産合計	2,492

第43期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区外神田４―14―１
菱進ディーシーカード株式会社
代表取締役社長　三浦　秀徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,932
	固定資産	26
	資産合計	1,958
負債及び純資産の部	流動負債	966
	ポイント制度引当金	33
	固定負債	5
	利息返還損失引当金	5
	株主資本	985
	資本金	50
	利益剰余金	935
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	922
	（うち当期純利益）	(19)
	負債・純資産合計	1,958

第14期決算公告

令和８年６月25日
東京都中央区築地一丁目13番１号
ハンワフーズ株式会社
代表取締役　山岡　澄江

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	12,611
	固定資産	148
	資産合計	12,759
負債及び純資産の部	流動負債	10,825
	固定負債	22
	株主資本	1,911
	資本金	200
	資本剰余金	100
	利益剰余金	1,611
	その他利益剰余金	1,611
	（うち当期純利益）	(686)
	負債・純資産合計	12,759

第23期決算公告

令和８年６月25日
東京都目黒区青葉台四丁目８番６号
エム・ユー融資事務サポート株式会社
代表取締役　木下　智裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	723,137
	固定資産	100,795
	資産合計	823,932
負債及び純資産の部	流動負債	318,448
	（うち賞与引当金）	(110,348)
	固定負債	163,743
	退職給付引当金	163,121
	役員退職慰労引当金	622
	株主資本	341,742
	資本金	30,000
	利益剰余金	311,742
	その他利益剰余金	311,742
	（うち当期純利益）	(5,309)
	負債・純資産合計	823,932

第21期決算公告

2026年６月25日
東京都渋谷区桜丘町15―14
株式会社ザ・パス・インベストメント
代表取締役　関根　幸平

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	491,429
	固定資産	1,008,753
	合計	1,500,183
負債及び純資産の部	流動負債	324,761
	株主資本	354,654
	資本金	10,000
	利益剰余金	344,654
	その他利益剰余金	344,654
	（うち当期純利益）	(25,769)
	評価・換算差額等	820,767
	その他有価証券評価差額金	820,767
	合計	1,500,183

第５期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
株式会社シグマクシス
代表取締役社長　太田　寛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,818,330
	固定資産	86,636
	合計	4,904,966
負債及び純資産の部	流動負債	1,446,898
	賞与引当金	18,000
	固定負債	9,837
	株主資本	3,448,230
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	利益剰余金	3,048,230
	（うち当期純利益）	(3,001,877)
	合計	4,904,966

第56期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区神田錦町１丁目６番地
郵船コーディアルサービス株式会社
代表取締役社長　谷田　治郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,705,393
	固定資産	534,553
	資産合計	3,239,946
負債及び純資産の部	流動負債	1,486,577
	固定負債	683,759
	株主資本	1,069,610
	資本金	35,000
	資本剰余金	570
	資本準備金	570
	利益剰余金	1,034,039
	利益準備金	8,250
	その他利益剰余金	1,025,789
	（うち当期純利益）	(165,579)
	負債・純資産合計	3,239,946

第47期決算公告

令和８年６月25日
東京都江戸川区小松川三丁目５番１号
株式会社 ＧＳユアサ 中央販売
代表取締役　中村　邦明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	194,386
	固定資産	16,095
	合計	210,481
負債及び純資産の部	流動負債	58,999
	賞与引当金	1,500
	固定負債	13,169
	退職給付引当金	1,664
	株主資本	138,312
	資本金	10,000
	利益剰余金	128,312
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	125,812
	（うち当期純利益）	(24,976)
	合計	210,481

第45期決算公告

令和８年６月25日
東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
ＴＭ信用保証株式会社
代表取締役　天部　雅和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,677
	資産合計	137,677
負債及び純資産の部	流動負債	31,000
	固定負債	1,373
	株主資本	105,303
	資本金	50,000
	利益剰余金	55,303
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	42,803
	（うち当期純利益）	(42,754)
	負債・純資産合計	137,677

第71期決算公告

令和８年６月25日
東京都文京区本郷四丁目１番１号
カードビジネスサービス株式会社
代表取締役　山崎　利樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	346,954
	固定資産	3,388
	資産合計	350,343
負債及び純資産の部	流動負債	27,683
	賞与引当金	3,993
	固定負債	―
	株主資本	322,659
	資本金	20,000
	利益剰余金	302,659
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	297,659
	（うち当期純利益）	(13,968)
	負債・純資産合計	350,343

第28期決算公告

2026年６月25日
東京都中央区日本橋本石町三丁目３番14号
日短エフエックス株式会社
取締役社長　並木　卓

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	178,419
	固定資産	0
	合計	178,419
負債及び純資産の部	流動負債	32,825
	固定負債	4,740
	株主資本	140,854
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	40,854
	その他利益剰余金	40,854
	合計	178,419

(注)　当期純利益　1,365千円

第27期決算公告

2026年６月25日
東京都中央区日本橋本石町三丁目３番14号
日短マネーマーケッツ株式会社
取締役社長　並木　卓

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	502,766
	固定資産	658
	合計	503,424
負債及び純資産の部	流動負債	128,830
	固定負債	49,910
	株主資本	324,684
	資本金	50,000
	利益剰余金	274,684
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	262,184
	合計	503,424

(注)　当期純利益　19,800千円

第８期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
株式会社ボルテックスデジタル
代表取締役　髙久　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,971
	固定資産	28,535
	資産合計	132,507
負債及び純資産の部	流動負債	63,555
	賞与引当金	8,055
	その他	55,500
	株主資本	68,952
	資本金	30,000
	利益剰余金	38,952
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	37,452
	（うち当期純損失）	(9,904)
	負債・純資産合計	132,507

第49期決算公告　令和８年６月24日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
東急リゾート株式会社
代表取締役社長　磯目　伸二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,478
	固定資産	1,229
	資産合計	7,707
負債及び純資産の部	流動負債	2,394
	固定負債	189
	株主資本	5,124
	資本金	480
	資本剰余金	450
	資本準備金	450
	利益剰余金	4,194
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	4,074
	（うち当期純利益）	(1,105)
	負債・純資産合計	7,707

第７期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
株式会社ＢＥＡＤ
代表取締役社長　揚張　和則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	983
	固定資産	360
	資産合計	1,343
負債及び純資産の部	流動負債	830
	バンク保証引当金	11
	株主資本	513
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	313
	その他利益剰余金	313
	（うち当期純利益）	(158)
	負債・純資産合計	1,343

第45期決算公告　令和８年６月25日
東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目14番９号
株式会社新都市開発機構
代表取締役　本多　伸行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,598
	固定資産	2,637
	資産合計	30,235
負債及び純資産の部	流動負債	1,420
	負債合計	1,420
	株主資本	28,815
	資本金	20,000
	利益剰余金	13,815
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	8,815
	（うち当期純利益）	(5,500)
	自己株式	△5,000
	純資産合計	28,815
	負債・純資産合計	30,235

第18期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩファーマ株式会社
代表取締役　北尾　吉孝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,565,590
	固定資産	35,711
	資産合計	1,601,301
負債及び純資産の部	流動負債	11,954,256
	固定負債	513,702
	株主資本	△10,866,657
	資本金	100,000
	資本剰余金	602,103
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	577,103
	利益剰余金	△11,568,761
	その他利益剰余金	△11,568,761
	（うち当期純損失）	(959,282)
	負債・純資産合計	1,601,301

第２期決算公告　2026年６月25日
東京都千代田区神田美土代町１番地
住商建物株式会社
代表取締役　内倉　正博
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,323
	固定資産	127
	合計	1,451
負債及び純資産の部	流動負債	542
	固定負債	125
	株主資本	783
	資本金	100
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	678
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	658
	（うち当期純利益）	(334)
	合計	1,451

第54期決算公告　2026年６月25日
東京都千代田区神田美土代町１番地
住商レジデンシャル株式会社
代表取締役　内倉　正博
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,044
	固定資産	571
	合計	10,616
負債及び純資産の部	流動負債	5,800
	固定負債	476
	株主資本	4,339
	資本金	400
	資本剰余金	452
	資本準備金	452
	利益剰余金	3,486
	利益準備金	99
	その他利益剰余金	3,386
	（うち当期純利益）	(3,091)
	合計	10,616

第４期決算公告　2026年６月25日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
株式会社
ジャパン・チェーン・ホールディングス
代表取締役　杉野陽一郎
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,189
	固定資産	2,977
	合計	7,166
負債及び純資産の部	流動負債	27
	固定負債	3,635
	株主資本	3,504
	資本金	80
	資本剰余金	1,896
	利益剰余金	1,528
	その他利益剰余金	1,528
	（うち当期純利益）	(51)
	合計	7,166

第63期決算公告　2026年６月25日
東京都狛江市岩戸北１丁目11番８号
三生電子株式会社
代表取締役　石井　浩
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,500
	固定資産	6,779
	合計	13,279
負債及び純資産の部	流動負債	3,080
	固定負債	5,484
	株主資本	4,715
	資本金	50
	利益剰余金	4,718
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	4,703
	（うち当期純利益）	(763)
	自己株式	△53
	合計	13,279

第69期決算公告　2026年６月25日
東京都港区海岸一丁目２番20号
ＭＯＳ株式会社
代表取締役社長　中田　祐貴
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,164
	固定資産	1,505
	合計	6,669
負債及び純資産の部	流動負債	3,559
	固定負債	70
	株主資本	3,040
	資本金	100
	利益剰余金	2,940
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,915
	（うち当期純利益）	(552)
	合計	6,669

第５期決算公告　2026年６月25日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
ゼクサスチェン株式会社
代表取締役　小谷　恭弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,336
	固定資産	3,869
	合計	8,205
負債及び純資産の部	流動負債	3,668
	固定負債	511
	株主資本	4,026
	資本金	310
	資本剰余金	1,620
	利益剰余金	2,097
	その他利益剰余金	2,097
	（うち当期純利益）	(552)
	合計	8,205

第１期決算公告　2026年６月25日
東京都港区海岸一丁目２番20号
スリーアイ２号株式会社
代表取締役　阿部美紀子
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	74
	固定資産	1,086
	合計	1,161
負債及び純資産の部	流動負債	1,200
	固定負債	0
	株主資本	8
	資本金	10
	利益剰余金	△1
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(1)
	評価・換算差額等	△48
	合計	1,161

第８期決算公告　2026年６月25日
東京都港区海岸一丁目２番20号
スリーアイ株式会社
代表取締役　阿部美紀子
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	330
	固定資産	1,324
	合計	1,654
負債及び純資産の部	流動負債	802
	固定負債	0
	株主資本	881
	資本金	100
	利益剰余金	781
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	773
	（うち当期純利益）	(1)
	評価・換算差額等	△28
	合計	1,654

第６期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿八丁目１番２号
ＰＭＯ西新宿
株式会社ラネクシー・ホールディングス
代表取締役　二瓶　孝二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,472
	固定資産	213,206
	合計	227,678
負債及び純資産の部	流動負債	20,089
	固定負債	82,971
	株主資本	124,618
	資本金	3,500
	利益剰余金	121,118
	利益準備金	105
	その他利益剰余金	121,013
	（うち当期純利益）	(24,610)
	合計	227,678

第31期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿八丁目１番２号
ＰＭＯ西新宿
株式会社ラネクシー
代表取締役　波間　晋也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,133,251
	固定資産	355,553
	合計	1,488,805
負債及び純資産の部	流動負債	714,693
	固定負債	275,464
	株主資本	498,647
	資本金	100,000
	利益剰余金	398,647
	利益準備金	13,240
	その他利益剰余金	385,407
	（うち当期純利益）	(99,753)
	合計	1,488,805

第１期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル11階
ＴＫホールディングス株式会社
代表取締役　スコット・カーナス

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	68,895
	固定資産	280,089
	合計	348,984
負債及び純資産の部	流動負債	6,102
	株主資本	342,882
	資本金	100
	資本剰余金	343,048
	資本準備金	37,854
	その他資本剰余金	305,194
	利益剰余金	△266
	その他利益剰余金	△266
	（うち当期純損失）	(266)
	合計	348,984

第２期決算公告

2026年６月25日
神奈川県足柄上郡中井町境440番地
株式会社トヨタガズーレーシング ディベロップメント
代表取締役　寺尾　健二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,875
	固定資産	4,155
	資産合計	11,030
負債及び純資産の部	流動負債	3,001
	固定負債	18
	株主資本	8,011
	資本金	100
	資本剰余金	6,625
	（その他資本剰余金）	(6,625)
	利益剰余金	1,286
	（その他利益剰余金）	(1,286)
	（うち当期純利益）	(946)
	負債・純資産合計	11,030

第122期決算公告

2026年６月25日
神奈川県川崎市中原区今井上町11番21号
東急テクノシステム株式会社
代表取締役　北村　公大

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,693,254
	固定資産	7,700,978
	資産合計	20,394,233
負債及び純資産の部	流動負債	3,687,737
	固定負債	1,312,220
	株主資本	15,203,238
	資本金	480,000
	利益剰余金	14,723,238
	（うち当期純利益）	(2,046,405)
	評価・換算差額等	191,037
	負債・純資産合計	20,394,233

第51期決算公告

令和８年６月25日
神奈川県川崎市麻生区万福寺３－１－２
小田急食品株式会社
代表取締役社長　井上　剛一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	366
	固定資産	136
	合計	502
負債及び純資産の部	流動負債	331
	（うち賞与引当金）	(10)
	固定負債	8
	株主資本	163
	資本金	60
	資本剰余金	11
	資本準備金	11
	利益剰余金	91
	その他利益剰余金	91
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	502

第31期決算公告

令和８年６月25日
岐阜県加茂郡川辺町上川辺252番地の１
大豊製紙株式会社
代表取締役　工藤　健一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,607,648
	固定資産	3,718,339
	合計	6,325,987
負債及び純資産の部	流動負債	1,792,083
	固定負債	90,494
	株主資本	4,439,966
	資本金	99,000
	利益剰余金	4,340,966
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	4,316,216
	（うち当期純利益）	(189,853)
	評価・換算差額等	3,445
	合計	6,325,987

第40期決算公告

令和８年６月25日
山梨県甲府市住吉四丁目２番22号
ヤマナシ流通株式会社
代表取締役　横山　憲行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	108,861
	固定資産	80,055
	資産合計	188,916
負債及び純資産の部	流動負債	44,318
	賞与引当金	3,472
	固定負債	81,205
	株主資本	63,392
	資本金	15,000
	利益剰余金	48,392
	利益準備金	1,091
	その他利益剰余金	47,301
	（うち当期純利益）	(12,419)
	負債・純資産合計	188,916

第49期決算公告

2026年６月25日
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目20番29
ＣＳＴ株式会社
代表取締役　井上　正二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,634
	固定資産	1,689
	合計	4,324
負債及び純資産の部	流動負債	847
	固定負債	149
	株主資本	3,327
	資本金	50
	利益剰余金	3,277
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	3,264
	（うち当期純利益）	(591)
	合計	4,324

第22期決算公告

2026年６月25日
大阪府泉大津市東港町15―11
株式会社ケイエムテイ
代表取締役　吉川　広志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,140
	固定資産	69
	合計	2,209
負債及び純資産の部	流動負債	274
	固定負債	8
	株主資本	1,927
	資本金	13
	利益剰余金	1,914
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,911
	（うち当期純利益）	(264)
	合計	2,209

第40期決算公告

2026年６月25日
大阪府大阪市平野区平野北１丁目５番19号
株式会社システックキョーワ
代表取締役　谷川　信彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,540
	固定資産	956
	合計	2,496
負債及び純資産の部	流動負債	132
	株主資本	2,364
	資本金	50
	資本剰余金	6
	利益剰余金	3,383
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	3,370
	（うち当期純利益）	(187)
	自己株式	△1,075
	合計	2,496

第９期決算公告

令和８年６月25日
京都府京都市左京区吉田下阿達町46番地
株式会社ＫＢＢＭ
代表取締役社長　田中　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,163
	固定資産	5,106
	合計	69,269
負債及び純資産の部	流動負債	430,089
	株主資本	△360,819
	資本金	416,497
	資本剰余金	416,497
	資本準備金	416,497
	利益剰余金	△1,193,814
	その他利益剰余金	△1,193,814
	（うち当期純損失）	(152,858)
	合計	69,269

2025年度決算公告　2026年６月25日

大阪府堺市西区築港新町３丁27番地
日本ガルバ株式会社
代表取締役　辻　幸人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	251,480
	固定資産	145,568
	合計	397,049
負純資産及び部	流動負債	77,864
	固定負債	36,092
	株主資本	286,680
	資本金	20,000
	利益剰余金	266,680
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	261,680
	(うち当期純利益)	(27,424)
	評価・換算差額等	△3,587
	合計	397,049

2025年度決算公告　2026年６月25日

大阪府枚方市磯島南町13番１号
日本カタン株式会社
代表取締役　森田　洋

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,795,254
	固定資産	4,282,653
	合計	8,077,907
負純資産及び部	流動負債	1,152,940
	固定負債	1,561,416
	株主資本	5,349,525
	資本金	9,500
	資本剰余金	2,642,619
	利益剰余金	2,697,406
	その他利益剰余金	2,697,406
	(うち当期純利益)	(429,336)
	評価・換算差額等	14,024
	合計	8,077,907

第38期決算公告　2026年６月25日

大阪府枚方市磯島南町13番１号
日可テクノ株式会社
代表取締役　森田　洋

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	428,579
	固定資産	48,597
	合計	477,177
負純資産及び部	流動負債	75,716
	固定負債	11,982
	株主資本	389,478
	資本金	20,000
	利益剰余金	369,478
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	364,478
	(うち当期純利益)	(41,546)
	合計	477,177

第37期決算公告　令和８年６月25日

兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地
株式会社ルクス
代表取締役　田中　徹也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	541
	固定資産	14
	合計	555
負純資産及び部	流動負債	227
	固定負債	5
	株主資本	323
	資本金	30
	資本剰余金	4
	(資本準備金)	(4)
	利益剰余金	289
	(利益準備金)	(3)
	(繰越利益剰余金)	(286)
	(うち当期純損失)	(20)
	合計	555

第15期決算公告　令和８年６月25日

兵庫県西宮市西宮浜３丁目２番１号
阪神ロジサポート株式会社
代表取締役　髙橋　徳之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,509
	固定資産	24,064
	合計	301,574
負純資産及び部	流動負債	100,665
	(内賞与引当金)	(10,892)
	固定負債	17,320
	(内退職給付引当金)	(17,320)
	株主資本	183,589
	資本金	10,000
	利益剰余金	173,589
	その他利益剰余金	173,589
	(内当期純利益)	(17,326)
	合計	301,574

第75期決算公告　令和８年６月25日

兵庫県西宮市津門大箇町９番27号
阪神ロジテム株式会社
代表取締役　望月　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,053,818
	固定資産	1,600,644
	合計	2,654,463
負純資産及び部	流動負債	924,492
	(内賞与引当金)	(52,072)
	固定負債	1,309,070
	(内退職給付引当金)	(18,325)
	株主資本	387,702
	資本金	24,000
	利益剰余金	363,702
	(内利益準備金)	(6,000)
	(内当期純損失)	(83,232)
	評価換算差額等	33,196
	合計	2,654,463

第58期決算公告　令和８年６月25日

福岡市南区花畑二丁目４番13号
ユーライフホーム株式会社
代表取締役　池田誠一郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	621,103
	固定資産	56,611
	合計	677,715
負純資産及び部	流動負債	132,760
	固定負債	251
	株主資本	544,703
	資本金	25,000
	利益剰余金	519,703
	利益準備金	750
	別途積立金	9,000
	その他利益剰余金	509,953
	(うち当期純利益)	(114,215)
	合計	677,715

第７期決算公告　2026年６月25日

福岡県大牟田市西港町２丁目６番地
港倶楽部オペレーションズ株式会社
代表取締役　湯浅　徹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	14
	固定資産	3
	合計	17
負純資産及び部	流動負債	16
	固定負債	17
	株主資本	△16
	資本金	10
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△26
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△26
	(うち当期純利益)	(3)
	合計	17

第21期決算公告　令和８年６月25日

福岡県糟屋郡宇美町井野字稲木396番地８
福岡ロジテム株式会社
代表取締役　須藤　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,243,891
	固定資産	1,058,756
	合計	2,302,648
負純資産及び部	流動負債	1,039,849
	固定負債	781,728
	(内退職給付引当金)	(149,365)
	株主資本	481,070
	資本金	60,000
	利益剰余金	421,070
	その他利益剰余金	421,070
	(内当期純利益)	(27,679)
	合計	2,302,648

第14期決算公告　2026年６月25日

福岡県北九州市八幡西区夕原町９番３号
株式会社プラスワンテクノ
代表取締役　能美　鈴香

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	405
	固定資産	101
	合計	507
負純資産及び部	流動負債	169
	固定負債	1
	株主資本	337
	資本金	30
	資本剰余金	92
	利益剰余金	214
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	207
	(うち当期純利益)	(70)
	合計	507

第６期決算公告　2026年６月25日

福岡県福岡市中央区大手門１丁目１番12号
ＭＭ Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ株式会社
代表取締役　阿部美紀子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,272
	固定資産	17,403
	合計	21,676
負純資産及び部	流動負債	15,157
	固定負債	1,522
	株主資本	2,119
	資本金	50
	資本剰余金	879
	利益剰余金	1,190
	その他利益剰余金	1,190
	(うち当期純利益)	(980)
	評価・換算差額等	2,877
	合計	21,676

第11期決算公告

令和８年６月24日
福岡県福岡市博多区竹下２丁目３番９号
森永乳業九州株式会社
代表取締役社長　竹内　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,402,545
	固定資産	496,795
	合計	8,899,341
負純資産及び部	流動負債	5,696,435
	固定負債	70,382
	株主資本	3,132,524
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,102,524
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,095,024
	(うち当期純利益)	(904,443)
	合計	8,899,341

第48期決算公告　令和８年６月25日
福岡県福岡市博多区半道橋２丁目６番57号
株式会社九州シントー
代表取締役社長　野中　秀樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	276,515
	固定資産	466,507
	資産合計	743,022
負純資債及産のび部	流動負債	441,736
	固定負債	80,341
	株主資本	212,289
	資本金	50,000
	利益剰余金	162,289
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	149,789
	（うち当期純利益）	(4,778)
	評価・換算差額等	8,656
	負債・純資産合計	743,022

第37期決算公告
2026年６月25日
福岡県福岡市博多区沖浜町14番１号
カメリアライン株式会社
代表取締役社長　石田　裕晶
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,629,476
	固定資産	320,822
	合計	3,950,298
負純資債及産のび部	流動負債	1,000,975
	固定負債	81,046
	株主資本	2,868,277
	資本金	400,000
	利益剰余金	2,468,277
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	2,368,277
	（うち当期純利益）	(784,601)
	合計	3,950,298

第２期決算公告
令和８年６月25日
福岡県北九州市八幡西区南鷹見町６番51号
株式会社
インフラ・テックソリューションズ西日本
代表取締役社長　立石　佳公
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,010,933
	資産合計	3,010,933
負純資債及産のび部	流動負債	1,448,265
	株主資本	1,562,668
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△1,437,332
	繰越利益剰余金	△1,437,332
	（うち当期純損失）	(577,181)
	負債・純資産合計	3,010,933

第21期決算公告
令和８年６月24日
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1712―４
株式会社九州デイリーサービス
代表取締役　徳永　龍一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,253
	固定資産	113,948
	合計	443,201
負純資債及産のび部	流動負債	207,148
	固定負債	101,213
	株主資本	134,839
	資本金	11,000
	利益剰余金	123,839
	利益準備金	13,860
	その他利益剰余金	109,979
	（うち当期純利益）	(68,214)
	合計	443,201

第60期決算公告
令和８年６月19日
福岡県飯塚市横田677番地２
飯塚ガス株式会社
代表取締役　岡部　透
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	335,797
	固定資産	522,675
	合計	858,472
負純資債及産のび部	流動負債	136,568
	固定負債	254,294
	株主資本	467,610
	資本金	50,000
	利益剰余金	417,610
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	405,110
	（うち当期純利益）	(20,286)
	合計	858,472

第18期決算公告　令和８年４月22日
福岡県大野城市筒井４丁目６―14
新エネルギー流通システム株式会社
代表取締役　南　　貴之
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	542,190
	固定資産	168,846
	繰延資産	443
	資産合計	711,481
負純資債及産のび部	流動負債	269,744
	固定負債	―
	株主資本	441,736
	資本金	11,000
	利益剰余金	449,136
	利益準備金	423
	その他利益剰余金	448,713
	（うち当期純利益）	(33,473)
	自己株式	△18,400
	負債・純資産合計	711,481

第13期決算公告
令和８年６月25日
東京都新宿区四谷一丁目６番２号
一般財団法人
日本教育研究イノベーションセンター
代表理事　河合　英樹
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,003,061
	合計	5,003,061
負味債財及産びの正部	流動負債	192,520
	負債合計	192,520
	一般正味財産	4,810,541
	正味財産合計	4,810,541
	合計	5,003,061

第35期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区六本木６丁目10番１号
公益財団法人平和中島財団
理事長　中島　　潤
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	337,248
	固定資産	31,566,331
	合計	31,903,579
負味債財及産びの正部	流動負債	8,110
	固定負債	24,154
	負債合計	32,264
	指定正味財産	29,041,609
	（基本財産充当額）	(67,000)
	（特定資産充当額）	(28,974,609)
	一般正味財産	2,829,705
	（特定資産充当額）	(2,517,522)
	正味財産合計	31,871,314
	合計	31,903,579

第40期決算公告　令和８年６月19日
福岡県大牟田市新開町２番地１
三池製錬株式会社
代表取締役社長　野田　眞治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,074
	固定資産	4,741
	合計	7,816
負純資債及産のび部	流動負債	4,434
	固定負債	1,654
	株主資本	1,886
	資本金	100
	利益剰余金	1,786
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,761
	（うち当期純利益）	(735)
	評価・換算差額等	△160
	繰延ヘッジ損益	△160
	合計	7,816

第14期決算公告
令和８年６月25日
秋田県男鹿市払戸字大樋16番地
男鹿風力発電株式会社
代表取締役社長　山田　尚登
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,067,534
	固定資産	2,910,438
	資産合計	3,977,972
負純資債及産のび部	流動負債	529,668
	固定負債	2,243,308
	株主資本	1,204,996
	資本金	400,000
	利益剰余金	804,996
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	704,996
	（うち当期純利益）	(515,828)
	負債・純資産合計	3,977,972

第29期決算公告　令和８年６月25日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目６番23号
株式会社ソフトエイジ
代表取締役　吉田　　誠
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	879,933
	固定資産	39,691
	資産合計	919,625
負純資債及産のび部	流動負債	371,884
	賞与引当金	41,268
	固定負債	2,326
	役員退職慰労引当金	2,295
	株主資本	545,414
	資本金	30,000
	利益剰余金	515,414
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	507,914
	（うち当期純利益）	(107,149)
	負債・純資産合計	919,625

第51期決算公告　2026年６月22日
北海道札幌市白石区平和通10丁目北６番17号
北海道アオキ化学株式会社
代表取締役社長　田口　淳之
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,005
	固定資産	39
	合計	1,044
負純資債及産のび部	流動負債	198
	固定負債	27
	株主資本	818
	資本金	15
	利益剰余金	803
	（利益準備金）	(3)
	（その他利益剰余金）	(799)
	（うち当期純利益）	(197)
	合計	1,044

第41期決算公告　令和８年６月25日
千葉県市原市五井海岸５番地１
ＪＰＦ株式会社
代表取締役　杉本　隆弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,175
	固定資産	681
	資産合計	1,857
負債及び純資産の部	流動負債	399
	固定負債	201
	株主資本	1,257
	資本金	82
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	1,167
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,154
	（うち当期純利益）	(54)
	負債・純資産合計	1,857

第41期決算公告　令和８年６月25日
千葉県山武郡芝山町大台2176番地
株式会社芝山ゴルフ倶楽部
代表取締役　佐藤　文昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	171
	固定資産	1,935
	資産合計	2,106
負債及び純資産の部	流動負債	99
	固定負債	1,712
	（退職給付引当金）	(0)
	株主資本	295
	資本金	99
	資本剰余金	21
	利益剰余金	173
	その他利益剰余金	173
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	2,106

第54期決算公告　令和８年６月25日
埼玉県川口市西川口六丁目14番30号
株式会社アサクラ
代表取締役　鎌塚　努
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	217,325
	固定資産	192,000
	資産合計	409,326
負債及び純資産の部	流動負債	54,922
	賞与引当金	4,405
	固定負債	118,937
	役員退職慰労引当金	2,865
	株主資本	235,465
	資本金	16,000
	利益剰余金	219,465
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	215,465
	（うち当期純利益）	(16,889)
	負債・純資産合計	409,326

第25期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区新橋２丁目19―10
新橋マリンビル７階
ネクストエネルギー株式会社
代表取締役社長　山内　信一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	569,239,170
	固定資産	3,753,604
	資産合計	572,992,774
負債及び純資産の部	流動負債	61,690,568
	株主資本	511,302,206
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	150,000,000
	資本準備金	150,000,000
	利益剰余金	261,302,206
	その他利益剰余金	261,302,206
	（うち当期純利益）	(13,603,549)
	負債・純資産合計	572,992,774

第７期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
カンダビズパートナー株式会社
代表取締役　江文　順一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	156,875
	固定資産	16,078
	資産合計	172,953
負債及び純資産の部	流動負債	23,840
	賞与引当金	10,010
	固定負債	66,753
	退職給付引当金	66,753
	株主資本	82,359
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,359
	利益準備金	2,392
	その他利益剰余金	69,967
	（うち当期純利益）	(7,108)
	負債・純資産合計	172,953

第12期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号
カンダハーティーサービス株式会社
代表取締役　石橋　雅史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,875
	資産合計	19,875
負債及び純資産の部	流動負債	4,074
	株主資本	15,800
	資本金	20,000
	利益剰余金	△4,199
	その他利益剰余金	△4,199
	（うち当期純利益）	(143)
	負債・純資産合計	19,875

第29期決算公告　2026年６月22日
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
マツダ環境株式会社
代表取締役社長　野﨑　隼人
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,753
	固定資産	170
	合計	10,923
負債及び純資産の部	流動負債	10,015
	固定負債	0
	株主資本	908
	資本金	50
	利益剰余金	858
	（その他利益剰余金）	(858)
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	10,923

第28期決算公告　2026年６月22日
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
ゼロ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　安齋　哲也
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	925
	固定資産	22
	合計	948
負債及び純資産の部	流動負債	12
	株主資本	935
	資本金	200
	利益剰余金	735
	（利益準備金）	(50)
	（その他利益剰余金）	(685)
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	948

第48期決算公告　2026年６月22日
東京都中央区築地４丁目１番９号
ガルフ食品株式会社
代表取締役社長　重家　隆二
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,129
	固定資産	20
	合計	1,149
負債及び純資産の部	流動負債	383
	固定負債	31
	株主資本	734
	資本金	15
	利益剰余金	719
	（利益準備金）	(3)
	（その他利益剰余金）	(715)
	（うち当期純利益）	(60)
	合計	1,149

第３期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区赤坂１丁目12番32号
３Ｄ Shareholder Services株式会社
代表取締役　サイ・ファイ・イップ
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,387
	固定資産	180,201
	資産合計	207,588
負債及び純資産の部	流動負債	161,478
	固定負債	45,259
	負債合計	206,737
	株主資本	850
	資本金	100
	利益剰余金	750
	その他利益剰余金	750
	（うち当期純損失）	(104)
	純資産合計	850
	負債・純資産合計	207,588

第30期決算公告　2026年６月22日
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
日本メディカルテクノロジー株式会社
代表取締役社長　沼田　航
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,174
	固定資産	149
	合計	6,323
負債及び純資産の部	流動負債	1,119
	固定負債	14
	株主資本	5,188
	資本金	60
	利益剰余金	5,128
	（利益準備金）	(15)
	（その他利益剰余金）	(5,113)
	（うち当期純利益）	(1,431)
	合計	6,323

第65期決算公告　2026年６月22日
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
マツダ流通株式会社
代表取締役社長　青木　勝敏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	364
	固定資産	93
	合計	457
負債及び純資産の部	流動負債	165
	固定負債	60
	株主資本	214
	資本金	80
	利益剰余金	134
	（その他利益剰余金）	(134)
	（うち当期純利益）	(44)
	評価・換算差額等	17
	合計	457

第 49 期決算公告　令和８年６月24日
東京都世田谷区新町三丁目１番９号
東京ガスライフバル南世田谷株式会社
代表取締役　保谷　貴久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,404,370
	固定資産	55,684
	資産合計	1,460,054
負債及び純資産の部	流動負債	368,403
	固定負債	68,822
	株主資本	1,001,328
	資本金	46,000
	資本剰余金	18,600
	利益剰余金	936,728
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	925,228
	（うち当期純利益）	(108,789)
	評価・換算差額等	21,501
	負債・純資産合計	1,460,054

第 11 期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区京橋三丁目12番７号
株式会社Ｖ－Growth
代表取締役　松浦　淳志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	560,286
	固定資産	23,700
	合計	583,986
負債及び純資産の部	流動負債	491,657
	固定負債	6,141
	株主資本	86,188
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	6,188
	その他利益剰余金	6,188
	（うち当期純利益）	(11,972)
	合計	583,986

第 13 期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区三田３－５－27
株式会社ＷＨＥＲＥ
代表取締役　岩井　光久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	913,324
	固定資産	368,236
	資産合計	1,281,560
負債及び純資産の部	流動負債	577,390
	固定負債	30,749
	退職給付引当金	30,749
	株主資本	673,420
	資本金	495,000
	資本剰余金	475,000
	資本準備金	475,000
	利益剰余金	△296,579
	その他利益剰余金	△296,579
	（うち当期純利益）	(107,694)
	負債・純資産合計	1,281,560

第６期決算公告　令和８年３月31日
東京都千代田区岩本町二丁目４番１号
神田岩本町プラザビル504
株式会社ＡＰＴＯ
代表取締役　高品　良
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	353,780
	固定資産	7,845
	資産合計	361,626
負債及び純資産の部	流動負債	185,231
	固定負債	37,643
	株主資本	138,751
	資本金	90,000
	資本剰余金	132,008
	資本準備金	132,008
	利益剰余金	△83,256
	その他利益剰余金	△83,256
	（うち当期純利益）	(121,524)
	負債・純資産合計	361,626

第９期決算公告　令和８年６月25日
東京都渋谷区道玄坂一丁目22番10号
見真ビル３階
株式会社Sparty
代表取締役　深山　陽介
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,131,136
	固定資産	21,069
	資産合計	2,152,205
負債及び純資産の部	流動負債	1,357,351
	固定負債	365,821
	株主資本	429,032
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,387,633
	資本準備金	4,387,633
	利益剰余金	△4,058,600
	その他利益剰余金	△4,058,600
	（うち当期純利益）	(209,879)
	負債・純資産合計	2,152,205

第 31 期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区銀座三丁目10番６号
山王スペース＆レンタル株式会社
代表取締役社長　小村　太一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,023
	固定資産	18,516
	資産合計	22,539
負債及び純資産の部	流動負債	2,411
	固定負債	703
	株主資本	19,424
	資本金	100
	資本剰余金	7,805
	資本準備金	7,440
	その他資本剰余金	365
	利益剰余金	11,519
	その他利益剰余金	11,519
	（うち当期純利益）	(1,360)
	負債・純資産合計	22,539

第 57 期決算公告　令和８年６月24日
東京都品川区勝島一丁目５番25号
ＴＭプロサービス株式会社
取締役社長　鎌野　光治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,408,634
	固定資産	165,541
	資産合計	2,574,176
負債及び純資産の部	流動負債	1,198,579
	固定負債	47,747
	株主資本	1,327,849
	資本金	40,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	1,237,849
	（利益準備金）	(22,500)
	（その他利益剰余金）	(1,215,349)
	（うち当期純利益）	(265,277)
	負債・純資産合計	2,574,176

第 28 期決算公告　令和８年６月25日
東京都青梅市新町９丁目2157番地
アジアエレクトロニクス株式会社
代表取締役　高橋　俊親
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	723
	固定資産	503
	合計	1,226
負債及び純資産の部	流動負債	744
	固定負債	398
	株主資本	84
	資本金	495
	資本剰余金	485
	資本準備金	485
	利益剰余金	△896
	その他利益剰余金	△896
	（うち当期純損失）	(90)
	合計	1,226

第 40 期決算公告
令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿１丁目19番５号
株式会社ルミネクリエーツ
代表取締役社長　葉山　雅己
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	522,202
	固定資産	161,309
	資産合計	683,511
負債及び純資産の部	流動負債	272,282
	固定負債	152,868
	株主資本	258,360
	資本金	20,000
	利益剰余金	238,360
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	233,360
	（うち当期純利益）	(18,456)
	負債・純資産合計	683,511

第 45 期決算公告　令和８年６月24日
東京都港区西新橋二丁目１番１号
株式会社YJK Solutions
代表取締役　畑仲　健
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,167,881
	固定資産	273,274
	資産合計	1,441,155
負債及び純資産の部	流動負債	429,631
	（賞与引当金）	(70,596)
	固定負債	343,261
	（退職給付引当金）	(319,607)
	株主資本	668,263
	資本金	80,000
	利益剰余金	588,263
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	568,263
	（うち当期純利益）	(195,179)
	負債・純資産合計	1,441,155

第 39 期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区日本橋小網町１番８号
住化ファイナンス株式会社
代表取締役社長　山内　利博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	15,087
	固定資産	225
	資産合計	15,312
負債及び純資産の部	流動負債	14,675
	（賞与引当金）	(20)
	株主資本	637
	資本金	100
	資本剰余金	400
	その他資本剰余金	400
	利益剰余金	137
	利益準備金	108
	その他利益剰余金	29
	（うち当期純利益）	(17)
	負債・純資産合計	15,312

第６期決算公告　令和８年６月25日
東京都品川区東品川三丁目13番６号
株式会社IMAGICA Lab.
代表取締役　青田　匡史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,176
	固定資産	1,223
	資産合計	2,399
負債及び純資産の部	流動負債	605
	固定負債	725
	株主資本	1,067
	資本金	100
	資本剰余金	1,302
	その他資本剰余金	1,302
	利益剰余金	△335
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	△360
	（うち当期純利益）	(95)
	負債・純資産合計	2,399

第12期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区港南二丁目３番13号
オムロンベンチャーズ株式会社
代表取締役社長　神谷　直輔

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	166,914
	固定資産	136,505
	資産合計	303,419
負債及び純資産の部	流動負債	1,482,769
	株主資本	△1,218,837
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	△2,198,837
	その他利益剰余金	△2,198,837
	（うち当期純利益）	(87,857)
	負債・純資産合計	303,419

第7期決算公告

2026年６月25日
東京都港区北青山二丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	742
	固定資産	10,863
	資産合計	11,605
負債及び純資産の部	流動負債	72
	株主資本	11,532
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	732
	その他利益剰余金	732
	（うち当期純利益）	(715)
	負債・純資産合計	11,605

第22期決算公告

令和８年６月25日
渋谷区道玄坂一丁目21番１号
株式会社猿島カントリー
代表取締役　佐藤　文昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	217
	固定資産	2,508
	資産合計	2,725
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	1,914
	（退職給付引当金）	(2)
	株主資本	746
	資本金	50
	利益剰余金	696
	その他利益剰余金	696
	（うち当期純利益）	(32)
	負債・純資産合計	2,725

第55期決算公告

令和８年５月25日
東京都品川区大崎３丁目９番10号
株式会社明昌堂
代表取締役　櫻井　昌弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,368,958
	固定資産	508,857
	資産合計	1,877,815
負債及び純資産の部	流動負債	42,176
	負債合計	42,176
	株主資本	1,835,639
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,825,639
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,775,639
	（うち当期純利益）	(32,838)
	純資産合計	1,835,639
	負債・純資産合計	1,877,815

第6期決算公告

令和８年６月25日
東京都中央区日本橋二丁目11番２号
株式会社テラスカイ・テクノロジーズ
代表取締役　荒谷　英智

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	804,461
	固定資産	72,703
	資産合計	877,164
負債及び純資産の部	流動負債	340,528
	固定負債	0
	株主資本	536,636
	資本金	214,351
	資本剰余金	184,351
	資本準備金	184,351
	利益剰余金	137,934
	その他利益剰余金	137,934
	（うち当期純利益）	(172,968)
	負債・純資産合計	877,164

第43期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目８番５号
ＪＲ東日本
レジデンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田　典明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,710
	固定資産	15,496
	資産合計	203,206
負債及び純資産の部	流動負債	180,528
	固定負債	9,647
	株主資本	13,030
	資本金	20,000
	利益剰余金	△6,969
	利益準備金	140
	その他利益剰余金	△7,109
	（うち当期純損失）	(29,396)
	負債・純資産合計	203,206

第64期決算公告

令和８年５月29日
東京都中野区東中野１丁目26―４
東京ライト工業株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,493,435
	固定資産	1,523,507
	繰延資産	11,916
	資産合計	3,028,857
負債及び純資産の部	流動負債	621,775
	（賞与引当金）	(37,081)
	固定負債	1,340,242
	株主資本	1,066,841
	資本金	99,000
	利益剰余金	970,910
	利益準備金	32,662
	その他利益剰余金	938,247
	（うち当期純利益）	(77,467)
	自己株式	△3,069
	負債・純資産合計	3,028,857

第2期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田岩本町４番地14
株式会社
インフラ・テックソリューションズ
代表取締役社長　栄徳　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	2,916,616
	固定資産	3,000,000
	資産合計	5,916,616
負債及び純資産の部	流動負債	1,286,735
	株主資本	4,629,881
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△5,370,119
	繰越利益剰余金	△5,370,119
	（うち当期純損失）	(1,040,258)
	負債・純資産合計	5,916,616

第42期決算公告

令和８年６月25日
東京都三鷹市大沢三丁目９番６号
ＳＵＢＡＲＵテクノ株式会社
代表取締役　綿引　洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,484,476
	固定資産	1,922,837
	資産合計	8,407,313
負債及び純資産の部	流動負債	2,335,098
	固定負債	3,845,853
	株主資本	2,226,361
	資本金	70,000
	利益剰余金	2,156,361
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	2,138,861
	（うち当期純利益）	(605,217)
	負債・純資産合計	8,407,313

第8期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼしキャピタル株式会社
代表取締役社長　大谷　仁人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,793,348
	固定資産	78,503
	合計	1,871,852
負債及び純資産の部	流動負債	417,083
	固定負債	—
	株主資本	1,454,768
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	利益剰余金	1,304,768
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,304,768
	（うち当期純利益）	(421,059)
	合計	1,871,852

第42期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社きらぼしコンサルティング
代表取締役社長　豊田　則義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	599,762
	固定資産	573,297
	合計	1,173,059
負債及び純資産の部	流動負債	168,544
	固定負債	26,452
	株主資本	966,364
	資本金	50,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	916,364
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	903,864
	（うち当期純利益）	(94,099)
	評価・換算差額等	11,697
	合計	1,173,059

第3期決算公告

令和８年６月25日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
合同会社SP Asset Power
代表社員　株式会社セゾンパートナーズ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	622
	資産合計	622
負債及び純資産の部	流動負債	578
	負債合計	578
	社員資本	44
	資本金	1
	利益剰余金	43
	（うち当期純利益）	(40)
	純資産合計	44
	負債・純資産合計	622

第37期決算公告

令和８年６月25日
東京都北区滝野川三丁目１番１号
きらぼしビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　鈴木　章二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	656,186
	固定資産	60,842
	合計	717,028
負債及び純資産の部	流動負債	281,569
	固定負債	28,331
	株主資本	407,127
	資本金	10,000
	資本剰余金	234,000
	利益剰余金	163,127
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	160,627
	（うち当期純利益）	(77,213)
	合計	717,028

第43期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田小川町三丁目３番地
八千代信用保証株式会社
代表取締役社長　保谷　邦之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,036,538
	固定資産	65,868
	合計	4,102,406
負債及び純資産の部	流動負債	1,110,700
	固定負債	132,764
	株主資本	2,858,941
	資本金	342,000
	資本剰余金	322,000
	利益剰余金	2,194,941
	利益準備金	4,241
	その他利益剰余金	2,190,700
	（うち当期純利益）	(112,065)
	合計	4,102,406

第52期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社
代表取締役　宮川日出男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	552,444
	固定資産	20,403
	合計	572,848
負債及び純資産の部	流動負債	118,844
	固定負債	1,358
	株主資本	452,646
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	432,646
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	430,146
	（うち当期純利益）	(132,233)
	合計	572,848

第43期決算公告

令和８年５月22日
東京都港区港南三丁目５番14号
株式会社エィティスリー
代表取締役　鷹取　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,782
	固定資産	31,859
	資産合計	63,641
負債及び純資産の部	流動負債	16,959
	賞与引当金	985
	固定負債	20,000
	株主資本	26,682
	資本金	35,000
	利益剰余金	△8,318
	その他利益剰余金	△8,318
	（うち当期純損失）	(7,096)
	負債・純資産合計	63,641

第13期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区新宿一丁目28番11号
日神不動産投資顧問株式会社
代表取締役　日置　　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	459,752
	固定資産	74,060
	資産合計	533,812
負債及び純資産の部	流動負債	67,808
	賞与引当金	7,373
	固定負債	24,772
	株主資本	441,231
	資本金	150,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	241,231
	その他利益剰余金	241,231
	（うち当期純利益）	(118,498)
	負債・純資産合計	533,812

第27期決算公告

令和８年６月25日
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
ダイヤゲート池袋
株式会社アイティーシー
代表取締役社長　磯貝　和広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	790,924
	固定資産	128,914
	合計	919,839
負債及び純資産の部	流動負債	471,747
	固定負債	105,169
	株主資本	342,922
	資本金	50,000
	利益剰余金	292,922
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	280,422
	（うち当期純利益）	(140,194)
	合計	919,839

第５期決算公告

令和８年６月19日
東京都板橋区清水町36番１号
株式会社暁ＮＥＸＴ
代表取締役社長　古閑　　聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	473
	固定資産	93
	資産合計	567
負債及び純資産の部	流動負債	407
	固定負債	1
	株主資本	159
	資本金	11
	資本剰余金	6
	利益剰余金	140
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	567

第４期決算公告

令和８年６月25日
東京都江東区豊洲三丁目２番24号
ＳＣＳＫオートモーティブＨ＆Ｓ株式会社
代表取締役社長　吉橋　　操

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252,225
	固定資産	11,439
	合計	263,665
負債及び純資産の部	流動負債	147,138
	（賞与引当金）	(42,106)
	株主資本	116,527
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△33,472
	その他利益剰余金	△33,472
	（うち当期純損失）	(28,689)
	合計	263,665

第８期決算公告

令和８年５月22日
東京都港区港南三丁目５番14号
ヒビノエンタテインメント株式会社
代表取締役社長　森脇　宏恵

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,616
	固定資産	47,229
	資産合計	63,845
負債及び純資産の部	流動負債	27,964
	賞与引当金	622
	株主資本	35,881
	資本金	50,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△54,119
	その他利益剰余金	△54,119
	（うち当期純損失）	(11,317)
	負債・純資産合計	63,845

第14期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦一丁目６番38号
株式会社ヤナセグローバルモーターズ
代表取締役社長　北沢　謙二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,337,278
	固定資産	433,219
	資産合計	1,770,498
負債及び純資産の部	流動負債	725,872
	固定負債	8,000
	株主資本	1,036,625
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,068,350
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	1,065,850
	利益剰余金	△41,724
	その他利益剰余金	△41,724
	（うち当期純損失）	(41,547)
	負債・純資産合計	1,770,498

第24期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦一丁目６番38号
ヤナセバイエルンモーターズ株式会社
代表取締役社長　高橋　則秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,762,953
	固定資産	1,722,862
	資産合計	5,485,815
負債及び純資産の部	流動負債	3,365,562
	固定負債	2,020
	株主資本	2,118,233
	資本金	100,000
	資本剰余金	187,902
	資本準備金	90,000
	その他資本剰余金	97,902
	利益剰余金	1,830,330
	その他利益剰余金	1,830,330
	（うち当期純利益）	(124,014)
	負債・純資産合計	5,485,815

第１期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区霞が関三丁目７番３号
損保ジャパン霞が関ビル
ＳＯＭＰＯウェルビーイング株式会社
代表取締役　大場　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	894,743
	固定資産	172,731
	合計	1,067,475
負債及び純資産の部	流動負債	42,866
	株主資本	1,024,608
	資本金	450,000
	資本剰余金	673,168
	資本準備金	450,000
	その他資本剰余金	223,168
	利益剰余金	△98,559
	その他利益剰余金	△98,559
	（うち当期純損失）	(98,559)
	合計	1,067,475

決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

ヤナセＥＶスクエア株式会社

代表取締役社長　筒井　雄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,000
	資産合計	10,000
負純資産及び部	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	10,000

第２期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

ヤナセフィオラーノモトーリ株式会社

代表取締役社長　大三川泰生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,439,401
	固定資産	338,464
	資産合計	1,777,866
負純資産及び部	流動負債	2,071,925
	株主資本	△294,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	△304,059
	その他利益剰余金	△304,059
	（うち当期純損失）	(121,411)
	負債・純資産合計	1,777,866

第20期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

ヤナセオートモーティブ株式会社

代表取締役社長　井村　政信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,405,754
	固定資産	341,115
	資産合計	6,746,870
負純資産及び部	流動負債	5,519,102
	株主資本	1,227,767
	資本金	100,000
	資本剰余金	306,900
	資本準備金	92,500
	その他資本剰余金	214,400
	利益剰余金	820,866
	その他利益剰余金	820,866
	（うち当期純利益）	(26,766)
	負債・純資産合計	6,746,870

第73期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

株式会社ヤナセインシュアランスサービス

代表取締役社長　峯田　昭次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	235,998
	固定資産	8,723
	資産合計	244,721
負純資産及び部	流動負債	47,356
	株主資本	197,365
	資本金	20,000
	利益剰余金	177,365
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	172,365
	（うち当期純利益）	(113,341)
	負債・純資産合計	244,721

第20期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

株式会社ヤナセオートシステムズ

代表取締役社長　早川　卓史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,872,033
	固定資産	841,813
	資産合計	9,713,847
負純資産及び部	流動負債	4,023,802
	固定負債	360,545
	株主資本	5,329,498
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,159,590
	その他資本剰余金	1,159,590
	利益剰余金	4,089,907
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,069,907
	（うち当期純利益）	(2,319,631)
	負債・純資産合計	9,713,847

第５期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

ヤナセブランドスクエア株式会社

代表取締役社長　中西　則隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,859,759
	固定資産	40,646
	資産合計	1,900,406
負純資産及び部	流動負債	1,317,227
	株主資本	583,179
	資本金	10,000
	資本剰余金	362,000
	その他資本剰余金	362,000
	利益剰余金	211,179
	その他利益剰余金	211,179
	（うち当期純利益）	(210,377)
	負債・純資産合計	1,900,406

第16期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区富士見二丁目７番２号

ユニバースケープ株式会社

代表取締役社長　野村　拡伸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	295,683
	固定資産	998
	資産合計	296,682
負純資産及び部	流動負債	70,744
	（うち賞与引当金）	(906)
	株主資本	225,937
	資本金	5,000
	利益剰余金	220,937
	その他利益剰余金	220,937
	（うち当期純利益）	(86,385)
	負債・純資産合計	296,682

第31期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

株式会社ジップ

代表取締役社長　藤田　吉宣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,026,125
	固定資産	28,417
	資産合計	1,054,542
負純資産及び部	流動負債	378,624
	固定負債	252,850
	株主資本	423,067
	資本金	250,000
	利益剰余金	174,511
	利益準備金	62,500
	その他利益剰余金	112,011
	（うち当期純利益）	(65,574)
	自己株式	△1,444
	負債・純資産合計	1,054,542

第31期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝浦一丁目６番38号

株式会社ヤナセウェルサービス

代表取締役社長　馬場　彰弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,569
	固定資産	2,098
	資産合計	112,667
負純資産及び部	流動負債	29,419
	株主資本	83,248
	資本金	30,000
	利益剰余金	53,248
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	45,748
	（うち当期純利益）	(26,524)
	負債・純資産合計	112,667

第２期決算公告

令和８年６月24日

東京都目黒区中目黒１―10―23

株式会社スマイルズ

代表取締役　遠山　正道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	469,126
	固定資産	166,734
	資産合計	635,860
負純資産及び部	流動負債	212,175
	固定負債	452,805
	株主資本	△29,119
	資本金	10,000
	利益剰余金	△39,119
	その他利益剰余金	△39,119
	（うち当期純損失）	(5,146)
	負債・純資産合計	635,860

第56期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区新橋四丁目６番８号芝産業ビル

株式会社アサカ

代表取締役　重崎　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,103,481
	固定資産	132,551
	資産合計	1,236,032
負純資産及び部	流動負債	258,226
	固定負債	675,158
	株主資本	321,073
	資本金	100,000
	資本剰余金	48,281
	利益剰余金	172,792
	利益準備金	90,500
	その他利益剰余金	82,292
	（うち当期純利益）	(630)
	自己株式	△18,425
	負債・純資産合計	1,236,032

第６期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区富士見二丁目７番２号

株式会社ＭｅＴａ

代表取締役社長　春日　幹雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,958
	固定資産	685
	資産合計	22,644
負純資産及び部	流動負債	9,440
	（うち賞与引当金）	(245)
	株主資本	13,203
	資本金	1,000
	利益剰余金	12,203
	その他利益剰余金	12,203
	（うち当期純利益）	(1,255)
	負債・純資産合計	22,644

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区岩本町二丁目18番14号
トナン株式会社
代表取締役　森　　敬

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,026
	固定資産	2
	資産合計	**1,028**
負純資産及のび部	流動負債	981
	株主資本	46
	資本金	52
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	**1,028**

第 31 期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
ＮＴＴドコモビジネスデータ株式会社
代表取締役社長　平松　太一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,266,431
	固定資産	607,761
	資産合計	**6,874,193**
負純資産及のび部	流動負債	5,898,960
	固定負債	51,450
	株主資本	923,782
	資本金	320,000
	資本剰余金	24,443
	その他資本剰余金	24,443
	利益剰余金	579,338
	利益準備金	80,000
	その他利益剰余金	499,338
	（うち当期純利益）	(308,770)
	負債・純資産合計	**6,874,193**

第 11 期決算公告

令和８年６月24日
東京都目黒区中目黒１―10―23
株式会社スーブストックトーキョー
代表取締役　遠山　正道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,869,407
	固定資産	1,571,146
	資産合計	**3,440,553**
負純資産及のび部	流動負債	1,135,494
	（賞与引当金）	(67,514)
	固定負債	1,559,468
	株主資本	744,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	734,991
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	733,491
	（うち当期純利益）	(288,255)
	新株予約権	600
	負債・純資産合計	**3,440,553**

決算公告

令和８年６月25日
東京都東久留米市東本町３－２
Ｎ・ＳＦＩＶＥ東久留米２階102号室
株式会社Ｒｏｏｔｓ
代表取締役　帝藤　　遼

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,257,273
	固定資産	238,000
	資産合計	**15,495,273**
負純資産及のび部	流動負債	4,848,625
	負債合計	**4,848,625**
	株主資本	10,646,648
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	8,646,648
	その他利益剰余金	8,646,648
	（うち当期純利益）	(1,909,856)
	純資産合計	**10,646,648**
	負債・純資産合計	**15,495,273**

第 4 期決算公告

令和８年６月25日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社セゾンパートナーズ
代表取締役　宮武　信夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,572,161
	固定資産	7,551,518
	資産合計	**11,123,679**
負純資産及のび部	流動負債	3,929,341
	賞与引当金	15,541
	株主資本	7,194,338
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,896,507
	資本準備金	3,439,617
	その他資本剰余金	3,456,889
	利益剰余金	287,831
	その他利益剰余金	287,831
	（うち当期純利益）	(14,358)
	負債・純資産合計	**11,123,679**

第 52 期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区神田司町２丁目２番地７
株式会社東亜エージェンシー
代表取締役社長　宮本　直人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,975,079
	固定資産	1,013,263
	合計	**7,988,342**
負純資産及のび部	流動負債	6,036,681
	固定負債	606,937
	株主資本	842,310
	資本金	20,000
	資本剰余金	63,583
	利益剰余金	758,727
	（うち当期純利益）	(42,921)
	評価・換算差額等	502,414
	合計	**7,988,342**

第 57 期決算公告

令和８年６月24日
神奈川県横須賀市内川一丁目３番22号
日本栄養給食株式会社
代表取締役　脇本　　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,685
	固定資産	135,831
	資産合計	**315,516**
負純資産及のび部	流動負債	63,534
	固定負債	38,384
	株主資本	213,597
	資本金	50,000
	利益剰余金	163,597
	その他利益剰余金	163,597
	（うち当期純利益）	(29,329)
	負債・純資産合計	**315,516**

第 23 期決算公告

令和８年６月24日
横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目120番地
株式会社ＣＴＭサプライ
代表取締役　脇本　　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	376,705
	固定資産	17,320
	資産合計	**394,025**
負純資産及のび部	流動負債	175,532
	固定負債	79,232
	株主資本	139,260
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,260
	その他利益剰余金	129,260
	（うち当期純利益）	(64,348)
	負債・純資産合計	**394,025**

決算公告

令和８年６月25日
東京都東久留米市東本町３－２
Ｎ・ＳＦＩＶＥ東久留米２階102号室
株式会社Ｓｔｏｒｙ
代表取締役　帝藤　　遼

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	14,142,697
	固定資産	1,627,243
	資産合計	**15,769,940**
負純資産及のび部	流動負債	3,700,897
	固定負債	4,689,000
	負債合計	**8,389,897**
	株主資本	7,380,043
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	6,380,043
	その他利益剰余金	6,380,043
	（うち当期純利益）	(3,527,610)
	純資産合計	**7,380,043**
	負債・純資産合計	**15,769,940**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
富山県富山市一番町１番１号
一番町スクエアビル４階
ほくほくコンサルティング株式会社
代表取締役　山口新太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,756,021
	固定資産	3,163
	合計	**1,759,184**
負純資産及のび部	流動負債	436,637
	株主資本	1,322,547
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,222,547
	その他利益剰余金	1,222,547
	（うち当期純利益）	(852,250)
	合計	**1,759,184**

第 37 期決算公告

令和８年５月27日
神奈川県海老名市泉二丁目７番１号
リコーテクノリサーチ株式会社
代表取締役　池田　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	234,109
	固定資産	68,209
	資産合計	**302,318**
負純資産及のび部	流動負債	106,412
	（賞与引当金）	(41,099)
	固定負債	143,851
	（退職給付引当金）	(143,851)
	株主資本	52,055
	資本金	30,000
	利益剰余金	22,055
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(14,555)
	（うち当期純利益）	(13,970)
	負債・純資産合計	**302,318**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
横浜市港南区上大岡西１丁目６番１号
株式会社京急友の会
取締役社長　成田　光治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,188,126
	固定資産	38,502
	合計	**3,226,628**
負純資産及のび部	流動負債	3,125,677
	株主資本	100,950
	資本金	50,000
	利益剰余金	50,950
	その他利益剰余金	50,950
	（うち当期純利益）	(698)
	合計	**3,226,628**

第35期決算公告

令和８年６月25日
愛知県名古屋市中区錦２丁目14番19号
キオクシアエンジニアリング株式会社
代表取締役　間　博顕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,400,643
	固定資産	1,191,962
	合計	5,592,605
負純資産及び部	流動負債	1,957,767
	（賞与引当金）	(581,589)
	固定負債	1,492,456
	（退職給付引当金）	(1,481,794)
	株主資本	2,142,382
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,942,382
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,892,382
	（うち当期純利益）	(1,891,324)
	合計	5,592,605

第34期決算公告

令和８年６月25日
愛知県名古屋市東区東桜一丁目１番10号
ベルトランス株式会社
代表取締役　吉川　恵子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	229,758
	固定資産	683
	資産合計	230,441
負純資産及び部	流動負債	2,331
	株主資本	228,109
	資本金	10,000
	利益剰余金	218,109
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	215,609
	（うち当期純利益）	(10,830)
	負債・純資産合計	230,441

第17期決算公告

2026年６月６日
長野県須坂市大字小河原字別府山道南沖2243番地10
株式会社Ｍ＆Ｓテクノロジー
取締役社長　山岸　由子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,887
	資産合計	28,887
負純資産及び部	流動負債	0
	負債合計	0
	株主資本	28,886
	資本金	30,000
	利益剰余金	△1,113
	その他利益剰余金	△1,113
	（うち当期純利益）	(56)
	純資産合計	28,886
	負債・純資産合計	28,887

第12期決算公告

2026年６月22日
広島県広島市安佐北区大林町字人甲59－１
株式会社フラップリソース
代表取締役社長　長橋　義孝

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	155
	固定資産	68
	合計	223
負純資産及び部	流動負債	15
	固定負債	87
	株主資本	120
	資本金	10
	利益剰余金	110
	（利益準備金）	(0)
	（その他利益剰余金）	(110)
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	223

第32期決算公告

令和８年６月25日
兵庫県神戸市中央区東町116番地の２－603
株式会社中村エンタープライズ
代表取締役　中村　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	437,976
	固定資産	131,254
	資産合計	569,230
負純資産及び部	流動負債	117,937
	賞与引当金	2,702
	固定負債	93,306
	株主資本	357,987
	資本金	15,000
	利益剰余金	342,987
	利益準備金	1,078
	その他利益剰余金	341,908
	（うち当期純利益）	(13,386)
	負債・純資産合計	569,230

第15期決算公告

令和８年６月25日
大阪府東大阪市水走三丁目６番25号
関西配送株式会社
代表取締役　平　暁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,920
	固定資産	14,649
	資産合計	188,569
負純資産及び部	流動負債	78,189
	賞与引当金	2,950
	固定負債	10,605
	株主資本	99,774
	資本金	9,000
	利益剰余金	90,774
	その他利益剰余金	90,774
	（うち当期純利益）	(29,865)
	負債・純資産合計	188,569

第45期決算公告

令和８年６月24日
長崎県佐世保市松浦町２番21号
九十九島ビル２階
株式会社九州フーズ＆ライフ
代表取締役　脇本　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,222
	固定資産	14,441
	資産合計	345,663
負純資産及び部	流動負債	92,145
	固定負債	1,974
	株主資本	251,544
	資本金	20,000
	利益剰余金	231,544
	その他利益剰余金	231,544
	（うち当期純利益）	(25,734)
	負債・純資産合計	345,663

第8期決算公告

令和８年６月25日
福岡県福岡市東区千早四丁目14番８号
ヤナセプレストオート株式会社
代表取締役社長　池田　勝彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,705,417
	固定資産	1,163,926
	資産合計	3,869,343
負純資産及び部	流動負債	1,489,420
	固定負債	191,611
	株主資本	2,188,311
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	2,168,311
	その他利益剰余金	2,168,311
	（うち当期純利益）	(371,384)
	負債・純資産合計	3,869,343

第49期決算公告

2026年６月22日
広島県広島市安佐北区大林町字人６－１
株式会社山陽レック
代表取締役社長　長橋　義孝

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,522
	固定資産	1,712
	合計	4,235
負純資産及び部	流動負債	547
	固定負債	1,748
	株主資本	1,939
	資本金	10
	利益剰余金	1,929
	（利益準備金）	(2)
	（その他利益剰余金）	(1,927)
	（うち当期純利益）	(307)
	合計	4,235

第21期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区西新橋一丁目22番10号
一般社団法人日本風力発電協会
代表理事　秋吉　優

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	214,077
	固定資産	22,420
	繰延資産	491
	資産合計	236,989
負純資産及び部	流動負債	77,208
	負債合計	77,208
	株主資本	159,781
	利益剰余金	159,781
	その他利益剰余金	159,781
	純資産合計	159,781
	負債・純資産合計	236,989

第84期決算公告

2026年５月29日
東京都中央区築地一丁目13番14号
一般社団法人日本貨物検数協会
代表理事　木村　武

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,700
	固定資産	10,105
	合計	28,806
負純資産及び部	流動負債	2,581
	固定負債	5,244
	負債合計	7,826
	純資産合計	20,980
	合計	28,806

第53期決算公告

令和８年６月11日
長崎県大村市箕島町593番地２
長崎空港給油施設株式会社
代表取締役社長　松尾　茂久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,257
	固定資産	112,358
	繰延資産	906
	資産合計	207,521
負純資産及び部	流動負債	9,093
	株主資本	198,428
	資本金	70,000
	利益剰余金	128,428
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	110,928
	（うち当期純利益）	(11,597)
	負債・純資産合計	207,521

第７期決算公告　2026年６月25日
北海道札幌市中央区北一条西三丁目２番地
株式会社ザイマックス北海道
代表取締役社長　丸山　正明
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	743
	固定資産	1,403
	合計	2,146
負債及び純資産の部	流動負債	347
	固定負債	1,319
	株主資本	479
	資本金	100
	資本剰余金	500
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	△120
	その他利益剰余金	△120
	(うち当期純損失)	(1)
	合計	2,146

第13期決算公告　2026年６月25日
北海道札幌市中央区北三条西一丁目２番地９
株式会社札幌ホテルマネジメント
代表取締役社長　佐藤　亮祐
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	710
	固定資産	414
	合計	1,125
負債及び純資産の部	流動負債	1,585
	固定負債	201
	株主資本	△662
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△672
	その他利益剰余金	△672
	(うち当期純利益)	(90)
	合計	1,125

第23期決算公告
令和８年３月12日
東京都港区赤坂八丁目５番26号
住友不動産青山ビル西館７階
一般社団法人
日本スペシャルティコーヒー協会
代表理事　長谷川勝彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	98,193,940
	固定資産	2,174,110
	資産合計	100,368,050
負債及び純資産の部	流動負債	35,942,751
	負債合計	35,942,751
	基金	9,000,000
	剰余金	55,425,299
	純資産合計	64,425,299
	負債・純資産合計	100,368,050

第69期決算公告　2026年６月25日
山形県新庄市大字泉田字高台新田4102―６
山形航空電子株式会社
社長　長沼　俊一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,021
	固定資産	8,074
	合計	14,096
負債及び純資産の部	流動負債	8,205
	固定負債	600
	株主資本	5,290
	資本金	400
	利益剰余金	4,890
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	4,790
	(うち当期純利益)	(17)
	合計	14,096

第38期決算公告　2026年６月25日
青森県弘前市大字神田五丁目２番地２
弘前八紘株式会社
社長　丸山　正樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	207,829
	固定資産	40,741
	合計	248,571
負債及び純資産の部	流動負債	51,399
	株主資本	197,172
	資本金	20,000
	利益剰余金	177,172
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	172,172
	(うち当期純利益)	(1,496)
	合計	248,571

第48期決算公告　2026年６月25日
青森県弘前市大字清野袋五丁目５番地の１
弘前航空電子株式会社
社長　中山　貴晴
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,023
	固定資産	9,364
	合計	20,388
負債及び純資産の部	流動負債	6,563
	固定負債	11
	株主資本	13,813
	資本金	450
	利益剰余金	13,363
	利益準備金	43
	その他利益剰余金	13,319
	(うち当期純利益)	(388)
	合計	20,388

第35期決算公告　2026年６月25日
東京都昭島市武蔵野二丁目10番40号
ニッコー・ロジスティクス株式会社
社長　黒沼　利夫
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	567
	固定資産	3,905
	合計	4,473
負債及び純資産の部	流動負債	560
	株主資本	3,912
	資本金	400
	利益剰余金	3,512
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	3,472
	(うち当期純利益)	(86)
	合計	4,473

第41期決算公告　2026年６月25日
東京都昭島市武蔵野三丁目１番１号
航空電子ビジネスサポート株式会社
社長　茨木　和昭
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	966,181
	固定資産	145,893
	合計	1,112,075
負債及び純資産の部	流動負債	394,544
	固定負債	241
	株主資本	717,288
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	697,288
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	694,788
	(うち当期純利益)	(128,378)
	合計	1,112,075

第51期決算公告　令和８年５月22日
群馬県高崎市矢島町160番地
富士ラベル株式会社
代表取締役　明田　安生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	491,830
	固定資産	143,997
	合計	635,827
負債及び純資産の部	流動負債	49,661
	固定負債	7,849
	株主資本	537,995
	資本金	10,000
	利益剰余金	527,995
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	525,495
	(うち当期純損失)	(87,665)
	評価・換算差額等	40,322
	合計	635,827

第16期決算公告　2026年６月25日
東京都中央区日本橋箱崎町20番１号
株式会社バック・ステージ
代表取締役　仲野　義徳
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	381
	固定資産	18
	合計	399
負債及び純資産の部	流動負債	247
	賞与引当金	3
	株主資本	152
	資本金	5
	利益剰余金	147
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	146
	(うち当期純利益)	(35)
	合計	399

第27期決算公告　2026年６月25日
東京都千代田区一番町５番地３
株式会社シーセット
代表取締役　越山　　明
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	147
	固定資産	11
	合計	162
負債及び純資産の部	流動負債	72
	賞与引当金	5
	固定負債	3
	退職給付引当金	3
	株主資本	86
	資本金	19
	利益剰余金	67
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	62
	(うち当期純利益)	(8)
	合計	162

第36期決算公告　2026年６月25日
東京都昭島市武蔵野三丁目１番１号
ニッコーフーズ株式会社
社長　小林　信次
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,054
	固定資産	16,279
	合計	97,333
負債及び純資産の部	流動負債	30,472
	固定負債	39,984
	退職給付引当金	39,984
	株主資本	26,877
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,877
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	14,377
	(うち当期純利益)	(5,892)
	合計	97,333

第19期決算公告　2026年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番１号
株式会社ザイマックスサラ
代表取締役社長　岡村　洋祐
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,313
	固定資産	288
	合計	1,602
負債及び純資産の部	流動負債	913
	株主資本	689
	資本金	50
	資本剰余金	90
	その他資本剰余金	90
	利益剰余金	549
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	536
	（うち当期純利益）	（168）
	合計	1,602

第19期決算公告　2026年６月25日
東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社ザイマックス不動産投資顧問
代表取締役社長　深江　秀樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	534
	固定資産	34
	合計	568
負債及び純資産の部	流動負債	308
	株主資本	259
	資本金	200
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	9
	その他利益剰余金	9
	（うち当期純損失）	（286）
	合計	568

第41期決算公告　2026年６月25日
東京都府中市日鋼町１番地１
飛鳥電気株式会社
代表取締役　上原　政樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,576
	固定資産	163
	合計	1,739
負債及び純資産の部	流動負債	371
	賞与引当金	96
	固定負債	215
	退職給付引当金	215
	株主資本	1,153
	資本金	50
	利益剰余金	1,103
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,099
	（うち当期純利益）	（454）
	合計	1,739

第46期決算公告　2026年６月25日
福井県福井市片山町２－１
盟友技研株式会社
社長　木鋪　吉雅
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,700
	固定資産	537
	合計	3,238
負債及び純資産の部	流動負債	744
	株主資本	2,493
	資本金	40
	利益剰余金	2,453
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	2,443
	（うち当期純利益）	（296）
	合計	3,238

第８期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区神田神保町二丁目２番地
株式会社ハルメク・エイジマーケティング
代表取締役　木船　信義
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	788,605
	固定資産	2,978
	合計	791,584
負債及び純資産の部	流動負債	312,443
	株主資本	479,141
	資本金	10,000
	資本剰余金	8,000
	資本準備金	8,000
	利益剰余金	461,141
	その他利益剰余金	461,141
	（うち当期純利益）	（100,730）
	合計	791,584

第８期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区神田神保町二丁目２番地
株式会社ハルメク・ビジネスソリューションズ
代表取締役　山口　泰宜
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	817,830
	固定資産	861,605
	合計	1,679,435
負債及び純資産の部	流動負債	920,986
	固定負債	930,000
	株主資本	△171,550
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△201,550
	その他利益剰余金	△201,550
	（うち当期純損失）	（78,472）
	合計	1,679,435

第12期決算公告　2026年６月25日
三重県三重郡菰野町永井3098番22
株式会社ＪＭエンジニアリングサービス
代表取締役　福良　忠雄
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,359
	固定資産	235
	合計	6,594
負債及び純資産の部	流動負債	975
	賞与引当金	228
	固定負債	337
	退職給付引当金	337
	株主資本	5,282
	資本金	310
	利益剰余金	4,972
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	4,894
	（うち当期純利益）	（1,533）
	合計	6,594

第40期決算公告　2026年６月25日
長野県下伊那郡松川町上片桐800番地
信州航空電子株式会社
社長　野々村香一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,482
	固定資産	3,088
	合計	6,570
負債及び純資産の部	流動負債	2,044
	固定負債	41
	株主資本	4,483
	資本金	450
	利益剰余金	4,033
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	4,014
	（うち当期純利益）	（392）
	合計	6,570

第38期決算公告　2026年６月25日
山梨県上野原市上野原8154番地35
富士航空電子株式会社
社長　牛嶋　克磨
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,240
	固定資産	1,670
	合計	2,911
負債及び純資産の部	流動負債	1,629
	固定負債	40
	株主資本	1,241
	資本金	300
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	841
	その他利益剰余金	841
	（うち当期純利益）	（87）
	合計	2,911

第６期決算公告　2026年６月25日
三重県三重郡菰野町永井3098番22
株式会社ＷｉＬ
代表取締役　高木　浩
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	80
	固定資産	4
	合計	84
負債及び純資産の部	流動負債	9
	賞与引当金	2
	株主資本	73
	資本金	40
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	13
	その他利益剰余金	13
	（うち当期純利益）	（11）
	合計	84

第21期決算公告　2026年６月25日
四日市市山之一色町字奥名戸谷206－18
株式会社ＰＥＫ
代表取締役　菅田　真嗣
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,794
	固定資産	104
	合計	1,899
負債及び純資産の部	流動負債	643
	賞与引当金	130
	固定負債	108
	退職給付引当金	108
	株主資本	1,147
	資本金	20
	利益剰余金	1,127
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,122
	（うち当期純利益）	（269）
	合計	1,899

第15期決算公告　2026年６月25日
三重県三重郡菰野町永井3098番22
株式会社ＪＭテック
代表取締役　石亀　剛
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,308
	固定資産	40
	合計	1,348
負債及び純資産の部	流動負債	316
	賞与引当金	58
	固定負債	26
	退職給付引当金	26
	株主資本	1,005
	資本金	30
	利益剰余金	975
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	967
	（うち当期純利益）	（180）
	合計	1,348

第18期決算公告　2026年６月25日
大阪府大阪市北区堂島一丁目１番５号
株式会社ザイマックス関西
代表取締役社長　東浦　定宏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,757
	固定資産	4,482
	合計	12,239
負債及び純資産の部	流動負債	5,198
	固定負債	5,576
	株主資本	1,464
	資本金	100
	資本剰余金	602
	その他資本剰余金	602
	利益剰余金	762
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	737
	（うち当期純利益）	(129)
	合計	12,239

第１期決算公告　2026年６月25日
大阪府大阪市北区堂島一丁目１番５号
株式会社ザイマックスサラ関西
代表取締役社長　松田　智恵
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	50
	合計	50
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	49
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△0
	その他利益剰余金	△0
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	50

第36期決算公告　2026年６月25日
四日市市山之一色町字奥名戸谷206―18
株式会社東和商工
代表取締役　田中　智和
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,471
	固定資産	86
	合計	2,558
負債及び純資産の部	流動負債	558
	賞与引当金	9
	固定負債	3
	退職給付引当金	3
	株主資本	1,996
	資本金	40
	利益剰余金	1,956
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,946
	（うち当期純利益）	(711)
	合計	2,558

第20期決算公告
令和８年６月24日
千葉県佐倉市内田字双紙山670番
佐倉ゴルフ開発株式会社
代表取締役　佐藤　文昭
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,369,286
	固定資産	3,267,769
	合計	4,637,055
負債及び純資産の部	流動負債	79,546
	固定負債	4,156,461
	株主資本	401,047
	資本金	100,000
	利益剰余金	301,047
	その他利益剰余金	301,047
	（うち当期純利益）	(88,706)
	合計	4,637,055

第25期決算公告　令和８年６月25日
大阪市北区曾根崎新地二丁目２番16号
株式会社ジャパンホーム保険サービス
代表取締役　梅田　賢二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,871
	固定資産	151
	合計	10,023
負債及び純資産の部	流動負債	6,934
	賞与引当金	1,985
	株主資本	3,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,911
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△9,411
	（うち当期純損失）	(9,688)
	合計	10,023

第14期決算公告　令和８年６月25日
大阪市北区曾根崎新地二丁目２番16号
株式会社ハルメク・アルファ
代表取締役　石多　哲人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,368,518
	固定資産	278,805
	合計	1,647,324
負債及び純資産の部	流動負債	530,181
	賞与引当金	34,037
	固定負債	1,802,000
	株主資本	△684,857
	資本金	10,000
	資本剰余金	790,000
	資本準備金	790,000
	利益剰余金	△1,484,857
	その他利益剰余金	△1,484,857
	（うち当期純損失）	(42,293)
	合計	1,647,324

第31期決算公告
令和８年６月24日
東京都港区西新橋１丁目11番５号
株式会社ジャペックス
代表取締役社長　川村　実
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,378,979
	固定資産	50,696
	合計	2,429,675
負債及び純資産の部	流動負債	1,978,049
	賞与引当金	799
	株主資本	451,626
	資本金	100,000
	利益剰余金	351,626
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	344,626
	（うち当期純利益）	(90,797)
	合計	2,429,675

第21期決算公告　令和８年６月25日
東京都中央区新富１丁目12番７号
ＪＦＸ株式会社
代表取締役　小林　芳彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,520,515
	固定資産	106,603
	合計	21,627,118
負債及び純資産の部	流動負債	18,235,822
	固定負債	28,668
	株主資本	3,362,626
	資本金	498,500
	資本剰余金	181,500
	資本準備金	181,500
	利益剰余金	2,682,626
	利益準備金	15,992
	その他利益剰余金	2,666,634
	（うち当期純利益）	(204,701)
	合計	21,627,118

第７期決算公告　令和８年６月25日
東京都港区高輪一丁目３番13号
株式会社ザクア
代表取締役社長　和田　輝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	503,967
	固定資産	51,781
	合計	555,748
負債及び純資産の部	流動負債	502,949
	固定負債	8,954
	株主資本	43,845
	資本金	100,000
	資本剰余金	101,047
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	1,047
	利益剰余金	△157,202
	その他利益剰余金	△157,202
	（うち当期純利益）	(168,109)
	合計	555,748

第40期決算公告
令和８年６月24日
兵庫県西宮市鳴尾浜３丁目10番の１
阪神友愛食品株式会社
代表取締役社長　大橋　恭子
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	77,412
	固定資産	4,331
	合計	81,743
負債及び純資産の部	流動負債	16,197
	固定負債	5,850
	株主資本	59,695
	資本金	83,350
	利益剰余金	△23,654
	その他利益剰余金	△23,654
	（うち当期純利益）	(1,496)
	合計	81,743

第35期決算公告　2026年６月25日
大阪府堺市堺区市之町西三丁２番14号
株式会社セラ・メディック
代表取締役　西村　公志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,685,890
	固定資産	149,995
	資産合計	1,835,885
負債及び純資産の部	流動負債	491,910
	賞与引当金	47,000
	固定負債	31,478
	退職給付引当金	17,966
	株主資本	1,312,496
	資本金	31,000
	資本剰余金	379,879
	利益剰余金	901,617
	（うち当期純利益）	(65,165)
	負債・純資産合計	1,835,885

第67期決算公告
令和８年６月24日
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
房總興発株式会社
代表取締役社長　佐藤　文昭
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	637,242
	固定資産	8,674,020
	合計	9,311,263
負債及び純資産の部	流動負債	262,602
	固定負債	7,179,234
	株主資本	1,869,425
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,769,425
	その他利益剰余金	1,769,425
	（うち当期純利益）	(109,061)
	合計	9,311,263

第 133 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　北海道旭川市４条通16丁目左６号

旭川ガス株式会社

代表取締役社長　髙沼　克広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	9,848	固定負債	483
有形固定資産	8,523	流動負債	3,016
無形固定資産	161	**負債合計**	**3,499**
投資その他の資産	1,162	株主資本	17,683
流動資産	11,334	資本金	312
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	17,368
		利益準備金	78
		その他利益剰余金	17,290
		（うち当期純利益）	（1,000）
		純資産合計	**17,683**
資産合計	**21,183**	**負債・純資産合計**	**21,183**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

北海道虻田郡倶知安町字比羅夫283番地

コアレックス道栄株式会社

代表取締役社長　小林　昌志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,863,190	流動負債	1,051,803
固定資産	2,591,659	固定負債	41,129
有形固定資産	2,256,833	株主資本	3,352,587
無形固定資産	4,467	資本金	90,000
投資その他の資産	330,359	利益剰余金	3,262,587
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	3,240,087
		（うち当期純利益）	（345,138）
		評価・換算差額等	9,330
		その他有価証券評価差額金	9,330
資産合計	**4,454,849**	**負債・純資産合計**	**4,454,849**

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　青森県十和田市大字三本木字野崎40―75

青森ニチレキ株式会社

代表取締役　對馬　英幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,395,650	流動負債	386,370
固定資産	274,129	賞与引当金	26,040
		役員賞与引当金	1,229
		完成工事補償引当金	2,610
		その他	356,491
		固定負債	7,711
		株主資本	1,275,698
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,262,498
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,254,998
		（うち当期純利益）	（207,993）
		自己株式	△16,800
資産合計	**1,669,780**	**負債・純資産合計**	**1,669,780**

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　青森市荒川柴田125―１

青森朝日放送株式会社

代表取締役社長　川口　敦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,962,712	流動負債	972,874
固定資産	3,923,616	固定負債	788,527
		株主資本	4,087,552
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,400,000
		その他資本剰余金	2,400,000
		利益剰余金	1,587,552
		利益準備金	66,250
		その他利益剰余金	1,521,302
		（うち当期純利益）	（61,347）
		評価・換算差額等	37,373
		その他有価証券評価差額金	37,373
資産合計	**5,886,328**	**負債・純資産合計**	**5,886,328**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

宮城県大崎市田尻沼部字加良屋敷100番地１

ケミコン東日本株式会社

代表取締役社長　牧野　顕己

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,693	流動負債	13,550
固定資産	9,389	固定負債	1,598
		株主資本	4,935
		資本金	400
		資本剰余金	7,148
		資本準備金	5,597
		その他資本剰余金	1,550
		利益剰余金	△2,613
		その他利益剰余金	△2,613
		（うち当期純利益）	（146）
資産合計	**20,083**	**負債・純資産合計**	**20,083**

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月25日　仙台市青葉区中央四丁目10番３号

ＪＲ東日本東北総合サービス株式会社

代表取締役社長　弭間　俊則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,692,930	流動負債	6,105,205
固定資産	9,884,334	固定負債	5,604,185
有形固定資産	8,446,095	**負債合計**	**11,709,391**
無形固定資産	32,682	株主資本	2,867,873
投資その他の資産	1,405,556	資本金	490,000
		資本剰余金	710,000
		その他資本剰余金	710,000
		利益剰余金	1,667,873
		利益準備金	86,285
		その他利益剰余金	1,581,588
		（うち当期純利益）	（186,257）
		純資産合計	**2,867,873**
資産合計	**14,577,265**	**負債・純資産合計**	**14,577,265**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　仙台市若林区荒井七丁目40番地の１

イワタニ東北株式会社

代表取締役　野瀬　智生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,117,828	流動負債	1,914,589
固定資産	1,811,650	賞与引当金	131,086
		固定負債	613,964
		退職給付引当金	157,820
		役員退職慰労引当金	16,800
		株主資本	3,400,924
		資本金	200,000
		資本剰余金	50,100
		その他資本剰余金	50,100
		利益剰余金	3,150,824
		利益準備金	64,535
		その他利益剰余金	3,086,289
		（うち当期純利益）	（448,832）
資産合計	**5,929,478**	**負債・純資産合計**	**5,929,478**

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　仙台市宮城野区港一丁目１番９号

東北森永乳業株式会社

代表取締役　井出総一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,553,446	流動負債	1,427,956
固定資産	3,530,097	固定負債	402,997
		株主資本	3,232,255
		資本金	470,135
		資本剰余金	510,085
		資本準備金	510,085
		利益剰余金	2,252,035
		利益準備金	64,065
		その他利益剰余金	2,187,970
		（うち当期純損失）	（221,267）
		評価・換算差額等	20,336
		その他有価証券評価差額金	20,336
資産合計	**5,083,544**	**負債・純資産合計**	**5,083,544**

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月25日　福岡県八女郡広川町大字日吉523番地24

九州ベストフーズ株式会社

代表取締役　秋葉　裕樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	501,446	流動負債	274,860
固定資産	463,155	固定負債	123,224
		負債合計	**398,085**
		株主資本	565,839
		資本金	90,000
		利益剰余金	475,839
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	453,339
		（うち当期純利益）	(51,872)
		評価・換算差額等	676
		その他有価証券評価差額金	676
		純資産合計	**566,516**
資産合計	**964,601**	**負債・純資産合計**	**964,601**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　秋田市土崎港相染町字中島下27番地の４

秋田住友ベーク株式会社

代表取締役社長　桑木剛一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,869	流動負債	867
固定資産	2,726	（うち賞与引当金）	(100)
		固定負債	449
		（退職給付引当金）	(448)
		株主資本	4,277
		資本金	490
		資本剰余金	1,298
		資本準備金	58
		その他資本剰余金	1,240
		利益剰余金	2,489
		利益準備金	168
		その他利益剰余金	2,321
		（うち当期純利益）	(172)
資産合計	**5,595**	**負債・純資産合計**	**5,595**

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月25日

神奈川県横浜市鶴見区寛政町24番33号

株式会社爽健亭

代表取締役　佐藤　公夫

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,081,251	流動負債	1,600,887
固定資産	28,866	固定負債	16,352
		負債合計	**1,617,239**
		株主資本	492,878
		資本金	50,000
		資本剰余金	40,000
		利益剰余金	402,878
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	390,378
		（うち当期純利益）	(57,739)
		純資産合計	**492,878**
資産合計	**2,110,118**	**負債・純資産合計**	**2,110,118**

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月25日　滋賀県甲賀市水口町さつきが丘13番地

関西ベストフーズ株式会社

代表取締役　秋葉　裕樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	721,230	流動負債	467,294
固定資産	52,508	固定負債	78,360
		負債合計	**545,655**
		株主資本	227,409
		資本金	20,000
		利益剰余金	207,409
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	202,409
		（うち当期純利益）	(22,362)
		評価・換算差額等	673
		その他有価証券評価差額金	673
		純資産合計	**228,083**
資産合計	**773,738**	**負債・純資産合計**	**773,738**

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　茨城県ひたちなか市新光町38番地

株式会社ひたちなかテクノセンター

代表取締役社長　飯塚　博之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	742	流動負債	83
固定資産	583	賞与引当金	2
		固定負債	59
		退職給付引当金	6
		株主資本	1,185
		資本金	100
		資本剰余金	896
		資本準備金	896
		利益剰余金	188
		その他利益剰余金	188
		（うち当期純利益）	(36)
		評価・換算差額等	△2
		有価証券評価差額金	△2
資産合計	**1,325**	**負債・純資産合計**	**1,325**

第 1 期 決 算 公 告

2026年６月25日

山形県寒河江市幸町４番27号

株式会社シロッコさがえ

代表取締役　佐藤　光義

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	108,850	流動負債	56,562
固定資産	21,710	固定負債	925
		負債合計	**57,487**
		株主資本	73,074
		資本金	10,000
		利益剰余金	63,074
		その他利益剰余金	63,074
		（うち当期純損失）	(96,925)
		純資産合計	**73,074**
資産合計	**130,561**	**負債・純資産合計**	**130,561**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　栃木県宇都宮市清原工業団地20番地７

住ベリサーチ株式会社

代表取締役社長　長木　浩司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	275,308	流動負債	208,097
固定資産	285,520	（うち賞与引当金）	(65,841)
		固定負債	200,000
		株主資本	152,731
		資本金	49,200
		資本剰余金	800
		（資本準備金）	(800)
		利益剰余金	102,731
		（利益準備金）	(11,500)
		（その他利益剰余金）	(91,231)
		（うち当期純利益）	(14,213)
資産合計	**560,828**	**負債・純資産合計**	**560,828**

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

栃木県宇都宮市下小倉町1312番地

株式会社日新製菓

代表取締役　石本　達也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,230,414	流動負債	401,274
固定資産	1,081,847	賞与引当金	38,881
		固定負債	148,611
		退職給付引当金	120,911
		株主資本	1,762,376
		資本金	100,000
		資本剰余金	159,315
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	134,315
		利益剰余金	1,503,060
		その他利益剰余金	1,503,060
		（うち当期純利益）	(55,034)
資産合計	**2,312,261**	**負債・純資産合計**	**2,312,261**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　群馬県高崎市町屋町835番地
ヒロパックス株式会社
代表取締役　髙橋　政雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	401,223	流動負債	280,032
固定資産	661,570	賞与引当金	12,900
繰延資産	247	役員賞与引当金	2,000
		固定負債	230,109
		役員退職慰労引当金	6,923
		退職給付引当金	34,764
		株主資本	415,773
		資本金	12,000
		利益剰余金	403,773
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	400,773
		（うち当期純利益）	（45,366）
		評価・換算差額等	137,126
資産合計	1,063,040	負債・純資産合計	1,063,040

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
群馬県前橋市元総社町226番地
群馬中央興業株式会社
代表取締役　井上　義之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	555,166	流動負債	59,360
固定資産	352,109	（うち賞与引当金）	（29,205）
		固定負債	99,107
		（うち退職給付引当金）	（80,891）
		（うち役員退職慰労引当金）	（5,601）
		株主資本	748,807
		資本金	10,000
		利益剰余金	738,807
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	736,307
		（うち当期純利益）	（13,647）
資産合計	907,276	負債・純資産合計	907,276

第 32 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区晴海一丁目８番８号
株式会社ビッグエムズワイ
代表取締役社長　有山　宗俊

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,306,465	流動負債	233,391
固定資産	92,696	賞与引当金	57,036
有形固定資産	22,266	その他	176,355
無形固定資産	12,306	固定負債	22,270
投資その他の資産	58,122	株主資本	1,143,500
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,133,500
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,131,000
		（うち当期純利益）	（191,323）
資産合計	1,399,162	負債・純資産合計	1,399,162

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　千葉県佐倉市大作２丁目５番地１
ＴＯＴＯバスクリエイト株式会社
代表取締役社長　筒井　泰孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,954	流動負債	18,260
固定資産	11,685	固定負債	19
有形固定資産	9,578	**負債合計**	**18,279**
無形固定資産	1,023	株主資本	3,360
投資その他の資産	1,083	資本金	100
		資本剰余金	763
		資本準備金	502
		その他資本剰余金	261
		利益剰余金	2,496
		その他利益剰余金	2,496
		（うち当期純損失）	（2）
		純資産合計	**3,360**
資産合計	21,640	負債・純資産合計	21,640

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区日本橋富沢町10番18号
株式会社イノコス
代表取締役社長　猪俣　誠基

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	461,368	流動負債	462,968
固定資産	137,538	賞与引当金	24,000
		その他	438,968
		固定負債	21,429
		株主資本	114,508
		資本金	33,750
		資本剰余金	3,750
		資本準備金	3,750
		利益剰余金	77,008
		利益準備金	3,226
		その他利益剰余金	73,781
		（うち当期純利益）	（43,425）
資産合計	598,906	負債・純資産合計	598,906

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区芝二丁目５番６号
株式会社Ｊクリエイティブワークス
代表取締役社長　池亀　佳武

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,015	流動負債	21,173
固定資産	17,921	固定負債	0
有形固定資産	569	株主資本	205,578
無形固定資産	110	資本金	39,940
投資その他の資産	17,241	資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	135,638
		利益準備金	9,985
		その他利益剰余金	125,653
		（うち当期純損失）	（17,628）
		評価・換算差額等	2,184
		その他有価証券評価差額金	2,184
資産合計	228,936	負債・純資産合計	228,936

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　東京都港区海岸２丁目７番70号
ヒビノグラフィックス株式会社
代表取締役　木谷　拓郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,288,963	流動負債	671,296
固定資産	103,863	（内引当金）	（38,115）
有形固定資産	55,407	固定負債	64,568
無形固定資産	4,607	退職給付引当金	64,568
投資その他の資産	43,849	株主資本	656,731
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		（資本準備金）	（50,000）
		利益剰余金	556,731
		その他利益剰余金	556,731
		（うち当期純利益）	（68,318）
		評価・換算差額等	231
		繰延ヘッジ損益	231
資産合計	1,392,826	負債・純資産合計	1,392,826

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区六本木七丁目18番23号
クロスコ株式会社
代表取締役社長　永澤　浩行

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	794,123	流動負債	88,992
固定資産	89,459	賞与引当金	15,642
		その他	73,350
		固定負債	50,307
		退職給付引当金	16,131
		その他	34,176
		株主資本	744,282
		資本金	100,000
		資本剰余金	537,511
		資本準備金	537,511
		利益剰余金	106,771
		その他利益剰余金	106,771
		（うち当期純利益）	（27,070）
資産合計	883,582	負債・純資産合計	883,582

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都港区港南二丁目13番31号
地崎道路株式会社
代表取締役社長　横平　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,321	流動負債	2,863
固定資産	586	完成工事補償引当金	3
有形固定資産	530	工事損失引当金	3
無形固定資産	16	賞与引当金	44
投資その他の資産	39	固定負債	7
		株主資本	1,036
		資本金	350
		資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	536
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	486
		（うち当期純利益）	(75)
資産合計	3,907	負債・純資産合計	3,907

第 96 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都品川区大崎一丁目６番３号
中外商事株式会社
代表取締役　村田　珠美

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,292,616	流動負債	1,525,499
固定資産	1,243,913	固定負債	201,807
		株主資本	7,763,852
		資本金	80,000
		資本剰余金	2,411
		資本準備金	2,411
		利益剰余金	7,681,441
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	7,661,441
		（うち当期純利益）	(368,002)
		評価・換算差額等	45,371
		その他有価証券評価差額金	45,371
合計	9,536,529	合計	9,536,529

第 57 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
株式会社第一メカテック
代表取締役社長　樋渡　正生

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,793,660	流動負債	1,019,784
固定資産	630,302	（賞与引当金）	(163,300)
		（役員賞与引当金）	(21,105)
		固定負債	40,580
		（役員退職引当金）	(17,520)
		株主資本	4,363,598
		資本金	320,000
		利益剰余金	4,043,598
		利益準備金	80,000
		その他利益剰余金	3,963,598
		（うち当期純利益）	(352,345)
資産合計	5,423,963	負債・純資産合計	5,423,963

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27―５
フェイラージャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,278	流動負債	3,694
固定資産	1,237	賞与引当金	129
		ポイント引当金	382
		店舗閉鎖損失引当金	2
		固定負債	12
		退職給付引当金	1
		株主資本	3,810
		資本金	10
		利益剰余金	3,800
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	3,798
		（うち当期純利益）	(3,083)
		評価・換算差額等	△2
		繰延ヘッジ損益	△2
資産合計	7,516	負債・純資産合計	7,516

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都港区赤坂五丁目５番９号
株式会社ＴＢＳメディア総合研究所
代表取締役　本田　史弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	534,027	流動負債	7,098
固定資産	4,461	固定負債	―
		負債合計	7,098
		株主資本	531,390
		資本金	12,500
		資本剰余金	2,100
		資本準備金	2,100
		利益剰余金	516,790
		利益準備金	1,213
		その他利益剰余金	515,577
		（うち当期純利益）	(30,633)
		純資産合計	531,390
資産合計	538,488	負債・純資産合計	538,488

第 7 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都文京区千駄木３丁目35番12号
株式会社ＳＴＡＢＬＥＳ
代表取締役社長　布施　哲也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	256,371	流動負債	347,971
固定資産	8,711	（賞与引当金）	(10,902)
		固定負債	14,414
		（退職給付引当金）	(14,414)
		株主資本	△97,302
		資本金	51,000
		資本剰余金	313,848
		その他資本剰余金	313,848
		利益剰余金	△462,151
		その他利益剰余金	△462,151
		（うち当期純利益）	(34,358)
資産合計	265,083	負債・純資産合計	265,083

第 3 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都中央区八重洲２丁目８番８号大星八重洲ビル４階
株式会社東書システムマネジメント
代表取締役　橋本　順

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	324,637	流動負債	135,489
固定資産	28,171	固定負債	869
		株主資本	216,449
		資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	186,449
		その他利益剰余金	186,449
		（うち当期純損失）	(2,671)
資産合計	352,808	負債・純資産合計	352,808

（法人番号　9011501029337）

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都台東区台東一丁目５番１号
ＴＯＰＰＡＮフィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役社長　新井　健之

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,965	流動負債	1,683
固定資産	43	固定負債	4
		株主資本	320
		資本金	150
		資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	20
		その他利益剰余金	20
		（うち当期純利益）	(7)
資産合計	2,008	負債・純資産合計	2,008

（法人番号　6010501045545）

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都新宿区神楽河岸１番１号

株式会社セントラルプラザ

代表取締役　黒田　祥之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	236,278	流動負債	357,171
固定資産	3,198,238	固定負債	734,563
有形固定資産	3,135,511	**負債合計**	**1,091,735**
無形固定資産	857	株主資本	2,342,781
投資その他の資産	61,869	資本金	400,000
		利益剰余金	1,942,781
		利益準備金	56,000
		その他利益剰余金	1,886,781
		（うち当期純利益）	（32,911）
		純資産合計	**2,342,781**
資産合計	**3,434,516**	**負債・純資産合計**	**3,434,516**

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都台東区台東一丁目５番１号

ＴＯＰＰＡＮコミュニケーションプロダクツ株式会社

代表取締役　野島　茂樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,463	流動負債	12,706
固定資産	5,042	固定負債	7,106
		株主資本	5,693
		資本金	100
		資本剰余金	2,460
		利益剰余金	3,133
		利益準備金	145
		その他利益剰余金	2,988
		（うち当期純利益）	（2,547）
資産合計	**25,505**	**負債・純資産合計**	**25,505**

（法人番号　4010501029335）

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区大手町一丁目５番５号

みずほリートマネジメント株式会社

代表取締役社長　中山　利明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,460,933	流動負債	347,421
固定資産	154,683	（賞与引当金）	（186,867）
		固定負債	75,800
		退職給付引当金	75,800
		株主資本	1,192,395
		資本金	50,000
		資本剰余金	142,500
		資本準備金	77,500
		その他資本剰余金	65,000
		利益剰余金	999,895
		その他利益剰余金	999,895
		（うち当期純利益）	（163,538）
資産合計	**1,615,616**	**負債・純資産合計**	**1,615,616**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区一番町21番地

株式会社ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＥＥＱ

代表取締役　元文太一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,301,316	流動負債	1,718,440
固定資産	1,627,407	（賞与引当金）	（578,453）
		固定負債	93,545
		株主資本	2,116,738
		資本金	100,000
		資本剰余金	134,066
		資本準備金	96,066
		その他資本剰余金	38,000
		利益剰余金	1,882,672
		その他利益剰余金	1,882,672
		（うち当期純利益）	（661,635）
資産合計	**3,928,724**	**負債・純資産合計**	**3,928,724**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区大手町一丁目５番５号

みずほ不動産投資顧問株式会社

代表取締役社長　辻　　泰幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,151,948	流動負債	1,696,204
固定資産	347,013	（賞与引当金）	（339,731）
		固定負債	128,344
		退職給付引当金	128,344
		株主資本	4,674,413
		資本金	100,000
		利益剰余金	4,574,413
		利益準備金	196,000
		その他利益剰余金	4,378,413
		（うち当期純利益）	（1,879,005）
資産合計	**6,498,962**	**負債・純資産合計**	**6,498,962**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区大手町一丁目５番５号

みずほリアルティＯｎｅ株式会社

代表取締役社長　辻　　泰幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,751,825	流動負債	328,575
固定資産	30,740,429	（賞与引当金）	（173,879）
		固定負債	195,908
		（退職給付引当金）	（92,869）
		株主資本	33,616,653
		資本金	100,000
		資本剰余金	23,381,883
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	23,281,883
		利益剰余金	10,134,769
		その他利益剰余金	10,134,769
		（うち当期純利益）	（817,263）
		評価・換算差額等	△648,883
資産合計	**33,492,254**	**負債・純資産合計**	**33,492,254**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都港区北青山２丁目５番１号

青山エナジーサービス株式会社

代表取締役社長　吉岡　正能

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,277,991	流動負債	73,141
固定資産	21,220	固定負債	67,806
		熱供給設備撤去損失引当金	65,000
		退職給付引当金	2,806
		株主資本	1,158,263
		資本金	300,000
		利益剰余金	858,263
		利益準備金	6,468
		その他利益剰余金	851,795
		（うち当期純利益）	（111,443）
資産合計	**1,299,211**	**負債・純資産合計**	**1,299,211**

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都新宿区西新宿二丁目７番１号

株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス

代表取締役社長　大庭　芳昭

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,744	流動負債	2,055
固定資産	2,637	固定負債	12
		株主資本	14,314
		資本金	100
		資本剰余金	3,392
		資本準備金	3,142
		その他資本剰余金	250
		利益剰余金	10,821
		その他利益剰余金	10,821
		（うち当期純利益）	（18）
資産合計	**16,382**	**負債・純資産合計**	**16,382**

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都千代田区神田錦町２丁目２番地１
ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ19階
日新電機商事株式会社
代表取締役　直原　知宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,783	流動負債	976
固定資産	17	固定負債	2
		株主資本	822
		資本金	70
		資本剰余金	30
		資本準備金	30
		利益剰余金	722
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	710
		（うち当期純利益）	(116)
資産合計	1,800	負債・純資産合計	1,800

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都立川市羽衣町１－３－４
株式会社トヨタ東京教育センター
代表取締役社長　植松　良太

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	944,864	流動負債	506,462
固定資産	1,600,417	固定負債	136,443
有形固定資産	1,489,225	負債合計	642,905
無形固定資産	52,964	株主資本	1,902,376
投資その他の資産	58,227	資本金	50,000
		資本剰余金	100,000
		利益剰余金	1,752,376
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,714,876
		（うち当期純利益）	(143,353)
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,902,376
資産合計	2,545,281	負債・純資産合計	2,545,281

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都豊島区南池袋１丁目16番15号
株式会社西武総合企画
代表取締役　山内　智矢

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	326,919	流動負債	409,774
固定資産	622,241	固定負債	15,570
		負債合計	425,345
		株主資本	523,816
		資本金	30,000
		利益剰余金	493,816
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	486,316
		（当期純利益）	(5,384)
		純資産合計	523,816
資産合計	949,161	負債・純資産合計	949,161

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区永田町２丁目17番地17号
株式会社プライド
代表取締役　北村　充晴

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,086,664	流動負債	149,342
固定資産	70,845	固定負債	93,405
		退職給付引当金	38,994
		役員退職慰労引当金	54,411
		株主資本	914,762
		資本金	40,000
		資本剰余金	40,000
		利益剰余金	834,762
		利益準備金	5,500
		その他利益剰余金	829,262
		（うち当期純利益）	(103,591)
資産合計	1,157,509	負債・純資産合計	1,157,509

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都豊島区南池袋１丁目16番15号
西武ハイヤー株式会社
代表取締役　秋池　良昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,051,419	流動負債	459,526
固定資産	1,006,363	固定負債	440,654
		負債合計	900,181
		株主資本	2,125,880
		資本金	30,000
		利益剰余金	2,095,880
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,088,380
		（当期純利益）	(13,191)
		評価・換算差額等	31,721
		その他有価証券評価差額金	31,721
		純資産合計	2,157,602
資産合計	3,057,783	負債・純資産合計	3,057,783

第 94 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都豊島区南池袋１丁目16番15号
西武バス株式会社
代表取締役　塚田　正敏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,277	流動負債	7,319
固定資産	20,863	固定負債	1,918
		株主資本	20,524
		資本金	100
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	20,422
		利益準備金	26
		その他利益剰余金	20,395
		（当期純利益）	(13)
		評価・換算差額等	378
		その他有価証券評価差額金	378
資産合計	30,140	負債・純資産合計	30,140

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　北海道石狩市新港中央２丁目763番地７
北海太洋プラスチック株式会社
代表取締役　緒方　敬三

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	358,199	流動負債	216,832
固定資産	226,252	賞与引当金	—
		固定負債	221,906
		退職給付引当金	5,965
		負債合計	438,738
		株主資本	144,785
		資本金	30,000
		利益剰余金	114,785
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	107,285
		（うち当期純利益）	(1,339)
		評価・換算差額等	928
		純資産合計	145,713
資産合計	584,451	負債・純資産合計	584,451

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都豊島区南池袋１丁目16番15号
西武観光バス株式会社
代表取締役　川尻　　司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,783,788	流動負債	618,013
固定資産	508,321	固定負債	435,970
		負債合計	1,053,984
		株主資本	1,238,125
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	1,178,125
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,170,625
		（当期純利益）	(234,900)
		純資産合計	1,238,125
資産合計	2,292,110	負債・純資産合計	2,292,110

第 7 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都千代田区神田富山町10番地２
株式会社ＪＲ東日本サービスクリエーション
代表取締役社長　佐々木　千絵

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,788	流動負債	1,713
固定資産	1,074	賞与引当金	648
		固定負債	940
		退職給付引当金	940
		負債合計	2,653
		株主資本	1,210
		資本金	50
		資本剰余金	149
		その他資本剰余金	149
		利益剰余金	1,010
		その他利益剰余金	998
		(うち当期純利益)	(40)
		純資産合計	1,210
資産合計	3,863	負債・純資産合計	3,863

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区虎ノ門二丁目１番１号
商船三井マリテックス株式会社
代表取締役　新田　恭哉

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,557,546	流動負債	5,068,208
固定資産	510,086	賞与引当金	89,306
		その他	4,978,902
		固定負債	248,729
		退職給付引当金	241,586
		その他	7,143
		株主資本	5,750,695
		資本金	100,000
		資本剰余金	408,872
		利益剰余金	5,241,823
		利益準備金	30,600
		その他利益剰余金	5,211,223
		(うち当期純利益)	(813,557)
資産合計	11,067,632	負債・純資産合計	11,067,632

第 40 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命投資顧問株式会社
代表取締役社長　鈴木　善之

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,738,891	流動負債	328,635
固定資産	381,220	固定負債	396,416
有形固定資産	113,394	負債合計	725,051
無形固定資産	31,505	株主資本	4,395,060
投資その他の資産	236,319	資本金	498,400
		資本剰余金	198,000
		資本準備金	198,000
		利益剰余金	3,698,660
		利益準備金	75,100
		その他利益剰余金	3,623,560
		純資産合計	4,395,060
資産合計	5,120,111	負債・純資産合計	5,120,111

㈱　当期純利益は600,860千円です。

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
株式会社ルーク
代表取締役　松田　英之

貸借対照表の要旨
(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	72,742	流動負債	8,035
固定資産	4,442,059	固定負債	5,336,363
繰延資産	411	株主資本	△301,209
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	△304,209
		その他利益剰余金	△304,209
		(うち当期純損失)	(162,861)
		評価・換算差額等	△527,977
資産合計	4,515,212	負債・純資産合計	4,515,212

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月10日　神奈川県川崎市高津区久本三丁目５番７号
株式会社キャミック
代表取締役　松永　悟

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	431,346	流動負債	254,892
固定資産	508,800	賞与引当金	20,130
		その他	234,762
		固定負債	108,681
		その他	108,681
		株主資本	576,572
		資本金	120,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	406,572
		その他利益剰余金	406,572
		(うち当期純利益)	(105,192)
資産合計	940,146	負債・純資産合計	940,146

第 124 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都中央区新富１丁目13番21号
株式会社ヤマト
代表取締役　金子　常信

貸借対照表の要旨　(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,488,245	流動負債	1,379,073
固定資産	394,951	固定負債	110,370
		株主資本	387,769
		資本金	56,720
		資本剰余金	180
		資本準備金	180
		利益剰余金	330,868
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	300,868
		(うち当期純利益)	(18,715)
		評価・換算差額等	5,986
		その他有価証券評価差額金	5,986
資産合計	1,883,197	負債・純資産合計	1,883,197

第 32 期 決 算 公 告

2026年６月24日
山梨県中央市布施358番地
株式会社甲府大一実業
代表取締役　青島　安宏

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,406,915	流動負債	3,356,233
固定資産	3,651,776	固定負債	394,809
有形固定資産	3,189,298	株主資本	1,193,183
無形固定資産	10,210	資本金	200,000
投資その他の資産	452,268	資本剰余金	10,000
		利益剰余金	983,183
		利益準備金	15,301
		その他利益剰余金	967,883
		(うち当期純利益)	(82,857)
		評価・換算差額等	114,465
資産合計	5,058,691	負債・純資産合計	5,058,691

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
石川県金沢市西念三丁目１番９号
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社
代表取締役社長　山口　直宏

貸借対照表の要旨
(令和８年３月31日現在)　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,861	流動負債	1,331
固定資産	2,757	固定負債	327
		株主資本	2,960
		資本金	50
		資本剰余金	49
		資本準備金	15
		その他資本剰余金	34
		利益剰余金	2,860
		その他利益剰余金	2,860
		(うち当期純利益)	(83)
資産合計	4,618	負債・純資産合計	4,618

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

静岡県富士宮市安居山字上の原775番地の１

コアレックス三栄株式会社

代表取締役社長　黒﨑　　暁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,497,852	流動負債	1,653,615
固定資産	8,725,538	固定負債	39,228
有形固定資産	8,422,822	株主資本	11,530,694
無形固定資産	2,552	資本金	37,800
投資その他の資産	300,164	利益剰余金	11,492,894
		利益準備金	9,450
		その他利益剰余金	11,483,444
		（うち当期純利益）	(2,149,351)
		評価・換算差額等	△147
		その他有価証券評価差額金	△147
資産合計	13,223,390	負債・純資産合計	13,223,390

第 75 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　長野県松本市南松本１丁目１番25号

アルピコタクシー株式会社

代表取締役　三澤　洋一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	433,793	流動負債	347,927
固定資産	708,355	固定負債	196,412
		株主資本	596,565
		資本金	15,000
		資本剰余金	279,453
		その他資本剰余金	279,453
		利益剰余金	302,112
		利益準備金	19,252
		その他利益剰余金	282,860
		（うち当期純利益）	(8,032)
		評価・換算差額等	1,243
		その他有価証券評価差額金	1,243
資産合計	1,142,149	負債・純資産合計	1,142,149

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

愛知県瀬戸市日の出町１番地

アサヒテック株式会社

代表取締役　中島　純一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	657,944	流動負債	168,267
固定資産	595,134	固定負債	7,821
		株主資本	1,076,990
		資本金	54,999
		資本剰余金	129,999
		資本準備金	129,999
		利益剰余金	1,418,344
		利益準備金	8,802
		その他利益剰余金	1,409,541
		（うち当期純利益）	(72,744)
		自己株式	△526,353
資産合計	1,253,079	負債・純資産合計	1,253,079

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

静岡県富士市中之郷575番地１

コアレックス信栄株式会社

代表取締役社長　黒﨑　　暁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,647,003	流動負債	4,136,510
固定資産	5,503,349	固定負債	64,669
有形固定資産	4,421,484	株主資本	4,779,116
無形固定資産	12,058	資本金	27,000
投資その他の資産	1,069,807	利益剰余金	4,752,116
		利益準備金	6,750
		その他利益剰余金	4,745,366
		（うち当期純利益）	(902,203)
		評価・換算差額等	170,058
		その他有価証券評価差額金	170,058
資産合計	9,150,353	負債・純資産合計	9,150,353

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

名古屋市中区栄二丁目10番19号

テクノサーチ株式会社

代表取締役　西田　栄一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	779,120	流動負債	109,452
固定資産	35,309	固定負債	83,896
有形固定資産	4,511	**負債合計**	**193,349**
無形固定資産	8,252	株主資本	621,081
投資その他の資産	22,545	資本金	465,000
		利益剰余金	156,081
		その他利益剰余金	156,081
		（うち当期純利益）	(89,179)
		純資産合計	**621,081**
資産合計	814,430	負債・純資産合計	814,430

第 74 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜２番地

中日本航空株式会社

代表取締役社長　松岡　滋治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,614	流動負債	14,342
固定資産	24,734	固定負債	368
有形固定資産	22,158	株主資本	19,563
無形固定資産	1,176	資本金	120
投資その他の資産	1,400	利益剰余金	19,443
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	19,413
		（うち当期純利益）	(1,699)
		評価・換算差額等	75
		その他有価証券評価差額金	75
資産合計	34,349	負債・純資産合計	34,349

第 77 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

名古屋市港区入船一丁目７番41号

株式会社フジトランス コーポレーション

代表取締役社長　津本　昌彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,797	流動負債	11,269
固定資産	131,806	固定負債	8,701
		株主資本	142,714
		資本金	200
		利益剰余金	142,514
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	142,464
		（うち当期純利益）	(8,256)
		評価・換算差額等	9,918
		その他有価証券評価差額金	9,918
資産合計	172,603	負債・純資産合計	172,603

第 147 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

名古屋市港区千鳥一丁目３番17号

大日本木材防腐株式会社

代表取締役　鈴木龍一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,979,724	流動負債	4,652,924
固定資産	5,206,352	固定負債	1,484,049
		株主資本	6,049,102
		資本金	100,000
		資本剰余金	111,303
		資本準備金	4,299
		その他資本剰余金	107,004
		利益剰余金	5,837,798
		利益準備金	58,250
		その他利益剰余金	5,779,548
		（うち当期純利益）	(285,094)
資産合計	12,186,076	負債・純資産合計	12,186,076

第 41 期 決 算 公 告

2026年６月25日

三重県津市高茶屋七丁目６番70号
百五ハートフルサービス株式会社
代表取締役社長　井上　渉

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	122,230	流動負債	30,944
固定資産	17,755	（賞与引当金）	(12,099)
		固定負債	34,645
		（役員退職慰労引当金）	(20,450)
		（退職給付引当金）	(14,195)
		株主資本	74,396
		資本金	30,000
		利益剰余金	44,396
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	36,896
		（うち当期純利益）	(5,849)
資産合計	139,985	負債・純資産合計	139,985

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目６番17号
株式会社キョーイク
代表取締役　矢追　俊和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,406	流動負債	3,600
固定資産	2,178	（うち賞与引当金）	(87)
有形固定資産	609	固定負債	56
無形固定資産	207	株主資本	929
投資その他の資産	1,362	資本金	50
繰延資産	1	資本剰余金	248
		その他資本剰余金	248
		利益剰余金	631
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	591
		（うち当期純利益）	(199)
資産合計	4,585	負債・純資産合計	4,585

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月25日　三重県津市岩田21番27号
株式会社百五デジタルソリューションズ
代表取締役社長　新開　正浩

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	963,497	流動負債	209,650
固定資産	164,547	（賞与引当金）	(92,584)
		固定負債	232,312
		（退職給付引当金）	(216,416)
		（役員退職給付引当金）	(11,350)
		株主資本	686,082
		資本金	30,000
		利益剰余金	656,082
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	648,582
		（うち当期純利益）	(24,431)
合計	1,128,044	合計	1,128,044

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月25日

三重県津市岩田21番27号
百五不動産調査株式会社
代表取締役社長　野呂　茂樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	139,375	流動負債	37,006
固定資産	19,675	（賞与引当金）	(10,707)
		固定負債	23,900
		（役員退職慰労引当金）	(9,800)
		（退職給付引当金）	(7,515)
		株主資本	98,144
		資本金	20,000
		利益剰余金	78,144
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	73,144
		（うち当期純利益）	(23,729)
資産合計	159,050	負債・純資産合計	159,050

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

三重県津市本町33番21号
百五ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　福澤　紳一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	319,013	流動負債	115,235
固定資産	59,024	（賞与引当金）	(45,641)
		固定負債	79,487
		（役員退職慰労引当金）	(8,350)
		（退職給付引当金）	(50,660)
		株主資本	183,315
		資本金	40,000
		利益剰余金	143,315
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	133,315
		（うち当期純利益）	(22,797)
資産合計	378,037	負債・純資産合計	378,037

第 22 期 決 算 公 告

2026年６月25日

三重県津市岩田21番27号
百五スタッフサービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　新治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	81,467	流動負債	12,346
固定資産	7,514	（賞与引当金）	(4,908)
		固定負債	12,371
		（役員退職慰労引当金）	(8,950)
		（退職給付引当金）	(3,421)
		株主資本	64,264
		資本金	20,000
		利益剰余金	44,264
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	39,264
		（うち当期純利益）	(9,079)
資産合計	88,982	負債・純資産合計	88,982

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月25日

三重県津市岩田21番27号
百五オフィスサービス株式会社
代表取締役社長　宮下　昌幸

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	205,054	流動負債	91,048
固定資産	32,796	（賞与引当金）	(34,300)
		固定負債	47,216
		（退職給付引当金）	(42,266)
		（役員退職慰労引当金）	(4,950)
		株主資本	99,585
		資本金	20,000
		利益剰余金	79,585
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	74,585
		（うち当期純利益）	(28,095)
資産合計	237,851	負債・純資産合計	237,851

第 41 期 決 算 公 告

2026年６月25日　三重県津市岩田21番27号
株式会社百五総合研究所
代表取締役社長　海住　禎人

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	896,069	流動負債	87,345
固定資産	40,131	（賞与引当金）	(13,404)
		固定負債	38,283
		（役員退職慰労引当金）	(14,650)
		（退職給付引当金）	(22,588)
		株主資本	810,572
		資本金	30,000
		利益剰余金	780,572
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	773,072
		（うち当期純利益）	(80,929)
合計	936,200	合計	936,200

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

京都市下京区東塩小路町608番地９
株式会社アイビーインターナショナル
代表取締役　小川　友輝

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	522	流動負債	468
固定資産	187	株主資本	243
有形固定資産	41	資本金	80
投資その他の資産	145	利益剰余金	163
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	151
		（うち当期純損失）	（83）
		評価・換算差額等	△2
		その他有価証券評価差額金	△2
資産合計	709	負債・純資産合計	709

第 61 期 決 算 公 告

2026年６月24日　滋賀県野洲市三上2110番地
オリベスト株式会社
代表取締役社長　津村　知範

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,019	流動負債	2,562
固定資産	4,471	固定負債	662
		株主資本	6,266
		資本金	100
		資本剰余金	112
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	6,054
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	6,004
		（うち当期純利益）	（48）
資産合計	9,490	負債・純資産合計	9,490

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

京都市左京区山端壱町田町14番地の１
叡山電鉄株式会社
取締役社長　豊田　秀明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	574	流動負債	1,351
固定資産	4,187	固定負債	1,087
有形固定資産	4,153	株主資本	2,323
無形固定資産	6	資本金	250
投資その他の資産	28	利益剰余金	2,073
		その他利益剰余金	2,073
		（うち当期純利益）	（283）
資産合計	4,761	負債・純資産合計	4,761

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　京都市中京区西ノ京徳大寺町１番地
株式会社島津インターナショナル
代表取締役　永野　克己

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	742,593	流動負債	162,554
固定資産	134,664	賞与引当金	84,311
		役員賞与引当金	3,900
		固定負債	241,039
		退職給付引当金	237,385
		役員退職慰労引当金	3,650
		株主資本	473,664
		資本金	50,000
		利益剰余金	423,664
		利益準備金	44,653
		その他利益剰余金	379,011
		（うち当期純利益）	（35,678）
資産合計	877,258	負債・純資産合計	877,258

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月25日　京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地　COCONKARASUMA８F
株式会社エフエム京都
代表取締役　堀　秀和

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	198,549	流動負債	87,241
固定資産	165,361	固定負債	115,561
		（退職給付引当金）	（71,534）
		株主資本	158,798
		資本金	54,000
		利益剰余金	104,798
		利益準備金	756
		その他利益剰余金	104,042
		（うち当期純損失）	（27,214）
		評価・換算差額等	2,310
		その他有価証券評価差額金	2,310
資産合計	363,911	負債・純資産合計	363,911

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

京都市右京区梅津高畝町47番地
株式会社オーランド
代表取締役　髙瀬　雅章

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	751,391	流動負債	393,902
固定資産	116,161	固定負債	18,828
		株主資本	445,762
		資本金	20,000
		利益剰余金	425,762
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	420,762
		（うち当期純利益）	（59,223）
		評価・換算差額等	9,060
		その他有価証券評価差額金	9,060
資産合計	867,553	負債・純資産合計	867,553

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　奈良市大森町47番地の３
小山株式会社
代表取締役社長　小山　智士

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,616,022	流動負債	5,404,923
固定資産	20,629,185	固定負債	1,385,101
		負債合計	6,790,024
		株主資本	30,787,037
		資本金	140,000
		資本剰余金	372,872
		利益剰余金	30,275,058
		利益準備金	58,500
		その他利益剰余金	30,216,558
		（うち当期純利益）	（2,270,983）
		自己株式	△894
		評価・換算差額等	1,668,146
		純資産合計	32,455,183
資産合計	39,245,208	負債・純資産合計	39,245,208

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
オムロンエキスパートリンク株式会社
代表取締役社長　山田　義則

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,420,148	流動負債	729,691
固定資産	858,228	（賞与引当金）	（258,197）
		固定負債	169,963
		（退職給付引当金）	（169,963）
		株主資本	2,378,722
		資本金	90,000
		資本剰余金	4,000
		その他資本剰余金	4,000
		利益剰余金	2,284,722
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,262,222
		（うち当期純利益）	（237,456）
資産合計	3,278,376	負債・純資産合計	3,278,376

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　奈良県奈良市三条本町８－１

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長　鈴木千恵美

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	250,663	流動負債	26,573
固定資産	14,874	固定負債	33,787
有形固定資産	14,861	株主資本	205,177
投資その他資産	13	資本金	100,000
		資本剰余金	18,656
		（その他資本剰余金）	（18,656）
		利益剰余金	86,521
		（その他利益剰余金）	（86,521）
		（うち当期純利益）	（7,473）
資産合計	265,537	負債・純資産合計	265,537

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　30,385千円
2. １株当たりの当期純利益　1,868円14銭

第 8 期 決 算 公 告

2026年６月25日　奈良県天理市櫟本町2613番地の１

シャープセミコンダクターイノベーション株式会社

代表取締役　藤野　宏晃

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,805	流動負債	3,957
固定資産	475	賞与引当金	307
		その他	3,649
		固定負債	2,350
		退職給付引当金	2,350
		株主資本	973
		資本金	30
		資本剰余金	1,188
		資本準備金	30
		その他資本剰余金	1,158
		利益剰余金	△245
		その他利益剰余金	△245
		（うち当期純損失）	（145）
資産合計	7,281	負債・純資産合計	7,281

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

岡山県津山市小田中1308番地の９

株式会社テレビ津山

代表取締役　小宮　克仁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	250,788	流動負債	275,990
固定資産	1,161,483	賞与引当金	4,168
		固定負債	393,074
		退職給付引当金	77,134
		株主資本	743,207
		資本金	96,000
		資本剰余金	24,000
		資本準備金	24,000
		利益剰余金	623,207
		その他利益剰余金	623,207
		（うち当期純利益）	（148,221）
資産合計	1,412,272	負債・純資産合計	1,412,272

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　島根県松江市朝日町484番地19

松江リース株式会社

代表取締役　朝山　克也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,453	流動負債	1,404
固定資産	58	固定負債	3,514
		株主資本	1,593
		資本金	80
		資本剰余金	436
		資本準備金	248
		その他資本剰余金	188
		利益剰余金	1,077
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,066
		（うち当期純利益）	（49）
資産合計	6,512	負債・純資産合計	6,512

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

長崎県松浦市調川町下免851番地11

ＳＡＳ株式会社

代表取締役　竹内　克彦

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,299	流動負債	1,330
固定資産	3,492	（賞与引当金）	（51）
		固定負債	176
		（退職給付引当金）	（176）
		株主資本	6,284
		資本金	100
		資本剰余金	8,093
		資本準備金	4,000
		その他資本剰余金	4,093
		利益剰余金	△1,908
		その他利益剰余金	△1,908
		（うち当期純損失）	（413）
資産合計	7,791	負債・純資産合計	7,791

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　山口県山口市中央三丁目５番25号

山口朝日放送株式会社

代表取締役社長　阪本　俊哉

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,081	流動負債	617
固定資産	4,578	固定負債	399
		株主資本	6,591
		資本金	100
		資本剰余金	2,900
		その他資本剰余金	2,900
		利益剰余金	3,591
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	3,539
		（うち当期純利益）	（169）
		評価・換算差額等	51
		その他有価証券評価差額金	51
資産合計	7,659	負債・純資産合計	7,659

第 19 期 決 算 公 告

2026年６月24日　沖縄県那覇市久茂地１丁目11番１号

株式会社ＯＣＳ

代表取締役社長　髙良　雅昭

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,565	流動負債	8,485
固定資産	873	ポイント制度引当金	108
		賞与引当金	17
		固定負債	896
		退職給付引当金	102
		利息返還損失引当金	141
		株主資本	6,056
		資本金	279
		資本剰余金	259
		資本準備金	259
		利益剰余金	5,518
		その他利益剰余金	5,518
		（うち当期純利益）	（237）
資産合計	15,439	負債・純資産合計	15,439

第 73 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大分市碩田町三丁目１番41号

大分県酒類卸株式会社

代表取締役社長　小松　浩幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,807,102	流動負債	1,751,669
固定資産	1,352,779	固定負債	598,816
有形固定資産	980,424	株主資本	1,805,044
無形固定資産	1,155	資本金	100,000
投資その他の資産	371,199	資本剰余金	380,000
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	230,000
		利益剰余金	1,325,044
		利益準備金	67,500
		その他利益剰余金	1,257,544
		（うち当期純利益）	（60,918）
		評価・換算差額等	4,352
		有価証券評価差額金	4,352
資産合計	4,159,882	負債・純資産合計	4,159,882

第 72 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　千葉県銚子市川口町２丁目6528番地の36
株式会社 辻　野
代表取締役　辻野　　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,493	流動負債	11,567
固定資産	4,908	固定負債	1,287
有形固定資産	3,914	株主資本	10,363
無形固定資産	306	資本金	100
投資その他の資産	688	資本剰余金	244
		資本準備金	72
		その他資本剰余金	172
		利益剰余金	10,019
		利益準備金	68
		その他利益剰余金	9,951
		（うち当期純利益）	(1,132)
		評価・換算差額等	182
		有価証券評価差額金	182
資産合計	23,402	負債・純資産合計	23,402

第 78 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
栃木県宇都宮市上横田町798番地
トヨタカローラ栃木株式会社
代表取締役　喜谷　悠大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,086,154	流動負債	7,758,258
固定資産	11,899,365	固定負債	1,916,028
繰延資産	1,281	株主資本	12,015,999
		資本金	30,000
		利益剰余金	12,603,399
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	12,595,899
		（うち当期純利益）	(1,164,934)
		自己株式	△617,400
		評価・換算差額等	1,296,515
		その他有価証券評価差額金	1,296,515
資産合計	22,986,802	負債・純資産合計	22,986,802

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
神奈川県相模原市中央区相模原３丁目２番１号
三菱ＵＦＪビジネスパートナー株式会社
代表取締役　小林　　純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	608,911	流動負債	227,125
固定資産	129,738	賞与引当金	107,653
		固定負債	231,943
		役員退職慰労引当金	25,950
		退職給付引当金	205,992
		株主資本	279,581
		資本金	50,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	199,581
		その他利益剰余金	199,581
		（うち当期純利益）	(3,243)
資産合計	738,649	負債・純資産合計	738,649

第 51 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都千代田区大手町二丁目３番２号
住商インシュアランス株式会社
代表取締役　小川　隆司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,660,971	流動負債	454,814
固定資産	268,272	（うち賞与引当金）	(39,132)
		固定負債	229,124
		（うち退職給付引当金）	(61,187)
		株主資本	1,245,304
		資本金	125,000
		資本剰余金	350,425
		資本準備金	350,425
		利益剰余金	769,878
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	744,878
		（うち当期純利益）	(518,848)
資産合計	1,929,244	負債・純資産合計	1,929,244

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月24日
神奈川県横浜市磯子区新杉田町８番地
東芝コンピュータテクノロジー株式会社
代表取締役　鈴木　慶則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	484,098	流動負債	301,822
固定資産	328,428	賞与引当金	98,706
		固定負債	310,771
		退職給付引当金	303,000
		役員退職慰労引当金	4,840
		その他長期引当金	2,931
		株主資本	199,933
		資本金	100,000
		利益剰余金	99,933
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	74,933
		（うち当期純利益）	(74,318)
資産合計	812,527	負債・純資産合計	812,527

第 46 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号
横浜三井ビルディング
株式会社日立ＩＣＴビジネスサービス
代表取締役社長　松浦　康裕

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,942,225	流動負債	5,169,700
固定資産	3,090,986	固定負債	1,769,741
		株主資本	2,093,770
		資本金	100,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	1,963,770
		利益準備金	32,500
		その他利益剰余金	1,931,270
		（うち当期純利益）	(260,871)
資産合計	9,033,212	負債・純資産合計	9,033,212

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　新潟県佐渡市泉1031番地５
セコム佐渡株式会社
代表取締役　白倉　　憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	542,568	流動負債	43,480
固定資産	129,311	賞与引当金	6,668
		その他	36,812
		固定負債	13,468
		負債合計	56,949
		株主資本	614,930
		資本金	23,500
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	579,430
		その他利益剰余金	579,430
		（うち当期純利益）	(13,572)
		純資産合計	614,930
資産合計	671,879	負債・純資産合計	671,879

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　新潟市中央区新光町１番地10
セコムジャスティック上信越株式会社
代表取締役　田中　　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,300,055	流動負債	439,676
固定資産	208,593	賞与引当金	103,695
		固定負債	148,007
		退職給付引当金	136,231
		負債合計	587,684
		株主資本	1,897,220
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,857,220
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,847,220
		（うち当期純利益）	(150,473)
		評価・換算差額等	23,744
		純資産合計	1,920,965
資産合計	2,508,649	負債・純資産合計	2,508,649

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

京都府相楽郡精華町光台二丁目２番地２
株式会社国際電気通信基礎技術研究所
代表取締役社長　浅見　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,238	流動負債	325
固定資産	11,045	固定負債	272
		株主資本	13,775
		資本金	100
		資本剰余金	21,935
		その他資本剰余金	21,935
		利益剰余金	△ 8,259
		その他利益剰余金	△ 8,259
		（うち当期純損失）	(227)
		評価・換算差額等	△ 89
		その他有価証券評価差額金	△ 89
資産合計	14,283	負債・純資産合計	14,283

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　新潟市江南区亀田大月二丁目５番38号
株式会社共栄堂
代表取締役　永田　浩史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,861	流動負債	3,063
固定資産	2,713	（内賞与引当金）	(297)
		固定負債	375
		（内退職給付引当金）	(281)
		株主資本	7,135
		資本金	3
		資本剰余金	52
		その他資本剰余金	52
		利益剰余金	7,080
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	7,079
		（内当期純利益）	(800)
資産合計	10,574	負債・純資産合計	10,574

第 82 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪府大阪市西淀川区佃７丁目１番60号
大阪製紙株式会社
代表取締役　垣本　正寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,716	流動負債	3,375
固定資産	1,623	固定負債	89
		株主資本	861
		資本金	100
		資本剰余金	183
		資本準備金	3
		その他資本剰余金	180
		利益剰余金	578
		利益準備金	70
		その他利益剰余金	508
		（うち当期純損失）	(233)
		評価・換算差額等	12
資産合計	4,339	負債・純資産合計	4,339

第 82 期 決 算 公 告

2026年６月24日　大阪府貝塚市新井１番地
宮崎機械システム株式会社
代表取締役　宮﨑　和昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,538,803	流動負債	629,254
固定資産	2,593,071	（うち賞与引当金）	(86,036)
有形固定資産	2,246,431	固定負債	586,244
無形固定資産	13,531	株主資本	4,916,376
投資その他の資産	333,108	資本金	100,000
		資本剰余金	15,646
		資本準備金	2,118
		その他資本剰余金	13,527
		利益剰余金	4,951,849
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	4,889,349
		（うち当期純利益）	(336,660)
		自己株式	△ 151,120
資産合計	6,131,874	負債・純資産合計	6,131,874

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　長崎市松山町３番47号
株式会社ＣＯＣＯアドバンス
代表取締役社長　石野　和生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	652,133	流動負債	631,480
固定資産	467,363	（うち賞与引当金）	(18,772)
		固定負債	206,099
		（うち退職給付引当金）	(119,393)
		株主資本	281,917
		資本金	65,000
		資本剰余金	226
		資本準備金	226
		利益剰余金	216,690
		利益準備金	1,950
		その他利益剰余金	214,740
		（うち当期純利益）	(26,556)
資産合計	1,119,497	負債・純資産合計	1,119,497

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市此花区常吉１－１－19
住電資材加工株式会社
代表取締役　大江　将元

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	769	流動負債	265
固定資産	738	（内役員賞与引当金）	(2)
		固定負債	25
		退職給付引当金	17
		役員退職慰労引当金	8
		株主資本	1,217
		資本金	80
		利益剰余金	1,137
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	1,117
		（内当期純利益）	(43)
資産合計	1,507	負債・純資産合計	1,507

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月25日　千葉県山武郡横芝光町宮川6058番地の５
ゼンミ食品株式会社
代表取締役　宗　哲治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	659,234	流動負債	148,169
固定資産	476,756	（賞与引当金）	(17,950)
		固定負債	23,260
		（退職給付引当金）	(21,712)
		株主資本	964,560
		資本金	95,000
		資本剰余金	95,000
		資本準備金	95,000
		利益剰余金	774,560
		利益準備金	41,990
		その他利益剰余金	732,570
		（うち当期純利益）	(39,120)
資産合計	1,135,990	負債・純資産合計	1,135,990

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　青森県十和田市大字三本木字野崎40―88
丸運十和田運送株式会社
代表取締役社長　佐藤　昌博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	572,332	流動負債	214,279
固定資産	369,496	賞与引当金	27,835
		役員賞与引当金	955
		固定負債	9,563
		役員退職給付引当金	6,598
		負債合計	223,841
		株主資本	717,986
		資本金	54,000
		利益剰余金	663,986
		利益準備金	12,665
		その他利益剰余金	651,321
		（うち当期純利益）	(19,825)
		純資産合計	717,986
資産合計	941,828	負債・純資産合計	941,828

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都墨田区江東橋四丁目５番13号

東京自動車管理株式会社

代表取締役　千葉　智広

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	149,824	流動負債	24,104
固定資産	129,934	賞与引当金	7,450
		固定負債	19,784
		株主資本	192,446
		資本金	10,000
		利益剰余金	182,446
		利益準備金	8,090
		その他利益剰余金	174,356
		（うち当期純利益）	(19,289)
		評価・換算差額等	43,423
		その他有価証券評価差額金	43,423
資産合計	279,758	負債・純資産合計	279,758

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都江東区豊洲五丁目６番52号

株式会社ジャパン・ビジネス・サービス

代表取締役　絵内　茂樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	730,645	流動負債	341,288
固定資産	333,588	賞与引当金	23,236
		固定負債	3,685
		株主資本	719,260
		資本金	100,000
		資本剰余金	487,843
		資本準備金	375,000
		その他資本剰余金	112,843
		利益剰余金	131,417
		その他利益剰余金	131,417
		（うち当期純利益）	(131,417)
資産合計	1,064,234	負債・純資産合計	1,064,234

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区大手町一丁目５番５号

みずほビジネスパートナー株式会社

代表取締役社長　坂口　琢也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,460,931	流動負債	194,379
固定資産	712,529	固定負債	561,688
		株主資本	1,417,392
		資本金	90,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	40,000
		その他資本剰余金	60,000
		利益剰余金	1,227,392
		利益準備金	800
		その他利益剰余金	1,226,592
		（うち当期純利益）	(9,292)
資産合計	2,173,460	負債・純資産合計	2,173,460

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社

代表取締役執行役員社長　佐々木桃子

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,257,817	流動負債	276,074
固定資産	183,238	賞与引当金	29,020
		固定負債	12,749
		株主資本	1,152,232
		資本金	300,000
		資本剰余金	10,456
		資本準備金	10,454
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	841,776
		利益準備金	64,545
		その他利益剰余金	777,230
		（うち当期純利益）	(456,502)
資産合計	1,441,055	負債・純資産合計	1,441,055

第 40 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都江東区新木場１丁目18番６号

三井ホームエステート株式会社

代表取締役社長　牧野　一郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,954,697	流動負債	6,139,334
固定資産	1,241,297	賞与引当金	352,467
		その他	5,786,867
		固定負債	2,395,005
		退職給付引当金	131,521
		役員退職慰労引当金	27,350
		その他	2,236,134
		株主資本	5,661,654
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,561,654
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,536,654
		（うち当期純利益）	(1,782,937)
資産合計	14,195,994	負債・純資産合計	14,195,994

第 19 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中野区本町一丁目32番２号

元気株式会社

代表取締役社長　堀越　水軌

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,130	流動負債	333
固定資産	459	固定負債	497
有形固定資産	38	負債合計	830
無形固定資産	406	株主資本	758
投資その他の資産	13	資本金	100
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	358
		その他利益剰余金	358
		（うち当期純利益）	(248)
		純資産合計	758
資産合計	1,589	負債・純資産合計	1,589

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都江東区豊洲三丁目２番24号

株式会社アライドエンジニアリング

代表取締役　髙口　英樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	452,230	流動負債	273,369
固定資産	579,422	賞与引当金	28,895
		固定負債	6,831
		退職給付引当金	6,831
		株主資本	751,452
		資本金	242,000
		資本剰余金	193,100
		資本準備金	193,100
		利益剰余金	316,352
		利益準備金	5,500
		その他利益剰余金	310,852
		（うち当期純利益）	(147,982)
資産合計	1,031,653	負債・純資産合計	1,031,653

第 104 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区神田須田町一丁目26番５

日新興業株式会社

代表取締役　福田　俊明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,329,266	流動負債	8,447,925
固定資産	3,987,568	固定負債	2,705,464
有形固定資産	1,173,958	負債合計	11,153,389
無形固定資産	7,331	株主資本	5,163,445
投資その他の資産	2,806,278	資本金	300,000
		資本剰余金	100,012
		資本準備金	100,012
		利益剰余金	4,763,433
		利益準備金	61,100
		その他利益剰余金	4,702,333
		純資産合計	5,163,445
資産合計	16,316,834	負債・純資産合計	16,316,834

(注)　当期純利益　490,163千円

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都港区芝大門１丁目12番15号

正和地所株式会社

代表取締役　鶴　正雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,297,121	流動負債	1,445,809
固定資産	5,838,249	固定負債	1,411,502
有形固定資産	3,011,881	**負債合計**	**2,857,311**
無形固定資産	125,367	株主資本	11,278,059
投資その他の資産	2,701,000	資本金	80,000
		資本剰余金	40,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	13,115,072
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	13,085,072
		（うち当期純利益）	(1,000,980)
		自己株式	△1,957,013
		純資産合計	**11,278,059**
資産合計	**14,135,369**	**負債・純資産合計**	**14,135,369**

第 95 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区八丁堀三丁目10番６号

トーアエイヨー株式会社

代表取締役社長　出野　将彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	40,862	流動負債	2,836
固定資産	31,953	固定負債	7,830
有形固定資産	9,334	（退職給付引当金）	(969)
無形固定資産	183	株主資本	47,299
投資その他の資産	22,434	資本金	300
		利益剰余金	46,999
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	46,924
		（うち当期純利益）	(1,430)
		評価・換算差額等	14,849
		その他有価証券評価差額金	14,849
合計	**72,815**	**合計**	**72,815**

第 60 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都港区芝四丁目11番１号

株式会社ダイヤビルサービス

取締役社長　中村　力

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	715,702	流動負債	292,557
固定資産	134,932	役員賞与引当金	4,700
		固定負債	167,661
		退職給付引当金	167,661
		株主資本	390,415
		資本金	20,000
		資本剰余金	13,866
		資本準備金	13,866
		利益剰余金	356,549
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	351,549
		（うち当期純利益）	(6,705)
資産合計	**850,634**	**負債・純資産合計**	**850,634**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区岩本町二丁目11番２号

株式会社グレープ・ワン

代表取締役　熊谷　充敏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,162,375	流動負債	368,691
固定資産	118,419	賞与引当金	4,880
		固定負債	54,966
		製品保証引当金	23,000
		株主資本	857,137
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,136,914
		資本準備金	999,998
		その他資本剰余金	136,916
		利益剰余金	△379,776
		その他利益剰余金	△379,776
		（うち当期純利益）	(27,383)
資産合計	**1,280,794**	**負債・純資産合計**	**1,280,794**

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区日本橋本石町三丁目３番14号

日短キャピタルグループ株式会社

取締役社長　並木　卓

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,005,356	流動負債	8,477
固定資産	3,298,256	固定負債	105,115
有形固定資産	50,817	**負債合計**	**113,593**
無形固定資産	8,942	株主資本	4,052,923
投資その他の資産	3,238,496	資本金	300,000
		利益剰余金	3,752,923
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	3,677,923
		評価・換算差額等	137,096
		その他有価証券評価差額金	137,096
		純資産合計	**4,190,019**
資産合計	**4,303,612**	**負債・純資産合計**	**4,303,612**

㈱　当期純利益　100,313千円

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都大田区大森北１丁目５番１号

東京海上日動調査サービス株式会社

代表取締役　新津　靖実

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,362,930	流動負債	1,687,551
固定資産	3,630,160	賞与引当金	723,630
		その他	963,921
		固定負債	3,983,215
		退職給付引当金	3,983,215
		株主資本	1,322,322
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	1,282,322
		利益準備金	720
		その他利益剰余金	1,281,602
		（うち当期純利益）	(301,703)
資産合計	**6,993,090**	**負債・純資産合計**	**6,993,090**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都新宿区四谷四丁目28番４号ＹＫＢエンサインビル

HOYA Technosurgical株式会社

代表取締役社長　後藤　哲一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,893	流動負債	2,586
固定資産	2,802	（うち賞与引当金）	(446)
		固定負債	280
		株主資本	8,829
		資本金	100
		資本剰余金	2,021
		その他資本剰余金	2,021
		利益剰余金	6,708
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,683
		（うち当期純利益）	(1,312)
資産合計	**11,695**	**負債・純資産合計**	**11,695**

第 43 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都世田谷区池尻三丁目１番12号

エム・ユー・センターサービス東京株式会社

代表取締役　渡邉　圭

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,409,228	流動負債	925,134
固定資産	340,945	（賞与引当金）	(212,718)
		固定負債	520,737
		（退職給付引当金）	(486,007)
		（役員退職慰労引当金）	(34,730)
		株主資本	1,304,302
		資本金	30,000
		資本剰余金	90,000
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	1,184,302
		その他利益剰余金	1,184,302
		（うち当期純利益）	(15,221)
合計	**2,750,173**	**合計**	**2,750,173**

第 103 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　　神奈川県横浜市中区住吉町３―30

株 式 会 社 ベ ン

代表取締役社長　鈴木　一実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,405	流動負債	1,794
固定資産	7,981	固定負債	1,861
有形固定資産	5,776	**負債合計**	**3,656**
無形固定資産	15	株主資本	21,731
投資その他の資産	2,190	資本金	449
		資本剰余金	221
		資本準備金	221
		利益剰余金	22,210
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	22,098
		（うち当期純利益）	(1,231)
		自己株式	△1,150
		純資産合計	**21,731**
資産合計	**25,387**	**負債・純資産合計**	**25,387**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都品川区東品川２丁目５番８号

イースタン・カーライナー株式会社

代表取締役社長　長手　　繁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,360	流動負債	8,493
固定資産	18,530	固定負債	962
有形固定資産	418	株主資本	45,434
無形固定資産	30	資本金	100
投資その他の資産	18,081	資本剰余金	736
		資本準備金	736
		利益剰余金	44,598
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	44,573
		（うち当期純利益）	(9,024)
資産合計	**54,890**	**負債・純資産合計**	**54,890**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　横浜市港北区新横浜二丁目５番地５

中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社

代表取締役社長　森島　英績

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,041	流動負債	206
固定資産	287	賞与引当金	11
		固定負債	270
		退職給付引当金	63
		株主資本	852
		資本金	30
		資本剰余金	30
		資本準備金	7
		その他資本剰余金	22
		利益剰余金	792
		その他利益剰余金	792
		（うち当期純利益）	(111)
資産合計	**1,328**	**負債・純資産合計**	**1,328**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　神奈川県横浜市鶴見区下末吉２－１－１

森 永 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長　大橋　啓祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,445	流動負債	1,576
固定資産	275	賞与引当金	70
		その他	1,506
		固定負債	219
		退職給付引当金	219
		株主資本	5,925
		資本金	300
		利益剰余金	5,625
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	5,550
		（うち当期純利益）	(489)
		評価・換算差額等	0
資産合計	**7,720**	**負債・純資産合計**	**7,720**

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　横浜市金沢区鳥浜町７番地

ＪＦＥ商事コイルセンター株式会社

代表取締役　中倉　孝

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,908,638	流動負債	2,724,313
固定資産	1,767,026	固定負債	564,141
		（うち引当金）	(305,498)
		株主資本	812,302
		資本金	230,000
		資本剰余金	696,923
		資本準備金	696,923
		利益剰余金	△114,620
		その他利益剰余金	△114,620
		評価・換算差額等	574,908
		その他有価証券評価差額金	574,908
資産合計	**4,675,664**	**負債・純資産合計**	**4,675,664**

㈱　当期純利益金額　217,421千円

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　神奈川県川崎市幸区堀川町66―２

ＨＩＲＥＣ株式会社

代表取締役社長　上森　規光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,424	流動負債	322
固定資産	119	固定負債	453
		負債合計	**775**
		株主資本	768
		資本金	200
		利益剰余金	633
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	625
		（うち当期純利益）	(72)
		自己株式	△65
		純資産合計	**768**
資産合計	**1,543**	**負債・純資産合計**	**1,543**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

福岡県うきは市浮羽町古川字日精774番地

日本精工九州株式会社

代表取締役社長　鈴木　一幸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,584	流動負債	2,225
固定資産	5,203	固定負債	2,238
		（退職給付引当金）	(2,238)
		株主資本	5,324
		資本金	300
		利益剰余金	5,024
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	4,949
		（うち当期純利益）	(466)
合計	**9,788**	**合計**	**9,788**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　大阪府吹田市江坂町一丁目13番１号

エム・ユー・センターサービス大阪株式会社

代表取締役　森脇里衣子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,376	流動負債	462
固定資産	116	（賞与引当金）	(117)
		固定負債	130
		（退職給付引当金）	(130)
		株主資本	900
		資本金	30
		資本剰余金	30
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	840
		その他利益剰余金	840
		（うち当期純利益）	(10)
資産合計	**1,492**	**負債・純資産合計**	**1,492**

第 84 期 決 算 公 告

2026年６月24日　北九州市門司区小森江三丁目12番10号

九 鉄 工 業 株 式 会 社

代表取締役　福永　嘉之

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,665,801	流動負債	9,270,523
固定資産	12,152,413	固定負債	46,741
有形固定資産	9,896,280	株主資本	25,591,136
無形固定資産	124,073	資本金	216,000
投資その他の資産	2,132,059	資本剰余金	1,416
		資本準備金	1,416
		利益剰余金	25,373,719
		利益準備金	54,000
		その他利益剰余金	25,319,719
		（うち当期純利益）	（2,207,859）
		評価・換算差額等	909,814
資産合計	35,818,215	負債・純資産合計	35,818,215

第 95 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　福岡県久留米市荒木町荒木1178

株 式 会 社 ピ ラ ミ ッ ド

代表取締役　伊藤　恭道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,366	流動負債	3,457
固定資産	5,513	固定負債	640
有形固定資産	3,515	負債合計	4,097
無形固定資産	9	株主資本	7,782
投資その他の資産	1,989	資本金	352
		利益剰余金	7,430
		利益準備金	88
		その他利益剰余金	7,342
		（うち当期純利益）	（1,447）
		純資産合計	7,782
資産合計	11,879	負債・純資産合計	11,879

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　埼玉県本庄市児玉町入浅見1060番地

埼玉開発株式会社

取締役社長　木村　真教

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	388	流動負債	110
固定資産	722	固定負債	79
有形固定資産	708	負債合計	189
無形固定資産	0	株主資本	922
投資その他の資産	13	資本金	100
		資本剰余金	810
		資本準備金	714
		その他資本剰余金	96
		利益剰余金	12
		その他利益剰余金	12
		（うち当期純利益）	（12）
		純資産合計	922
資産合計	1,111	負債・純資産合計	1,111

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　群馬県邑楽郡邑楽町赤堀1173―１

カンダ物流株式会社

代表取締役　木村　昌樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,083,968	流動負債	312,235
固定資産	395,301	賞与引当金	22,263
		固定負債	347,794
		株主資本	819,240
		資本金	80,000
		資本剰余金	83,903
		その他資本剰余金	83,903
		利益剰余金	655,337
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	635,337
		（うち当期純利益）	（113,850）
資産合計	1,479,270	負債・純資産合計	1,479,270

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都文京区本郷四丁目24番８号

株式会社ジェイピーエル

代表取締役　永島　則夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	359,999	流動負債	155,863
固定資産	48,934	賞与引当金	2,022
		固定負債	33,875
		役員退職慰労引当金	2,200
		株主資本	219,193
		資本金	10,000
		資本剰余金	71,650
		その他資本剰余金	71,650
		利益剰余金	137,542
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	135,042
		（うち当期純利益）	（35,989）
資産合計	408,933	負債・純資産合計	408,933

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

埼玉県飯能市新光20番地

株式会社椿本鋳工

代表取締役　柏崎　充幸

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	810,949	流動負債	508,328
固定資産	565,736	賞与引当金	31,710
		固定負債	64,932
		退職給付引当金	59,532
		役員退職慰労引当金	5,400
		株主資本	803,426
		資本金	50,000
		利益剰余金	753,426
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	740,926
		（うち当期純利益）	（83,821）
資産合計	1,376,685	負債・純資産合計	1,376,685

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号

カンダリテールサポート株式会社

代表取締役　田中　道也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,159,864	流動負債	5,324,093
固定資産	884,217	賞与引当金	69,116
		固定負債	755,119
		退職給付引当金	217,556
		役員退職慰労引当金	3,600
		株主資本	964,868
		資本金	80,000
		資本剰余金	230,000
		その他資本剰余金	230,000
		利益剰余金	654,868
		その他利益剰余金	654,868
		（うち当期純利益）	（70,427）
資産合計	7,044,081	負債・純資産合計	7,044,081

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号

株式会社カンダコアテクノ

代表取締役　山崎　次郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,232,435	流動負債	637,475
固定資産	1,237,952	賞与引当金	46,047
		固定負債	275,710
		退職給付引当金	155,680
		役員退職慰労引当金	7,175
		株主資本	1,557,201
		資本金	80,000
		資本剰余金	482,340
		その他資本剰余金	482,340
		利益剰余金	994,861
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	974,861
		（うち当期純利益）	（151,999）
資産合計	2,470,388	負債・純資産合計	2,470,388

第 49 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都渋谷区神山町５番５号
株式会社エヌエイチケイプロモーション
代表取締役　見邨　俊一

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,325	流動負債	1,903
固定資産	241	固定負債	269
		負債合計	**2,172**
		株主資本	2,394
		資本金	100
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	2,289
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	2,269
		(うち当期純利益)	(609)
		純資産合計	**2,394**
資産合計	**4,567**	**負債・純資産合計**	**4,567**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都多摩市鶴牧１丁目24番地１
株式会社多摩テレビ
代表取締役社長　中村　陽介

貸借対照表の要旨　(令和８年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	552	流動負債	222
固定資産	1,180	賞与引当金	13
繰延資産	2	その他	209
		固定負債	345
		退職給付引当金	143
		その他	202
		株主資本	1,167
		資本金	480
		利益剰余金	687
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	685
		(うち当期純利益)	(31)
資産合計	**1,734**	**負債・純資産合計**	**1,734**

第 13 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都千代田区紀尾井町３番28号
ＤＴ商事株式会社
代表取締役社長　平岡　　裕

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	662,958	流動負債	578,716
固定資産	18,494	固定負債	9,028
		退職給付引当金	7,638
		役員退職慰労引当金	1,390
		負債合計	**587,745**
		株主資本	93,707
		資本金	30,000
		利益剰余金	63,707
		利益準備金	2,700
		その他利益剰余金	61,007
		(うち当期純損失)	(283,737)
		純資産合計	**93,707**
資産合計	**681,452**	**負債・純資産合計**	**681,452**

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
大日本商事株式会社
代表取締役　西谷壮一郎

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	21,727	流動負債	11,410
固定資産	1,845	固定負債	916
		株主資本	10,436
		資本金	100
		資本剰余金	3
		資本準備金	3
		利益剰余金	10,332
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	10,307
		(うち当期純利益)	(574)
		評価・換算差額等	809
		有価証券評価差額金	807
		繰延ヘッジ損益	2
資産合計	**23,572**	**負債・純資産合計**	**23,572**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
日本スペースイメージング株式会社
代表取締役　菊池　雅浩

貸借対照表の要旨　(令和８年３月31日現在)　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,690	流動負債	1,077
固定資産	281	賞与引当金	52
		固定負債	109
		退職給付引当金	109
		株主資本	1,715
		資本金	490
		資本剰余金	170
		資本準備金	170
		利益剰余金	1,055
		その他利益剰余金	1,055
		(うち当期純利益)	(535)
		評価・換算差額等	68
		繰延ヘッジ損益	68
資産合計	**2,971**	**負債・純資産合計**	**2,971**

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区虎ノ門四丁目３番20号
株式会社　研　電
代表取締役　藤田　哲郎

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,127,483	流動負債	2,155,757
固定資産	1,878,320	固定負債	790,892
有形固定資産	358,924	株主資本	2,740,715
無形固定資産	10,056	資本金	100,000
投資その他の資産	1,509,338	資本剰余金	116,800
		利益剰余金	2,538,065
		利益準備金	44,600
		その他利益剰余金	2,493,465
		自己株式	△14,150
		評価・換算差額等	318,437
資産合計	**6,005,802**	**負債・純資産合計**	**6,005,802**

(注)　当期純利益　56,125千円

第 33 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都世田谷区池尻三丁目１番12号
エム・ユー・ビジネスサービス株式会社
取締役社長　大畠　　敦

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,595,254	流動負債	740,370
固定資産	319,335	(内引当金)	(243,933)
		固定負債	530,880
		(内引当金)	(527,703)
		株主資本	1,643,339
		資本金	70,000
		資本剰余金	70,000
		(その他資本剰余金)	(70,000)
		利益剰余金	1,503,339
		(利益準備金)	(17,500)
		(その他利益剰余金)	(1,485,839)
		(内当期純利益)	(10,947)
合計	**2,914,590**	**合計**	**2,914,590**

第 96 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都中央区京橋１丁目１番５号
北星海運株式会社
代表取締役社長　加藤由起夫

貸借対照表の要旨　(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,085,970	流動負債	1,438,670
固定資産	9,478,039	固定負債	10,501,081
有形固定資産	8,939,637	**負債合計**	**11,939,751**
無形固定資産	216	株主資本	624,258
投資その他の資産	538,186	資本金	490,000
		利益剰余金	239,658
		利益準備金	39,840
		別途積立金	106,880
		その他利益剰余金	92,938
		(うち当期純利益)	(514)
		自己株式	△105,400
		純資産合計	**624,258**
資産合計	**12,564,009**	**負債・純資産合計**	**12,564,009**

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区神田小川町三丁目３番地
きらぼしシステム株式会社
代表取締役社長　大町　和人

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,264,595	流動負債	450,025
固定資産	1,708,644	固定負債	1,096,551
有形固定資産	21,937	株主資本	1,224,590
無形固定資産	835	資本金	20,000
投資その他の資産	1,685,871	利益剰余金	1,204,590
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,199,590
		（うち当期純利益）	(224,486)
		評価・換算差額等	202,072
		その他有価証券評価差額金	202,072
合計	2,973,240	合計	2,973,240

第 87 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都港区新橋５丁目11番３号
住鉱潤滑剤株式会社
代表取締役　石川　明人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,263	流動負債	957
固定資産	2,305	（賞与引当金）	(84)
		固定負債	296
		株主資本	5,150
		資本金	72
		利益剰余金	5,078
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	5,060
		（うち当期純利益）	(432)
		評価・換算差額等	165
		その他有価証券評価差額金	165
資産合計	6,568	負債・純資産合計	6,568

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都中央区日本橋３―５―14
株式会社ビー・ブレーブ
代表取締役社長　古家　武欣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,225,508	流動負債	444,658
固定資産	215,438	固定負債	158,618
		株主資本	839,694
		資本金	260,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	353,694
		その他利益剰余金	353,694
		（うち当期純利益）	(178,507)
		自己株式	△24,000
		評価・換算差額等	△2,024
		その他有価証券評価差額金	△2,024
合計	1,440,946	合計	1,440,946

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都豊島区東池袋２丁目61番３号
きらぼしＪＣＢ株式会社
代表取締役社長　西井　竜也

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,818,212	流動負債	6,541,682
固定資産	252,877	固定負債	608,603
有形固定資産	15,192	株主資本	1,933,304
無形固定資産	1,028	資本金	30,000
投資その他の資産	236,655	利益剰余金	1,903,304
		利益準備金	6,972
		その他利益剰余金	1,896,332
		（うち当期純利益）	(318,732)
		評価・換算差額等	△12,500
		その他有価証券評価差額金	△12,500
合計	9,071,089	合計	9,071,089

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都目黒区中目黒１―10―23
株式会社スマイルズホールディングス
代表取締役　遠山　正道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	743,418	流動負債	945
固定資産	154,263	固定負債	78,244
		株主資本	818,492
		資本金	50,000
		資本剰余金	280,032
		資本準備金	263,250
		その他資本剰余金	16,782
		利益剰余金	496,860
		その他利益剰余金	496,860
		（うち当期純利益）	(52,204)
		自己株式	△8,400
資産合計	897,681	負債・純資産合計	897,681

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号
野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社
代表取締役社長　八木忠三郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,763,292	流動負債	1,667,013
固定資産	1,311,396	固定負債	259,471
有形固定資産	21,957	負債合計	1,926,484
無形固定資産	375,287	株主資本	4,148,204
投資その他の資産	914,151	資本金	400,000
		利益剰余金	3,748,204
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	3,648,204
		（当期純利益）	(2,205,697)
		純資産合計	4,148,204
資産合計	6,074,688	負債・純資産合計	6,074,688

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役　脇本　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,396	流動負債	5,171
固定資産	4,920	固定負債	2,654
		株主資本	5,361
		資本金	210
		資本剰余金	112
		資本準備金	112
		利益剰余金	5,095
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	5,082
		（うち当期純利益）	(533)
		自己株式	△56
		評価・換算差額等	129
資産合計	13,316	負債・純資産合計	13,316

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月25日　神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館８階
大同油脂株式会社
代表取締役　小宮　健一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	826	流動負債	327
固定資産	751	（うち賞与引当金）	(94)
		固定負債	219
		退職給付引当金	191
		役員退職慰労引当金	28
		株主資本	1,030
		資本金	100
		利益剰余金	930
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	905
		（うち当期純利益）	(49)
		評価・換算差額等	0
資産合計	1,577	負債・純資産合計	1,577

第 85 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目120番地
横浜スクールランチ株式会社
代表取締役　脇本　　実

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,526	流動負債	2,046
固定資産	10,765	固定負債	10,639
		株主資本	△393
		資本金	40
		資本剰余金	△10
		資本準備金	△10
		利益剰余金	△422
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△422
		（うち当期純損失）	(369)
		自己株式	—
		評価・換算差額等	—
資産合計	12,292	負債・純資産合計	12,292

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベストネクスト株式会社
代表取締役　脇本　　実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,599	流動負債	2,536
固定資産	3,147	固定負債	1,319
		株主資本	1,891
		資本金	20
		資本剰余金	867
		資本準備金	867
		利益剰余金	1,004
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	1,004
		（うち当期純利益）	(287)
		自己株式	—
		評価・換算差額等	—
資産合計	5,747	負債・純資産合計	5,747

第 46 期 決 算 公 告

2026年６月25日　長野県茅野市豊平1526番地１
株式会社サンヨー工業
代表取締役　細田　　久

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	586,808	流動負債	276,739
固定資産	830,760	固定負債	280,846
有形固定資産	656,133	負債合計	557,585
無形固定資産	118,137	株主資本	859,984
投資その他の資産	56,490	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		利益剰余金	659,984
		（うち当期純利益）	(21,416)
		評価・換算差額等	0
		土地再評価差額金	0
		純資産合計	859,984
資産合計	1,417,569	負債・純資産合計	1,417,569

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　富山市中野新町一丁目２番10号
株式会社ホクタテ
代表取締役社長　上願　宏幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,598	流動負債	1,249
固定資産	5,320	固定負債	605
		負債合計	1,855
		株主資本	7,515
		資本金	60
		利益剰余金	7,455
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	7,435
		（うち当期純利益）	(699)
		評価・換算差額等	547
		その他有価証券評価差額金	547
		純資産合計	8,063
資産合計	9,919	負債・純資産合計	9,919

第 46 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　北名古屋市鹿田東若宮3962番地の２
エム・ユー・センターサービス名古屋株式会社
代表取締役　與儀　武蔵

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,011,928	流動負債	326,279
固定資産	46,356	固定負債	5,213
		負債合計	331,492
		株主資本	726,792
		資本金	95,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	616,792
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	615,792
		（うち当期純損失）	(1,920)
		純資産合計	726,792
資産合計	1,058,284	負債・純資産合計	1,058,284

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　愛知県名古屋市東区東桜一丁目１番10号
ニュースターライン株式会社
代表取締役　吉川　恵子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	860,157	流動負債	85,092
固定資産	104,061	賞与引当金	2,827
		固定負債	1,995
		役員退職慰労引当金	1,995
		株主資本	877,376
		資本金	30,000
		利益剰余金	847,376
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	839,876
		（うち当期純利益）	(119,996)
		評価・換算差額等	△244
		その他有価証券評価差額金	△244
資産合計	964,218	負債・純資産合計	964,218

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪府東大阪市加納四丁目13番４号
株式会社モリコー
代表取締役　東　　雅子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	707,182	流動負債	93,604
固定資産	228,216	賞与引当金	1,768
		固定負債	15,191
		役員退職慰労引当金	1,875
		株主資本	826,603
		資本金	30,000
		資本剰余金	38,020
		その他資本剰余金	38,020
		利益剰余金	758,583
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	751,083
		（うち当期純利益）	(83,522)
資産合計	935,399	負債・純資産合計	935,399

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
愛知県一宮市萩原町東宮重字長原25番地の２
ＴＧロジスティクス株式会社
代表取締役　天野　貴司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,882	流動負債	2,614
固定資産	4,058	固定負債	1,760
有形固定資産	1,505	退職給付引当金	1,741
無形固定資産	28	その他固定負債	18
投資その他の資産	2,524	株主資本	2,565
		資本金	30
		資本剰余金	1
		利益剰余金	2,533
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,526
		（うち当期純利益）	(127)
資産合計	6,940	負債・純資産合計	6,940

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都新宿区神楽坂四丁目１番１号

株式会社ハルメク

代表取締役　宮澤　孝夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,909,576	流動負債	5,139,865
固定資産	3,936,779	賞与引当金	256,079
		固定負債	2,032,807
		株主資本	2,673,683
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,683,312
		資本準備金	1,683,312
		利益剰余金	980,371
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	977,871
		（うち当期純利益）	(870,515)
合計	9,846,356	合計	9,846,356

第 58 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都立川市栄町六丁目１番地の１

ＪＡＥ八紘株式会社

社長　丸山　正樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,405	流動負債	1,064
固定資産	801	固定負債	113
		株主資本	1,837
		資本金	56
		利益剰余金	1,781
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	1,767
		（うち当期純利益）	(193)
		評価・換算差額等	191
		その他有価証券評価差額金	191
資産合計	3,207	負債・純資産合計	3,207

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　横浜市神奈川区西神奈川１－６－１

花と緑の研究所株式会社

代表取締役　後藤　昭人

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	244,338	流動負債	267,847
固定資産	19,258	賞与引当金	6,185
		固定負債	102,605
		退職給与引当金	20,065
		役員退職給与引当金	7,020
		株主資本	△106,856
		資本金	3,000
		資本剰余金	4,457
		その他資本剰余金	4,457
		利益剰余金	△114,314
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	△115,064
		（うち当期純損失）	(28,039)
合計	263,596	合計	263,596

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区神田三崎町一丁目３番地12号

株式会社ヴォーグ学園

代表取締役　城戸崎達実

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	585,916	流動負債	447,815
固定資産	80,218	賞与引当金	6,264
		固定負債	196,153
		退職給与引当金	31,962
		株主資本	22,166
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△27,833
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	△32,833
		（うち当期純利益）	(31,143)
合計	666,134	合計	666,134

第 13 期 決 算 公 告

2026年６月25日

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目２番１号

株式会社ザイマックス九州

代表取締役社長　原田　徹哉

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,337	流動負債	1,232
固定資産	801	固定負債	1,352
繰延資産	5	株主資本	560
		資本金	100
		資本剰余金	92
		その他資本剰余金	92
		利益剰余金	368
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	343
		（うち当期純利益）	(147)
合計	3,144	合計	3,144

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月25日

三重県四日市市山之一色町字奥名戸谷206―18

株式会社クスノキケミコ

代表取締役　大橋　秀樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	753	流動負債	133
固定資産	26	賞与引当金	31
		株主資本	644
		資本金	30
		利益剰余金	614
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	601
		（うち当期純利益）	(101)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
合計	779	合計	779

第 68 期 決 算 公 告

令和８年５月22日　新潟県三条市西大崎三丁目16番55号

株式会社カワグレ

代表取締役　佐藤　龍彦

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,065,441	流動負債	261,851
固定資産	518,507	賞与引当金	20,836
		固定負債	44,418
		退職給付引当金	37,557
		株主資本	1,277,679
		資本金	40,000
		資本剰余金	811,759
		資本準備金	81,739
		その他資本剰余金	730,019
		利益剰余金	425,919
		その他利益剰余金	425,919
		（うち当期純利益）	(43,901)
資産合計	1,583,948	負債・純資産合計	1,583,948

第 90 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　茨城県水戸市河和田町3891番地505

常陽石油株式会社

代表取締役　浅野　定明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,192,051	流動負債	962,000
固定資産	1,045,450	賞与引当金	28,543
繰延資産	2,086	固定負債	128,543
		退職給付引当金	125,535
		株主資本	1,149,044
		資本金	100,000
		資本剰余金	△3,420
		利益剰余金	1,052,464
		利益準備金	26,000
		その他利益剰余金	1,026,464
		（うち当期純利益）	(68,012)
資産合計	2,239,588	負債・純資産合計	2,239,588

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　兵庫県丹波市柏原町大新屋字坪田18番地
三井化学エムシー株式会社
代表取締役　清水　兵衛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,902	流動負債	4,727
固定資産	11,701	賞与引当金	157
有形固定資産	11,477	固定負債	4,070
無形固定資産	55	退職給付引当金	225
投資その他の資産	169	役員退職慰労引当金	1
		株主資本	8,806
		資本金	300
		利益剰余金	8,506
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	8,431
		（うち当期純利益）	（394）
資産合計	17,603	負債・純資産合計	17,603

第 122 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　神戸市中央区東町123番地の１
株式会社大森廻漕店
代表取締役社長　大橋　直也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,066,306	流動負債	1,913,881
固定資産	2,913,114	固定負債	1,795,073
繰延資産	2,985	負債合計	3,708,954
		株主資本	1,273,451
		資本金	400,000
		資本剰余金	2,383
		資本準備金	2,383
		利益剰余金	952,496
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	852,496
		（うち当期純利益）	（111,605）
		自己株式	△81,428
		純資産合計	1,273,451
資産合計	4,982,405	負債・純資産合計	4,982,405

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都中央区築地六丁目19番20号
株式会社 日立フーズ＆ロジスティクスシステムズ
代表取締役社長　高橋　宰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,857	流動負債	1,838
固定資産	2,056	賞与引当金	261
		役員賞与引当金	16
		固定負債	602
		退職給付引当金	292
		負債合計	2,440
		株主資本	3,473
		資本金	300
		利益剰余金	3,173
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	3,098
		（うち当期純利益）	（688）
		純資産合計	3,473
資産合計	5,914	負債・純資産合計	5,914

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
株式会社アークス
代表取締役　棚瀬　将康

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	542,386,860	流動負債	30,387,223
固定資産	97,224,210	固定負債	29,037,000
繰延資産	2,200,000	株主資本	582,386,847
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	864,166,252
		資本準備金	661,581,762
		その他資本剰余金	202,584,490
		利益剰余金	△291,779,405
		その他利益剰余金	△291,779,405
		（うち当期純損失）	（140,774,306）
資産合計	641,811,070	負債・純資産合計	641,811,070

第 130 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　兵庫県養父市八鹿町八鹿113番地の１
全但バス株式会社
代表取締役　村上　宣人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,290,780	流動負債	464,937
固定資産	1,391,977	固定負債	948,346
繰延資産	190	株主資本	1,248,558
		資本金	100,000
		資本剰余金	27,867
		（資本準備金）	（27,867）
		利益剰余金	1,123,624
		（利益準備金）	（50,000）
		（その他利益剰余金）	（1,073,624）
		（うち当期純利益）	（89,343）
		自己株式	△2,934
		評価・換算差額	21,106
合計	2,682,948	合計	2,682,948

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　石川県野々市市御経塚三丁目47番地
株式会社三谷サービスエンジン
代表取締役社長　本村　幸宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,047,795	流動負債	1,278,731
固定資産	1,454,203	固定負債	538,761
		負債合計	1,817,492
		株主資本	684,506
		資本金	42,420
		資本剰余金	88,000
		資本準備金	8,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	554,086
		利益準備金	20,312
		その他利益剰余金	533,774
		（うち当期純利益）	（52,964）
		純資産合計	684,506
資産合計	2,501,998	負債・純資産合計	2,501,998

決 算 公 告

令和８年６月25日　広島市安芸区矢野新町一丁目２番10号
株式会社デルタツーリング
代表取締役　藤田　均

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,606,623	流動負債	5,642,345
固定資産	18,418,800	賞与引当金	85,900
繰延資産	2,300	固定負債	715,000
		株主資本	15,670,378
		資本金	80,000
		資本剰余金	10,943,730
		その他資本剰余金	10,943,730
		利益剰余金	4,646,648
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	4,626,648
		（うち当期純利益）	（394,784）
資産合計	22,027,724	負債・純資産合計	22,027,724

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　兵庫県神戸市西区高塚台一丁目９番地２
住電半導体材料株式会社
代表取締役　森下　知典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,959,360	流動負債	6,160,448
固定資産	3,761,328	固定負債	35,437
		退職給付引当金	30,246
		役員退職慰労引当金	5,191
		株主資本	1,524,803
		資本金	490,000
		資本剰余金	490,000
		資本準備金	490,000
		利益剰余金	544,803
		その他利益剰余金	544,803
		（うち当期純利益）	（47,852）
資産合計	7,720,688	負債・純資産合計	7,720,688

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

福岡県福岡市中央区清川二丁目22番８号
ＦＢＳエンタープライズ株式会社
代表取締役　伊豆　善史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	306,645	流動負債	80,267
固定資産	319,469	固定負債	633
		退職給付引当金	633
		株主資本	455,178
		資本金	10,000
		利益剰余金	445,178
		その他利益剰余金	445,178
		（うち当期純利益）	(26,824)
		評価・換算差額等	90,036
		その他有価証券評価差額金	90,036
資産合計	626,114	負債・純資産合計	626,114

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　福岡市東区箱崎ふ頭三丁目１番35号
西部ガスリビング株式会社
代表取締役社長　原口　兼一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,500	流動負債	5,490
固定資産	4,434	固定負債	2,778
有形固定資産	2,514	（退職給付引当金）	(151)
無形固定資産	38	株主資本	1,603
投資その他の資産	1,882	資本金	480
		利益剰余金	1,123
		利益準備金	51
		その他利益剰余金	1,071
		（うち当期純利益）	(117)
		評価・換算差額等	62
		その他有価証券評価差額金	62
資産合計	9,934	負債・純資産合計	9,934

第 56 期 決 算 公 告

2026年６月25日　岡山県岡山市北区錦町６番１号
株式会社リョービツアーズ
代表取締役　谷口　修身

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	311,134	流動負債	912,771
固定資産	182,412	固定負債	324,428
		株主資本	△737,750
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		利益剰余金	△797,750
		利益準備金	6,880
		その他利益剰余金	△804,630
		（うち当期純利益）	(19,761)
		評価・換算差額等	△5,902
		その他有価証券評価差額金	△5,902
資産合計	493,547	負債・純資産合計	493,547

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区丸の内二丁目１番10号
株式会社両備ヘルシーケア
代表取締役　辰巳　弘光

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	548	流動負債	1,727
固定資産	6,132	固定負債	2,240
		株主資本	2,712
		資本金	100
		資本剰余金	1,728
		資本準備金	60
		その他資本剰余金	1,668
		利益剰余金	884
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	877
		（うち当期純利益）	(97)
資産合計	6,681	負債・純資産合計	6,681

第 70 期 決 算 公 告

2026年６月25日
香川県小豆郡小豆島町草壁本町1053番地の３
内海フェリー株式会社
代表取締役　田邉　学

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,319	流動負債	259,638
固定資産	210,572	固定負債	59,380
		株主資本	△106,126
		資本金	30,000
		資本剰余金	2,750
		資本準備金	2,750
		利益剰余金	△138,876
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	△146,376
		（うち当期純損失）	(7,024)
資産合計	212,891	負債・純資産合計	212,891

第 63 期 決 算 公 告

2026年６月25日
香川県小豆郡小豆島町池田１番地18
国際両備フェリー株式会社
代表取締役　小嶋　光信

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	525,770	流動負債	688,008
固定資産	1,335,773	固定負債	135,340
		株主資本	1,038,101
		資本金	17,600
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	1,010,501
		利益準備金	4,400
		その他利益剰余金	1,006,101
		（うち当期純損失）	(10,807)
		評価・換算差額等	92
		その他有価証券評価差額金	92
資産合計	1,861,543	負債・純資産合計	1,861,543

第 123 期 決 算 公 告

令和８年６月４日　札幌市西区二十四軒１条２丁目４番25号
株式会社北海道ニッスイ
代表取締役社長　岡本　裕之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,997,333	流動負債	2,262,081
固定資産	1,510,216	（賞与引当金）	(42,437)
		固定負債	238,551
		（退職給付引当金）	(203,561)
		株主資本	2,000,920
		資本金	490,000
		利益剰余金	1,510,920
		利益準備金	135,158
		その他利益剰余金	1,375,762
		評価・換算差額等	5,997
資産合計	4,507,549	負債・純資産合計	4,507,549

㈱　当期純利益　176,328千円

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　札幌市中央区北１条西６丁目１番地２
株式会社ＨＡＲＰ
代表取締役　近藤　晃司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,201,960	流動負債	474,756
固定資産	654,454	固定負債	425,000
有形固定資産	596,424	**負債の部合計**	**899,756**
無形固定資産	3,135	株主資本	956,659
投資その他の資産	54,894	資本金	471,000
繰延資産	—	利益剰余金	495,659
		（その他利益剰余金）	(495,659)
		自己株式	△10,000
		純資産の部合計	**956,659**
資産合計	1,856,415	負債・純資産合計	1,856,415

㈱　当期純利益　58,115千円

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　北海道旭川市工業団地１条３丁目１番37号
日本ハム北海道ファクトリー株式会社
代表取締役　沼田三千夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,455,443	流動負債	4,698,817
固定資産	7,407,922	（賞与引当金）	(90,915)
		固定負債	3,888,440
		（退職給付引当金）	(196,917)
		株主資本	276,108
		資本金	90,000
		資本剰余金	40,000
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	146,108
		利益準備金	15,349
		その他利益剰余金	130,758
		（うち当期純損失）	(463,498)
資産合計	8,863,365	負債・純資産合計	8,863,365

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　札幌市中央区北２条西４丁目１番地
三井不動産レジデンシャルサービス北海道株式会社
代表取締役　黒澤　啓

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	323,051	流動負債	76,217
固定資産	58,373	（賞与引当金）	(22,785)
		固定負債	77,538
		退職給付引当金	77,538
		株主資本	227,669
		資本金	100,000
		利益剰余金	127,669
		利益準備金	20,900
		その他利益剰余金	106,769
		（うち当期純利益）	(37,868)
資産合計	381,425	負債・純資産合計	381,425

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
日本ハムキャリアコンサルティング株式会社
代表取締役　今村　圭史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	405,041	流動負債	84,691
固定資産	24,279	（賞与引当金）	(10,008)
		固定負債	46,678
		退職給付引当金	44,048
		役員退職慰労引当金	2,630
		株主資本	297,951
		資本金	80,000
		利益剰余金	217,951
		利益準備金	7,638
		その他利益剰余金	210,312
		（うち当期純利益）	(43,130)
資産合計	429,321	負債・純資産合計	429,321

第 41 期 決 算 公 告

2026年６月25日
茨城県土浦市卸町１丁目７番７号
株式会社ゆきむら壱番亭
代表取締役社長　大西　教夫

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,162,213	流動負債	190,800
固定資産	516,379	（うち賞与引当金）	(9,142)
		固定負債	86,986
		株主資本	1,400,806
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,330,806
		利益準備金	3,320
		その他利益剰余金	1,327,486
		（うち当期純利益）	(90,443)
資産合計	1,678,593	負債・純資産合計	1,678,593

第 50 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都港区港南二丁目７番19号
株式会社ウスネ
代表取締役　黒田　昌寛

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	792,728	流動負債	406,517
固定資産	76,556	（賞与引当金）	(12,819)
		固定負債	35,165
		（退職給付引当金）	(26,898)
		（役員退職慰労引当金）	(4,010)
		株主資本	427,602
		資本金	50,000
		利益剰余金	377,602
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	365,102
		（うち当期純利益）	(48,907)
資産合計	869,285	負債・純資産合計	869,285

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
日本ハム冷凍食品株式会社
代表取締役　阪本　将文

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,762,229	流動負債	2,785,767
固定資産	253,123	（賞与引当金）	(24,995)
		固定負債	64,427
		（退職給付引当金）	(61,517)
		（役員退職慰労引当金）	(2,760)
		株主資本	165,158
		資本金	310,000
		利益剰余金	△ 144,841
		利益準備金	70
		その他利益剰余金	△ 144,911
		（うち当期純損失）	(220,352)
資産合計	3,015,353	負債・純資産合計	3,015,353

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦一丁目２番１号
株式会社ＵＢＥアセット＆インシュアランス
代表取締役社長　河裾　伸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	760,835	流動負債	545,602
固定資産	66,291	固定負債	48,308
		負債合計	593,910
		株主資本	233,216
		資本金	19,000
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	213,216
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	208,216
		（うち当期純利益）	(99,017)
		純資産合計	233,216
資産合計	827,126	負債・純資産合計	827,126

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都中央区日本橋堀留町１－５－11
株式会社ロブテックスファスニングシステム
代表取締役　地引　俊爲

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	855,218	流動負債	169,049
固定資産	63,349	負債合計	169,049
		株主資本	740,262
		資本金	10,000
		利益剰余金	730,262
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	727,762
		（うち当期純利益）	(56,332)
		評価・換算差額等	9,255
		その他有価証券評価差額金	9,255
		純資産合計	749,518
資産合計	918,567	負債・純資産合計	918,567

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

神奈川県川崎市川崎区浮島町12番３号
日本チルド物流株式会社
代表取締役　井門　豊武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,526	流動負債	2,401
固定資産	1,307	（賞与引当金）	(158)
		固定負債	555
		（退職給付引当金）	(541)
		（役員退職慰労引当金）	(6)
		株主資本	3,876
		資本金	80
		利益剰余金	3,796
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	3,774
		（うち当期純利益）	(403)
資産合計	6,833	負債・純資産合計	6,833

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　神奈川県鎌倉市岩瀬961番地
株式会社鎌倉ハム富岡商会
代表取締役　藤松真美江

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	796,609	流動負債	1,873,841
固定資産	2,673,423	（賞与引当金）	(50,544)
		固定負債	27,632
		（退職給付引当金）	(25,550)
		株主資本	1,568,055
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,508,055
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,493,055
		（うち当期純利益）	(44,852)
		評価・換算差額等	502
		その他有価証券評価差額金	502
資産合計	3,470,033	負債・純資産合計	3,470,033

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪市淀川区西中島四丁目１番１号
日清食品冷凍株式会社
代表取締役社長　三島　健悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,777	流動負債	5,958
固定資産	4,440	（うち賞与引当金）	(65)
		固定負債	35
		株主資本	11,222
		資本金	100
		資本剰余金	4,812
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	4,787
		利益剰余金	6,310
		その他利益剰余金	6,310
		（うち当期純利益）	(6,310)
資産合計	17,217	負債・純資産合計	17,217

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県川崎市川崎区日ノ出一丁目16番14号
ＮＨジャパンフード株式会社
代表取締役　鳴海　秀一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,524	流動負債	2,764
固定資産	2,905	（賞与引当金）	(71)
		固定負債	465
		（退職給付引当金）	(215)
		（役員退職慰労引当金）	(5)
		株主資本	2,199
		資本金	100
		利益剰余金	2,099
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,074
		（うち当期純利益）	(252)
資産合計	5,429	負債・純資産合計	5,429

第 93 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　大阪市西区靭本町三丁目10番15号
スタンダードケミックス株式会社
代表取締役社長　河野　義典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,936	流動負債	3,807
固定資産	6,292	固定負債	1,844
		株主資本	4,380
		資本金	98
		利益剰余金	4,309
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	4,284
		（うち当期純利益）	(443)
		自己株式	△ 26
		評価・換算差額等	196
		その他有価証券評価差額金	669
		土地再評価差額金	△ 473
資産合計	10,229	負債・純資産合計	10,229

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪市淀川区西中島四丁目１番１号
日清食品チルド株式会社
代表取締役社長　上和田公彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,642	流動負債	3,907
固定資産	4,159	（うち賞与引当金）	(58)
		固定負債	34
		株主資本	4,860
		資本金	100
		資本剰余金	4,576
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	4,551
		利益剰余金	183
		その他利益剰余金	183
		（うち当期純利益）	(182)
資産合計	8,802	負債・純資産合計	8,802

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市北区梅田二丁目４番９号
日本ハムシステムソリューションズ株式会社
代表取締役　藤原　寛英

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,339,206	流動負債	1,727,379
固定資産	614,533	（賞与引当金）	(146,696)
		固定負債	251,391
		（退職給付引当金）	(211,974)
		（役員退職慰労引当金）	(19,950)
		株主資本	2,974,968
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,964,968
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,962,468
		（うち当期純利益）	(575,838)
資産合計	4,953,739	負債・純資産合計	4,953,739

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月25日

大阪府岸和田市土生町１丁目４番23号
フジ・アメニティサービス株式会社
代表取締役社長　社長執行役員　宮脇　宣綱

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,578,344	流動負債	6,501,939
固定資産	27,875,671	（うち賞与引当金）	(66,000)
		固定負債	12,408,585
		負債合計	18,910,524
		株主資本	17,543,491
		資本金	90,000
		利益剰余金	17,453,491
		その他利益剰余金	17,453,491
		（うち当期純利益）	(2,389,647)
		純資産合計	17,543,491
資産合計	36,454,016	負債・純資産合計	36,454,016

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市北区梅田二丁目４番９号
日本ハムビジネスアソシエ株式会社
代表取締役　武田　義秀

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,023,639	流動負債	618,014
固定資産	109,186	（賞与引当金）	(118,046)
		固定負債	158,933
		退職給付引当金	149,073
		役員退職慰労引当金	9,860
		株主資本	2,355,878
		資本金	20,000
		利益剰余金	2,335,878
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,330,878
		（うち当期純利益）	(168,705)
資産合計	3,132,825	負債・純資産合計	3,132,825

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市北区梅田二丁目４番９号
日本ハムカスタマー・コミュニケーション株式会社
代表取締役　香川　泰範

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	685,835	流動負債	516,943
固定資産	125,009	（賞与引当金）	(28,911)
		固定負債	50,568
		（退職給付引当金）	(41,935)
		（役員退職慰労引当金）	(4,180)
		株主資本	243,332
		資本金	48,000
		利益剰余金	195,332
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	183,332
		（うち当期純損失）	(482,556)
資産合計	810,845	負債・純資産合計	810,845

第 128 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　大阪市中央区今橋二丁目１番10号
大銑産業株式会社
代表取締役社長　三好　健司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,842,887	流動負債	13,051,475
固定資産	2,359,880	固定負債	1,345,053
有形固定資産	1,758,532	（内退職給付引当金）	(1,088,318)
無形固定資産	8,690	負債合計	14,396,529
投資その他の資産	592,658	株主資本	7,806,238
		資本金	264,000
		資本剰余金	5,296
		資本準備金	5,296
		利益剰余金	7,536,941
		利益準備金	66,000
		その他利益剰余金	7,470,941
		（内当期純利益）	(495,024)
		純資産合計	7,806,238
資産合計	22,202,767	負債・純資産合計	22,202,767

第 74 期 決 算 公 告

2026年６月25日

大阪府堺市堺区築港八幡町１番地
大阪新運輸株式会社
代表取締役社長　広瀬　和文

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,455,946	流動負債	425,370
固定資産	451,879	固定負債	103,711
有形固定資産	395,114	株主資本	1,378,744
無形固定資産	7,086	資本金	194,500
投資その他の資産	49,679	資本剰余金	118,993
		資本準備金	118,993
		利益剰余金	1,257,250
		その他利益剰余金	1,257,250
		（うち当期純利益）	(51,190)
		自己株式	△ 192,000
合計	1,907,825	合計	1,907,825

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市淀川区宮原四丁目１番９号
株式会社フジシールウエスト
代表取締役社長　尾崎　泰成

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,645	流動負債	9,113
固定資産	4,687	賞与引当金	78
有形固定資産	4,669	その他	9,035
無形固定資産	15	固定負債	58
投資その他の資産	3	退職給付引当金	57
		その他	1
		株主資本	1,161
		資本金	100
		利益剰余金	1,061
		その他利益剰余金	1,061
		（うち当期純利益）	(215)
資産合計	10,332	負債・純資産合計	10,332

第 48 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　大阪市天王寺区上本町５丁目１番５号
雄健建設株式会社
代表取締役社長　松山　陽一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,712,164	流動負債	377,183
固定資産	297,835	（うち賞与引当金）	(7,800)
		負債合計	377,183
		株主資本	1,632,816
		資本金	50,000
		資本剰余金	85,000
		その他資本剰余金	85,000
		利益剰余金	1,497,816
		その他利益剰余金	1,497,816
		（うち当期純利益）	(26,017)
		純資産合計	1,632,816
資産合計	2,010,000	負債・純資産合計	2,010,000

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

兵庫県小野市匠台19番地
プレミアムキッチン株式会社
代表取締役　塩津　　晃

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,672,225	流動負債	11,438,189
固定資産	6,066,306	（賞与引当金）	(76,066)
		固定負債	1,090,028
		（退職給付引当金）	(124,530)
		（役員退職慰労引当金）	(1,250)
		株主資本	△ 4,789,686
		資本金	290,000
		利益剰余金	△ 5,079,686
		その他利益剰余金	△ 5,079,686
		（うち当期純利益）	(70,296)
資産合計	7,738,532	負債・純資産合計	7,738,532

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

大阪市住之江区南港中六丁目４番36号
南港紙センター株式会社
代表取締役社長　井上　智一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,969	流動負債	684,612
固定資産	1,113,529	固定負債	42,810
有形固定資産	1,104,363	株主資本	400,076
無形固定資産	7,125	資本金	100,000
投資その他の資産	2,042	資本剰余金	99,955
		資本準備金	21,000
		その他資本剰余金	78,955
		利益剰余金	200,121
		利益準備金	4,000
		その他利益剰余金	196,121
		（うち当期純損失）	(3,243)
資産合計	1,127,499	負債・純資産合計	1,127,499

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　鳥取県西伯郡大山町高田1213番地１
鳥取ロブスターツール株式会社
代表取締役　地引　俊爲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	944,225	流動負債	241,472
固定資産	386,037	固定負債	616,463
		負債合計	**857,935**
		株主資本	472,326
		資本金	200,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	122,326
		その他利益剰余金	122,326
		（うち当期純利益）	（5,240）
		純資産合計	**472,326**
資産合計	**1,330,262**	**負債・純資産合計**	**1,330,262**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　和歌山市美園町５丁目61番地先無番地
株式会社和歌山ステーションビルディング
代表取締役社長　二神　俊祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	317,202	流動負債	275,562
固定資産	720,810	（内賞与引当金）	（1,724）
		（内ポイント引当金）	（1,647）
		固定負債	452,956
		（内退職給付引当金）	（12,164）
		負債合計	**728,518**
		株主資本	309,494
		資本金	75,000
		利益剰余金	234,494
		利益準備金	4,050
		その他利益剰余金	230,444
		（内当期純利益）	（37,652）
		純資産合計	**309,494**
資産合計	**1,038,012**	**負債・純資産合計**	**1,038,012**

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月25日
香川県香川郡直島町2249番地40
四国汽船株式会社
代表取締役　小嶋　光信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	922,418	流動負債	359,836
固定資産	1,285,073	固定負債	101,736
		株主資本	1,709,716
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,749,716
		利益準備金	2,700
		その他利益剰余金	2,747,016
		（うち当期純利益）	（45,005）
		自己株式	△1,050,000
		評価・換算差額等	36,202
		その他有価証券評価差額金	36,202
資産合計	**2,207,492**	**負債・純資産合計**	**2,207,492**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
島根県大田市長久町長久イ446番
帝人コードレ株式会社
代表取締役　内田　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,619	流動負債	3,620
固定資産	2,232	固定負債	32
		株主資本	2,204
		資本金	100
		資本剰余金	343
		資本準備金	343
		利益剰余金	1,762
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,749
		（うち当期純利益）	（447）
		評価・換算差額等	△ 5
		繰延ヘッジ損益	△ 5
資産合計	**5,851**	**負債・純資産合計**	**5,851**

第５期決算公告

令和８年６月24日
神戸市東灘区住吉南町１丁目11番27号
株式会社ＯＳＫ
取締役社長　深澤　孝幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,347,988
	固定資産	2,668,667
	合計	4,016,655
負債及び純資産の部	流動負債	1,794,889
	固定負債	81,772
	株主資本	2,139,993
	資本金	98,000
	資本剰余金	2,265,204
	資本準備金	500
	その他資本剰余金	2,264,704
	利益剰余金	△223,210
	その他利益剰余金	△223,210
	（うち当期純損失）	（150,473）
	合計	4,016,655

第 35 期 決 算 公 告

2026年６月24日　熊本県合志市福原１番地１
東京エレクトロン九州株式会社
代表取締役社長　林　伸一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	270,188	流動負債	110,923
固定資産	107,382	賞与引当金	4,020
		役員賞与引当金	60
		製品保証引当金	16,265
		その他	90,577
		固定負債	14,983
		退職給付引当金	14,983
		株主資本	251,664
		資本金	2,000
		利益剰余金	249,664
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	249,164
資産合計	**377,571**	**負債・純資産合計**	**377,571**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	464,298
売上原価	368,327
売上総利益	95,970
販売費及び一般管理費	36,374
営業利益	59,595
営業外収益	482
営業外費用	500
経常利益	59,577
特別利益	402
特別損失	102
税引前当期純利益	59,877
法人税、住民税及び事業税	12,389
法人税等調整額	585
当期純利益	46,903

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
兵庫県赤穂市高野846番地
株式会社赤穂ユニテックサービス
代表取締役　内藤　洋

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	196,510
	固定資産	2,621
	合計	199,131
負債及び純資産の部	流動負債	10,933
	株主資本	188,198
	資本金	10,000
	利益剰余金	178,198
	（利益準備金）	（1,085）
	（その他利益剰余金）	（177,113）
	（うち当期純損失）	（2,674）
	合計	199,131

第 60 期 決 算 公 告

2026年６月24日　静岡県掛川市千浜7800番地
株式会社キャタラー
代表取締役社長　石田　雅資

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	125,692	流動負債	57,158
固定資産	29,794	（うち引当金）	（1,232）
有形固定資産	16,717	固定負債	229
無形固定資産	885	（うち引当金）	（221）
投資その他の資産	12,191	株主資本	98,098
		資本金	551
		資本剰余金	90
		資本準備金	90
		利益剰余金	97,734
		利益準備金	137
		その他利益剰余金	97,596
		自己株式	△277
資産合計	**155,486**	**負債・純資産合計**	**155,486**

（備考）　金額は百万円未満切捨て表示

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	217,194
売上原価	200,303
売上総利益	16,891
販売費及び一般管理費	11,063
営業利益	5,827
営業外収益	4,296
営業外費用	101
経常利益	10,022
特別損失	1,627
税引前当期純利益	8,395
法人税、住民税及び事業税	2,389
法人税等調整額	△557
当期純利益	6,563

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

埼玉県鴻巣市南一丁目５番45号
富士電機機器制御株式会社
代表取締役社長　森本　正博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,430	流動負債	13,487
固定資産	22,189	固定負債	983
有形固定資産	14,013	**負債合計**	**14,471**
無形固定資産	183	株主資本	41,148
投資その他の資産	7,992	資本金	7,598
		資本剰余金	22,676
		資本準備金	22,676
		利益剰余金	10,874
		その他利益剰余金	10,874
		純資産合計	**41,148**
資産合計	**55,620**	**負債・純資産合計**	**55,620**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	52,242
売上原価	39,369
売上総利益	12,873
販売費及び一般管理費	10,518
営業利益	2,354
営業外収益	791
営業外費用	71
経常利益	3,075
特別利益	—
特別損失	43
税引前当期純利益	3,031
法人税、住民税及び事業税	603
法人税等調整額	179
当期純利益	2,248

第 16 期決算公告

令和８年６月25日
兵庫県芦屋市奥池南町34番１号
芦有ドライブウェイ株式会社
代表取締役社長　森山　慶一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	323,594
	固定資産	280,188
	合計	**603,782**
負債及び純資産の部	流動負債	79,893
	固定負債	68,199
	株主資本	455,690
	資本金	40,000
	資本剰余金	327,157
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	317,157
	利益剰余金	88,533
	その他利益剰余金	88,533
	（うち当期純利益）	（21,471）
	合計	**603,782**

第 16 期 決 算 公 告

2026年６月24日　宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ１番
東京エレクトロン宮城株式会社
代表取締役社長　神原　弘光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	220,415	流動負債	267,797
固定資産	173,951	賞与引当金	3,477
		役員賞与引当金	101
		製品保証引当金	14,887
		その他	249,330
		固定負債	6,963
		退職給付引当金	6,963
		株主資本	119,606
		資本金	500
		利益剰余金	119,106
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	118,981
資産合計	**394,367**	**負債・純資産合計**	**394,367**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	538,400
売上原価	400,470
売上総利益	137,929
販売費及び一般管理費	112,937
営業利益	24,992
営業外収益	257
営業外費用	1,640
経常利益	23,609
特別利益	19
特別損失	348
税引前当期純利益	23,280
法人税、住民税及び事業税	3,945
法人税等調整額	△1,316
当期純利益	20,650

第 66 期決算公告

令和８年６月24日
兵庫県尼崎市次屋２丁目２番24号
日鉄ステンレスアート株式会社
代表取締役　金子　　渡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,232,672
	固定資産	346,749
	合計	**1,579,421**
負債及び純資産の部	流動負債	195,002
	固定負債	218,960
	株主資本	1,152,682
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,102,682
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,090,182
	（うち当期純利益）	（33,786）
	評価・換算差額等	12,777
	合計	**1,579,421**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
埼玉県川越市大字的場亀ヶ渕1620番地
本田金属技術株式会社
代表取締役　小島　　晃

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,865	流動負債	4,422
固定資産	17,699	固定負債	5,520
有形固定資産	4,951	株主資本	20,553
無形固定資産	114	資本金	1,260
投資その他の資産	12,633	資本剰余金	367
		資本準備金	367
		利益剰余金	18,925
		利益準備金	69
		その他利益剰余金	18,855
		評価・換算差額等	69
		その他有価証券評価差額金	69
資産合計	**30,564**	**負債・純資産合計**	**30,564**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,639
売上原価	16,616
売上総利益	5,023
販売費及び一般管理費	3,094
営業利益	1,928
営業外収益	1,316
営業外費用	234
経常利益	3,010
特別利益	958
特別損失	4
税引前当期純利益	3,964
法人税、住民税及び事業税	1,023
法人税等調整額	147
当期純利益	2,793

第 66 期決算公告

令和８年６月25日
兵庫県西宮市西宮浜１丁目１番２号
株式会社大阪合成有機化学研究所
代表取締役　小亀　善一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,580,848
	固定資産	4,271,415
	資産合計	**9,852,263**
負債及び純資産の部	流動負債	5,905,539
	固定負債	104,002
	株主資本	3,842,723
	資本金	35,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	3,792,723
	（利益準備金）	（35,000）
	（その他利益剰余金）	（3,757,723）
	（うち当期純利益）	（232,409）
	負債・純資産合計	**9,852,263**

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月24日
東京都中央区京橋二丁目５番18号
シミズ・ファイナンス株式会社
代表取締役社長　山口　充穂

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	126,591	流動負債	112,893
固定資産	21	固定負債	8,995
		株主資本	4,722
		資本金	100
		資本剰余金	1,900
		資本準備金	1,900
		利益剰余金	2,722
		利益準備金	105
		その他利益剰余金	2,617
資産合計	**126,612**	**負債・純資産合計**	**126,612**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,349
売上原価	693
売上総利益	655
販売費及び一般管理費	59
営業利益	596
営業外損益	0
経常利益	596
税引前当期純利益	596
法人税、住民税及び事業税	184
法人税等調整額	△0
当期純利益	412

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神戸市西区高塚台４丁目４番地の４
シスメックスハーモニー株式会社
代表取締役社長　棟尾　顕士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	126,920
	固定資産	4,086
	合計	**131,006**
負債及び純資産の部	流動負債	26,844
	賞与引当金	8,290
	固定負債	0
	株主資本	104,162
	資本金	20,000
	利益剰余金	84,162
	その他利益剰余金	84,162
	（うち当期純利益）	（14,519）
	合計	**131,006**

第72期決算公告

2026年６月５日
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁35
株式会社 サークルライナーズ
代表取締役　安井　嘉昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,035,207
	固定資産	195,458
	繰延資産	2,836
	合計	1,233,501
負純資債及産のび部	流動負債	425,643
	賞与引当金	12,983
	株主資本	807,858
	資本金	50,000
	利益剰余金	757,858
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	745,358
	（うち当期純利益）	(42,002)
	合計	1,233,501

第７期決算公告

2026年６月25日
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
プライムプラネットエナジー＆ソリューションズ株式会社
代表取締役　好田　博昭

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	170,188	流動負債	200,785
固定資産	249,487	（賞与引当金）	(4,440)
繰延資産	198	固定負債	36,921
		株主資本	182,167
		資本金	84,958
		資本剰余金	140,418
		資本準備金	84,958
		その他資本剰余金	55,460
		利益剰余金	△43,209
		その他利益剰余金	△43,209
資産合計	419,874	負債・純資産合計	419,874

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	378,461
売上原価	356,588
売上総利益	21,872
販売費及び一般管理費	41,443
営業損失	19,570
営業外収益	18,543
営業外費用	3,117
経常損失	4,144
特別利益	29
特別損失	1,173
税引前当期純損失	5,288
法人税、住民税及び事業税	1,046
法人税等調整額	—
当期純損失	6,334

第39期決算公告

令和８年６月25日
福岡県福岡市南区清水１丁目13番24号
株式会社エキスパートクラブ
代表取締役社長　有働　剛

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	90,825
	固定資産	31,180
	合計	122,005
負純資債及産のび部	流動負債	21,462
	株主資本	100,543
	資本金	10,000
	利益剰余金	90,543
	利益準備金	1,277
	繰越利益剰余金	89,266
	（うち当期純利益）	(4,290)
	合計	122,005

第53期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号
丸の内熱供給株式会社
取締役社長　千葉　太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	29,813	固定負債	1,203
流動資産	7,103	（役員退任慰労引当金）	(22)
		（退職給付引当金）	(394)
		流動負債	3,258
		（賞与引当金）	(124)
		株主資本	32,443
		資本金	2,775
		利益剰余金	29,668
		利益準備金	693
		その他利益剰余金	28,974
		評価・換算差額等	12
資産合計	36,917	負債・純資産合計	36,917

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,332
売上原価	15,876
売上総利益	2,455
販売費及び一般管理費	1,243
営業利益	1,212
営業外収益	99
営業外費用	125
経常利益	1,185
特別利益	748
特別損失	1,134
税引前当期純利益	799
法人税、住民税及び事業税	348
法人税等調整額	△123
当期純利益	574

第27期決算公告

令和８年６月18日
福岡市西区元岡744パブリック２号館１階
株式会社産学連携機構九州
代表取締役社長　前田　真

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,364
	固定資産	8,274
	合計	127,638
負純資債及産のび部	流動負債	12,004
	固定負債	33,381
	株主資本	82,252
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,252
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	69,752
	（うち当期純損失）	(11,352)
	合計	127,638

第28期決算公告

2026年６月25日
東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
株式会社ＪＲ東日本マネジメントサービス
代表取締役社長　矢部　京子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	709,816	流動負債	708,559
固定資産	437	（賞与引当金）	(229)
		固定負債	119
		（退職給付引当金）	(119)
		負債合計	708,679
		株主資本	1,574
		資本金	80
		利益剰余金	1,494
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	1,474
		純資産合計	1,574
資産合計	710,253	負債・純資産合計	710,253

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,766
売上原価	8,470
売上総利益	1,296
販売費及び一般管理費	826
営業利益	470
営業外損益	1
経常利益	471
特別損失	5
税引前当期純利益	465
法人税、住民税及び事業税	157
法人税等調整額	△28
当期純利益	336

第41期決算公告

令和８年６月24日
札幌市中央区北５条西２丁目５番地
札幌川重車両エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　吉澤　基勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	906,427
	固定資産	58,201
	合計	964,629
負純資債及産のび部	流動負債	365,345
	賞与引当金	45,506
	固定負債	59,044
	退職給付引当金	59,044
	株主資本	540,239
	資本金	20,000
	利益剰余金	520,239
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	515,239
	（うち当期純利益）	(201,582)
	合計	964,629

第29期決算公告

2026年６月24日　東京都港区赤坂２丁目９番11号
伊藤忠都市開発株式会社
代表取締役　松　典男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	149,263	流動負債	123,695
固定資産	2,747	（賞与引当金）	(582)
有形固定資産	517	固定負債	990
無形固定資産	67	（退職給付引当金）	(784)
投資その他の資産	2,161	株主資本	27,323
		資本金	10,698
		資本剰余金	471
		資本準備金	471
		利益剰余金	16,153
		利益準備金	2,202
		その他利益剰余金	13,951
資産合計	152,010	負債・純資産合計	152,010

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	71,610
売上原価	55,803
売上総利益	15,806
販売費及び一般管理費	7,413
営業利益	8,392
営業外収益	752
営業外費用	858
経常利益	8,287
特別損益	△520
税引前当期純利益	7,766
法人税、住民税及び事業税	1,628
法人税等調整額	585
当期純利益	5,552

第　21　期　決　算　公　告

2026年６月25日　東京都中央区新川一丁目28番23号
アルファ債権回収株式会社
代表取締役　本多　俊郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	3,957,293	流動負債	951,046
現金及び預金	3,649,896	未払金	227,120
前払費用	16,319	預り金	657,038
未収入金	241,237	賞与引当金	40,267
貯蔵品	36,226	その他	26,620
その他	13,612	固定負債	46,250
固定資産	185,279	資産除去債務	46,250
有形固定資産	111,553	**純資産の部**	
無形固定資産	66,720	株主資本	3,145,275
投資その他の資産	7,004	資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		利益剰余金	2,145,275
		その他利益剰余金	2,145,275
資産合計	4,142,572	負債・純資産合計	4,142,572

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,548,980
売上原価	1,000,126
売上総利益	1,548,853
販売費及び一般管理費	442,285
営業利益	1,106,567
営業外収益	1,610
経常利益	1,108,178
特別損失	1,074
税引前当期純利益	1,107,103
法人税等	312,310
法人税等調整額	9,917
当期純利益	784,875

第 24 期決算公告　　2026年６月25日

東京都港区港南二丁目15番２号
株式会社特研メカトロニクス
代表取締役　坂井　利光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,845
	固定資産	42
	合計	3,887
負債及び純資産の部	流動負債	2,995
	賞与引当金	11
	その他	2,984
	固定負債	23
	退職給付引当金	23
	株主資本	869
	資本金	40
	利益剰余金	829
	その他利益剰余金	829
	（うち当期純利益）	(83)
	合計	3,887

第　36　期　決　算　公　告

令和８年６月24日
東京都立川市曙町二丁目36番２号
株式会社立川都市センター
代表取締役社長　山﨑　隆史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,106,492	流動負債	265,928
固定資産	1,609,864	固定負債	24,140
有形固定資産	1,585,712	負債合計	290,068
無形固定資産	2,052	株主資本	2,426,288
投資その他の資産	22,099	資本金	600,000
		利益剰余金	1,896,592
		利益準備金	40,800
		その他利益剰余金	1,855,792
		自己株式	△70,304
		純資産合計	2,426,288
資産合計	2,716,356	負債・純資産合計	2,716,356

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,157,645
売上原価	865,473
売上総利益	292,172
販売費及び一般管理費	226,632
営業利益	65,539
営業外収益	5,550
営業外費用	0
経常利益	71,089
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	71,089
法人税、住民税及び事業税	23,380
法人税等調整額	△1,232
当期純利益	48,942

第 29 期決算公告　　令和８年６月25日

東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
三井倉庫エクスプレス株式会社
代表取締役　社長執行役員　一柳　尚成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	19,434
	固定資産	4,788
	合計	24,222
負債及び純資産の部	流動負債	4,057
	固定負債	1,039
	株主資本	19,126
	資本金	400
	資本剰余金	11,510
	その他資本剰余金	11,510
	利益剰余金	7,216
	その他利益剰余金	7,216
	（うち当期純利益）	(4,315)
	合計	24,222

令和８年３月期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
三菱ケミカルインフラテック株式会社
代表取締役　阪上　明彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,118	流動負債	18,882
固定資産	7,443	固定負債	2,445
		負債合計	21,328
		株主資本	9,234
		資本金	400
		資本剰余金	550
		資本準備金	550
		利益剰余金	8,284
		利益準備金	219
		その他利益剰余金	8,065
		純資産合計	9,234
資産合計	30,561	負債・純資産合計	30,561

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額
売上高	57,309
売上原価	42,483
売上総利益	14,826
販売費及び一般管理費	10,299
営業利益	4,527
営業外収益	297
営業外費用	281
経常利益	4,543
特別利益	95
特別損失	1,324
税引前当期純利益	3,314
法人税、住民税及び事業税	1,167
法人税等調整額	△133
当期純利益	2,280

第　21　期　決　算　公　告

2026年６月24日
東京都渋谷区道玄坂１丁目21番１号
株式会社タングラム斑尾
代表取締役社長　佐藤　文昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	479,753
	固定資産	1,917,056
	合計	2,396,809
負債及び純資産の部	流動負債	130,037
	固定負債	600,120
	株主資本	1,666,651
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,606,651
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,591,651
	（うち当期純利益）	(317,509)
	合計	2,396,809

第　59　期　決　算　公　告

令和８年６月25日　　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
みずほオートリース株式会社
代表取締役社長　小林　理伸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,639	流動負債	17,593
固定資産	21,360	賞与引当金	59
有形固定資産	19,407	固定負債	12,256
無形固定資産	434	退職給付引当金	253
投資その他の資産	1,517	負債合計	29,850
		株主資本	4,149
		資本金	386
		資本剰余金	158
		資本準備金	158
		利益剰余金	3,605
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	3,602
		純資産合計	4,149
資産合計	34,000	負債・純資産合計	34,000

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,792
売上原価	12,447
売上総利益	2,345
販売費及び一般管理費	1,465
営業利益	879
営業外収益	1
営業外費用	12
経常利益	869
特別損失	28
税引前当期純利益	840
法人税、住民税及び事業税	291
法人税等調整額	△34
当期純利益	582

第 20 期決算公告　　令和８年６月25日

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
ＤＯＷＡサーモエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　信耕　　望

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,718
	固定資産	7,752
	合計	14,470
負債及び純資産の部	流動負債	6,334
	固定負債	1,200
	株主資本	6,935
	資本金	100
	資本剰余金	4,128
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	4,103
	利益剰余金	2,707
	その他利益剰余金	2,707
	（うち当期純利益）	(605)
	合計	14,470

第54期決算公告　令和８年６月８日

東京都千代田区鍛冶町２丁目10番10号

東海ナッツ株式会社

代表取締役　山田　直史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,260,610
	固定資産	721,273
	合計	1,981,883
負純資産及のび部	流動負債	859,865
	固定負債	55,391
	株主資本	1,066,627
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,046,627
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,041,627
	（うち当期純損失）	(70,186)
	合計	1,981,883

第32期決算公告

令和８年６月25日

東京都中央区八重洲二丁目２番１号

大洋塩ビ株式会社

代表取締役社長　亀崎　尊彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,374	流動負債	17,657
固定資産	3,177	（うち賞与引当金）	(109)
		固定負債	57
		（うち役員退職慰労引当金）	(6)
		株主資本	5,836
		資本金	6,000
		利益剰余金	△163
		（その他利益剰余金）	(△163)
資産合計	23,551	負債・純資産合計	23,551

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	41,724
売上原価	35,357
売上総利益	6,367
販売費及び一般管理費	5,656
営業利益	710
営業外収益	16
営業外費用	126
経常利益	599
特別利益	—
特別損失	40
税引前当期純利益	559
法人税、住民税及び事業税	132
法人税等調整額	28
当期純利益	397

決算公告　令和８年６月25日

東京都港区六本木七丁目３番８号

Ｃｏｕｃｈｂａｓｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　トゥエット・ファン・トゥー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,520
	固定資産	0
	合計	75,520
負純資産及のび部	流動負債	31,949
	有給休暇引当金	3,349
	その他	28,599
	固定負債	0
	株主資本	43,571
	資本金	1,000
	利益剰余金	42,571
	その他利益剰余金	42,571
	（うち当期純利益）	(11,620)
	合計	75,520

第163期決算公告

令和８年６月25日　東京都港区元赤坂一丁目６番２号

安全自動車株式会社

代表取締役社長　中谷　宗平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,707	流動負債	8,212
固定資産	16,201	固定負債	9,946
有形固定資産	13,018	（うち退職給付引当金）	(960)
無形固定資産	232	負債合計	18,158
投資その他の資産	2,950	株主資本	8,244
繰延資産	25	資本金	100
		資本剰余金	24
		（資本準備金）	(24)
		利益剰余金	8,120
		（その他利益剰余金）	(8,095)
		評価・換算差額等	531
		純資産合計	8,775
資産合計	26,934	負債・純資産合計	26,934

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,026
売上原価	14,120
売上総利益	6,906
販売費及び一般管理費	5,892
営業利益	1,013
営業外収益	207
営業外費用	143
経常利益	1,077
特別利益	2
特別損失	19
税引前当期純利益	1,060
法人税、住民税及び事業税	385
法人税等調整額	△61
当期純利益	736

第50期決算公告

令和８年６月24日

神奈川県川崎市川崎区水江町３番１号

東亜テックス株式会社

代表取締役社長　江口　裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	587,629
	固定資産	108,834
	合計	696,463
負純資産及のび部	流動負債	99,300
	固定負債	58,168
	株主資本	538,994
	資本金	40,000
	利益剰余金	498,994
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	488,994
	（うち当期純利益）	(6,503)
	合計	696,463

第26期決算公告

2026年６月25日

長野県長野市大字中御所字岡田178番地２

やまびこ債権回収株式会社

代表取締役社長　小山　智

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,322	流動負債	54
固定資産	1,087	固定負債	18
有形固定資産	13	負債合計	73
無形固定資産	12	株主資本	4,344
投資その他の資産	1,060	資本金	510
		利益剰余金	3,834
		利益準備金	66
		繰越利益剰余金	3,768
		評価・換算差額等	△7
		純資産合計	4,336
資産合計	4,410	負債・純資産合計	4,410

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	590
売上総利益	590
販売費及び一般管理費	593
営業損失	2
経常利益	7
税引前当期純利益	5
法人税、住民税及び事業税	62
法人税等調整額	△15
当期純損失	41

第54期決算公告

2026年６月４日

福井県敦賀市沓見129号１番地１

株式会社原子力発電訓練センター

代表取締役社長　赤木　謙介

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,770,847
	固定資産	1,309,063
	合計	4,079,910
負純資産及のび部	流動負債	196,829
	固定負債	726,253
	株主資本	3,156,828
	資本金	300,000
	利益剰余金	2,856,828
	その他利益剰余金	2,856,828
	（うち当期純利益）	(220,442)
	合計	4,079,910

第50期決算公告

2026年６月24日　静岡市葵区東町15番地

株式会社静岡朝日テレビ

代表取締役社長　小野瀬雅久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,344	流動負債	1,879
固定資産	7,139	固定負債	470
有形固定資産	3,727	退職給付引当金	412
無形固定資産	81	その他	16
投資その他の資産	3,330	株主資本	14,999
		資本金	1,000
		利益剰余金	13,999
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	13,749
		評価・換算差額等	134
		その他有価証券評価差額金	134
資産合計	17,484	負債・純資産合計	17,484

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,241
売上原価	3,992
売上総利益	4,248
販売費及び一般管理費	3,196
営業利益	1,052
営業外収益	176
営業外費用	0
経常利益	1,228
特別損失	8
税引前当期純利益	1,219
法人税、住民税及び事業税	369
法人税等調整額	△3
当期純利益	854

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　名古屋市中区松原一丁目６番２号
Ｇホールディングス株式会社
代表取締役　後藤　善午

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,719,244	流動負債	46,805,949
固定資産	80,195,353	固定負債	30,825,404
		株主資本	8,758,776
		資本金	10,000
		資本剰余金	13,358,982
		その他資本剰余金	13,358,982
		利益剰余金	△4,510,489
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△4,512,989
		自己株式	△99,716
		評価・換算差額等	524,468
		その他有価証券評価差額金	524,468
資産合計	86,914,598	負債・純資産合計	86,914,598

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,075,607
売上原価	2,054,373
売上総利益	21,234
販売費及び一般管理費	126,234
営業損失	105,000
営業外収益	629,359
営業外費用	554,971
経常損失	30,612
特別利益	54,958
特別損失	1,044,745
税引前当期純損失	1,020,399
法人税、住民税及び事業税	141
法人税等調整額	△109,614
当期純損失	910,925

第 32 期決算公告

令和８年６月25日
長野県松本市井川城１―10―27
株式会社アルテックス
代表取締役　林　　英幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	114,717
	固定資産	5,381
	合計	120,099
負債及び純資産の部	流動負債	45,080
	（うち賞与引当金）	(7,716)
	固定負債	9,398
	株主資本	65,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,620
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	55,120
	（うち当期純損失）	(271)
	合計	120,099

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月22日　　愛知県長久手市横道41番地の１
株式会社豊田中央研究所
代表取締役所長兼ＣＲＯ　志満津　孝

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,741	流動負債	3,384
固定資産	9,920	固定負債	4,467
有形固定資産	8,574	負債合計	7,851
無形固定資産	431	株主資本	3,565
投資その他の資産	914	資本金	3,000
		利益剰余金	565
		その他利益剰余金	565
		評価・換算差額等	244
		その他有価証券評価差額金	244
		純資産合計	3,810
資産合計	11,662	負債・純資産合計	11,662

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,008
売上原価	19,454
売上総利益	4,553
一般管理費	4,474
営業利益	79
営業外収益	40
営業外費用	15
経常利益	105
特別利益	401
税引前当期純利益	506
法人税、住民税及び事業税	40
法人税等調整額	△7
当期純利益	474

第 18 期決算公告

令和８年６月25日
本店　静岡県富士市中之郷1157番地の１
東海王子紙業株式会社
代表取締役社長　勝間　智洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	140,618
	固定資産	29,446
	合計	170,064
負債及び純資産の部	流動負債	99,574
	固定負債	36,271
	株主資本	34,218
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,695
	（資本準備金）	(5,695)
	利益剰余金	18,523
	（その他利益剰余金）	(18,523)
	（うち当期純利益）	(12,577)
	合計	170,064

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月25日
愛知県みよし市黒笹町丸根1099番地20
株式会社アドマテックス
代表取締役社長　中野　　修

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,982	流動負債	7,113
固定資産	20,316	固定負債	1,364
有形固定資産	17,470	株主資本	41,820
無形固定資産	631	資本金	3,923
投資その他の資産	2,214	資本剰余金	5,464
		資本準備金	3,623
		その他資本準備金	1,840
		利益剰余金	32,431
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	32,356
資産合計	50,298	負債・純資産合計	50,298

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,005
売上原価	17,014
売上総利益	11,991
販売費及び一般管理費	3,467
営業利益	8,524
営業外損益	216
経常利益	8,740
特別損益	—
税引前当期純利益	8,740
法人税、住民税及び事業税	2,612
法人税等調整額	△145
当期純利益	6,273

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田119番地
日野薬品工業株式会社
代表取締役　松井　秀正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	700,826
	固定資産	320,495
	合計	1,021,321
負債及び純資産の部	流動負債	1,138,753
	賞与引当金	9,240
	株主資本	△117,432
	資本金	50,000
	利益剰余金	△167,432
	その他利益剰余金	△167,432
	（うち当期純損失）	(16,769)
	合計	1,021,321

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　三重県津市栄町三丁目123番地１
百五リース株式会社
代表取締役　藤原　　悟

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,350,384	流動負債	15,977,690
固定資産	4,566,258	（賞与引当金）	(26,435)
有形固定資産	3,303,926	固定負債	24,136,950
無形固定資産	12,821	（役員退職慰労引当金）	(23,390)
投資その他の資産	1,249,509	（退職給付引当金）	(41,600)
		株主資本	8,534,566
		資本金	50,000
		利益剰余金	8,484,566
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	8,472,066
		評価・換算差額等	267,435
		その他有価証券評価差額金	267,435
資産合計	48,916,642	負債・純資産合計	48,916,642

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	17,222,260
売上原価	16,042,612
売上総利益	1,179,647
販売費及び一般管理費	587,823
営業利益	591,824
営業外収益	128,723
営業外費用	5,513
経常利益	715,034
税引前当期純利益	715,034
法人税、住民税及び事業税	216,128
法人税等調整額	△2,581
当期純利益	501,487

第 26 期決算公告

令和８年６月25日
大阪市北区曽根崎２丁目12番７号
株式会社カワサキマシンシステムズ
代表取締役　石垣　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	30,523
	固定資産	1,062
	合計	31,586
負債及び純資産の部	流動負債	17,418
	固定負債	133
	株主資本	14,034
	資本金	350
	資本剰余金	173
	資本準備金	173
	利益剰余金	13,510
	利益準備金	156
	その他利益剰余金	13,353
	（うち当期純利益）	(3,973)
	合計	31,586

第47期決算公告

令和８年６月25日
大阪市西淀川区御幣島２丁目15―28
樽谷包装産業株式会社
代表取締役　堀本　悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,877
	固定資産	1,427
	合計	4,304
負債及び純資産の部	流動負債	3,543
	固定負債	182
	株主資本	531
	資本金	100
	資本剰余金	8
	利益剰余金	423
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	398
	（うち当期純利益）	(139)
	評価・換算差額等	48
	合計	4,304

第34期決算公告

2026年６月24日
京都市南区西九条東比永城町75番地
GRAND　KYOTO　４F
日新イオン機器株式会社
代表取締役社長　長井　宣夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	47,334	流動負債	20,022
固定資産	7,531	固定負債	908
有形固定資産	4,836	負債合計	20,931
無形固定資産	118	株主資本	33,895
投資その他の資産	2,576	資本金	1,500
		利益剰余金	32,395
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	32,020
		評価・換算差額等	39
		繰延ヘッジ損益	39
		純資産合計	33,934
資産合計	54,866	負債・純資産合計	54,866

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	35,137
売上原価	22,737
売上総利益	12,400
販売費及び一般管理費	7,506
営業利益	4,894
営業外収益	1,579
営業外費用	27
経常利益	6,446
税引前当期純利益	6,446
法人税、住民税及び事業税	956
法人税等調整額	349
当期純利益	5,139

第34期決算公告

令和８年６月10日
大阪府大阪市中央区城見二丁目１番61号
パナソニックＥＷスマートエナジー株式会社
代表取締役　岩田　道宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,065
	固定資産	88
	合計	6,153
負債及び純資産の部	流動負債	1,199
	固定負債	—
	株主資本	4,954
	資本金	50
	資本剰余金	—
	利益剰余金	4,904
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	4,892
	（うち当期純損失）	(280)
	合計	6,153

第34期決算公告

2026年６月25日
大阪市北区天満橋一丁目８番30号
オー・エー・ピー熱供給株式会社
取締役社長　石田　徳和

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	1,681,784	固定負債	48,253
有形固定資産	1,477,848	流動負債	86,909
無形固定資産	7,580	負債合計	135,162
投資その他の資産	196,356	株主資本	2,309,683
流動資産	763,061	資本金	1,200,000
		利益剰余金	1,109,683
		その他利益剰余金	1,109,683
		純資産合計	2,309,683
資産合計	2,444,845	負債・純資産合計	2,444,845

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,130,100
売上原価	1,037,101
売上総利益	92,999
販売費及び一般管理費	107,408
営業損失	14,409
営業外収益	1,117
営業外費用	139
経常損失	13,431
税引前当期純損失	13,431
法人税、住民税及び事業税	846
当期純損失	14,277

第５期決算公告

令和８年６月25日
神戸市東灘区住吉南町１丁目11番27号
株式会社ＷＡＫＯ
取締役社長　長田　善彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	344,521
	固定資産	222,277
	合計	566,799
負債及び純資産の部	流動負債	314,014
	固定負債	51,579
	株主資本	201,205
	資本金	50,000
	資本剰余金	97,513
	資本準備金	500
	その他資本剰余金	97,013
	利益剰余金	53,692
	その他利益剰余金	53,692
	（うち当期純利益）	(27,073)
	合計	566,799

第29期決算公告

令和８年６月24日
大阪市中央区谷町１丁目２番10号
株式会社ホテル京阪
代表取締役社長　西川　正浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,018,759	流動負債	11,239,275
固定資産	16,727,886	固定負債	10,773,343
有形固定資産	8,318,169	負債合計	22,012,619
無形固定資産	1,710,296	株主資本	1,734,026
投資その他の資産	6,699,420	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	1,534,026
		利益準備金	21,093
		その他利益剰余金	1,512,932
		純資産合計	1,734,026
資産合計	23,746,645	負債・純資産合計	23,746,645

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	26,051,592
売上原価	384,829
売上総利益	25,666,762
販売費及び一般管理費	21,318,432
営業利益	4,348,330
営業外収益	41,772
営業外費用	226,894
経常利益	4,163,208
特別利益	566
特別損失	190,494
税引前当期純利益	3,973,280
法人税、住民税及び事業税	202,470
法人税等調整額	△301,529
当期純利益	4,072,339

第28期決算公告

2026年６月25日
兵庫県神戸市灘区摩耶埠頭３番地
株式会社モリテック
代表取締役　立入　純一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	241,986
	固定資産	887
	資産合計	242,873
負債及び純資産の部	流動負債	43,538
	固定負債	79,588
	株主資本	119,746
	資本金	10,000
	利益剰余金	109,746
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	107,246
	（うち当期純利益）	(9,524)
	負債・純資産合計	242,873

第39期決算公告

令和８年６月25日
広島県東広島市吉川工業団地３番11号
株式会社日本クライメイトシステムズ
代表取締役　仁井内　進

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,911	流動負債	7,171
固定資産	11,934	固定負債	165
有形固定資産	8,859	負債合計	7,336
無形固定資産	192	株主資本	18,509
投資その他の資産	2,882	資本金	3,000
		利益剰余金	15,509
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	14,759
		純資産合計	18,509
資産合計	25,845	負債・純資産合計	25,845

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43,036
売上原価	37,080
売上総利益	5,956
販売費及び一般管理費	3,152
営業利益	2,803
営業外収益	78
営業外費用	131
経常利益	2,750
特別利益	2
特別損失	45
税引前当期純利益	2,706
法人税、住民税及び事業税	566
法人税等調整額	15
当期純利益	2,125

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
山口県周南市開成町4988
東ソー・ファインケム株式会社
取締役社長　松島　聡介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,540	流動負債	2,564
固定資産	5,880	固定負債	72
有形固定資産	5,341	**負債合計**	**2,636**
無形固定資産	104	株主資本	15,756
投資その他の資産	434	資本金	500
		資本剰余金	800
		利益剰余金	14,456
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	14,331
		評価・換算差額等	28
		その他有価証券評価差額金	28
		純資産合計	**15,784**
資産合計	**18,421**	**負債・純資産合計**	**18,421**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,674
売上原価	10,061
売上総利益	2,612
販売費及び一般管理費	2,002
営業利益	610
営業外損益	105
経常利益	715
特別損失	64
税引前当期純利益	651
法人税、住民税及び事業税	180
法人税等調整額	△7
当期純利益	479

第 11 期 決 算 公 告

2026年６月25日
兵庫県川西市栄町３番６号
北摂調剤株式会社
代表取締役　長岡　弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	268,767
	固定資産	38,763
	合計	**307,530**
負債及び純資産の部	流動負債	134,238
	賞与引当金	9,782
	固定負債	369,586
	退職給付引当金	4,913
	株主資本	△196,294
	資本金	3,000
	利益剰余金	△199,294
	（うち当期純利益）	（15,111）
	合計	**307,530**

第 78 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
愛媛県松山市高野町甲１番地１
株式会社アスティス
代表取締役　神原　仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,069	流動負債	35,039
固定資産	10,962	固定負債	1,007
有形固定資産	6,541	株主資本	17,610
無形固定資産	143	資本金	946
投資その他の資産	4,277	資本剰余金	753
		資本準備金	753
		利益剰余金	15,910
		利益準備金	236
		その他利益剰余金	15,674
		評価・換算差額等	1,374
		その他有価証券評価差額金	1,374
資産合計	**55,031**	**負債・純資産合計**	**55,031**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	96,000
売上原価	89,723
売上総利益	6,276
販売費及び一般管理費	4,926
営業利益	1,350
営業外損益	135
経常利益	1,486
特別損益	1,520
税引前当期純利益	3,007
法人税、住民税及び事業税	964
法人税等調整額	△56
当期純利益	2,099

第 51 期決算公告

令和８年６月25日
兵庫県加古川市平岡町山之上170番地
ユニオン精機株式会社
代表取締役社長　金丸　明夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	348
	固定資産	507
	合計	**855**
負債及び純資産の部	流動負債	443
	賞与引当金	58
	固定負債	8
	繰延税金負債	8
	株主資本	404
	資本金	50
	利益剰余金	354
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	342
	（うち当期純損失）	（10）
	合計	**855**

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月25日
愛媛県今治市大西町新町甲945番地
株式会社新来島どっく
代表取締役　森　克司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	217,491	流動負債	156,364
固定資産	73,133	固定負債	13,312
		株主資本	116,774
		資本金	1,737
		資本剰余金	1,620
		利益剰余金	114,346
		利益準備金	138
		その他利益剰余金	114,208
		自己株式	△930
		評価・換算差額等	4,173
資産合計	**290,625**	**負債・純資産合計**	**290,625**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	156,575
売上原価	149,498
売上総利益	7,077
販売費及び一般管理費	3,578
営業利益	3,498
経常利益	7,215
税引前当期純利益	7,335
法人税、住民税及び事業税	1,347
法人税等調整額	794
当期純利益	5,193

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
熊本市中央区横紺屋町10番地
株式会社まちづくり熊本
代表取締役　丸本　文紀

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,137
	固定資産	20,520
	合計	**37,657**
負債純資産及の び部	流動負債	547
	株主資本	37,110
	資本金	11,500
	利益剰余金	25,610
	その他利益剰余金	25,610
	（うち当期純利益）	（2,235）
	合計	**37,657**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
鹿児島県鹿児島市鴨池新町１番１号
鹿児島メガソーラー発電株式会社
代表取締役社長　石田　仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,887	流動負債	1,921
固定資産	7,172	固定負債	4,809
有形固定資産	6,988	**負債合計**	**6,730**
無形固定資産	0	株主資本	5,329
投資その他の資産	184	資本金	2,168
		資本剰余金	2,168
		資本準備金	2,168
		利益剰余金	993
		その他利益剰余金	993
		純資産合計	**5,329**
資産合計	**12,059**	**負債・純資産合計**	**12,059**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,736
売上原価	2,122
売上総利益	1,614
販売費及び一般管理費	78
営業利益	1,536
営業外収益	21
営業外費用	200
経常利益	1,357
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	1,357
法人税、住民税及び事業税	401
法人税等調整額	△17
当期純利益	973

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
宮崎県東諸県郡国富町大字塚原430番地３
協同日之出産業株式会社
代表取締役　黒木　豊治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	933,027
	固定資産	403,701
	資産合計	**1,336,728**
負債純資産及の び部	流動負債	478,685
	固定負債	27,918
	株主資本	830,123
	資本金	30,000
	利益剰余金	800,123
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	792,623
	（うち当期純損失）	（1,272）
	負債・純資産合計	**1,336,728**

第14期決算公告

令和８年６月25日

福井市米松二丁目24番20号

一般社団法人福井県産業資源循環協会

会長　谷﨑　晃

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,399
	固定資産	550
	合計	**39,949**
負味債財及産びの正部	流動負債	402
	負債合計	**402**
	一般正味財産	39,547
	正味財産合計	**39,547**
	合計	**39,949**

第９期決算公告

令和８年６月25日

茨城県守谷市けやき台四丁目28番地７

ＹＭＧホールディングス株式会社

代表取締役　山西　裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,108
	固定資産	378,173
	繰延資産	187
	資産合計	**384,468**
負純資債及産びの部	流動負債	14,261
	固定負債	364,912
	株主資本	5,295
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,295
	その他利益剰余金	4,295
	（うち当期純利益）	(438)
	負債・純資産合計	**384,468**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を効力発生日とするＹＭＧ株式会社及びＢａｍｂｉＣａｒｅ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

茨城県守谷市けやき台四丁目二八番地七

ＹＭＧホールディングス株式会社

代表取締役　山西　裕

第15期決算公告

令和８年６月４日

大阪市西成区津守３丁目５番18号

一般社団法人津守病院

理事長　前田　純三

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	910,551
	固定資産	484,631
	合計	**1,395,182**
負味債財及産びの正部	流動負債	21,174
	固定負債	10,916
	負債合計	**32,090**
	一般正味財産	1,363,092
	正味財産合計	**1,363,092**
	合計	**1,395,182**

決算公告

令和８年６月25日

群馬県前橋市問屋町一丁目10番地６

原沢商事株式会社

代表取締役　原沢　康隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,149,407
	固定資産	1,297,449
	資産合計	**10,446,856**
負純資債及産びの部	流動負債	3,557,882
	固定負債	95,064,240
	株主資本	△88,175,266
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△118,175,266
	利益準備金	888,000
	その他利益剰余金	△119,063,266
	（うち当期純利益）	(4,758,208)
	負債・純資産合計	**10,446,856**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

群馬県前橋市問屋町一丁目一〇番地六

原沢商事株式会社

代表取締役　原沢　康隆

令和７年度決算公告

令和８年６月９日

岡山市中区西川原255番地

一般財団法人岡山県教育会

代表理事　守時　本夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,531
	固定資産	1,833,604
	基本財産	20,000
	特定資産	700,724
	その他固定資産	1,112,878
	合計	**1,914,135**
負味債財及産びの正部	流動負債	17,546
	固定負債	8,366
	負債合計	**25,912**
	一般正味財産	1,888,223
	（基本財産充当額）	(20,000)
	（特定資産充当額）	(694,089)
	正味財産合計	**1,888,223**
	合計	**1,914,135**

決算公告

令和８年６月25日

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番６－10Ｂ号

株式会社ＧＲＡＰＥＳ

代表取締役　竹内　真

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	499,970
	固定資産	569,449
	合計	**1,069,420**
負純資債及産びの部	流動負債	463,565
	固定負債	962,740
	株主資本	△356,884
	資本金	53,000
	資本剰余金	32,000
	資本準備金	32,000
	利益剰余金	△441,884
	その他利益剰余金	△441,884
	（うち当期純損失）	(77,773)
	合計	**1,069,420**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千三百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六－一〇Ｂ号

株式会社ＧＲＡＰＥＳ

代表取締役　竹内　真

第23期決算公告

2026年６月25日

三重県津市なぎさまち１番地１

津エアポートライン株式会社

代表取締役　小嶋　光信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,445
	固定資産	15,002
	合計	**218,447**
負純資債及産びの部	流動負債	63,812
	固定負債	116,580
	株主資本	38,054
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,054
	利益準備金	670
	その他利益剰余金	27,384
	（うち当期純利益）	(30,711)
	合計	**218,447**

第35期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区麹町三丁目１番地

株式会社ファウンダー・マップル

代表取締役　黒田　茂夫

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,652
	固定資産	2,458,791
	資産合計	**2,788,443**
負純資債及産びの部	流動負債	2,257,638
	株主資本	530,805
	資本金	10,000
	資本剰余金	934,152
	資本準備金	934,152
	利益剰余金	△413,346
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△413,547
	（うち当期純利益）	(307,672)
	負債・純資産合計	**2,788,443**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円、資本準備金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都千代田区麹町三丁目一番地

株式会社ファウンダー・マップル

代表取締役　黒田　茂夫

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県相模原市中央区緑が丘
二丁目20番10号ヒバリーヒルズ１階
株式会社リ・ハピネス
代表取締役　要　　武志

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,028
	固定資産	37,545
	資産合計	69,573
負純資産の債及び部	流動負債	6,176
	固定負債	32,912
	株主資本	30,484
	資本金	5,000
	利益剰余金	25,484
	その他利益剰余金	25,484
	（うち当期純利益）	(3,403)
	負債・純資産合計	69,573

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サードステージ（住所神奈川県愛甲郡愛川町半原五六〇九番地の一）に対して当社の動物事業及び介護事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
神奈川県相模原市中央区緑が丘二丁目二〇番一〇号ヒバリーヒルズ一階
株式会社リ・ハピネス
代表取締役　要　武志

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月25日
兵庫県神戸市中央区波止場町７番１号
神戸ベイクルーズ株式会社
代表取締役　小嶋　光信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	236,663
	固定資産	8,760
	合計	245,423
負純資産の債及び部	流動負債	46,103
	固定負債	17,565
	株主資本	181,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,754
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	169,254
	（うち当期純利益）	(30,145)
	合計	245,423

第 49 期決算公告

令和８年６月25日
京都府宇治市木幡御園20番地の106
京都インターナショナル株式会社
代表取締役　平井　幹人

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	369,588,283
	固定資産	615,112,531
	繰延資産	0
	合計	984,700,814
負純資産の債及び部	流動負債	100,001,313
	固定負債	178,685,690
	株主資本	706,013,811
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	696,013,811
	利益準備金	2,900,000
	その他利益剰余金	693,113,811
	（うち当期純利益）	(122,634,033)
	合計	984,700,814

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＣＰ京都インター（住所京都府宇治市木幡御園二〇番地の一〇六）に対して当社の化粧品の販売事業及びフェイシャルエステティックサロンのフランチャイズシステムによる経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
京都府宇治市木幡御園二〇番地の一〇六
京都インターナショナル株式会社
代表取締役　平井　幹人

第 65 期決算公告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区錦町６番１号
サルボ両備株式会社
代表取締役　松田　典久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	447,190
	固定資産	357,754
	合計	804,945
負純資産の債及び部	流動負債	290,207
	固定負債	531,105
	株主資本	△16,367
	資本金	50,000
	利益剰余金	△66,367
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△78,867
	（うち当期純損失）	(5,617)
	合計	804,945

第 43 期決算公告

令和８年６月25日
佐賀市巨勢町大字修理田1214番地１
株式会社エルブリッジ
代表取締役　橋川　晋欣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,405
	固定資産	121,754
	繰延資産	159
	資産合計	180,319
負純資産の債及び部	流動負債	30,779
	固定負債	189,366
	株主資本	△39,826
	資本金	10,000
	利益剰余金	△49,826
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△50,326
	（うち当期純損失）	(23,003)
	負債・純資産合計	180,319

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エルブリッジ（住所佐賀市巨勢町大字修理田一二一四番地一）に対して当社のギフト販売を含む一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
佐賀市巨勢町大字修理田一二一四番地一
株式会社エルブリッジ
代表取締役　橋川　晋欣

第 27 期決算公告

2026年６月25日
岡山県岡山市中区新築港９番地の４
両備トランスポート株式会社
代表取締役　荒木　一守

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,262,555
	固定資産	1,880,571
	合計	4,143,127
負純資産の債及び部	流動負債	1,711,901
	固定負債	409,128
	株主資本	1,988,721
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,958,721
	利益準備金	7,800
	その他利益剰余金	1,950,921
	（うち当期純利益）	(228,586)
	評価・換算差額等	33,375
	合計	4,143,127

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
大分県大分市大手町三丁目１番１号
大分高速鉄道保有株式会社
代表取締役　尾野　賢治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,145
	固定資産	140,282
	合計	165,427
負純資産の債及び部	流動負債	12,940
	固定負債	－
	株主資本	152,487
	資本金	237,500
	利益剰余金	△85,012
	繰越利益剰余金	△85,012
	（うち当期純利益）	(28,395)
	合計	165,427

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百五十万円減少し九千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
大分県大分市大手町三丁目一番一号
大分高速鉄道保有株式会社
代表取締役　尾野　賢治

第 57 期決算公告

2026年６月25日
岡山県備前市日生町寒河2570番地の26
瀬戸内観光汽船株式会社
代表取締役　田邉　学

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	408,257
	固定資産	172,099
	合計	580,357
負純資産の債及び部	流動負債	752
	固定負債	5,205
	株主資本	574,399
	資本金	74,000
	資本剰余金	74,000
	資本準備金	74,000
	利益剰余金	426,399
	利益準備金	30,100
	その他利益剰余金	396,299
	（うち当期純損失）	(1,635)
	合計	580,357

第100期決算公告　令和８年６月24日

北海道釧路市鳥取南５丁目12番５号
株式会社三ッ輪商会
代表取締役　栗林　延年

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,050,076
	固定資産	6,894,071
	資産合計	12,944,147
負債及び純資産の部	流動負債	7,379,567
	固定負債	1,840,212
	株主資本	3,724,367
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,634,367
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,611,867
	（うち当期純利益）	(279,025)
	負債・純資産合計	12,944,147

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「アーサーの伝説-Excalibur-」のサービス終了に伴い、資金決済法に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段の払戻しをいたします。

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】
X―Legend Entertainment Japan合同会社

【払戻しに係る前払式支払手段の種類】
「アーサーの伝説-Excalibur-」用有償ダイヤ（Android, iOS, Windows）

【払戻しの申出ができる期間】
令和８年６月25日16時00分～令和８年９月25日16時00分
※上記期間内にお申出いただけない場合には、本払戻し手続から除斥されます。

【本件に関するお問い合わせ先】
サポート窓口：https://aihelp-global.x-legend.com.tw/ai_g2_jp.php

令和８年６月25日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイスタワー18階
X―Legend Entertainment Japan合同会社

第30期決算公告　令和８年６月25日

札幌市白石区菊水上町四条四丁目95番地
株式会社ホームガスセンター北海道
代表取締役　櫻井　茂雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,241
	固定資産	7,542
	合計	110,784
負債及び純資産の部	流動負債	28,906
	（賞与引当金）	(5,210)
	固定負債	13,360
	退職給与引当金	13,360
	株主資本	68,517
	資本金	20,000
	利益剰余金	48,517
	その他利益剰余金	48,517
	合計	110,784

(注)　当期純利益　4,368千円

第17期決算公告

2026年６月25日
宮城県黒川郡大衡村松の平三丁目１番３
中央精機東北株式会社
代表取締役　鈴木　重弘

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	934,503	流動負債	294,075
固定資産	783,518	固定負債	41,722
有形固定資産	759,882	負債合計	335,797
無形固定資産	597	株主資本	1,382,224
投資等	23,038	資本金	100,000
		資本剰余金	610,000
		利益剰余金	672,224
		純資産合計	1,382,224
資産合計	1,718,021	負債・純資産合計	1,718,021

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　3,164,060千円
2. １株当たり当期純利益　9,383円21銭

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,236,905
営業費用	1,980,670
販売費及び一般管理費	60,385
営業利益	195,849
営業外収益	11,591
営業外費用	243
経常利益	207,198
税引前当期純利益	207,198
法人税、住民税及び事業税	66,728
法人税等調整額	7,228
当期純利益	133,241

第53期決算公告　令和８年６月25日

北海道岩見沢市４条東14丁目１番地
株式会社ライフネット
代表取締役　新道いくみ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	295
	固定資産	2,244
	合計	2,539
負債及び純資産の部	流動負債	923
	固定負債	1,044
	株主資本	572
	資本金	30
	利益剰余金	542
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	535
	（うち当期純利益）	(33)
	合計	2,539

第41期決算公告

2026年６月25日
東京都港区虎ノ門一丁目１番28号
東洋不動産株式会社
代表取締役　宮田　敦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,747	流動負債	19,221
固定資産	73,437	固定負債	48,361
		株主資本	37,511
		資本金	320
		資本剰余金	1,258
		資本準備金	1,258
		利益剰余金	36,017
		利益準備金	54
		その他利益剰余金	35,962
		自己株式	△ 85
		評価・換算差額等	90
資産合計	105,185	負債・純資産合計	105,185

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,219
売上原価	5,868
売上総利益	10,350
販売費及び一般管理費	7,749
営業利益	2,601
営業外収益	1,929
営業外費用	904
経常利益	3,626
特別利益	2,724
特別損失	2,045
税引前当期純利益	4,305
法人税、住民税及び事業税	1,991
法人税等調整額	△ 408
当期純利益	2,723

第50期決算公告

令和８年６月５日
札幌市東区北26条東14丁目１番１号
大和技建株式会社
代表取締役　山角　浩一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	311,677
	固定資産	54,761
	合計	366,438
負債及び純資産の部	流動負債	39,458
	株主資本	326,980
	資本金	20,000
	利益剰余金	306,980
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	301,980
	（うち当期純利益）	(19,439)
	合計	366,438

第18期決算公告

2026年６月24日
横浜市都筑区葛が谷６番56号
株式会社ＡＯＫＩ
代表取締役　小出大二朗

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	50,080	流動負債	21,305
固定資産	46,512	固定負債	4,052
有形固定資産	28,121	株主資本	71,234
無形固定資産	1,619	資本金	100
投資その他の資産	16,770	資本剰余金	57,156
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	47,156
		利益剰余金	13,978
		その他利益剰余金	13,978
資産合計	96,593	負債・純資産合計	96,593

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	103,403
売上原価	42,741
売上総利益	60,662
販売費及び一般管理費	52,108
営業利益	8,553
営業外収益	142
営業外費用	98
経常利益	8,596
特別利益	―
特別損失	510
税引前当期純利益	8,086
法人税、住民税及び事業税	2,838
法人税等調整額	292
当期純利益	4,955

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
横浜市都筑区北山田三丁目１番50号
株式会社快活フロンティア
代表取締役　竹島　文明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,584	流動負債	23,401
固定資産	53,461	賞与引当金	597
		役員賞与引当金	32
		固定負債	30,338
		退職給付引当金	108
		株主資本	8,305
		資本金	100
		資本剰余金	789
		資本準備金	789
		利益剰余金	7,416
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	7,415
資産合計	62,045	負債・純資産合計	62,045

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	73,591
売上原価	58,555
売上総利益	15,035
販売費及び一般管理費	7,860
営業利益	7,175
営業外収益	41
営業外費用	745
経常利益	6,471
特別利益	85
特別損失	1,131
税引前当期純利益	5,425
法人税、住民税及び事業税	1,325
法人税等調整額	994
当期純利益	3,105

第 35 期決算公告

令和８年５月29日
北海道美唄市字茶志内726番２
株式会社美唄ハイテクセンター
代表取締役　桜井　　恒

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	16,944
	固定資産	422,608
	資産合計	439,552
負債及び純資産の部	流動負債	186,556
	固定負債	1,226
	負債合計	187,782
	株主資本	251,770
	資本金	456,000
	利益剰余金	△204,230
	その他利益剰余金	△204,230
	（うち当期純損失）	（7,631）
	純資産合計	251,770
	負債・純資産合計	439,552

第 91 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　神奈川県秦野市曽屋201番地
株式会社トーブラ
代表取締役社長　新藤　芳之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,291	流動負債	4,768
固定資産	6,111	（うち賞与引当金）	（513）
有形固定資産	4,351	固定負債	7,671
無形固定資産	25	（うち退職給付引当金）	（2,683）
投資その他の資産	1,735	株主資本	2,954
		資本金	1,838
		資本剰余金	1,530
		資本準備金	1,530
		利益剰余金	△414
		利益準備金	320
		その他利益剰余金	△734
		評価・換算差額等	8
資産合計	15,402	負債・純資産合計	15,402

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22,942
売上原価	19,612
売上総利益	3,330
販売費及び一般管理費	2,876
営業利益	454
営業外収益	111
営業外費用	80
経常利益	484
特別損失	1,398
税引前当期純損失	913
法人税、住民税及び事業税	113
法人税等調整額	42
当期純損失	1,069

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
岩手県陸前高田市気仙町字双六74番地１
株式会社武蔵野フーズ
代表取締役　成田　　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,719
	固定資産	152,712
	合計	351,431
負債及び純資産の部	流動負債	367,195
	固定負債	182,648
	株主資本	△ 198,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 208,412
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△ 210,412
	（うち当期純損失）	（58,600）
	合計	351,431

第 81 期 決 算 公 告

2026年６月25日
神奈川県高座郡寒川町岡田六丁目６番１号
日産工機株式会社
取締役社長　前岡　輝繁

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,958	流動負債	8,618
固定資産	17,266	固定負債	866
有形固定資産	17,102	負債合計	9,484
無形固定資産	161	株主資本	14,739
投資その他の資産	2	資本金	2,020
		資本剰余金	1,200
		資本準備金	1,200
		利益剰余金	11,519
		利益準備金	198
		その他利益剰余金	11,321
		純資産合計	14,739
資産合計	24,224	負債・純資産合計	24,224

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,565
売上原価	14,987
売上総利益	2,578
販売費及び一般管理費	1,433
営業利益	1,145
営業外収益	127
営業外費用	374
経常利益	897
特別利益	4
特別損失	125
税引前当期純利益	776
法人税、住民税及び事業税	127
法人税等調整額	0
当期純利益	649

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
宮城県仙台市若林区荒井東一丁目１番１号
ダイキンＨＶＡＣソリューション東北株式会社
代表取締役　岸　　生郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,615,385
	固定資産	538,074
	合計	4,153,460
負債及び純資産の部	流動負債	1,953,717
	固定負債	53,336
	株主資本	2,146,406
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,056,406
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,033,906
	（うち当期純利益）	（249,870）
	合計	4,153,460

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
横浜市鶴見区鶴見中央一丁目26番１号
ＹＯＵテレビ株式会社
代表取締役　五十君康幸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	1,123	流動負債	531
固定資産	5,403	固定負債	3
		負債合計	534
		株主資本	5,992
		資本金	2,726
		利益剰余金	3,266
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	3,166
		純資産合計	5,992
資産合計	6,527	負債・純資産合計	6,527

損益計算書の要旨
（令和７年４月１日から　令和８年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,988
売上原価	2,549
売上総利益	1,438
販売費及び一般管理費	1,343
営業利益	95
営業外収益	60
営業外費用	1
経常利益	154
特別損失	7
税引前当期純利益	147
法人税、住民税及び事業税	38
法人税等調整額	8
当期純利益	99

第４期決算公告

令和８年６月５日
秋田県由利本荘市西目町西目字釜ヶ沢54番地１
双日由利農人株式会社
代表取締役　本田　欣之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,891
	固定資産	127,192
	資産合計	167,083
負債及び純資産の部	流動負債	5,717
	固定負債	180,892
	負債合計	186,609
	株主資本	△ 19,526
	資本金	80,000
	利益剰余金	△ 99,525
	その他利益剰余金	△ 99,525
	（うち当期純損失）	（99,525）
	純資産合計	△ 19,526
	負債・純資産合計	167,083

第14期決算公告

令和８年６月25日

東京都新宿区新宿六丁目28番１号

日清食品ビジネスサポートプラス株式会社

代表取締役社長　岡村　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	85,131
	固定資産	2,519
	合計	87,650
負債及び純資産の部	流動負債	20,824
	株主資本	66,825
	資本金	30,000
	利益剰余金	36,825
	その他利益剰余金	36,825
	（うち当期純利益）	（3,884）
	合計	87,650

第21期決算公告

令和８年６月24日

福井県鯖江市下河端町第６号１番地１

ＫＢセーレン株式会社

代表取締役社長　寺前　勝基

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,784	流動負債	3,112
固定資産	9,829	固定負債	892
有形固定資産	9,131	株主資本	19,607
無形固定資産	18	資本金	3,440
投資その他の資産	679	資本剰余金	180
		資本準備金	180
		利益剰余金	15,987
		利益準備金	680
		その他利益剰余金	15,307
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	23,613	負債・純資産合計	23,613

損益計算書の要旨
（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,736
売上原価	11,065
売上総利益	4,671
販売費及び一般管理費	2,064
営業利益	2,606
営業外収益	69
営業外費用	33
経常利益	2,642
特別利益	124
特別損失	—
税引前当期純利益	2,767
法人税、住民税及び事業税	748
法人税等調整額	17
当期純利益	2,001

第78期決算公告

2026年６月25日

東京都江東区佐賀一丁目18番８号

菱倉運輸株式会社

取締役社長　清水　健朗

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,554,866
	固定資産	889,098
	合計	5,443,964
負債及び純資産の部	流動負債	1,930,567
	固定負債	66,499
	株主資本	3,446,897
	資本金	360,000
	利益剰余金	3,086,897
	利益準備金	22,110
	その他利益剰余金	3,064,787
	（うち当期純利益）	（464,227）
	合計	5,443,964

第36期決算公告

2026年６月25日

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

代表取締役社長　伊倉　秀彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,797	流動負債	21,655
固定資産	17,317	（うち賞与引当金）	（368）
		固定負債	2,234
		（うち退職給付引当金）	（1,838）
		負債合計	23,889
		株主資本	5,224
		資本金	100
		利益剰余金	5,124
		その他利益剰余金	5,124
		純資産合計	5,224
資産合計	29,114	負債・純資産合計	29,114

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,335
売上原価	9,807
売上総利益	14,527
その他の営業収支	855
営業総利益	15,383
販売費及び一般管理費	13,805
営業利益	1,577
営業外損益	△　14
経常利益	1,562
特別損益	△　81
税引前当期純利益	1,481
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	497
当期純利益	984

第61期決算公告

令和８年６月24日

東京都中央区日本橋２丁目７番１号

日鉄物産エイジェンシイ株式会社

代表取締役　岩波竜太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	509,100
	固定資産	49,446
	合計	558,547
負債及び純資産の部	流動負債	202,459
	固定負債	14,736
	株主資本	341,351
	資本金	30,000
	利益剰余金	311,351
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	303,851
	（うち当期純利益）	（19,625）
	合計	558,547

第35期決算公告

令和８年６月25日

京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10

京都シティ開発株式会社

代表取締役社長　山田　哲士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,127,278	流動負債	767,898
固定資産	2,201,985	（賞与引当金）	（11,402）
		固定負債	980,360
		（退職給付引当金）	（33,122）
		負債合計	1,748,259
		株主資本	1,581,004
		資本金	561,000
		利益剰余金	1,020,004
		その他利益剰余金	1,020,004
		純資産合計	1,581,004
資産合計	3,329,263	負債・純資産合計	3,329,263

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,687,812
売上原価	1,401,603
売上総利益	286,209
販売費及び一般管理費	96,270
営業利益	189,939
営業外収益	2,840
営業外費用	2,808
経常利益	189,971
税引前当期純利益	189,971
法人税、住民税及び事業税	58,623
法人税等調整額	△435
当期純利益	131,783

第13期決算公告

令和８年６月24日

東京都千代田区大手町２－２－１

Ｊ鉄建コンストラクションプロデュース株式会社

代表取締役社長　成田　雄啓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	230,836
	固定資産	21,247
	合計	252,083
負債及び純資産の部	流動負債	119,366
	固定負債	26,219
	株主資本	106,498
	資本金	40,000
	利益剰余金	66,498
	利益準備金	8,068
	その他利益剰余金	58,430
	（うち当期純利益）	（11,355）
	合計	252,083

第32期決算公告

2026年６月25日　大阪市西淀川区柏里２丁目２番１号

関西みらい保証株式会社

代表取締役　岡部　大輔

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,984	流動負債	5,971
固定資産	751	（うち賞与引当金）	（31）
有形固定資産	70	固定負債	1,676
無形固定資産	19	保証損失引当金	1,646
投資その他の資産	661	退職給付引当金	30
		負債合計	7,647
		株主資本	17,088
		資本金	6,397
		資本剰余金	1,756
		資本準備金	1,756
		利益剰余金	8,934
		その他利益剰余金	8,934
		純資産合計	17,088
資産合計	24,736	負債・純資産合計	24,736

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,973
販売費及び一般管理費	834
営業利益	1,139
営業外収益	155
営業外費用	56
経常利益	1,238
特別損失	0
税引前当期純利益	1,238
法人税、住民税及び事業税	306
法人税等調整額	71
当期純利益	860

第　46　期　決　算　公　告

令和８年６月24日

大阪府吹田市千里万博公園１番８号
大阪モノレール株式会社
代表取締役社長　谷口　友英

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	8,302	流動負債	6,966
固定資産	42,296	固定負債	12,326
有形固定資産	37,060	負債合計	19,292
無形固定資産	561	（純資産の部）	
建設仮勘定	3,724	株主資本	31,305
投資その他の資産	949	資本金	14,538
		利益剰余金	16,767
		その他利益剰余金	16,767
		純資産合計	31,305
資産合計	50,598	負債・純資産合計	50,598

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,783
営業費用	8,967
営業利益	2,815
営業外収益	89
営業外費用	195
経常利益	2,708
特別利益	5
特別損失	4
税引前当期純利益	2,710
法人税、住民税及び事業税	854
法人税等調整額	△　71
当期純利益	1,927

第 24 期決算公告　令和８年６月25日

東京都品川区大崎二丁目１番１号
日本ルートサービス株式会社
代表取締役　辻坂　功

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	500,985
	固定資産	439,226
	合計	940,212
負債及び純資産の部	流動負債	1,077,575
	（賞与引当金）	(51,370)
	固定負債	287,196
	株主資本	△　424,559
	資本金	30,000
	利益剰余金	△　454,559
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△　462,059
	（うち当期純損失）	(78,979)
	合計	940,212

第　71　期　決　算　公　告

令和８年６月25日

愛媛県大洲市新谷乙1823番地
株式会社扇建設
代表取締役　**徳**田登子夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,191
	固定資産	70,618
	合計	98,809
負債及び純資産の部	流動負債	87,437
	固定負債	94,308
	株主資本	△82,936
	資本金	5,000
	利益剰余金	△87,936
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△89,436
	（うち当期純損失）	(19,262)
	合計	98,809

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
愛媛県大洲市新谷乙一八二二番地
代表取締役　(甲)株式会社扇建設
愛媛県大洲市新谷乙一八二三番地
代表取締役　池田　駿
代表取締役　(乙)株式会社扇建設
代表取締役　**徳**田登子夫

第 18 期決算公告　令和８年６月25日

東京都品川区大崎二丁目１番１号
日本ハムエンジニアリング株式会社
代表取締役　瀧　　敬一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	487,195
	固定資産	21,310
	合計	508,505
負債及び純資産の部	流動負債	243,115
	（賞与引当金）	(16,285)
	固定負債	3,170
	役員退職慰労引当金	3,170
	株主資本	262,220
	資本金	20,000
	利益剰余金	242,220
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	237,220
	（うち当期純利益）	(16,819)
	合計	508,505

第 33 期決算公告　令和８年６月25日

大阪市中央区大手通一丁目４番10号
国際ファンド株式会社
代表取締役　徳岩　啓子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,352
	固定資産	58,857
	合計	65,210
負債及び純資産の部	流動負債	27,202
	固定負債	226
	株主資本	37,781
	資本金	25,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△　2,218
	その他利益剰余金	△　2,218
	（うち当期純損失）	(12,552)
	合計	65,210

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し八百万円にすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
大阪市中央区大手通一丁目四番一〇号
国際ファンド株式会社
代表取締役　徳岩　啓子

第 18 期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社地方創生
代表取締役　近江　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	112,552
	固定資産	217,039
	合計	329,592
負債及び純資産の部	流動負債	319,094
	固定負債	50,000
	株主資本	△　39,502
	資本金	30,000
	資本剰余金	27,000
	資本準備金	27,000
	利益剰余金	△　96,502
	その他利益剰余金	△　96,502
	（うち当期純損失）	(96,345)
	合計	329,592

第　14　期　決　算　公　告

2026年６月25日
岩手県九戸郡野田村大字野田第14地割67番地１
株式会社野田バイオパワーＪＰ
代表取締役社長　明神　　剛

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	626,618	流動負債	2,580,659
固定資産	4,005,493	賞与引当金	11,277
		固定負債	1,793,492
		退職給付引当金	15,453
		廃棄処理費用引当金	11,700
		株主資本	257,960
		資本金	1,040,000
		資本剰余金	1,020,000
		資本準備金	960,000
		その他資本剰余金	60,000
		利益剰余金	△1,802,040
		その他利益剰余金	△1,802,040
資産合計	4,632,111	負債・純資産合計	4,632,111

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,054,021
売上原価	2,860,573
売上総利益	193,448
販売費及び一般管理費	163,972
営業利益	29,476
営業外収益	4,814
営業外費用	138,328
経常損失	104,038
特別利益	0
特別損失	1,417
税引前当期純損失	105,455
法人税、住民税及び事業税	2,842
法人税等調整額	△2,143
当期純損失	106,154

第 2 期決算公告　令和８年４月28日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤシェケル株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和８年３月10日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	179,690
	固定資産	7,022,939
	資産合計	7,202,630
負債及び純資産の部	流動負債	1,143,392
	固定負債	6,057,310
	負債合計	7,200,702
	株主資本	1,927
	資本金	2,000
	利益剰余金	△　72
	その他利益剰余金	△　72
	（うち当期純損失）	(66)
	純資産合計	1,927
	負債・純資産合計	7,202,630

第２期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤアシュレ株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和８年３月10日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	348,726
	固定資産	13,698,730
	資産合計	14,047,456
負債及び純資産の部	流動負債	2,227,979
	固定負債	11,817,549
	負債合計	14,045,528
	株主資本	1,927
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 72
	その他利益剰余金	△ 72
	（うち当期純損失）	(66)
	純資産合計	1,927
	負債・純資産合計	14,047,456

第 54 期決算公告

2026年６月24日　東京都府中市住吉町２丁目30番地の７
東京エレクトロンＢＰ株式会社
代表取締役社長　八木　勝義

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,158	流動負債	11,250
固定資産	2,598	賞与引当金	387
		役員賞与引当金	24
		その他	10,837
		固定負債	1,618
		退職給付引当金	1,260
		その他	357
		株主資本	5,888
		資本金	640
		利益剰余金	5,248
		利益準備金	185
		その他利益剰余金	5,063
資産合計	18,756	負債・純資産合計	18,756

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	42,109
売上原価	38,958
売上総利益	3,150
販売費及び一般管理費	884
営業利益	2,266
営業外収益	47
営業外費用	6
経常利益	2,306
特別損失	0
税引前当期純利益	2,306
法人税、住民税及び事業税	436
法人税等調整額	89
当期純利益	1,781

第 29 期決算公告

2026年６月25日
東京都品川区八潮三丁目２番32号
ニッコー観光バス株式会社
代表取締役　牧　賢吾

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	165,820
	固定資産	138,001
	合計	303,822
負債及び純資産の部	流動負債	129,700
	固定負債	3,564
	株主資本	170,558
	資本金	95,000
	利益剰余金	75,558
	利益準備金	6,650
	その他利益剰余金	68,908
	（うち当期純利益）	(107,867)
	合計	303,822

第 11 期決算公告

2026年６月25日
東京都千代田区麹町五丁目２番地１
株式会社オリコビジネスリース
代表取締役社長　横井　明人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,747	流動負債	74,147
固定資産	107	負債合計	74,147
		株主資本	2,707
		資本金	240
		資本剰余金	240
		資本準備金	240
		利益剰余金	3,968
		その他利益剰余金	3,968
		自己株式	△1,740
		純資産合計	2,707
資産合計	76,855	負債・純資産合計	76,855

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,256
売上原価	25,962
売上総利益	1,293
販売費及び一般管理費	502
営業利益	791
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	792
特別損失	8
税引前当期純利益	784
法人税、住民税及び事業税	226
法人税等調整額	13
当期純利益	543

第 3 期決算公告

2026年６月25日
東京都港区芝浦三丁目２番16号
樫園不動産株式会社
代表取締役　西村　真吾

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	799,459
	固定資産	12,884,628
	合計	13,684,087
負債及び純資産の部	流動負債	10,750,179
	固定負債	2,776,354
	株主資本	157,553
	資本金	10,000
	利益剰余金	147,553
	その他利益剰余金	147,553
	（うち当期純利益）	(144,425)
	合計	13,684,087

第 57 期決算公告

2026年６月24日　東京都港区芝大門一丁目12番15号
メクテック株式会社
代表取締役社長執行役員　伊藤　太郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	50,704	流動負債	50,035
固定資産	47,363	賞与引当金	1,148
有形固定資産	6,235	固定負債	11,121
無形固定資産	0	退職給付引当金	10,805
投資その他の資産	41,127	負債合計	61,157
		株主資本	36,910
		資本金	5,000
		利益剰余金	31,910
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	30,660
		純資産合計	36,910
資産合計	98,068	負債・純資産合計	98,068

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	23,555
売上原価	20,225
売上総利益	3,330
販売費及び一般管理費	4,698
営業損失	1,368
営業外収益	12,026
営業外費用	1,158
経常利益	9,499
特別利益	1,314
特別損失	7,244
税引前当期純利益	3,569
法人税、住民税及び事業税	△587
法人税等調整額	1,062
当期純利益	3,095

第 1 期決算公告

2026年６月25日
東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社ＭＩＲＡＨＯＯＰ
代表取締役　浅尾　誠

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,637
	固定資産	2,578
	合計	126,216
負債及び純資産の部	流動負債	33,879
	株主資本	92,336
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△107,663
	その他利益剰余金	△107,663
	（うち当期純損失）	(107,663)
	合計	126,216

第 24 期決算公告

2026年６月25日　東京都港区芝大門一丁目12番15号
ユニマテック株式会社
代表取締役　社長執行役員　菊地　洋昭

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,145	流動負債	25,235
固定資産	23,168	（賞与引当金）	(477)
		固定負債	4,837
		（退職給付引当金）	(2,287)
		負債合計	30,072
		株主資本	19,241
		資本金	400
		利益剰余金	18,841
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	18,741
		純資産合計	19,241
資産合計	49,313	負債・純資産合計	49,313

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	32,015
売上原価	29,264
売上総利益	2,750
販売費及び一般管理費	2,715
営業利益	35
営業外収益	652
営業外費用	213
経常利益	473
特別利益	0
特別損失	307
税引前当期純利益	166
法人税、住民税及び事業税	△269
法人税等調整額	33
当期純利益	402

第 103 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区芝浦４丁目15番33号
日本ファブテック株式会社
代表取締役社長　中楯　伸一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,501	流動負債	19,568
固定資産	12,755	固定負債	1,759
有形固定資産	11,746	株主資本	18,752
無形固定資産	109	資本金	2,437
投資その他の資産	899	資本剰余金	2,040
		資本準備金	599
		その他資本剰余金	1,440
		利益剰余金	14,273
		利益準備金	459
		その他利益剰余金	13,814
		評価・換算差額等	176
		その他有価証券評価差額金	176
資産合計	40,256	負債・純資産合計	40,256

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	34,281
営業費用	31,972
営業利益	2,308
営業外収益	117
営業外費用	159
経常利益	2,267
特別利益	2
特別損失	110
税引前当期純利益	2,158
法人税、住民税及び事業税	656
法人税等調整額	45
当期純利益	1,457

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県横浜市港北区新横浜３－２－６
コマツ教習所株式会社
代表取締役　牛山　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	502,677
	固定資産	2,297,969
	合計	2,800,646
負債及び純資産の部	流動負債	579,607
	固定負債	465,561
	株主資本	1,755,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,745,477
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,742,977
	（うち当期純利益）	（19）
	合計	2,800,646

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目１番16号
株式会社ベリサーブ
代表取締役社長　鴫原　忠大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,125	流動負債	4,270
固定資産	5,625	（賞与引当金）	（1,524）
		固定負債	267
		負債合計	4,538
		株主資本	12,212
		資本金	792
		資本剰余金	775
		資本準備金	775
		利益剰余金	10,646
		その他利益剰余金	10,646
		自己株式	△2
		純資産合計	12,212
資産合計	16,751	負債・純資産合計	16,751

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,533
売上原価	21,471
売上総利益	8,061
販売費及び一般管理費	5,130
営業利益	2,931
営業外収益	320
営業外費用	118
経常利益	3,133
特別損失	550
税引前当期純利益	2,582
法人税、住民税及び事業税	556
法人税等調整額	173
当期純利益	1,852

第 54 期決算公告

令和８年６月23日
横浜市西区伊勢町３丁目148番地
東京ガス横浜中央エネルギー株式会社
代表取締役　山内　真輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,181,452
	固定資産	3,251,572
	合計	5,433,023
負債及び純資産の部	流動負債	2,340,612
	固定負債	2,067,616
	株主資本	1,024,795
	資本金	70,000
	資本剰余金	1,317
	資本準備金	1,317
	利益剰余金	953,477
	利益準備金	11,367
	その他利益剰余金	942,110
	（うち当期純損失）	（97,044）
	合計	5,433,023

第 31 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都品川区大崎一丁目11番２号
富士電機フィアス株式会社
代表取締役社長　三本　雄司

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	140,273	流動負債	138,019
固定資産	5,356	固定負債	5,333
		（退職給付引当金）	（18）
		株主資本	2,277
		資本金	1,000
		利益剰余金	1,277
		（利益準備金）	（250）
		（その他利益剰余金）	（1,027）
資産合計	145,630	負債・純資産合計	145,630

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,727
営業原価	1,140
営業総利益	586
販売費及び一般管理費	240
営業利益	346
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	346
税引前当期純利益	346
法人税、住民税及び事業税	105
法人税等調整額	0
当期純利益	240

第 42 期決算公告

令和８年６月25日
新潟県上越市西城町２丁目２番27号
上越ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長　丸田　健一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,138
	固定資産	7,630
	合計	8,768
負債及び純資産の部	流動負債	1,543
	固定負債	5,292
	株主資本	1,933
	資本金	480
	利益剰余金	1,453
	利益準備金	36
	その他利益剰余金	1,417
	（うち当期純損失）	（66）
	評価・換算差額等	0
	有価証券評価差額金	0
	合計	8,768

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月24日
東京都品川区大崎一丁目５番１号
株式会社ビューカード
代表取締役社長　三宅　俊造

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	594,354	流動負債	589,118
固定資産	29,219	賞与引当金	389
		その他	588,728
		固定負債	14,274
		退職給付引当金	123
		未引換商品券引当金	1,412
		その他	12,738
		株主資本	20,181
		資本金	5,000
		利益剰余金	15,181
		利益準備金	569
		その他利益剰余金	14,612
資産合計	623,574	負債・純資産合計	623,574

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	52,178
営業費用	49,563
営業利益	2,614
営業外収益	0
経常利益	2,615
特別損失	283
税引前当期純利益	2,331
法人税、住民税及び事業税	419
法人税等調整額	214
当期純利益	1,696

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
名古屋市中村区名駅三丁目５番４号
株式会社辻和
代表取締役社長　山田　朋彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	262,910
	固定資産	5,547
	合計	268,457
負債及び純資産の部	流動負債	157,134
	株主資本	111,323
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,323
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	98,823
	（うち当期純利益）	（9,421）
	合計	268,457

第80期決算公告

令和８年６月25日
三重県四日市市末広町16番41号
伊藤製油株式会社
代表取締役社長　片山　拓也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,816,951
	固定資産	6,603,441
	合計	16,420,392
負債及び純資産の部	流動負債	1,402,335
	固定負債	1,643,892
	株主資本	12,494,719
	資本金	100,000
	資本剰余金	127,108
	利益剰余金	12,267,610
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	12,217,610
	（うち当期純利益）	(1,212,122)
	評価・換算差額等	879,445
	合計	16,420,392

第80期決算公告

令和８年６月25日　横浜市西区高島１丁目２番５号
いすゞビルドライフ株式会社
代表取締役　通山　哲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,172	流動負債	1,090
固定資産	2,946	賞与引当金	80
		固定負債	587
		退職給付引当金	207
		負債合計	1,677
		株主資本	3,441
		資本金	1,990
		利益剰余金	1,451
		利益準備金	260
		その他利益剰余金	1,190
		純資産合計	3,441
資産合計	5,118	負債・純資産合計	5,118

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,297
売上原価	3,519
売上総利益	777
販売費及び一般管理費	452
営業利益	325
営業外収益	5
営業外費用	0
経常利益	330
特別利益	0
特別損失	46
税引前当期純利益	284
法人税、住民税及び事業税	79
法人税等調整額	△34
当期純利益	238

第18期決算公告

2026年６月25日
大阪府大阪市西区西本町一丁目４番１号
サンヨーホームズコミュニティ株式会社
代表取締役　小山　明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	895,428
	固定資産	633,480
	合計	1,528,908
負債及び純資産の部	流動負債	598,399
	固定負債	147,996
	株主資本	782,512
	資本金	50,000
	資本剰余金	52,164
	その他資本剰余金	52,164
	利益剰余金	680,347
	その他利益剰余金	680,347
	（うち当期純利益）	(137,244)
	合計	1,528,908

第８期決算公告

2026年６月25日
神奈川県横浜市港北区師岡町800番地
株式会社 トヨタ カスタマイジング＆ディベロップメント
代表取締役　西脇　憲三

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,583	流動負債	13,368
固定資産	13,095	固定負債	3,088
有形固定資産	7,053	株主資本	28,221
無形固定資産	847	資本金	1,700
投資その他の資産	5,194	資本剰余金	6,602
		（資本準備金）	(1,500)
		（その他資本剰余金）	(5,102)
		利益剰余金	19,918
		（利益準備金）	(175)
		（その他利益剰余金）	(19,743)
資産合計	44,678	負債・純資産合計	44,678

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	102,140
売上原価	72,612
売上総利益	29,527
販売費及び一般管理費	10,159
営業利益	19,368
営業外収益	3,669
営業外費用	438
経常利益	22,598
税引前当期純利益	22,598
法人税、住民税及び事業税	6,160
法人税等調整額	△253
当期純利益	16,691

第51期決算公告

令和８年６月24日
大阪市淀川区西中島四丁目１番１号
日清ネットコム株式会社
代表取締役社長　吉田　洋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	480,148
	固定資産	65,238
	資産合計	545,387
負債及び純資産の部	流動負債	106,439
	固定負債	23,030
	株主資本	415,917
	資本金	24,100
	資本剰余金	55,900
	資本準備金	55,900
	利益剰余金	335,917
	利益準備金	6,025
	その他利益剰余金	329,892
	（うち当期純利益）	(31,170)
	負債・純資産合計	545,387

第14期決算公告

2026年６月25日　福岡市中央区渡辺通五丁目23番８号
株式会社エム・アール・エフ
代表取締役　串間新一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	38,658	流動負債	28,182
固定資産	1,381	賞与引当金	57
		固定負債	305
		退職給付引当金	244
		利息返還損失引当金	31
		株主資本	11,551
		資本金	75
		資本剰余金	75
		資本準備金	75
		利益剰余金	11,401
		その他利益剰余金	11,401
資産合計	40,039	負債・純資産合計	40,039

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,351
営業費用	2,102
営業利益	2,249
営業外収益	37
営業外費用	27
経常利益	2,259
特別利益	111
特別損失	10
税引前当期純利益	2,360
法人税、住民税及び事業税	825
法人税等調整額	△25
当期純利益	1,560

第52期決算公告

令和８年６月24日
大阪府東大阪市七軒家19番15号
平和興産株式会社
代表取締役社長　星野　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,562
	固定資産	7,914
	合計	129,476
負債及び純資産の部	流動負債	32,761
	固定負債	44,577
	株主資本	52,138
	資本金	60,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△ 37,862
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△ 45,362
	（うち当期純利益）	(3,819)
	合計	129,476

第６期決算公告

2026年６月25日
福岡県福岡市博多区千代一丁目17番１号
西部瓦斯株式会社
代表取締役社長　加藤　卓二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	126,402	固定負債	83,235
有形固定資産	82,586	流動負債	46,386
無形固定資産	137	負債合計	129,621
投資その他の資産	43,678	株主資本	37,114
流動資産	40,333	資本金	490
		資本剰余金	29,529
		その他資本剰余金	29,529
		利益剰余金	7,095
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	6,972
		純資産合計	37,114
資産合計	166,736	負債・純資産合計	166,736

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	160,074
売上原価	112,338
供給販売費及び一般管理費	40,435
営業利益	7,300
営業外収益	1,184
営業外費用	1,043
経常利益	7,442
税引前当期純利益	7,442
法人税等	2,208
法人税等調整額	147
当期純利益	5,085

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

福岡市東区蒲田五丁目11番２号
株式会社福岡クリーンエナジー
代表取締役社長　髙田　浩輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,978	流動負債	268
固定資産	4,650	固定負債	0
		負債合計	269
		株主資本	10,359
		資本金	5,000
		利益剰余金	5,359
		利益準備金	340
		その他利益剰余金	5,019
		純資産合計	10,359
資産合計	10,629	負債・純資産合計	10,629

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,268
売上原価	3,091
売上総利益	177
販売費及び一般管理費	232
営業損失	54
営業外収益	27
営業外費用	0
経常損失	27
税引前当期純損失	27
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	21
当期純損失	50

第 40 期決算公告

令和８年６月25日
大阪府柏原市石川町２番22号
筒中興産株式会社
代表取締役社長　川上　　一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	391,673
	固定資産	229,848
	合計	621,521
負債及び純資産の部	流動負債	181,642
	固定負債	39,176
	株主資本	400,703
	資本金	10,000
	資本剰余金	85,000
	利益剰余金	305,703
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	303,203
	（うち当期純利益）	(37,372)
	合計	621,521

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
北九州市八幡東区東田一丁目６番15号
九州日本信販株式会社
代表取締役社長　塩塚　　茂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	30,542	流動負債	28,262
固定資産	940	固定負債	514
有形固定資産	442	負債合計	28,776
無形固定資産	221	株主資本	2,672
投資その他の資産	276	資本金	90
		資本剰余金	187
		利益剰余金	2,394
		その他利益剰余金	2,394
		評価・換算差額等	33
		純資産合計	2,705
資産合計	31,482	負債・純資産合計	31,482

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,286
営業費用	3,061
営業利益	224
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	224
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	224
法人税、住民税及び事業税	152
法人税等調整額	△25
当期純利益	98

第 47 期決算公告

2026年６月24日
大阪市北区芝田二丁目４番24号
アクティサービス株式会社
代表取締役社長　伊勢　正文

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,808,749
	固定資産	10,598
	合計	1,819,348
負債及び純資産の部	流動負債	97,012
	固定負債	35,537
	株主資本	1,686,798
	資本金	30,000
	資本剰余金	560,332
	資本準備金	560,332
	利益剰余金	1,096,465
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,088,965
	（うち当期純利益）	(120,156)
	合計	1,819,348

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都中央区湊二丁目11番１号
シティタワー銀座東1019
株式会社Ｓｕｍｉｉ
（旧商号　合同会社Ｓｕｍｉｉ）
代表取締役　イングヤンビン

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,734
	固定資産	19,717
	合計	60,452
負債及び純資産の部	流動負債	73,323
	社員資本	△12,870
	資本金	5,000
	利益剰余金	△17,870
	利益準備金	△407
	その他利益剰余金	△17,463
	（うち当期純損失）	(17,463)
	合計	60,452

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都中央区湊二丁目一一番一号シティタワー銀座東一〇一九
株式会社Ｓｕｍｉｉ
代表取締役　イングヤンビン

第 55 期 決 算 公 告

2026年６月25日
大阪府大阪市北区中之島２丁目２番７号
株式会社玉造
代表取締役社長　森　　繁信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,813
	固定資産	5,524
	合計	14,338
負債及び純資産の部	流動負債	4,159
	固定負債	355
	株主資本	9,823
	資本金	70
	利益剰余金	9,753
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	9,735
	（うち当期純利益）	(1,176)
	合計	14,338

第 17 期決算公告

令和８年６月25日
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目５番１号
トライアンフブリッジ株式会社
代表取締役　澤口　欣也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	133,493
	固定資産	3,087
	繰延資産	3,015
	合計	139,595
負債及び純資産の部	流動負債	109,747
	固定負債	24,329
	株主資本	5,519
	資本金	12,000
	利益剰余金	△6,480
	その他利益剰余金	△6,480
	（うち当期純利益）	(1,479)
	合計	139,595

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目五番一号
トライアンフブリッジ株式会社
代表取締役　澤口　欣也

第 5 期決算公告

2026年６月25日
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社地域創生Ｃｏデザイン研究所
代表取締役所長　横井　幸博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	674,881
	固定資産	33,947
	合計	708,828
負債及び純資産の部	流動負債	261,826
	固定負債	—
	株主資本	447,002
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	47,002
	その他利益剰余金	47,002
	（うち当期純利益）	(47,002)
	合計	708,828

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

新潟県加茂市本町三番五号
株式会社桑田屋スポーツ
代表取締役　渡邉　康久

第79期決算公告

令和８年６月25日
大阪市中央区平野町２丁目２番５号
新和産業株式会社
取締役社長　佐藤　栄寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,824,300
	固定資産	848,530
	合計	5,672,830
負純資産及び部	流動負債	2,657,743
	固定負債	725,791
	株主資本	2,289,296
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,324
	（資本準備金）	（1,324）
	利益剰余金	2,187,972
	（利益準備金）	（25,000）
	（その他利益剰余金）	（2,162,972）
	（うち当期純利益）	（181,688）
	合計	5,672,830

第40期決算公告

令和８年６月25日
新潟県加茂市本町３番５号
株式会社桑田屋スポーツ
代表取締役　渡邉　康久

貸借対照表の要旨（令和７年８月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,991
	固定資産	17,630
	合計	41,621
負純資産及び部	流動負債	7,852
	株主資本	33,769
	資本金	14,000
	利益剰余金	23,549
	利益準備金	121
	その他利益剰余金	23,428
	（うち当期純損失）	（3,582）
	自己株式	△3,780
	合計	41,621

第35期決算公告

令和８年６月24日
大阪府東大阪市四条町12番８号
株式会社ロブエース
代表取締役　地引　俊爲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	124,273
	固定資産	48,151
	資産合計	172,425
負純資産及び部	流動負債	81,534
	固定負債	9,429
	負債合計	90,964
	株主資本	81,461
	資本金	50,000
	利益剰余金	31,461
	その他利益剰余金	31,461
	（うち当期純利益）	（8,135）
	純資産合計	81,461
	負債・純資産合計	172,425

第１期決算公告

令和８年６月25日　東京都港区西新橋一丁目１番１号
OpenFiber Japan株式会社
（旧商号　竹芝準備７号株式会社）
代表取締役社長　兼　ＣＥＯ　関和　智弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,132	流動負債	429
		（賞与引当金）	（81）
		負債合計	429
		株主資本	703
		資本金	1,000
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	△1,296
		その他利益剰余金	△1,296
		純資産合計	703
資産合計	1,132	負債・純資産合計	1,132

損益計算書の要旨
（自　令和８年２月５日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	910
営業損失	910
営業外費用	380
経常損失	1,290
税引前当期純損失	1,290
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	1,296

第27期決算公告

令和８年６月25日
大阪市西区西本町一丁目４番１号
サンヨーリフォーム株式会社
代表取締役　後藤　克洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,384,029
	固定資産	30,120
	合計	2,414,150
負純資産及び部	流動負債	1,225,705
	固定負債	94,810
	株主資本	1,093,634
	資本金	90,000
	資本剰余金	54,584
	その他資本剰余金	54,584
	利益剰余金	949,050
	その他利益剰余金	949,050
	（うち当期純利益）	（35,816）
	合計	2,414,150

第17期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区一ツ橋二丁目１番１号
ＳＦＩリーシング株式会社
代表取締役　岩井　啓志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	131,550	流動負債	67,500
固定資産	1,415	（内賞与引当金）	（129）
有形固定資産	839	固定負債	54,526
無形固定資産	126	（内退職給付引当金）	（162）
投資その他の資産	448	株主資本	10,939
		資本金	1,000
		資本剰余金	2,200
		資本準備金	2,200
		利益剰余金	7,739
		その他利益剰余金	7,739
資産合計	132,965	負債・純資産合計	132,965

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	44,927
売上原価	41,607
売上総利益	3,319
販売費及び一般管理費	2,504
営業利益	815
営業外収益	11
営業外費用	3
経常利益	823
特別損失	1
税引前当期純利益	821
法人税、住民税及び事業税	300
法人税等調整額	△49
当期純利益	570

第５期決算公告

2026年６月24日
大阪府吹田市南吹田一丁目７番１号
ＪＲ西日本光ネットワーク株式会社
代表取締役社長　澤井圭司郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	355,141
	固定資産	353,165
	合計	708,306
負純資産及び部	流動負債	82,704
	株主資本	625,602
	資本金	50,000
	資本剰余金	455,639
	資本準備金	415,000
	その他資本剰余金	40,639
	利益剰余金	119,962
	その他利益剰余金	119,962
	（うち当期純利益）	（119,962）
	合計	708,306

第137期決算公告

2026年６月25日　東京都港区芝公園２丁目４番１号
ＹＫアクロス株式会社
代表取締役社長　堀内　博人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	29,543	流動負債	23,678
固定資産	3,523	固定負債	1,323
有形固定資産	162	負債合計	25,002
無形固定資産	72	株主資本	6,990
投資その他の資産	3,288	資本金	1,200
		資本剰余金	1,573
		利益剰余金	4,217
		利益準備金	233
		その他利益剰余金	3,983
		評価・換算差額等	1,074
		その他有価証券評価差額金	1,074
		純資産合計	8,065
資産合計	33,067	負債・純資産合計	33,067

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,889
売上原価	6,172
売上総利益	4,717
販売費及び一般管理費	3,992
営業利益	724
営業外収益	446
営業外費用	58
経常利益	1,112
特別利益	2,103
特別損失	32
税引前当期純利益	3,183
法人税、住民税及び事業税	949
法人税等調整額	△126
当期純利益	2,360

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都中央区晴海三丁目12番１号

中央債権回収株式会社

代表取締役　堀之内　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,248,205	流動負債	678,799
固定資産	483,065	賞与引当金	66,000
		固定負債	1,036,256
		負債合計	**1,715,056**
		株主資本	2,016,214
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	1,016,214
		利益準備金	45,757
		その他利益剰余金	970,457
		純資産合計	**2,016,214**
資産合計	**3,731,270**	**負債・純資産合計**	**3,731,270**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,538,273
営業費用	3,568,934
営業損失	30,661
営業外収益	2,567
営業外費用	20,635
経常損失	48,729
特別損失	10,715
税引前当期純損失	59,444
法人税、住民税及び事業税	562,207
法人税等調整額	△27,709
当期純損失	593,942

第５期決算公告

令和８年６月25日
大阪市淀川区宮原四丁目１番９号
株式会社フジシールビジネスアソシエ
代表取締役社長　清家　涼

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	866
	固定資産	21
	投資その他の資産	21
	資産合計	**887**
負債及び純資産の部	流動負債	875
	賞与引当金	59
	その他	816
	株主資本	12
	資本金	9
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純利益）	(2)
	負債・純資産合計	**887**

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
ＳＢＩ新生アセットファイナンス株式会社
代表取締役社長　中村　純也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	186,265	流動負債	167,876
固定資産	1,324	固定負債	210
有形固定資産	63	株主資本	19,503
無形固定資産	72	資本金	500
投資その他の資産	1,189	資本剰余金	5,743
		（資本準備金）	(125)
		（その他資本剰余金）	(5,618)
		利益剰余金	13,259
		（その他利益剰余金）	(13,259)
資産合計	**187,590**	**負債・純資産合計**	**187,590**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,451
売上原価	1,969
売上総利益	9,481
販売費及び一般管理費	2,123
営業利益	7,358
営業外収益	7
営業外費用	0
経常利益	7,365
税引前当期純利益	7,365
法人税、住民税及び事業税	2,457
法人税等調整額	△206
当期純利益	5,113

第 11 期決算公告

2026年６月25日
大阪市住之江区北加賀屋三丁目４番７号
株式会社グルメ杵屋レストラン
代表取締役社長　吉田　正敏

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	203,311
	固定資産	136,122
	合計	**339,433**
負債及び純資産の部	流動負債	1,110,216
	（うち賞与引当金）	(80,325)
	固定負債	2,736,310
	株主資本	△ 3,507,093
	資本金	10,000
	資本剰余金	993
	その他資本剰余金	993
	利益剰余金	△ 3,518,087
	その他利益剰余金	△ 3,518,087
	（うち当期純損失）	(354,549)
	合計	**339,433**

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田小川町三丁目３番地
東京きらぼしリース株式会社
代表取締役社長　市村　尚裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	49,636	流動負債	29,917
固定資産	2,522	固定負債	18,049
有形固定資産	1,568	株主資本	3,746
無形固定資産	0	資本金	305
投資その他の資産	953	資本剰余金	—
		その他資本準備金	—
		利益剰余金	3,441
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	3,409
		評価・換算差額等	445
		その他有価証券評価差額金	445
資産合計	**52,158**	**負債・純資産合計**	**52,158**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,788
売上原価	15,620
売上総利益	1,168
販売費及び一般管理費	714
営業利益	453
営業外収益	19
営業外費用	0
経常利益	472
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	472
法人税、住民税及び事業税	185
法人税等調整額	△39
当期純利益	326

第 17 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
大阪府大阪市西区阿波座２－１－１　６Ｆ
株式会社ナッセ
代表取締役　足立　浩

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,437
	固定資産	497
	合計	**1,935**
負債及び純資産の部	流動負債	449
	固定負債	1,136
	株主資本	349
	資本金	10
	利益剰余金	339
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	333
	（うち当期純利益）	(49)
	合計	**1,935**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼしライフデザイン証券株式会社
代表取締役　岩崎　靖史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,228	流動負債	5,674
固定資産	380	固定負債	5
有形固定資産	40	特別法上の準備金	0
無形固定資産	215	株主資本	2,928
投資その他の資産	124	資本金	3,000
		資本剰余金	—
		その他資本準備金	—
		利益剰余金	△71
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△71
		評価・換算差額等	—
		その他有価証券評価差額金	—
資産合計	**8,608**	**負債・純資産合計**	**8,608**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,845
金融費用	—
純営業収益	1,845
販売費及び一般管理費	1,610
営業利益	234
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	233
特別利益	—
特別損失	3
税引前当期純利益	229
法人税、住民税及び事業税	43
法人税等調整額	△74
当期純利益	261

第 20 期決算公告

令和８年６月25日
大阪府大阪市淀川区西中島３－９－12
株式会社ジーン
代表取締役　里見　陽祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,935,687
	固定資産	231,014
	資産合計	**2,166,702**
負債及び純資産の部	流動負債	643,111
	固定負債	95,202
	負債合計	**738,314**
	株主資本	1,428,387
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,418,387
	その他利益剰余金	1,418,387
	（うち当期純利益）	(459,138)
	純資産合計	**1,428,387**
	負債・純資産合計	**2,166,702**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
兵庫県丹波市柏原町下小倉960番地
崇広運輸株式会社
代表取締役　渡邉　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	143,738
	固定資産	84,919
	合計	228,657
負債及び純資産の部	流動負債	68,999
	固定負債	119,598
	株主資本	40,060
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,060
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,560
	（うち当期純利益）	(2,824)
	合計	228,657

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都千代田区神田小川町三丁目３番地
きらぼし信用保証株式会社
代表取締役社長　保谷　邦之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	7,500,147	流動負債	2,287,639
固定資産	281,003	固定負債	156,548
有形固定資産	33,437	負債合計	2,444,188
無形固定資産	176,811	株主資本	5,336,962
投資その他の資産	70,754	資本金	760,000
		資本剰余金	740,000
		（うち資本準備金）	(740,000)
		利益剰余金	3,836,962
		（うち利益準備金）	(5,000)
		純資産合計	5,336,962
資産合計	7,781,150	負債・純資産合計	7,781,150

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,152,597
営業費用	343,065
営業利益	809,532
営業外収益	50,353
営業外費用	9,000
経常利益	850,885
特別利益	—
特別損失	0
税引前当期純利益	850,885
法人税、住民税及び事業税	261,732
法人税等調整額	△15,250
当期純利益	604,403

第 74 期決算公告

2026年６月25日
岡山県岡山市南区福富中一丁目３番７号
両備ホームズ株式会社
代表取締役　宇佐美正彰

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,620,210
	固定資産	2,791,706
	合計	5,411,916
負債及び純資産の部	流動負債	2,746,147
	固定負債	144,602
	株主資本	2,521,167
	資本金	80,000
	資本剰余金	60,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	2,381,167
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	2,346,167
	（うち当期純利益）	(89,044)
	合計	5,411,916

第 95 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都渋谷区宇田川町33番７号
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー
代表取締役　阿久津彰紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	389,772	流動負債	27,161
固定資産	15,018,686	固定負債	371,089
有形固定資産	418	株主資本	14,203,982
無形固定資産	144	資本金	2,530,000
投資その他の資産	15,018,123	資本剰余金	2,499,977
		資本準備金	2,499,977
		利益剰余金	9,174,004
		利益準備金	8,200
		その他利益剰余金	9,165,804
		評価・換算差額等	806,224
		その他有価証券評価差額金	806,224
資産合計	15,408,458	負債・純資産合計	15,408,458

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	31,477
売上原価	—
売上総利益	31,477
販売費及び一般管理費	70,832
営業損失	39,354
営業外収益	70,451
営業外費用	—
経常利益	31,096
特別利益	—
特別損失	6,826
税引前当期純利益	24,269
法人税、住民税及び事業税	2,536
法人税等調整額	—
当期純利益	21,733

第 56 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区錦町７番23号
株式会社岡山馬事公苑
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,324
	固定資産	75,947
	合計	193,271
負債及び純資産の部	流動負債	104,976
	固定負債	1,230
	株主資本	87,065
	資本金	10,000
	利益剰余金	77,065
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	76,715
	（うち当期純利益）	(4,726)
	合計	193,271

第 29 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都立川市柴崎町三丁目２番１号
ジェイアール東日本商業開発株式会社
代表取締役社長　石黒　陽一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,275	流動負債	4,262
固定資産	4,329	（賞与引当金）	(46)
		固定負債	3,138
		（退職給付引当金）	(194)
		負債合計	7,400
		株主資本	2,204
		資本金	1,140
		利益剰余金	1,064
		利益準備金	39
		その他利益剰余金	1,025
		純資産合計	2,204
資産合計	9,604	負債・純資産合計	9,604

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
商品売上高	751
代理人売上	1,245
その他の営業収入	4,871
売上原価	587
売上総利益	6,281
販売費及び一般管理費	5,931
営業利益	350
営業外損益	10
経常利益	361
特別損益	△156
税引前当期純利益	204
法人税、住民税及び事業税	14
法人税等調整額	△78
当期純利益	268

第 4 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号
両備ウェルネス株式会社
代表取締役　本田　英修

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,534
	固定資産	2,515
	合計	43,050
負債及び純資産の部	流動負債	16,025
	株主資本	27,024
	資本金	30,000
	利益剰余金	△2,975
	その他利益剰余金	△2,975
	（うち当期純利益）	(5,476)
	合計	43,050

第 106 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役　髙田　和夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,068	流動負債	27,002
固定資産	68,405	（賞与引当金）	(20)
有形固定資産	427	固定負債	8,666
無形固定資産	39	（退職給付引当金）	(67)
投資その他の資産	67,938	株主資本	41,530
		資本金	14,182
		資本剰余金	9,658
		資本準備金	3,545
		その他資本剰余金	6,112
		利益剰余金	17,689
		その他利益剰余金	17,689
		評価・換算差額等	11,274
資産合計	88,473	負債・純資産合計	88,473

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,361
営業総利益	3,361
販売費及び一般管理費	1,112
営業利益	2,248
営業外収益	1,660
営業外費用	734
経常利益	3,175
特別利益	5
特別損失	1
税引前当期純利益	3,179
法人税、住民税及び事業税	141
当期純利益	3,037

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月25日　富山県富山市丸の内１丁目８番10号
ほくほくＴＴ証券株式会社
代表取締役社長　森田　勝也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,109	流動負債	11,063
固定資産	143	（賞与引当金）	(90)
		固定負債	27
		（退職給付引当金）	(11)
		（役員退職慰労引当金）	(5)
		特別法上の準備金	23
		株主資本	5,137
		資本金	1,250
		資本剰余金	1,363
		（資本準備金）	(1,250)
		利益剰余金	2,524
		その他利益剰余金	2,524
資産合計	16,252	負債・純資産合計	16,252

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,397
金融費用	44
純営業収益	3,352
販売費及び一般管理費	2,697
営業利益	655
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	656
特別損失	5
税引前当期純利益	651
法人税、住民税及び事業税	214
法人税等調整額	△4
当期純利益	441

第３期決算公告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号
株式会社両備ファイナンス
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	46,575,616
	固定資産	6,886,266
	合計	53,461,883
負債及び純資産の部	流動負債	50,682,250
	固定負債	2,467,208
	株主資本	314,593
	資本金	100,000
	利益剰余金	214,593
	その他利益剰余金	214,593
	（うち当期純利益）	(201,482)
	評価・換算差額等	△2,169
	その他有価証券評価差額金	△2,169
	合計	53,461,883

第 43 期 決 算 公 告

2026年６月24日　富山市荒町２番21号
北銀リース株式会社
代表取締役社長　沼田　康至

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,529	流動負債	17,868
（うち貸倒引当金）	(△14)	固定負債	21,374
固定資産	772	（うち退職給付引当金）	(△3)
有形固定資産	199	株主資本	4,894
無形固定資産	76	資本金	100
投資その他の資産	496	資本剰余金	611
（うち貸倒引当金）	(△53)	資本準備金	611
		利益剰余金	4,183
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,158
		評価・換算差額等	163
資産合計	44,301	負債・純資産合計	44,301

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,818
売上原価	12,072
売上総利益	745
販売費及び一般管理費	507
営業利益	237
営業外損益	25
経常利益	263
税引前当期純利益	263
法人税、住民税及び事業税	73
法人税等調整額	18
当期純利益	171

第 3 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号
Ｒヨット株式会社
代表取締役　新居　正弘

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,625,815
	固定資産	32,030
	合計	10,657,845
負債及び純資産の部	流動負債	3,325,389
	固定負債	7,911,608
	株主資本	△579,151
	資本金	100,000
	利益剰余金	△679,151
	その他利益剰余金	△679,151
	（うち当期純損失）	(578,164)
	合計	10,657,845

第 3 期 決 算 公 告

2026年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番１号
株式会社ザイマックス
代表取締役社長　吉田　正

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,816	流動負債	10,868
固定資産	17,220	固定負債	14,998
		株主資本	4,168
		資本金	300
		利益剰余金	3,868
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	3,793
資産合計	30,036	負債・純資産合計	30,036

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	71,792
売上原価	60,754
売上総利益	11,038
販売費及び一般管理費	8,636
営業利益	2,402
営業外収益	64
営業外費用	48
経常利益	2,418
特別利益	520
特別損失	3
税引前当期純利益	2,934
法人税、住民税及び事業税	544
法人税等調整額	194
当期純利益	2,196

第 2 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号
樫園ＫＭ不動産株式会社
代表取締役　川上　研二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	520
	固定資産	545,306
	合計	545,826
負債及び純資産の部	流動負債	93,352
	固定負債	420,334
	株主資本	32,140
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,140
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	31,020
	（うち当期純利益）	(27,412)
	合計	545,826

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都江東区東陽四丁目10番４号
株式会社日賀信債権回収サービス
代表取締役社長　天野　真作

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	303,363	流動負債	3,935
固定資産	9	負債合計	3,935
投資その他の資産	9	株主資本	299,437
		資本金	500,000
		利益剰余金	△200,562
		その他利益剰余金	△200,562
		純資産合計	299,437
資産合計	303,372	負債・純資産合計	303,372

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	79,281
営業費用	12,617
営業総利益	66,663
販売費及び一般管理費	75,283
営業損失	8,620
営業外収益	105,059
営業外費用	490
経常利益	95,948
税引前当期純利益	95,948
法人税、住民税及び事業税	290
当期純利益	95,658

第 1 期 決 算 公 告

2026年６月25日
岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号
両備アグリウェルネス株式会社
代表取締役　本田　英修

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,804
	固定資産	337
	合計	16,142
負債及び純資産の部	流動負債	5,719
	株主資本	10,423
	資本金	10,000
	利益剰余金	423
	その他利益剰余金	423
	（うち当期純利益）	(423)
	合計	16,142

第１期決算公告

2026年６月25日

岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号

Ｒヨット船舶管理人株式会社

代表取締役　中本　直樹

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	141,644
	合計	141,644
負債及び純資産の部	流動負債	140,652
	株主資本	991
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,008
	その他利益剰余金	△9,008
	（うち当期純損失）	（9,008）
	合計	141,644

第58期決算公告

2026年６月25日　東京都千代田区外神田六丁目１番８号

株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス

代表取締役社長　田中　亘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,750	流動負債	7,251
固定資産	2,687	（賞与引当金）	（458）
有形固定資産	1,258	固定負債	688
無形固定資産	216	（退職給付引当金）	（591）
投資その他の資産	1,212	株主資本	9,281
		資本金	500
		資本剰余金	500
		資本準備金	500
		利益剰余金	8,281
		その他利益剰余金	8,281
		評価・換算差額等	217
		その他有価証券評価差額金	217
資産合計	17,438	負債・純資産合計	17,438

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	57,443
売上原価	47,433
売上総利益	10,010
販売費及び一般管理費	7,017
営業利益	2,992
営業外収益	43
営業外費用	1
経常利益	3,034
特別利益	45
特別損失	40
税引前当期純利益	3,040
法人税、住民税及び事業税	909
法人税等調整額	△47
当期純利益	2,178

第27期決算公告

2026年６月25日

広島市南区松原町１－２

株式会社ジェイアールサービスネット広島

代表取締役社長　長瀬　智彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,974
	固定資産	3,284
	合計	10,259
負債及び純資産の部	流動負債	2,593
	固定負債	486
	株主資本	7,179
	資本金	100
	資本剰余金	200
	利益剰余金	6,879
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	6,854
	（うち当期純利益）	（886）
	合計	10,259

第86期決算公告

2026年６月25日

福井県福井市順化一丁目21番１号ニッセイ福井ビル

三津井証券ウェルスマネジメント株式会社

代表取締役社長　石川　浩基

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,442	流動負債	5,324
固定資産	235	固定負債	113
有形固定資産	89	特別法上の準備金	18
無形固定資産	1	株主資本	2,160
投資その他の資産	143	資本金	558
		資本剰余金	108
		（資本準備金）	（108）
		利益剰余金	1,666
		（利益準備金）	（31）
		（その他利益剰余金）	（1,635）
		自己株式	△172
		評価・換算差額等	60
資産合計	7,677	負債・純資産合計	7,677

損益計算書の要旨

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	868
金融費用	7
純営業収益	860
販売費及び一般管理費	675
営業利益	184
営業外収益	30
営業外費用	0
経常利益	215
特別利益	48
特別損失	—
税引前当期純利益	264
法人税、住民税及び事業税	87
法人税等調整額	△6
当期純利益	183

第53期決算公告

2026年６月25日

山口県山陽小野田市北竜王町18番８号

共備運輸興業株式会社

代表取締役　小嶋　光信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	880,227
	固定資産	39,004
	合計	919,231
負債及び純資産の部	流動負債	449,354
	固定負債	7,733
	株主資本	462,144
	資本金	30,000
	利益剰余金	432,144
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	424,644
	（うち当期純利益）	（44,964）
	合計	919,231

第８期決算公告

令和８年６月25日　名古屋市西区牛島町６番１号

株式会社ＫＩＮＴＯ

代表取締役　小寺　信也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部				負債及び純資産の部			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
流動資産	19,726	有形固定資産	196,923	流動負債	60,132	株主資本	6,030
固定資産	196,923	無形固定資産	0	賞与引当金	301	資本金	12,450
		投資その他の資産	0	固定負債	150,486	資本剰余金	12,450
				退職給付引当金	119	資本準備金	12,450
						利益剰余金	△18,869
						その他利益剰余金	△18,869
資産合計	216,649			負債・純資産合計	216,649		

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	77,367
売上原価	67,752
売上総利益	9,614
販売費及び一般管理費	8,160
営業利益	1,453
営業外収益	87
営業外費用	6
経常利益	1,535
税引前当期純利益	1,535
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等調整額	△1,495
当期純利益	3,022

第18期決算公告

令和８年６月25日

徳島県阿南市原ケ崎町居屋敷71番地

株式会社アルボレックス

代表取締役　山浦　靖史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,515
	固定資産	2,864
	合計	5,379
負債及び純資産の部	流動負債	1,586
	固定負債	1,952
	株主資本	1,839
	資本金	45
	資本剰余金	543
	資本準備金	543
	利益剰余金	1,251
	その他利益剰余金	1,251
	（うち当期純利益）	（74）
	評価・換算差額等	0
	合計	5,379

第53期決算公告

令和８年６月12日　愛知県豊田市上原町折橋１番地15

大豊精機株式会社

代表取締役社長　神谷　忠弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,323	流動負債	3,332
固定資産	7,024	固定負債	1,517
		負債合計	4,850
		株主資本	7,498
		資本金	878
		資本剰余金	828
		利益剰余金	6,014
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	6,001
		自己株式	△223
		純資産合計	7,497
資産合計	12,348	負債・純資産合計	12,348

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,296
売上原価	12,847
売上総利益	2,448
特別損失	100
税引前当期純利益	381
当期純利益	314

第　６　期　決　算　公　告

令和８年６月23日　　大阪市中央区平野町四丁目１番２号
日向バイオマス発電株式会社
代表取締役　田中　啓一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,166,326	流動負債	2,911,257
固定資産	43,703,451	賞与引当金	1,000
有形固定資産	25,219,153	固定負債	35,016,677
無形固定資産	914,206	株主資本	△703,644
投資その他の資産	17,570,091	資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	△713,644
		その他利益剰余金	△713,644
		評価・換算差額等	13,645,487
		繰延ヘッジ損益	13,645,487
資産合計	50,869,777	負債・純資産合計	50,869,777

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,659,119
売上原価	6,829,499
売上総損失	170,379
販売費及び一般管理費	216,810
営業損失	387,190
営業外収益	29,483
営業外費用	725,589
経常損失	1,083,295
特別損失	64,598
税引前当期純損失	1,147,893
法人税、住民税及び事業税	151
法人税等調整額	△346,917
当期純損失	801,127

第75期決算公告　令和８年６月18日

徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地４
東邦機械工業株式会社
代表取締役社長　佐藤　弘幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	833,182
	固定資産	1,606,821
	資産合計	2,440,004
負債及び純資産の部	流動負債	975,944
	固定負債	22,000
	負債合計	997,944
	株主資本	1,442,059
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,142,059
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,067,059
	（うち当期純利益）	（39,478）
	純資産合計	1,442,059
	負債・純資産合計	2,440,004

第　79　期　決　算　公　告

2026年６月25日　　大阪府堺市堺区石津北町80番地
日清シスコ株式会社
代表取締役社長　山田　道明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,573	流動負債	5,386
固定資産	5,657	固定負債	2,316
		（うち退職給付引当金）	（452）
		株主資本	4,519
		資本金	2,600
		利益剰余金	1,919
		利益準備金	650
		その他利益剰余金	1,269
		評価・換算差額等	8
		その他有価証券評価差額金	8
資産合計	12,231	負債・純資産合計	12,231

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,148
売上原価	15,385
売上総利益	8,762
販売費及び一般管理費	6,878
営業利益	1,883
営業外収益	37
営業外費用	3
経常利益	1,917
特別利益	0
特別損失	133
税引前当期純利益	1,784
法人税、住民税及び事業税	512
法人税等調整額	6
当期純利益	1,264

第　１　期　決　算　公　告

2026年６月25日
香川県小豆郡土庄町甲5165番地216
島島島株式会社
代表取締役　井上　政彦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,000
	合計	1,000
負債及び純資産の部	流動負債	602
	株主資本	397
	資本金	1,000
	利益剰余金	△602
	その他利益剰余金	△602
	（うち当期純損失）	（602）
	合計	1,000

第　39　期　決　算　公　告

2026年６月24日
神戸市中央区脇浜海岸通二丁目２番４号
新生コベルコリース株式会社
代表取締役社長　松井　由人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	75,020	流動負債	43,043
固定資産	25,338	固定負債	46,871
有形固定資産	23,384	株主資本	10,106
無形固定資産	698	資本金	3,243
投資その他の資産	1,256	資本剰余金	4,440
		資本準備金	4,440
		利益剰余金	2,421
		その他利益剰余金	2,421
		評価・換算差額等	337
		その他有価証券評価差額金	337
資産合計	100,359	負債・純資産合計	100,359

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,765
売上原価	27,783
売上総利益	1,982
販売費及び一般管理費	1,589
営業利益	393
営業外収益	66
営業外費用	1
経常利益	458
特別利益	0
税引前当期純利益	459
法人税、住民税及び事業税	94
法人税等調整額	51
当期純利益	313

第41期決算公告　令和８年６月25日

愛媛県松山市北吉田町77番地
帝人テディ株式会社
代表取締役　小林　利唯

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	371,295
	固定資産	81,339
	資産合計	452,634
負債及び純資産の部	流動負債	158,719
	固定負債	131,090
	負債合計	289,809
	株主資本	162,825
	資本金	90,000
	利益剰余金	72,825
	利益準備金	12,753
	その他利益剰余金	60,072
	（うち当期純利益）	（6,221）
	純資産合計	162,825
	負債・純資産合計	452,634

第69期決算公告　令和８年６月25日

名古屋市昭和区桜山町六丁目104番地
株式会社サンオー
代表取締役　佐野　肇

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,200
	固定資産	1,044,980
	合計	1,143,181
負債及び純資産の部	流動負債	9,782
	固定負債	646,284
	株主資本	487,114
	資本金	20,000
	利益剰余金	467,114
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	462,114
	（うち当期純損失）	（23,300）
	合計	1,143,181

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月二十五日
名古屋市昭和区桜山町六丁目一〇四番地
（甲）株式会社サンオー
代表取締役　佐野　肇
名古屋市昭和区桜山町六丁目一〇四番地
（乙）有限会社ニッシン
代表取締役　佐野　肇

第35期決算公告　令和８年６月25日

北九州市小倉北区中島２－１－１
ＴＯＴＯインフォム株式会社
代表取締役社長　杉澤　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	929,358
	固定資産	200,965
	合計	1,130,323
負債及び純資産の部	流動負債	740,375
	固定負債	454,450
	退職給付引当金	454,450
	株主資本	△64,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,501
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△77,001
	（うち当期純利益）	（2,538）
	合計	1,130,323

第 52 期 決 算 公 告

2026年６月25日

熊本県宇土市境目町300番地

西鋼物流株式会社

代表取締役社長　岩谷　達雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	870,733
	固定資産	127,862
	合計	998,595
負純資産及び部	流動負債	176,938
	固定負債	35,440
	株主資本	786,217
	資本金	50,000
	利益剰余金	736,217
	（うち当期純利益）	(32,268)
	有価証券評価差額	—
	合計	998,595

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　270,920千円
2. 一株当たりの当期純利益　322.68円

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月25日　北海道苫小牧市入船町三丁目４番21号

苫小牧埠頭株式会社

代表取締役社長　海津　尚夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,650	流動負債	3,762
固定資産	33,619	（賞与引当金）	(264)
有形固定資産	32,273	固定負債	5,173
無形固定資産	222	（退職給付引当金）	(173)
投資その他の資産	1,124	（役員退職慰労引当金）	(155)
		（特別修繕引当金）	(636)
		株主資本	32,334
		資本金	876
		利益剰余金	31,461
		利益準備金	219
		その他利益剰余金	31,242
		自己株式	△2
資産合計	41,270	負債・純資産合計	41,270

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	20,497
売上原価	17,962
売上総利益	2,535
販売費及び一般管理費	840
営業利益	1,694
営業外収益	235
営業外費用	96
経常利益	1,833
特別利益	16
特別損失	14
税引前当期純利益	1,835
法人税、住民税及び事業税	523
法人税等調整額	4
当期純利益	1,306

第 94 期決算公告　令和８年６月25日

群馬県安中市中宿1007番地

安中運輸株式会社

代表取締役　塚田　守

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,996
	固定資産	1,222,333
	資産合計	1,381,329
負純資産及び部	流動負債	644,880
	固定負債	37,653
	株主資本	698,796
	資本金	20,000
	利益剰余金	678,796
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	673,796
	（うち当期純損失）	(26,181)
	負債・純資産合計	1,381,329

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

札幌市中央区南２条西８丁目12番１号

株式会社あいプラン

代表取締役　新道いくみ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,604	流動負債	39,959
固定資産	36,670	固定負債	288
繰延資産	0	（うち雑収入復活引当金）	(251)
		負債合計	40,247
		株主資本	10,030
		資本金	80
		利益剰余金	9,950
		その他利益剰余金	9,950
		評価・換算差額等	△3
		その他有価証券評価差額金	△3
		純資産合計	10,027
資産合計	50,274	負債・純資産合計	50,274

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,961
売上原価	5,311
売上総利益	9,650
販売費及び一般管理費	9,313
営業利益	337
営業外収益	626
営業外費用	129
経常利益	834
特別利益	9
特別損失	22
税引前当期純利益	821
法人税、住民税及び事業税	192
当期純利益	629

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

千葉県船橋市藤原三丁目16番17号

アイエスジー株式会社

代表取締役　中田　健志

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,517
	固定資産	6,088
	資産合計	10,605
負債及び純資産の部	流動負債	1,461
	（うち賞与引当金）	(120)
	固定負債	1,131
	（うち退職給付引当金）	(439)
	負債合計	2,593
	株主資本	7,833
	資本金	100
	資本剰余金	883
	資本準備金	883
	利益剰余金	6,850
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	6,787
	（うち当期純利益）	(652)
	評価・換算差額等	178
	その他有価証券評価差額金	178
	純資産合計	8,012
	負債・純資産合計	10,605

第 46 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　青森県上北郡横浜町字林尻102―100

日本ホワイトファーム株式会社

代表取締役　田中雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,961	流動負債	27,116
固定資産	46,995	（賞与引当金）	(705)
		固定負債	6,242
		（退職給付引当金）	(950)
		（役員退職慰労引当金）	(18)
		株主資本	25,322
		資本金	1,560
		利益剰余金	23,762
		利益準備金	390
		その他利益剰余金	23,372
		評価・換算差額等	276
		その他有価証券評価差額金	276
資産合計	58,956	負債・純資産合計	58,956

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	75,572
売上原価	56,044
売上総利益	19,527
販売費及び一般管理費	5,798
営業利益	13,729
営業外収益	335
営業外費用	440
経常利益	13,625
特別利益	2
特別損失	6,767
税引前当期純利益	6,860
法人税、住民税及び事業税	3,092
法人税等調整額	△ 1,134
当期純利益	4,902

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

日本ピュアフード株式会社

代表取締役　藤井　恵介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,946	流動負債	17,362
固定資産	16,122	（賞与引当金）	(362)
		固定負債	4,042
		（退職給付引当金）	(585)
		（役員退職慰労引当金）	(15)
		株主資本	9,646
		資本金	410
		利益剰余金	9,236
		利益準備金	102
		その他利益剰余金	9,134
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
資産合計	31,069	負債・純資産合計	31,069

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,554
売上原価	52,509
売上総利益	7,044
販売費及び一般管理費	4,514
営業利益	2,529
営業外収益	116
営業外費用	185
経常利益	2,460
特別利益	13
特別損失	230
税引前当期純利益	2,243
法人税、住民税及び事業税	591
法人税等調整額	△ 12
当期純利益	1,664

第 36 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 25 日

宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地

東北エアサービス株式会社

取締役社長　大内　重行

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,775,473
	固定資産	5,430,637
	資産合計	**8,206,110**
負債及び純資産の部	流動負債	2,596,269
	固定負債	3,273,708
	退職給付引当金	510,041
	役員退職慰労引当金	18,880
	特別修繕引当金	244,000
	その他	2,500,786
	負債合計	**5,869,977**
	株主資本	2,336,132
	資本金	100,000
	資本剰余金	150,000
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	2,086,132
	利益準備金	60,078
	その他利益剰余金	2,026,054
	（うち当期純利益）	(325,376)
	純資産合計	**2,336,132**
	負債・純資産合計	**8,206,110**

第 67 期決算公告　令和８年６月25日

札幌市中央区南五条西十丁目1015番地

札幌アポロ株式会社

代表取締役　櫻井　茂雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,128,606
	固定資産	2,505,066
	繰延資産	250
	資産合計	**6,633,922**
負債及び純資産の部	流動負債	2,535,684
	（賞与引当金）	(58,500)
	（年金基金引当金）	(382,515)
	固定負債	90,432
	負債合計	**2,626,116**
	株主資本	4,007,806
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,047
	資本準備金	1,047
	利益剰余金	3,956,759
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,941,759
	（うち当期純利益）	(209,634)
	純資産合計	**4,007,806**
	負債・純資産合計	**6,633,922**

第 79 期決算公告　令和８年６月24日

札幌市北区北７条西６丁目１番地

北海道農材工業株式会社

代表取締役社長　五十嵐　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,359,949
	固定資産	1,716,465
	合計	**3,076,415**
負債及び純資産の部	流動負債	1,686,872
	（賞与引当金）	(33,479)
	固定負債	387,542
	（退職給付引当金）	(92,562)
	株主資本	1,000,661
	資本金	88,000
	資本剰余金	12,103
	資本準備金	12,103
	利益剰余金	900,557
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	878,557
	（うち当期純利益）	(28,520)
	評価・換算差額等	1,339
	その他有価証券評価差額金	1,339
	合計	**3,076,415**

第 15 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 25 日

東京都港区高輪２―21―２

ＴＯＰＰＡＮペイメンツ株式会社

代表取締役社長　西脇　　真

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,235
	固定資産	115
	合計	**14,350**
負債及び純資産の部	流動負債	10,426
	（賞与引当金）	(95)
	固定負債	42
	（役員退職慰労引当金）	(8)
	株主資本	3,882
	資本金	100
	資本剰余金	2,079
	資本準備金	940
	その他資本剰余金	1,139
	利益剰余金	1,703
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,688
	（うち当期純利益）	(853)
	合計	**14,350**

（法人番号　3010401096996）

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月 24 日

千葉県成田市三里塚光ヶ丘１番地455

株式会社インフライトフーズ

代表取締役　佐藤　　勉

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,596,010
	固定資産	1,191,871
	有形固定資産	1,117,753
	無形固定資産	1,810
	投資その他の資産	72,307
	資産合計	**2,787,881**
負債及び純資産の部	流動負債	993,552
	賞与引当金	39,018
	その他	954,533
	固定負債	524,976
	退職給付引当金	43,163
	その他	481,813
	負債合計	**1,518,529**
	株主資本	1,267,102
	資本金	100,000
	資本剰余金	158,409
	その他資本剰余金	158,409
	利益剰余金	1,008,693
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	983,693
	（うち当期純利益）	(127,714)
	評価・換算差額等	2,249
	その他有価証券評価差額金	2,249
	純資産合計	**1,269,352**
	負債・純資産合計	**2,787,881**

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月 12 日

埼玉県羽生市下川崎150

田中鉄鋼販売株式会社

代表取締役会長　竹村　英明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,721,775
	固定資産	1,388,977
	資産合計	**15,110,752**
負債及び純資産の部	流動負債	1,755,731
	（うち賞与引当金）	(89,776)
	固定負債	139,322
	（うち退職給付引当金）	(118,321)
	負債合計	**1,895,053**
	株主資本	13,209,110
	資本金	77,353
	利益剰余金	13,942,063
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	13,842,063
	（うち当期純利益）	(856,512)
	自己株式	△810,306
	評価・換算差額等	6,589
	その他有価証券評価差額金	6,589
	純資産合計	**13,215,699**
	負債・純資産合計	**15,110,752**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都品川区東品川二丁目５番８号

株式会社サンベーク

代表取締役社長　田中　和朗

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,624
	固定資産	288
	合計	**2,912**
負債及び純資産の部	流動負債	1,556
	固定負債	0
	負債の部合計	**1,556**
	株主資本	1,338
	資本金	100
	資本剰余金	600
	その他資本剰余金	600
	利益剰余金	638
	利益準備金	148
	その他利益剰余金	490
	（うち当期純利益）	(252)
	評価・換算差額等	16
	その他有価証券評価差額金	16
	純資産の部合計	**1,355**
	合計	**2,912**

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都中央区明石町８番１号

株式会社Ｊ－ＮＩＫＫＡパートナーズ

代表取締役社長　髙橋　譲

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,763,656
	固定資産	258,276
	資産合計	**5,021,933**
負債及び純資産の部	流動負債	3,067,880
	賞与引当金	10,886
	その他	3,056,994
	固定負債	636,269
	退職給付引当金	25,576
	その他	610,692
	負債合計	**3,704,149**
	株主資本	1,317,783
	資本金	20,000
	資本剰余金	547,424
	資本準備金	94,927
	その他資本剰余金	452,497
	利益剰余金	750,358
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	745,358
	（うち当期純利益）	(133,383)
	純資産合計	**1,317,783**
	負債・純資産合計	**5,021,933**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都江東区新砂１－２－10

明治フレッシュネットワーク株式会社

代表取締役　山田　剛史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,172
	固定資産	5,495
	有形固定資産	3,896
	無形固定資産	393
	投資その他の資産	1,206
	資産合計	**30,668**
負債及び純資産の部	流動負債	15,207
	賞与引当金	393
	その他	14,813
	固定負債	1,536
	退職給付引当金	1,170
	その他	366
	負債合計	**16,744**
	株主資本	13,853
	資本金	100
	資本剰余金	4,750
	資本準備金	1,725
	その他資本剰余金	3,024
	利益剰余金	9,430
	その他利益剰余金	9,430
	（うち当期純利益）	(1,345)
	自己株式	△428
	評価・換算差額等	70
	その他有価証券評価差額金	70
	純資産合計	**13,924**
	負債・純資産合計	**30,668**

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都足立区新田二丁目８番12号

ビセラル株式会社

代表取締役　鈴木　幸廣

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,978,809
	固定資産	5,562,365
	資産合計	**8,541,174**
負債及び純資産の部	流動負債	1,856,435
	固定負債	2,404,773
	退職給付引当金	414,907
	役員退職慰労引当金	22,382
	その他	1,967,483
	負債合計	**4,261,208**
	株主資本	4,235,331
	資本金	446,000
	資本剰余金	325,000
	資本準備金	325,000
	利益剰余金	3,464,331
	利益準備金	38,598
	その他利益剰余金	3,425,733
	（うち当期純利益）	(30,695)
	評価・換算差額等	44,634
	その他有価証券評価差額金	44,634
	純資産合計	**4,279,965**
	負債・純資産合計	**8,541,174**

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都江東区辰巳三丁目９番27号

株式会社ＯＣＳ

代表取締役社長　杉口　広

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,390
	固定資産	11,632
	資産合計	**27,022**
負債及び純資産の部	流動負債	2,433
	（賞与引当金）	(303)
	固定負債	666
	（退職給付引当金）	(663)
	（役員退職慰労引当金）	(3)
	負債合計	**3,099**
	株主資本	23,856
	資本金	100
	資本剰余金	1,871
	その他資本剰余金	1,871
	利益剰余金	21,884
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	21,859
	（うち当期純利益）	(1,876)
	評価・換算差額等	66
	その他有価証券評価差額金	66
	純資産合計	**23,923**
	負債・純資産合計	**27,022**

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都中央区日本橋室町四丁目３番13号

新日本管財株式会社

代表取締役　佐藤　進一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,022
	固定資産	4,880
	合計	**6,903**
負債及び純資産の部	流動負債	1,653
	（賞与引当金）	(92)
	固定負債	991
	（退職給付引当金）	(178)
	（役員退職慰労引当金）	(117)
	負債の部合計	**2,645**
	株主資本	2,381
	資本金	185
	利益剰余金	2,236
	利益準備金	46
	その他利益剰余金	2,189
	（うち当期純利益）	(264)
	自己株式	△40
	評価・換算差額等	1,876
	その他有価証券評価差額金	1,876
	純資産の部合計	**4,257**
	合計	**6,903**

第 64 期 決 算 公 告

2026 年６月 22 日

大阪府豊中市走井三丁目１番２号

セントラル商事株式会社

代表取締役社長　清家　教史

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	577
	固定資産	97
	資産合計	**675**
負債及び純資産の部	流動負債	308
	賞与引当金	3
	その他	305
	固定負債	13
	負債の部合計	**321**
	株主資本	318
	資本金	10
	利益剰余金	308
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	306
	（うち当期純利益）	(41)
	評価・換算差額等	34
	その他有価証券評価差額金	34
	純資産の部合計	**353**
	負債・純資産合計	**675**

第 43 期 決 算 公 告

2026 年６月 25 日

三重県津市栄町三丁目123番地１

株式会社百五カード

代表取締役社長　荒木田　豊

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,497,954
	固定資産	821,697
	資産合計	**17,319,651**
負債及び純資産の部	流動負債	8,223,594
	（賞与引当金）	(22,643)
	（保証債務損失引当金）	(392,520)
	（ポイント制度引当金）	(98,612)
	固定負債	75,306
	（役員退職慰労引当金）	(17,950)
	（退職給付引当金）	(52,311)
	（利息返還損失引当金）	(3,872)
	負債合計	**8,298,901**
	株主資本	8,945,148
	資本金	50,000
	利益剰余金	8,895,148
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	8,878,148
	（うち当期純利益）	(638,682)
	評価・換算差額等	75,601
	その他有価証券評価差額金	75,601
	純資産合計	**9,020,749**
	負債・純資産合計	**17,319,651**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

愛知県小牧市東一丁目226番地

日本通信電材株式会社

代表取締役社長　斎藤　和人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,123,186
	固定資産	5,432,273
	有形固定資産	4,662,258
	無形固定資産	110,788
	投資その他の資産	659,227
	資産合計	**16,555,459**
負債及び純資産の部	流動負債	8,377,183
	固定負債	385,838
	退職給付引当金	358,806
	役員退職給付引当金	27,032
	負債の部合計	**8,763,021**
	株主資本	7,787,563
	資本金	80,000
	資本剰余金	73,000
	利益剰余金	7,634,563
	（利益準備金）	(20,000)
	（その他利益剰余金）	(7,614,563)
	（うち当期純利益）	(4,789,495)
	評価・換算差額等	4,875
	その他有価証券評価差額金	4,875
	純資産の部合計	**7,792,438**
	合計	**16,555,459**

第 42 期 決 算 公 告

2026 年６月 24 日

沖縄県那覇市久茂地一丁目７番１号

株式会社りゅうぎんディーシー

代表取締役社長　髙良　雅昭

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,175
	固定資産	364
	合計	**6,540**
負債及び純資産の部	流動負債	2,425
	賞与引当金	7
	販売促進引当金	63
	保証債務貸倒引当金	236
	利息返還損失引当金	7
	その他	2,112
	固定負債	37
	退職給付引当金	37
	負債合計	**2,463**
	株主資本	4,077
	資本金	195
	資本剰余金	175
	資本準備金	175
	利益剰余金	3,707
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	3,702
	（うち当期純利益）	(253)
	純資産合計	**4,077**
	合計	**6,540**

第 51 期 決 算 公 告

2026 年６月 22 日

愛媛県西条市北条962番地７

全日本運輸株式会社

代表取締役社長　髙橋　征二

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	242
	固定資産	162
	資産合計	**404**
負債及び純資産の部	流動負債	63
	賞与引当金	3
	その他	59
	固定負債	8
	退職給付引当金	8
	負債の部合計	**72**
	株主資本	328
	資本金	70
	利益剰余金	281
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	278
	（うち当期純利益）	(10)
	自己株式	△22
	評価・換算差額等	4
	その他有価証券評価差額金	4
	純資産の部合計	**332**
	負債・純資産合計	**404**

第 64 期 決 算 公 告

2026 年６月 24 日

愛媛県西条市北条962番地７

株式会社田窪工業所

代表取締役社長　矢野　孝二

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,502
	固定資産	6,254
	資産合計	**11,756**
負債及び純資産の部	流動負債	5,961
	賞与引当金	170
	その他	5,791
	固定負債	2,760
	役員退職慰労引当金	9
	その他	2,750
	負債の部合計	**8,721**
	株主資本	2,874
	資本金	80
	利益剰余金	3,273
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	3,260
	（うち当期純利益）	(85)
	自己株式	△479
	評価・換算差額等	160
	その他有価証券評価差額金	160
	純資産の部合計	**3,034**
	負債・純資産合計	**11,756**

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟5322番地26

株式会社プロテックエンジニアリング

代表取締役　井上　昭一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,057,056
	固定資産	1,586,372
	資産合計	**3,643,428**
負債及び純資産の部	流動負債	1,249,895
	賞与引当金	31,526
	固定負債	351,774
	役員退職慰労引当金	154,925
	負債合計	**1,601,669**
	株主資本	2,041,758
	資本金	99,700
	資本剰余金	70,870
	資本準備金	25,970
	その他資本剰余金	44,900
	利益剰余金	1,890,107
	利益準備金	7,236
	その他利益剰余金	1,882,870
	（うち当期純利益）	（205,886）
	自己株式	△ 18,918
	純資産合計	**2,041,758**
	負債・純資産合計	**3,643,428**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番23号

東レエンジニアリング先端半導体ＭＩテクノロジー株式会社

代表取締役　小川　正弘

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,338,121
	固定資産	1,406,687
	資産合計	**9,744,808**
負債及び純資産の部	流動負債	4,308,138
	賞与引当金	250,617
	製品保証引当金	114,477
	固定負債	13,059
	役員退職慰労引当金	13,059
	負債合計	**4,321,197**
	株主資本	5,424,809
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,885,358
	その他資本剰余金	1,885,358
	利益剰余金	3,439,451
	その他利益剰余金	3,439,451
	（うち当期純利益）	（1,134,935）
	評価・換算差額等	△1,198
	繰延ヘッジ損益	△1,198
	純資産合計	**5,423,611**
	負債・純資産合計	**9,744,808**

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月24日

東京都府中市住吉町二丁目30番地の７

東京エレクトロンＦＥ株式会社

代表取締役　郡　宗一郎

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,025,574
	固定資産	6,385,368
	資産合計	**14,410,943**
負債及び純資産の部	流動負債	4,268,689
	賞与引当金	934,888
	役員賞与引当金	34,400
	その他	3,299,401
	固定負債	6,397,574
	退職給付引当金	6,397,574
	負債合計	**10,666,264**
	株主資本	3,744,678
	資本金	100,000
	資本剰余金	536,150
	資本準備金	436,150
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	3,108,528
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,083,528
	（うち当期純利益）	（1,750,321）
	純資産合計	**3,744,678**
	負債・純資産合計	**14,410,943**

第 79 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

栃木県大田原市蜂巣字高蕨767番地90

大黒電線株式会社

代表取締役　龍興　寿典

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,724
	固定資産	2,668
	有形固定資産	1,513
	無形固定資産	3
	投資その他の資産	1,151
	資産合計	**5,392**
負債及び純資産の部	流動負債	829
	賞与引当金	72
	その他	757
	固定負債	299
	退職給付引当金	280
	役員退職慰労引当金	11
	その他	8
	株主資本	3,530
	資本金	496
	資本剰余金	426
	資本準備金	426
	利益剰余金	2,608
	利益準備金	79
	その他利益剰余金	2,529
	（うち当期純利益）	（264）
	評価・換算差額等	734
	その他有価証券評価差額金	734
	負債・純資産合計	**5,392**

第78期決算公告

令和８年６月24日

大阪市中央区高麗橋三丁目２番７号

大光電機株式会社

代表取締役社長　串間　隆一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,454,723
	固定資産	12,104,532
	資産合計	**46,559,255**
負債及び純資産の部	流動負債	8,484,266
	（うち賞与引当金）	（500,000）
	（うち役員賞与引当金）	（46,000）
	固定負債	461,252
	負債合計	**8,945,518**
	株主資本	36,802,765
	資本金	489,922
	資本剰余金	117,366
	資本準備金	117,366
	利益剰余金	36,497,253
	利益準備金	122,480
	その他利益剰余金	36,374,773
	（うち当期純利益）	（3,789,750）
	自己株式	△ 301,777
	評価・換算差額等	810,971
	その他有価証券評価差額金	810,971
	純資産合計	**37,613,737**
	負債・純資産合計	**46,559,255**

第47期決算公告

令和８年６月25日

大阪市中央区北浜４丁目７番28号

住友電工ツールネット株式会社

社長　鈴木　剛史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,495
	固定資産	4,517
	有形固定資産	33
	無形固定資産	23
	投資その他の資産	4,461
	資産合計	**10,012**
負債及び純資産の部	流動負債	6,156
	（うち役員賞与引当金）	（17）
	固定負債	1,502
	（うち退職給付引当金）	（688）
	（うち役員退職慰労引当金）	（14）
	負債合計	**7,658**
	株主資本	2,138
	資本金	490
	資本剰余金	210
	資本準備金	210
	利益剰余金	1,438
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	1,415
	（うち当期純利益）	（656）
	評価・換算差額等	216
	その他有価証券評価差額金	216
	純資産合計	**2,354**
	負債・純資産合計	**10,012**

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都千代田区神田駿河台３丁目４番地３

産業リーシング株式会社

代表取締役　吉川　和宏

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,668,384
	固定資産	9,380,020
	資産合計	**14,048,405**
負債及び純資産の部	流動負債	2,435,849
	賞与引当金	98,642
	固定負債	2,648,232
	退職給付引当金	123,706
	役員退職慰労引当金	24,080
	負債合計	**5,084,081**
	株主資本	8,878,587
	資本金	99,900
	資本剰余金	887,400
	資本準備金	410,400
	その他資本剰余金	477,000
	利益剰余金	7,891,287
	利益準備金	14,625
	その他利益剰余金	7,876,662
	（うち当期純利益）	(1,067,646)
	評価・換算差額等	85,736
	その他有価証券評価差額金	85,736
	純資産合計	**8,964,323**
	負債・純資産合計	**14,048,405**

第 61 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都杉並区南荻窪４丁目29番18号

オタリ株式会社

代表取締役　細田　　久

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	663
	固定資産	3,385
	有形固定資産	237
	投資その他の資産	3,147
	資産合計	**4,048**
負債及び純資産の部	流動負債	247
	固定負債	230
	負債合計	**478**
	株主資本	3,780
	資本金	100
	資本剰余金	1,421
	資本準備金	389
	その他資本剰余金	1,031
	利益剰余金	2,482
	（うち当期純利益）	(230)
	自己株式	△222
	評価・換算差額等	△210
	その他有価証券評価差額金	△213
	土地再評価差額金	3
	純資産合計	**3,570**
	負債・純資産合計	**4,048**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都港区六本木一丁目１番１号

株式会社日本ケーブルテレビジヨン

代表取締役　川島　保男

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,162,048
	固定資産	286,234
	資産合計	**3,448,282**
負債及び純資産の部	流動負債	1,058,043
	役員賞与引当金	18,720
	固定負債	538,081
	退職給付引当金	511,629
	役員退職慰労引当金	26,452
	負債合計	**1,596,125**
	株主資本	1,852,157
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,204,720
	資本準備金	919,935
	その他資本剰余金	284,784
	利益剰余金	547,437
	利益準備金	43,105
	その他利益剰余金	504,332
	（うち当期純利益）	(87,455)
	純資産合計	**1,852,157**
	負債・純資産合計	**3,448,282**

第 73 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都練馬区石神井町四丁目１番12号

紅梅食品工業株式会社

代表取締役社長　堀口　悦宏

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,460
	固定資産	9,652
	有形固定資産	3,254
	無形固定資産	2
	投資その他の資産	6,395
	合計	**12,112**
負債及び純資産の部	流動負債	1,099
	（賞与引当金）	(12)
	固定負債	4,916
	（退職給与引当金）	(547)
	（退職給付引当金）	(22)
	株主資本	3,373
	資本金	100
	資本剰余金	178
	（資本準備金）	(178)
	利益剰余金	3,094
	（利益準備金）	(42)
	（その他利益剰余金）	(3,051)
	（うち当期純利益）	(174)
	評価・換算差額等	2,723
	その他有価証券評価差額金	2,723
	合計	**12,112**

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都品川区大崎五丁目１番11号

日本ストロー株式会社

代表取締役　依田　友行

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,154
	固定資産	1,807
	合計	**5,962**
負債及び純資産の部	流動負債	1,357
	（賞与引当金）	(42)
	固定負債	33
	（退職給付引当金）	(31)
	負債合計	**1,390**
	株主資本	4,409
	資本金	310
	資本剰余金	2,393
	資本準備金	77
	その他資本剰余金	2,315
	利益剰余金	1,706
	その他利益剰余金	1,706
	（うち当期純利益）	(394)
	評価・換算差額等	162
	その他有価証券評価差額金	162
	純資産合計	**4,572**
	合計	**5,962**

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都港区赤坂二丁目12番10号

株式会社テレパック

代表取締役　十二　竜也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,852,495
	固定資産	72,506
	資産合計	**1,925,001**
負債及び純資産の部	流動負債	495,551
	賞与引当金	23,501
	その他	472,050
	固定負債	111,030
	退職給付引当金	111,030
	負債合計	**606,581**
	株主資本	1,317,367
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,292,967
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,287,967
	（うち当期純利益）	(83,979)
	自己株式	△600
	評価・換算差額等	1,053
	その他有価証券評価差額金	1,053
	純資産合計	**1,318,420**
	負債・純資産合計	**1,925,001**

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

埼玉県八潮市西袋386番地

堀切運輸株式会社

代表取締役　佐藤　博樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,029,495
	固定資産	197,961
	資産合計	**1,227,456**
負債及び純資産の部	流動負債	152,838
	賞与引当金	11,069
	固定負債	215,706
	退職給付引当金	19,629
	役員退職慰労引当金	21,489
	負債合計	**368,544**
	株主資本	850,272
	資本金	15,000
	利益剰余金	835,272
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	831,522
	（うち当期純利益）	(67,163)
	評価・換算差額等	8,639
	その他有価証券評価差額金	8,639
	純資産合計	**858,912**
	負債・純資産合計	**1,227,456**

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

福岡市博多区住吉四丁目３番２号

上村建設株式会社

代表取締役　上村　英輔

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16,030
	固定資産	20,801
	繰延資産	1
	合計	**36,832**
負債及び純資産の部	流動負債	8,742
	（うち完成工事補償引当金）	(32)
	（うち賞与引当金）	(220)
	固定負債	146
	（うち退職給付引当金）	(92)
	株主資本	27,942
	資本金	100
	資本剰余金	3,189
	その他資本剰余金	3,189
	利益剰余金	24,653
	利益準備金	30
	別途積立金	12,741
	その他利益剰余金	11,882
	（うち当期純利益）	(1,505)
	合計	**36,832**

第 73 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

神奈川県川崎市麻生区万福寺３－１－２

小田急商事株式会社

代表取締役社長　井上　剛一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,655
	固定資産	11,777
	資産合計	**17,433**
負債及び純資産の部	流動負債	6,811
	賞与引当金	469
	その他	6,342
	固定負債	3,005
	退職給付引当金	1,279
	その他	1,726
	株主資本	7,840
	資本金	50
	資本剰余金	143
	資本準備金	3
	その他資本剰余金	140
	利益剰余金	7,646
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	7,556
	（うち当期純利益）	(993)
	評価・換算差額等	△223
	その他有価証券評価差額金	108
	土地再評価差額金	△332
	負債・純資産合計	**17,433**

第 9 期 決 算 公 告

2026年６月24日

東京都文京区関口１－20－10

株式会社KADOKAWA Game Linkage

代表取締役社長　豊島　秀介

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,991,073
	固定資産	351,379
	資産合計	**3,342,452**
負債及び純資産の部	流動負債	1,037,519
	（うち賞与引当金）	(90,439)
	（うち役員株式給付引当金）	(7,921)
	固定負債	28,268
	負債合計	**1,065,787**
	株主資本	2,276,665
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,515,551
	資本準備金	500,000
	その他資本剰余金	1,015,551
	利益剰余金	661,113
	その他利益剰余金	661,113
	（うち当期純利益）	(89,918)
	純資産合計	**2,276,665**
	負債・純資産合計	**3,342,452**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都新宿区西新宿一丁目24番１号

ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社

代表取締役社長　中村　隆久

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,850,645
	固定資産	823,965
	資産合計	**5,674,610**
負債及び純資産の部	流動負債	866,679
	（役員賞与引当金）	(3,390)
	（受注損失引当金）	(57)
	（事務所移転費用引当金）	(41,927)
	固定負債	479,634
	（退職給付引当金）	(471,218)
	負債合計	**1,346,313**
	株主資本	4,328,296
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,507,500
	資本準備金	7,500
	その他資本剰余金	1,500,000
	利益剰余金	2,790,796
	その他利益剰余金	2,790,796
	（うち当期純利益）	(39,857)
	純資産合計	**4,328,296**
	負債・純資産合計	**5,674,610**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都千代田区神田三崎町三丁目２番４号

カンダコーポレーション株式会社

代表取締役　原島　藤壽

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,573,198
	固定資産	1,054,851
	資産合計	**4,628,049**
負債及び純資産の部	流動負債	1,919,346
	賞与引当金	92,137
	固定負債	1,033,239
	退職給付引当金	703,186
	役員退職慰労引当金	65,238
	負債合計	**2,952,585**
	株主資本	1,672,164
	資本金	100,000
	資本剰余金	388,589
	その他資本剰余金	388,589
	利益剰余金	1,183,574
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,158,574
	（うち当期純利益）	(486,577)
	評価・換算差額等	3,299
	その他有価証券評価差額金	3,299
	純資産合計	**1,675,464**
	負債・純資産合計	**4,628,049**

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

神奈川県川崎市川崎区殿町３丁目25番４号

ＳＢカワスミ株式会社

代表取締役社長　大久保明子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,869
	固定資産	12,604
	資産合計	**29,473**
負債及び純資産の部	流動負債	6,273
	（賞与引当金）	（129）
	固定負債	521
	（退職給付引当金）	（193）
	株主資本	22,666
	資本金	310
	資本剰余金	920
	その他資本剰余金	920
	利益剰余金	21,435
	利益準備金	368
	その他利益剰余金	21,067
	（うち当期純利益）	（3,615）
	評価・換算差額等	12
	その他有価証券評価差額金	12
	負債・純資産合計	**29,473**

第 7 期 決 算 公 告

2026年５月27日

東京都港区赤坂八丁目10番22号
ニュー新坂ビル４階

ＬＭＩグループ株式会社

代表取締役　永井　俊輔

貸借対照表の要旨

（2026年２月28日現在）　　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,160,852,936
	固定資産	359,980,182
	資産合計	**1,520,833,118**
負債及び純資産の部	流動負債	497,925,494
	賞与引当金	20,977,878
	固定負債	209,407,647
	負債合計	**707,333,141**
	株主資本	810,382,095
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	684,843,644
	資本準備金	264,972,800
	その他資本剰余金	419,870,844
	利益剰余金	265,528,851
	その他利益剰余金	265,528,851
	（うち当期純利益）	（167,114,927）
	自己株式	△149,990,400
	評価・換算差額等	3,117,882
	その他有価証券評価差額金	3,117,882
	純資産合計	**813,499,977**
	負債・純資産合計	**1,520,833,118**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都大田区羽田空港一丁目１番４号

ＡＮＡシステムズ株式会社

代表取締役社長　大家　正嗣

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,939
	固定資産	3,641
	有形固定資産	59
	無形固定資産	152
	投資その他の資産	3,429
	資産合計	**23,580**
負債及び純資産の部	流動負債	14,480
	（うち賞与引当金）	（2,352）
	（うち受注損失引当金）	（198）
	固定負債	4,494
	（うち退職給付引当金）	（4,491）
	（うち役員退職慰労引当金）	（2）
	負債合計	**18,975**
	株主資本	4,605
	資本金	80
	資本剰余金	79
	その他資本剰余金	79
	利益剰余金	4,446
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	4,426
	（うち当期純利益）	（1,057）
	純資産合計	**4,605**
	負債・純資産合計	**23,580**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

群馬県高崎市問屋町二丁目７番地８

高崎商工会議所ビル

たかさき新電力株式会社

代表取締役　大竹　良明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	604,081,231
	固定資産	1,443,418
	有形固定資産	613,458
	投資その他の資産	829,960
	資産合計	**605,524,649**
負債及び純資産の部	流動負債	389,681,685
	買掛金	242,564,297
	短期借入金	24,400,000
	未払法人税ほか	77,927,800
	負債合計	**389,681,685**
	株主資本	215,842,964
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	205,842,964
	その他利益剰余金	205,842,964
	（うち当期純利益）	（189,586,171）
	純資産合計	**215,842,964**
	負債・純資産合計	**605,524,649**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

富山市中央通り１丁目６番８号

ほくほくキャピタル株式会社

代表取締役社長　木田　弘誠

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	242,787
	固定資産	4,999,355
	資産合計	**5,242,142**
負債及び純資産の部	流動負債	2,521,522
	固定負債	476,531
	（役員退職慰労引当金）	（577）
	負債合計	**2,998,053**
	株主資本	1,108,503
	資本金	250,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	708,503
	利益準備金	9,500
	その他利益剰余金	699,003
	（うち当期純利益）	（95,407）
	評価・換算差額等	1,135,585
	その他有価証券評価差額金	1,135,585
	純資産合計	**2,244,088**
	負債・純資産合計	**5,242,142**

第 92 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

神奈川県横浜市緑区白山一丁目22番１号

京セラＳＯＣ株式会社

代表取締役　社長　柏　　誠司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,587
	固定資産	3,833
	資産合計	**11,420**
負債及び純資産の部	流動負債	1,870
	製品保証引当金	100
	役員賞与引当金	7
	賞与引当金	338
	その他	1,425
	固定負債	952
	退職給付引当金	699
	その他	253
	負債合計	**2,822**
	株主資本	8,580
	資本金	50
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	5,530
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	5,517
	（うち当期純利益）	（1,310）
	評価・換算差額等	18
	その他有価証券評価差額金	18
	純資産合計	**8,598**
	負債・純資産合計	**11,420**

第66期決算公告

令和８年６月24日
神奈川県平塚市東八幡五丁目１番４号
東京電化工業株式会社
代表取締役　小田　昇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,319,776
	固定資産	373,178
	資産合計	1,692,954
負純資産債及びの部	流動負債	807,063
	賞与引当金	25,500
	固定負債	66,003
	退職給付引当金	66,003
	株主資本	819,888
	資本金	39,000
	利益剰余金	780,888
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	771,138
	（うち当期純利益）	（159,331）
	負債・純資産合計	1,692,954

第40期決算公告

令和８年６月25日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
日本フードパッカー株式会社
代表取締役　中西　純司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,755	流動負債	14,815
固定資産	22,794	（賞与引当金）	（634）
		固定負債	5,742
		（退職給付引当金）	（1,108）
		（役員退職慰労引当金）	（12）
		株主資本	7,992
		資本金	470
		資本剰余金	30
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	7,492
		利益準備金	117
		その他利益剰余金	7,374
資産合計	28,550	負債・純資産合計	28,550

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	93,351
売上原価	88,974
売上総利益	4,376
販売費及び一般管理費	2,916
営業利益	1,459
営業外収益	102
営業外費用	152
経常利益	1,409
特別利益	1
特別損失	86
税引前当期純利益	1,324
法人税、住民税及び事業税	455
法人税等調整額	△　53
当期純利益	923

第45期決算公告

令和８年６月25日
京都市下京区新町通五条上ル材木町128番地１
株式会社ほっかほっか亭京滋地区本部
代表取締役　井上　勝介

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	190,508	流動負債	102,950
固定資産	130,671	固定負債	192,080
		株主資本	26,149
		資本金	45,380
		資本剰余金	△40,119
		資本準備金	22,880
		その他資本剰余金	△63,000
		利益剰余金	20,888
		利益準備金	110,000
		その他利益剰余金	△89,111
		（うち当期純損失）	（46,300）
資産合計	321,179	負債・純資産合計	321,179

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百三十八万七百五十円、資本準備金の額を二千二百八十八万七百五十円、利益準備金の額を一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
京都市下京区新町通五条上ル材木町一二八番地一
株式会社ほっかほっか亭京滋地区本部
代表取締役　井上　勝介

第５期決算公告

令和８年６月25日
鹿児島県日置市伊集院町麦生田410番地
株式会社橋口ホールディングス
代表取締役　橋口　美希

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	983,951
	固定資産	51,623
	合計	1,035,575
負純資産債及びの部	流動負債	31,571
	固定負債	733,132
	株主資本	270,871
	資本金	3,000
	利益剰余金	267,871
	その他利益剰余金	267,871
	（うち当期純利益）	（158,083）
	合計	1,035,575

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十五日
鹿児島県日置市伊集院町麦生田四一〇番地
（甲）株式会社橋口ホールディングス
代表取締役　橋口　美希
鹿児島県日置市伊集院町麦生田四一〇番地
（乙）株式会社Ｈａｓｈｉｇｕｃｈｉ
代表取締役　橋口　美希

第２期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区麹町三丁目５番地２
レジン株式会社
代表取締役　立石　寿雄

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,103
	固定資産	1,308,070
	資産合計	1,314,174
負純資産債及びの部	流動負債	1,416
	固定負債	726,000
	株主資本	586,757
	資本金	50,000
	資本剰余金	600,000
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	550,000
	利益剰余金	△63,242
	その他利益剰余金	△63,242
	（うち当期純損失）	（19,528）
	負債・純資産合計	1,314,174

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都千代田区神田紺屋町八番地二号
（甲）代表取締役　吉比化成株式会社
浅野　晃司
東京都千代田区麹町三丁目五番地二
（乙）代表取締役　レジン株式会社
立石　寿雄

合併につき株券等提出公告

当社は、吉比化成株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月二十五日
東京都千代田区麹町三丁目五番地二
レジン株式会社
代表取締役　立石　寿雄

第12期決算公告

令和８年６月25日

長野県上田市国分840番地
Ａｓｔｅｍｏ上田株式会社
代表取締役　関　　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,313	流動負債	30,693
固定資産	12,012	（製品保証引当金）	(1,681)
		固定負債	2,311
		（退職給付引当金）	(652)
		（製品保証引当金）	(329)
		株主資本	△13,679
		資本金	301
		資本剰余金	5,964
		資本準備金	1
		その他資本剰余金	5,964
		利益剰余金	△19,944
		その他利益剰余金	△19,944
資産合計	19,325	負債・純資産合計	19,325

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	37,830
売上原価	33,157
売上総利益	4,673
販売費及び一般管理費	4,355
営業利益	317
営業外収益	529
営業外費用	254
経常利益	592
特別利益	9,650
特別損失	1,621
税引前当期純利益	8,620
法人税、住民税及び事業税	△146
法人税等調整額	445
当期純利益	8,321

第13期決算公告

令和８年６月25日

名古屋市中村区名駅南一丁目20番10号
一般財団法人ＦＡＲＯＳ経済研究所
代表理事　水野　孝一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	22,939
	合計	22,939
負味財債及びの正部	流動負債	1,501
	負債合計	1,501
	基金	3,000
	一般正味財産	18,438
	正味財産合計	21,438
	合計	22,939

第８期決算公告

令和８年６月25日
群馬県前橋市大渡町一丁目１番地58
株式会社アクティ群馬
代表取締役　澤田　浩和

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,094,475
	固定資産	1,336,454
	繰延資産	3,859
	資産合計	3,434,789
負純資産の及び部	流動負債	1,657,423
	固定負債	1,560,206
	株主資本	217,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	207,159
	その他利益剰余金	207,159
	（うち当期純利益）	(29,901)
	負債・純資産合計	3,434,789

第４期決算公告

令和８年６月25日
群馬県前橋市大渡町一丁目１番地58
株式会社ＡＧ
代表取締役　澤田　浩和

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	76,971
	固定資産	3,207,106
	資産合計	3,284,078
負純資産の及び部	流動負債	615,103
	固定負債	2,440,098
	株主資本	228,876
	資本金	1,000
	資本剰余金	195,258
	その他資本剰余金	195,258
	利益剰余金	32,617
	その他利益剰余金	32,617
	（うち当期純利益）	(30,206)
	負債・純資産合計	3,284,078

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

群馬県前橋市大渡町一丁目一番地五八
（甲）株式会社ＡＧ
代表取締役　澤田　浩和

群馬県前橋市大渡町一丁目一番地五八
（乙）株式会社アクティ群馬
代表取締役　澤田　浩和

第25期決算公告

令和８年６月25日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美833－６
株式会社アイピーオー
代表取締役　内田　保雄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	7,171,290
	固定資産	4,781,696
	繰延資産	0
	合計	11,952,986
負純資産の及び部	流動負債	2,564,594
	株主資本	9,388,392
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	33,000,000
	その他資本剰余金	33,000,000
	利益剰余金	△23,491,608
	その他利益剰余金	△23,491,608
	（うち当期純損失）	(1,337,075)
	自己株式	△10,120,000
	合計	11,952,986

第35期決算公告

令和８年６月25日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美833番地６
株式会社エルテクノ
代表取締役　内田　保雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	41,357,172
	固定資産	32,113,924
	繰延資産	0
	合計	73,471,096
負純資産の及び部	流動負債	4,346,176
	固定負債	67,755,346
	株主資本	1,369,574
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	△16,630,426
	利益準備金	1,315,000
	その他利益剰余金	△17,945,426
	（うち当期純損失）	(7,025,202)
	合計	73,471,096

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美八三三番地六
（甲）株式会社エルテクノ
代表取締役　内田　保雄

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美八三三－六
（乙）株式会社アイピーオー
代表取締役　内田　保雄

第７期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号
高田馬場アクセス３Ｆ
株式会社フードバリュークリエイション
代表取締役　明田　典久

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	11,736,586
	固定資産	6,300,093
	繰延資産	2,033,502
	合計	20,070,181
負純資産の及び部	流動負債	137,750,235
	固定負債	20,480,000
	株主資本	△138,160,054
	資本金	19,000,000
	資本剰余金	7,000,000
	利益剰余金	△164,160,054
	その他利益剰余金	△164,160,054
	（うち当期純損失）	(45,692,009)
	合計	20,070,181

第17期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号
高田馬場アクセス３Ｆ
株式会社Ｋ＆Ｃファクトリー
代表取締役　明田　典久

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	245,498,243
	固定資産	76,079,576
	合計	321,577,819
負純資産の及び部	流動負債	48,707,806
	固定負債	99,115,000
	株主資本	173,755,013
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	163,755,013
	その他利益剰余金	163,755,013
	（うち当期純利益）	(30,849,582)
	合計	321,577,819

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都新宿区西早稲田二丁目二〇番一五号高田馬場アクセス三Ｆ
（甲）株式会社Ｋ＆Ｃファクトリー
代表取締役　明田　典久

東京都新宿区西早稲田二丁目二〇番一五号高田馬場アクセス三Ｆ
（乙）株式会社フードバリュークリエイション
代表取締役　明田　典久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千五百万円減少し一億三千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
大手町ファーストスクエアイーストタワー四階
株式会社カズレイ
代表取締役　松澤　幸子

第２期決算公告

令和８年６月25日

東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエアイーストタワー４階
株式会社カズレイ
代表取締役　松澤　幸子

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	96,884	流動負債	12,259
固定資産	37,386	**負債合計**	**12,259**
		株主資本	122,011
		資本金	600,000
		利益剰余金	△477,988
		その他利益剰余金	△477,988
		純資産合計	**122,011**
資産合計	**134,271**	**負債・純資産合計**	**134,271**

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	20,571
売上総利益	20,571
販売費及び一般管理費	173,431
営業損失	152,859
営業外収益	5,173
営業外費用	136,922
経常損失	284,608
税引前当期純損失	284,608
法人税、住民税及び事業税	3,743
当期純損失	288,351

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（甲）株式会社Ｅｕｄｒａｎｉａ
代表取締役　林　龍太
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（乙）サティス株式会社
代表取締役　林　龍太

決算公告　令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
株式会社Ｅｕｄｒａｎｉａ
代表取締役　林　龍太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,331
	固定資産	2,127
	合計	7,458
負債及び純資産の部	流動負債	6,241
	固定負債	2,671
	株主資本	△1,454
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,454
	その他利益剰余金	△2,454
	（うち当期純損失）	（2,573）
	合計	7,458

決算公告　令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
サティス株式会社
代表取締役　林　龍太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	328
	固定資産	670
	合計	998
負債及び純資産の部	流動負債	368
	固定負債	399
	株主資本	231
	資本金	10
	利益剰余金	221
	その他利益剰余金	221
	（うち当期純利益）	（24）
	合計	998

吸収分割公告

当社は、吸収分割によりＳＢＩデジタルアセットホールディングス株式会社（住所　東京都港区六本木一丁目六番一号）のＳＶ　ＮＯＤＥＯＰＳ　ＬＩＭＩＴＥＤの株式の保有及び管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号
ＳＢＩデジタルプラクティス株式会社
代表取締役　下津　龍生

第８期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩデジタルプラクティス株式会社
代表取締役　下津　龍生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,548
	固定資産	505
	資産合計	2,053
負債及び純資産の部	流動負債	5,356
	固定負債	18
	株主資本	△3,321
	資本金	100
	資本剰余金	1,040
	資本準備金	375
	その他資本剰余金	665
	利益剰余金	△4,461
	その他利益剰余金	△4,461
	（うち当期純利益）	（404）
	負債・純資産合計	2,053

第10期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩデジタルアセットホールディングス株式会社
代表取締役　奥山　真史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,428
	固定資産	29,169
	資産合計	31,598
負債及び純資産の部	流動負債	2,750
	株主資本	28,847
	資本金	100
	資本剰余金	27,654
	資本準備金	2,524
	その他資本剰余金	25,129
	利益剰余金	1,093
	その他利益剰余金	1,093
	（うち当期純利益）	（1,395）
	負債・純資産合計	31,598

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号
（甲）株式会社リベラル
代表取締役　小島　秀明
名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号
（乙）株式会社ラック
代表取締役　小島　秀明

第18期決算公告

令和８年６月25日

名古屋市中区丸の内二丁目18番14号
株式会社リベラル
代表取締役　小島　秀明

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,194
	固定資産	486,852
	合計	535,046
負債及び純資産の部	流動負債	63,771
	固定負債	423,145
	株主資本	48,130
	資本金	4,000
	利益剰余金	44,130
	その他利益剰余金	44,130
	（うち当期純利益）	（5,289）
	合計	535,046

第12期決算公告

令和８年６月25日

名古屋市中区丸の内二丁目18番14号
株式会社ラック
代表取締役　小島　秀明

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,217
	固定資産	58,433
	合計	59,650
負債及び純資産の部	流動負債	15,753
	固定負債	58,800
	株主資本	△14,903
	資本金	4,000
	利益剰余金	△18,903
	その他利益剰余金	△18,903
	（うち当期純利益）	（△4,395）
	合計	59,650

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目７番２号
株式会社イートライ
代表取締役　小杉　恵美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,733
	固定資産	501,935
	資産合計	588,669
負純資産及び部	流動負債	8,484
	固定負債	111,950
	株主資本	468,234
	資本金	15,000
	利益剰余金	453,234
	その他利益剰余金	453,234
	（うち当期純利益）	(3,959)
	負債・純資産合計	588,669

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都町田市中町二丁目２番４号
株式会社ユニテックス
代表取締役　小杉　恵美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,362,377
	固定資産	2,099,497
	資産合計	5,461,875
負純資産及び部	流動負債	646,755
	株主資本	4,815,120
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,725,120
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	4,702,620
	（うち当期純利益）	(143,645)
	負債・純資産合計	5,461,875

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都町田市中町二丁目二番四号
（甲）株式会社ユニテックス
代表取締役　小杉　恵美
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目七番二号
（乙）株式会社イートライ
代表取締役　小杉　恵美

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目７番２号
株式会社ソルシステムズ
代表取締役　小杉　恵美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,254,421
	固定資産	624,197
	資産合計	1,878,619
負純資産及び部	流動負債	44,874
	株主資本	1,833,744
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,783,744
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,771,244
	（うち当期純利益）	(41,466)
	負債・純資産合計	1,878,619

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都町田市中町二丁目２番４号
株式会社ユニテックス
代表取締役　小杉　恵美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,362,377
	固定資産	2,099,497
	資産合計	5,461,875
負純資産及び部	流動負債	646,755
	株主資本	4,815,120
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,725,120
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	4,702,620
	（うち当期純利益）	(143,645)
	負債・純資産合計	5,461,875

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都町田市中町二丁目二番四号
（甲）株式会社ユニテックス
代表取締役　小杉　恵美
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目七番二号
（乙）株式会社ソルシステムズ
代表取締役　小杉　恵美

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
福岡市博多区上牟田一丁目６番47号
アイピージーエル株式会社
代表取締役　川端　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,147
	固定資産	22,909
	資産合計	73,056
負純資産及び部	流動負債	19,203
	固定負債	50,163
	株主資本	3,689
	資本金	3,000
	利益剰余金	689
	その他利益剰余金	689
	（うち当期純損失）	(10,932)
	負債・純資産合計	73,056

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
北九州市小倉北区熊谷四丁目16番27号
株式会社正栄電設工業
代表取締役　川端　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	662,773
	固定資産	530,110
	繰延資産	1,290
	資産合計	1,194,174
負純資産及び部	流動負債	805,238
	固定負債	265,936
	株主資本	122,999
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,999
	その他利益剰余金	112,999
	（うち当期純利益）	(25,886)
	負債・純資産合計	1,194,174

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月二十五日
北九州市小倉北区熊谷四丁目一六番二七号
（甲）株式会社正栄電設工業
代表取締役　川端　秀人
福岡市博多区上牟田一丁目六番四七号
（乙）アイピージーエル株式会社
代表取締役　川端　秀人

第７期決算公告

令和８年６月25日
東京都西東京市北原町二丁目８番６号
株式会社ヨミフル
代表取締役　横山　悟

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,575
	固定資産	1,145
	資産合計	8,721
負純資産及び部	流動負債	2,393
	固定負債	11,330
	負債合計	13,723
	株主資本	△5,002
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,002
	その他利益剰余金	△6,002
	（うち当期純利益）	(1,753)
	純資産合計	△5,002
	負債・純資産合計	8,721

第25期決算公告

令和８年６月25日
東京都西東京市北原町二丁目８番６号
株式会社ワイズ
代表取締役　横山　悟

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,643
	固定資産	63,436
	資産合計	88,080
負純資産及び部	流動負債	17,683
	固定負債	67,779
	負債合計	85,463
	株主資本	2,616
	資本金	3,000
	利益剰余金	△383
	その他利益剰余金	△383
	（うち当期純利益）	(8,015)
	純資産合計	2,616
	負債・純資産合計	88,080

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日
東京都西東京市北原町二丁目八番六号
（甲）株式会社ワイズ
代表取締役　横山　悟
東京都西東京市北原町二丁目八番六号
（乙）株式会社ヨミフル
代表取締役　横山　悟

決　算　公　告

令和８年６月25日

大阪市浪速区芦原一丁目２番８号

株式会社メリハット

代表取締役　伊藤　美隆

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,271
	固定資産	217
	合計	28,489
負純資産の債及び部	流動負債	44,059
	株主資本	△ 15,570
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 16,570
	その他利益剰余金	△ 16,570
	（うち当期純損失）	(493)
	合計	28,489

決　算　公　告

令和８年６月25日

大阪市浪速区桜川一丁目６番23号

株式会社東洋機器

代表取締役　伊藤　美隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	366,828
	固定資産	243,567
	合計	610,395
負純資産の債及び部	流動負債	66,676
	固定負債	345,015
	株主資本	198,704
	資本金	30,000
	利益剰余金	168,704
	利益準備金	345
	その他利益剰余金	168,359
	（うち当期純利益）	(34,170)
	合計	610,395

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

大阪市浪速区桜川一丁目六番二三号

（甲）株式会社東洋機器

代表取締役　伊藤　美隆

大阪市浪速区芦原一丁目二番八号

（乙）株式会社メリハット

代表取締役　伊藤　美隆

第14期決算公告　令和８年６月25日

北九州市若松区大字大鳥居字船津502番地１

太陽貿易株式会社

代表取締役　牟田　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,897
	固定資産	68,635
	資産合計	104,533
負純資産の債及び部	流動負債	44,309
	固定負債	33,118
	負債合計	77,427
	株主資本	27,105
	資本金	6,000
	利益剰余金	21,105
	その他利益剰余金	21,105
	（うち当期純利益）	(5,249)
	純資産合計	27,105
	負債・純資産合計	104,533

第15期決算公告　令和８年６月25日

北九州市八幡西区石坂二丁目１番26号

株式会社石川通商

代表取締役　石川　光司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,632
	固定資産	71,562
	資産合計	155,194
負純資産の債及び部	流動負債	10,020
	固定負債	48,453
	負債合計	58,473
	株主資本	96,721
	資本金	3,000
	利益剰余金	93,721
	その他利益剰余金	93,721
	（うち当期純利益）	(18,706)
	純資産合計	96,721
	負債・純資産合計	155,194

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

北九州市八幡西区石坂二丁目一番二六号

（甲）株式会社石川通商

代表取締役　石川　光司

北九州市若松区大字大鳥居字船津五〇二番地一

（乙）太陽貿易株式会社

代表取締役　牟田　卓也

決　算　公　告

令和８年６月25日

奈良市出屋敷町141番地の１

それいゆ株式会社

代表取締役　竹川　政男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,531
	固定資産	78,797
	繰延資産	28
	合計	93,356
負純資産の債及び部	流動負債	26,551
	固定負債	162,815
	株主資本	△ 96,009
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 106,009
	その他利益剰余金	△ 106,009
	（うち当期純損失）	(26,233)
	合計	93,356

決　算　公　告

令和８年６月25日

奈良市出屋敷町141番地の１

太陽食品株式会社

代表取締役　竹川　政男

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	163,747
	固定資産	149,775
	合計	313,523
負純資産の債及び部	流動負債	36,343
	固定負債	245,546
	株主資本	31,633
	資本金	48,000
	利益剰余金	△ 16,366
	利益準備金	3,720
	その他利益剰余金	△ 20,086
	（うち当期純損失）	(33,143)
	合計	313,523

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

奈良市出屋敷町一四一番地の一

（甲）太陽食品株式会社

代表取締役　竹川　政男

奈良市出屋敷町一四一番地の一

（乙）それいゆ株式会社

代表取締役　竹川　政男

第38期決算公告　令和８年６月25日

島根県松江市平成町182番地42

株式会社松江ガスサービス

代表取締役　倉津　克典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,510
	固定資産	585
	合計	76,096
負純資産の債及び部	流動負債	9,848
	株主資本	66,247
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,560
	その他資本剰余金	4,560
	利益剰余金	80,487
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	77,987
	（うち当期純損失）	(457)
	自己株式	△ 28,800
	合計	76,096

第１期決算公告

令和８年６月25日

島根県松江市平成町182番地42

松江エナジープラス株式会社

代表取締役　倉津　克典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,726
	固定資産	7,660
	合計	127,386
負純資産の債及び部	流動負債	47,826
	株主資本	79,560
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△ 120,439
	その他利益剰余金	△ 120,439
	（うち当期純損失）	(120,439)
	合計	127,386

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

島根県松江市平成町一八二番地四二

（甲）松江エナジープラス株式会社

代表取締役　倉津　克典

島根県松江市平成町一八二番地四二

（乙）株式会社松江ガスサービス

代表取締役　倉津　克典

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

第一リース株式会社

代表取締役社長　向島　　亨

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	96,284	流動負債	52,247
固定資産	9,319	賞与引当金	30
有形固定資産	8,021	固定負債	39,760
無形固定資産	0	退職給付引当金	23
投資その他の資産	1,297	**負債合計**	**92,008**
		株主資本	13,475
		資本金	2,000
		資本剰余金	49
		資本準備金	49
		利益剰余金	11,425
		利益準備金	421
		その他利益剰余金	11,004
		評価・換算差額等	120
		その他有価証券評価差額金	120
		純資産合計	**13,595**
資産合計	**105,603**	**負債・純資産合計**	**105,603**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	17,631	税引前当期純利益	1,959
売上原価	14,923	法人税、住民税及び事業税	558
売上総利益	2,708	法人税等調整額	45
販売費及び一般管理費	739	当期純利益	1,355
営業利益	1,968		
営業外収益	9		
営業外費用	18		
経常利益	1,959		

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月15日　　埼玉県本庄市児玉町共栄552番地１

ケンツメディコ株式会社

代表取締役　服部慎一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,589,836	流動負債	1,429,963
固定資産	388,726	固定負債	19,281
		株主資本	2,529,318
		資本金	10,000
		資本剰余金	720,452
		（資本準備金）	（450,000）
		（その他資本剰余金）	（270,452）
		利益剰余金	1,798,865
		（利益準備金）	（115,000）
		（その他利益剰余金）	（1,683,865）
		（うち当期純利益）	（355,859）
資産合計	**3,978,562**	**負債・純資産合計**	**3,978,562**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都中央区日本橋二丁目16番８号

株式会社パルテック

代表取締役　澤村　　宏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	203,861	流動負債	55,345
固定資産	79,576	（賞与引当金）	（15,074）
		（法定福利引当金）	（1,561）
		固定負債	20,614
		（役員退職慰労引当金）	（4,174）
		（退職給付引当金）	（15,704）
		株主資本	207,477
		資本金	40,000
		利益剰余金	167,477
		利益準備金	8,792
		その他利益剰余金	158,685
		（当期純利益）	（29,696）
資産合計	**283,437**	**負債・純資産合計**	**283,437**

第 88 期 決 算 公 告

2026年６月24日　　東京都港区芝浦三丁目１番１号

三木証券株式会社

取締役社長　鈴木　　崇

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,394,849**	**流動負債**	**10,652,595**
固定資産	**16,249,655**	**固定負債**	**4,528,369**
有形固定資産	510,261	**特別法上の準備金**	**14,190**
無形固定資産	18,116	**負債合計**	**15,195,155**
投資その他の資産	15,721,277	**株主資本**	**8,913,847**
		資本金	**500,000**
		資本剰余金	**121,878**
		（資本準備金）	（121,878）
		利益剰余金	**8,986,560**
		（利益準備金）	（125,000）
		（その他利益剰余金）	（8,861,560）
		自己株式	**△ 694,592**
		評価・換算差額等	**9,535,502**
		その他有価証券評価差額金	9,535,502
		純資産合計	**18,449,349**
資産合計	**33,644,504**	**負債・純資産合計**	**33,644,504**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	1,611,379	特別利益	769,264
金融費用	37,584	特別損失	732
純営業収益	1,573,794	税引前当期純利益	972,010
販売費・一般管理費	1,877,732	法人税、住民税及び事業税	256,547
営業損失	303,937	法人税等調整額	△ 82
営業外収益	508,279	当期純利益	715,545
営業外費用	862		
経常利益	203,479		

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都足立区竹の塚六丁目８番15号

ピーアークホールディングス株式会社

代表取締役　庄司　　眞

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,013	流動負債	6,960
固定資産	19,408	固定負債	4,548
有形固定資産	7,795	**負債合計**	**11,508**
無形固定資産	93	株主資本	12,399
投資その他の資産	11,519	資本金	2,388
		資本剰余金	1,693
		資本準備金	1,693
		利益剰余金	9,610
		利益準備金	134
		その他利益剰余金	9,476
		自己株式	△ 1,292
		評価・換算差額等	513
		その他有価証券評価差額金	513
		純資産合計	**12,913**
資産合計	**24,422**	**負債・純資産合計**	**24,422**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,630	特別利益	74
売上原価	303	特別損失	31
売上総利益	1,326	税引前当期純利益	344
販売費及び一般管理費	950	法人税、住民税及び事業税	102
営業利益	376	法人税等調整額	10
営業外収益	80	当期純利益	232
営業外費用	154		
経常利益	302		

第 31 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区六本木六丁目１番21号

ＳＭＢＣ信用保証株式会社

代表取締役　山﨑　智弘

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	255,652	流動負債	39,817
固定資産	8,758	固定負債	515
有形固定資産	407	**負債合計**	**40,333**
無形固定資産	2,920	株主資本	223,585
投資その他の資産	5,430	資本金	187,720
		資本剰余金	0
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	35,865
		利益準備金	23,599
		その他利益剰余金	12,265
		評価・換算差額等	492
		その他有価証券評価差額金	492
		純資産合計	**224,077**
資産合計	**264,411**	**負債・純資産合計**	**264,411**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	15,062	税引前当期純利益	12,924
売上総利益	15,062	法人税、住民税及び事業税	3,447
販売費及び一般管理費	4,723	法人税等調整額	481
営業利益	10,339	当期純利益	8,996
営業外損益	2,586		
経常利益	12,924		

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都新宿区新小川町８番27号

株式会社ガイアート

代表取締役　石塚　周平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	31,076	流動負債	14,425
固定資産	10,171	賞与引当金	969
有形固定資産	8,747	完成工事補償引当金	13
無形固定資産	78	工事損失引当金	18
投資その他の資産	1,345	その他	13,422
		固定負債	2,273
		退職給付引当金	1,991
		その他	281
		負債合計	**16,698**
		株主資本	24,464
		資本金	1,000
		資本剰余金	1,430
		資本準備金	1,430
		利益剰余金	22,034
		利益準備金	255
		その他利益剰余金	21,779
		評価・換算差額等	84
		有価証券評価差額金	84
		純資産合計	**24,549**
資産合計	**41,247**	**負債・純資産合計**	**41,247**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	56,593	経常利益	3,623
売上原価	49,844	特別利益	15
売上総利益	6,749	特別損失	242
一般管理費	3,215	税引前当期純利益	3,395
営業利益	3,534	法人税住民税事業税	1,149
営業外収益	115	法人税等調整額	48
営業外費用	26	当期純利益	2,198

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都千代田区丸の内１丁目６番１号

株式会社セブン・カードサービス

代表取締役　竹内　洋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	189,162	流動負債	149,422
固定資産	6,644	賞与引当金	214
		その他	149,208
		固定負債	83
		負債合計	**149,506**
		株主資本	46,300
		資本金	7,500
		資本剰余金	21,800
		資本準備金	21,800
		利益剰余金	17,000
		その他利益剰余金	17,000
		純資産合計	**46,300**
資産合計	**195,806**	**負債・純資産合計**	**195,806**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	28,900	特別損失	4,911
営業費用	31,033	税引前当期純損失	5,503
営業損失	2,133	法人税、住民税及び事業税	7
営業外収益	1,770	法人税等調整額	306
営業外費用	229	当期純損失	5,817
経常損失	591		

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

三井倉庫株式会社

代表取締役　鳥井　宏

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,203	流動負債	13,632
固定資産	12,130	賞与引当金	56
		その他	13,575
		固定負債	6,877
		退職給付引当金	366
		関係会社事業損失引当金	26
		その他	6,484
		負債合計	**20,510**
		株主資本	9,824
		資本金	5,000
		資本剰余金	884
		その他資本剰余金	884
		利益剰余金	7,119
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	5,869
		自己株式	△ 3,179
		純資産合計	**9,824**
資産合計	**30,334**	**負債・純資産合計**	**30,334**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	80,716	経常利益	3,995
営業原価	76,695	特別利益	0
営業総利益	4,020	特別損失	155
販売費及び一般管理費	729	税引前当期純利益	3,840
営業利益	3,290	法人税、住民税及び事業税	678
営業外収益	860	法人税等調整額	230
営業外費用	155	当期純利益	2,931

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都中央区新川二丁目27番１号

ＭＵＦＧファイナンス＆リーシング株式会社

代表取締役社長　横山　修一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**487,749**	**流動負債**	**210,497**
現金及び預金	39,678	短期借入金	15,070
割賦債権	26,416	賞与引当金	205
リース債権	18,457	その他	195,221
リース投資資産	66,492	**固定負債**	**303,530**
営業貸付金	259,402	長期借入金	213,056
その他の営業貸付債権	3,857	役員退職慰労引当金	78
営業投資有価証券	63,532	その他	90,394
その他	9,912	**負債合計**	**514,028**
固定資産	**97,087**	**株主資本**	**68,755**
有形固定資産	10,761	資本金	20,049
賃貸資産	10,286	資本剰余金	19,168
その他	474	資本準備金	19,168
無形固定資産	539	利益剰余金	29,537
ソフトウエア	511	利益準備金	70
その他	28	その他利益剰余金	29,467
投資その他の資産	85,786	**評価・換算差額等**	**2,052**
		その他有価証券評価差額金	2,052
		純資産合計	**70,808**
資産合計	**584,836**	**負債・純資産合計**	**584,836**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	61,460	経常利益	6,674
売上原価	48,807	特別利益	589
売上総利益	12,653	特別損失	117
販売費及び一般管理費	6,234	税引前当期純利益	7,146
営業利益	6,418	法人税、住民税及び事業税	925
営業外収益	912	法人税等調整額	△ 1,786
営業外費用	655	当期純利益	8,007

第 104 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号

株式会社伊藤製鐵所

代表取締役社長　伊藤　壽健

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,890	流動負債	13,869
固定資産	24,675	賞与引当金	205
		その他	13,663
		固定負債	3,797
		退職給付引当金	86
		役員退職給与引当金	157
		その他	3,553
		負債合計	**17,666**
		株主資本	18,799
		資本金	691
		資本剰余金	1,197
		資本準備金	1,197
		利益剰余金	17,000
		利益準備金	172
		その他利益剰余金	16,827
		自己株式	△ 89
		評価・換算差額等	3,099
		その他有価証券評価差額金	592
		土地再評価差額金	2,507
		純資産合計	**21,899**
資産合計	**39,565**	**負債・純資産合計**	**39,565**

損益計算書の要旨（自：2025年４月１日　至：2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	29,419	特別利益	60
売上原価	27,852	特別損失	15
売上総利益	1,566	税引前当期純損失	503
販売費及び一般管理費	2,004	法人税、住民税及び事業税	8
営業損失	438	法人税等調整額	83
営業外収益	249	当期純損失	595
営業外費用	359		
経常損失	548		

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都江東区木場１丁目５番25号

りそなカード株式会社

代表取締役社長　鈴木　陽彦

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	96,926	流動負債	61,788
固定資産	7,140	（うち引当金）	(3,225)
有形固定資産	149	固定負債	818
無形固定資産	580	（うち引当金）	(738)
投資その他の資産	6,410	**負債合計**	**62,606**
		株主資本	40,692
		資本金	1,000
		資本剰余金	509
		資本準備金	509
		利益剰余金	39,182
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	39,107
		評価・換算差額等	767
		その他有価証券評価差額金	767
		純資産合計	**41,460**
資産合計	**104,066**	**負債・純資産合計**	**104,066**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	17,888	特別損失	0
営業費用	16,361	税引前当期純利益	1,779
営業利益	1,527	法人税、住民税及び事業税	579
営業外収益	269	法人税等調整額	△76
営業外費用	17	当期純利益	1,276
経常利益	1,779		

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都港区東新橋二丁目14番１号
ＮＢＦコモディオ汐留８階

日発販売株式会社

代表取締役社長　中村　浩史

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,159,086	流動負債	7,678,945
固定資産	4,541,089	賞与引当金	551,517
		役員賞与引当金	25,400
		その他	7,102,027
		固定負債	341,633
		役員退職慰労引当金	265,845
		その他	75,788
		負債合計	**8,020,578**
		株主資本	15,668,745
		資本金	2,040,345
		資本剰余金	1,251,391
		資本準備金	1,251,391
		利益剰余金	12,377,008
		利益準備金	318,200
		その他利益剰余金	12,058,808
		評価・換算差額等	10,852
		その他有価証券評価差額金	10,852
		純資産合計	**15,679,597**
資産合計	**23,700,175**	**負債・純資産合計**	**23,700,175**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	42,947,483	経常利益	2,679,994
売上原価	33,839,140	税引前当期純利益	2,679,994
売上総利益	9,108,343	法人税、住民税及び事業税	784,528
販売費及び一般管理費	6,901,413	法人税等調整額	△ 36,950
営業利益	2,206,929	当期純利益	1,932,416
営業外収益	548,586		
営業外費用	75,522		

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都港区港南一丁目２番70号

ＰＳＰ株式会社

代表取締役　依田　佳久

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,153	流動負債	3,157
固定資産	6,126	賞与引当金	273
		製品保証引当金	17
		役員賞与引当金	16
		その他	2,849
		固定負債	1,203
		退職給付引当金	1,075
		その他	127
		負債合計	**4,360**
		株主資本	11,919
		資本金	1,100
		資本剰余金	3,680
		資本準備金	1,100
		その他資本剰余金	2,580
		利益剰余金	7,139
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	7,133
		純資産合計	**11,919**
資産合計	**16,280**	**負債・純資産合計**	**16,280**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	9,774	経常利益	1,186
売上原価	5,147	特別利益	40
売上総利益	4,627	特別損失	5
販売費及び一般管理費	3,484	税引前当期純利益	1,221
営業利益	1,142	法人税、住民税及び事業税	411
営業外収益	43	法人税等調整額	△ 22
営業外費用	0	当期純利益	832

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月24日　山梨県韮崎市藤井町北下条2381番地の１

東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ株式会社

代表取締役社長　両角友一朗

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	245,957	流動負債	190,077
固定資産	131,772	賞与引当金	4,886
		役員賞与引当金	46
		製品保証引当金	8,601
		その他	176,543
		固定負債	16,080
		退職給付引当金	15,306
		その他	773
		負債合計	**206,157**
		株主資本	171,572
		資本金	4,000
		資本剰余金	1,941
		資本準備金	841
		その他資本剰余金	1,100
		利益剰余金	165,631
		利益準備金	326
		その他利益剰余金	165,305
		純資産合計	**171,572**
資産合計	**377,730**	**負債・純資産合計**	**377,730**

損益計算書の要旨

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	435,715	経常利益	10,853
売上原価	341,497	特別利益	0
売上総利益	94,218	特別損失	1,119
販売費及び一般管理費	83,069	税引前当期純利益	9,734
営業利益	11,148	法人税、住民税及び事業税	1,030
営業外収益	1,541	法人税等調整額	597
営業外費用	1,837	当期純利益	8,106

第 56 期 決 算 公 告

2026年６月25日　大阪市中央区城見一丁目２番27号

ケイミュー株式会社

代表取締役　木村　均

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,586	流動負債	14,554
固定資産	30,312	賞与引当金	1,149
有形固定資産	18,603	その他	13,405
無形固定資産	724	固定負債	7,659
投資その他の資産	10,984	役員退職慰労引当金	105
		製品保証引当金	4,424
		その他	3,129
		負債合計	**22,213**
		株主資本	49,365
		資本金	8,000
		資本剰余金	498
		資本準備金	498
		利益剰余金	40,866
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	40,266
		評価・換算差額等	320
		その他有価証券評価差額金	320
		純資産合計	**49,685**
資産合計	**71,899**	**負債・純資産合計**	**71,899**

損益計算書の要旨

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	95,548	経常利益	1,419
売上原価	67,980	特別利益	231
売上総利益	27,568	特別損失	55
販売費及び一般管理費	26,433	税引前当期純利益	1,595
営業利益	1,135	法人税、住民税及び事業税	577
営業外収益	311	法人税等調整額	△ 130
営業外費用	26	当期純利益	1,148

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　北海道釧路市白金町２番３号

株式会社エコパワーＪＰ

代表取締役社長　遠藤　豊

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,313,798	流動負債	570,927
現金及び預金	2,048,262	一年内返済予定の長期借入金	458,857
売掛金	247,171	未払法人税等	50,397
貯蔵品	4,630	未払事業税	9,426
前払費用	13,735	未払消費税	11,298
固定資産	3,307,068	未払費用	40,904
有形固定資産	2,775,768	預り金	45
構築物	781,950	固定負債	2,386,170
減価償却累計額	△ 522,270	長期借入金	2,386,170
機械装置	6,727,542	**負債合計**	**2,957,097**
減価償却累計額	△ 4,211,455	株主資本	2,663,770
工具器具備品	4,869	資本金	1,225,000
減価償却累計額	△ 4,869	資本剰余金	1,175,000
無形固定資産	409,873	資本準備金	1,175,000
借地権	409,585	利益剰余金	263,770
電話加入権	288	その他利益剰余金	263,770
投資その他の資産	121,463		
長期前払費用	118,705		
繰延税金資産	2,722	**純資産合計**	**2,663,770**
資産合計	**5,620,867**	**負債・純資産合計**	**5,620,867**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,298,086	経常利益	384,953
売上原価	757,847	特別利益	—
売上総利益	540,239	特別損失	—
販売費及び一般管理費	48,875	税引前当期純利益	384,953
営業利益	491,364	法人税、住民税及び事業税	121,210
営業外収益	3,917	法人税等調整額	△ 26
営業外費用	110,328	当期純利益	263,770

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都千代田区麹町五丁目２番地１

日本債権回収株式会社

代表取締役　横大路　博

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,333,409	流動負債	4,094,408
固定資産	1,484,069	（賞与引当金）	（240,897）
有形固定資産	237,200	固定負債	5,307,650
無形固定資産	320,132	（退職給付引当金）	（92,416）
投資その他の資産	926,737	（役員退職慰労引当金）	（7,058）
		負債合計	**9,402,059**
		株主資本	8,415,156
		資本金	700,000
		利益剰余金	7,715,156
		利益準備金	175,000
		その他利益剰余金	7,540,156
		評価・換算差額等	264
		その他有価証券評価差額金	264
		純資産合計	**8,415,420**
資産合計	**17,817,479**	**負債・純資産合計**	**17,817,479**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,236,387	経常利益	1,865,681
売上原価	1,626,654	税引前当期純利益	1,865,681
売上総利益	6,609,732	法人税、住民税及び事業税	414,739
販売費及び一般管理費	4,668,315	法人税等調整額	69,857
営業利益	1,941,417	当期純利益	1,381,085
営業外収益	53,129		
営業外費用	128,865		

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都港区芝大門二丁目８番13号

日水物流株式会社

代表取締役社長　梅田　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	**2,032**	**流動負債**	**8,212**
固定資産	**30,149**	賞与引当金	376
		役員賞与引当金	15
		その他	7,821
		固定負債	**10,915**
		退職給付引当金	1,824
		その他	9,090
		負債合計	**19,128**
		株主資本	**13,033**
		資本金	**2,000**
		資本剰余金	**73**
		資本準備金	73
		利益剰余金	**10,959**
		利益準備金	426
		その他利益剰余金	10,533
		評価・換算差額等	**20**
		その他有価証券評価差額金	20
		純資産合計	**13,053**
資産合計	**32,182**	**負債・純資産合計**	**32,182**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	19,701	経常利益	2,002
売上原価	16,216	特別利益	0
売上総利益	3,485	特別損失	103
販売費及び一般管理費	1,536	税引前当期純利益	1,898
営業利益	1,949	法人税、住民税及び事業税	554
営業外収益	220	法人税等調整額	△ 7
営業外費用	167	当期純利益	1,352

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都中央区新川１丁目27番７号

レジデンス・ビルディングマネジメント株式会社

代表取締役　酒井　政美

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,230	流動負債	13,193
固定資産	128,349	固定負債	59,659
		負債合計	**72,852**
		株主資本	61,722
		資本金	100
		資本剰余金	80
		資本準備金	80
		利益剰余金	65,508
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	65,501
		自己株式	△ 3,966
		評価・換算差額等	1,005
		その他有価証券評価差額金	810
		繰延ヘッジ損益	195
		純資産合計	**62,728**
資産合計	**135,580**	**負債・純資産合計**	**135,580**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,713	経常利益	4,906
売上原価	4,784	特別利益	248
売上総利益	5,929	税引前当期純利益	5,155
販売費及び一般管理費	1,694	法人税、住民税及び事業税	1,859
営業利益	4,234	法人税等調整額	15
営業外損益	672	当期純利益	3,280

第 14 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都港区東新橋一丁目５番２号

全日本空輸株式会社

代表取締役社長　平澤　寿一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**494,359**	**流動負債**	**886,834**
固定資産	**548,864**	賞与引当金	25,593
有形固定資産	291,720	その他	861,240
無形固定資産	124,752	**固定負債**	**148,880**
投資その他の資産	132,390	退職給付引当金	101,503
		役員退職慰労引当金	213
		その他	47,163
		負債合計	**1,035,714**
		株主資本	**△ 37,135**
		資本金	25,000
		利益剰余金	△ 62,135
		その他利益剰余金	△ 62,135
		評価・換算差額等	**44,645**
		繰延ヘッジ損益	44,645
		純資産合計	**7,509**
資産合計	**1,043,223**	**負債・純資産合計**	**1,043,223**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,027,995	経常利益	155,350
売上原価	1,673,467	特別損益	△ 86
売上総利益	354,528	税引前当期純利益	155,264
販売費及び一般管理費	202,169	法人税、住民税及び事業税	23,176
営業利益	152,359	法人税等調整額	19,414
営業外収益	9,421	当期純利益	112,673
営業外費用	6,430		

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　千葉県千葉市美浜区新港235番地

丸紅エネックス株式会社

代表取締役社長　岸本　　巧

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	559	流動負債	7,168
固定資産	17,772	賞与引当金	82
有形固定資産	17,323	その他	7,086
無形固定資産	23	固定負債	1,478
投資その他の資産	426	退職給付引当金	38
		役員退職慰労引当金	0
		その他	1,440
		負債合計	**8,646**
		株主資本	9,685
		資本金	2,605
		資本剰余金	2,421
		資本準備金	2,421
		利益剰余金	4,659
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	4,539
		純資産合計	**9,685**
資産合計	**18,331**	**負債・純資産合計**	**18,331**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,978	経常利益	2,448
売上総利益	3,459	特別利益	0
販売費及び一般管理費	935	特別損失	0
営業利益	2,524	税引前当期純利益	2,448
営業外収益	6	法人税、住民税及び事業税	756
営業外費用	82	当期純利益	1,692

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

エムエル・エステート株式会社

代表取締役社長　松井　雅人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	190,379	流動負債	419,595
固定資産	873,161	賞与引当金	27
有形固定資産	709,483	固定負債	598,086
投資その他の資産	163,678	特別修繕引当金	75
		負債合計	**1,017,681**
		株主資本	45,686
		資本金	10
		資本剰余金	8,786
		資本準備金	2
		その他資本剰余金	8,783
		利益剰余金	36,889
		その他利益剰余金	36,889
		評価・換算差額等	172
		その他有価証券評価差額金	172
		純資産合計	**45,858**
資産合計	**1,063,540**	**負債・純資産合計**	**1,063,540**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	479,585	経常利益	16,496
売上原価	463,992	税引前当期純利益	16,496
売上総利益	15,592	法人税、住民税及び事業税	6,355
販売費及び一般管理費	1,158	法人税等調整額	26
営業利益	14,434	当期純利益	10,114
営業外収益	2,221		
営業外費用	159		

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　　東京都江東区豊洲三丁目１番１号

株式会社ＩＨＩプラント

代表取締役　青木　亮治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,690	流動負債	50,862
固定資産	4,568	賞与引当金	1,691
有形固定資産	1,563	役員賞与引当金	13
無形固定資産	76	保証工事引当金	116
投資その他の資産	2,929	受注工事損失引当金	140
		その他	48,902
		固定負債	3,604
		退職給付引当金	3,350
		その他	254
		負債合計	**54,467**
		株主資本	22,473
		資本金	500
		資本剰余金	587
		資本準備金	199
		その他資本剰余金	388
		利益剰余金	21,385
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	21,260
		評価・換算差額等	318
		その他有価証券評価差額金	5
		繰延ヘッジ損益	313
		純資産合計	**22,791**
資産合計	**77,258**	**負債・純資産合計**	**77,258**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	56,946	経常利益	7,124
売上原価	44,948	特別利益	2,577
売上総利益	11,997	特別損失	0
販売費及び一般管理費	5,325	税引前当期純利益	9,701
営業利益	6,672	法人税、住民税及び事業税	2,968
営業外収益	775	法人税等調整額	△ 315
営業外費用	323	当期純利益	7,049

第 88 期 決 算 公 告

2026年６月25日

東京都港区新橋一丁目７番１号近鉄銀座中央通りビル内

太 平 興 業 株 式 会 社

代表取締役社長　平岡　　裕

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,514	流動負債	16,227
固定資産	24,222	役員賞与引当金	19
		その他	16,208
		固定負債	9,232
		退職給付引当金	395
		役員退職慰労引当金	115
		その他	8,722
		負債合計	**25,460**
		株主資本	10,119
		資本金	100
		資本剰余金	473
		資本準備金	108
		その他資本剰余金	364
		利益剰余金	9,546
		利益準備金	108
		その他利益剰余金	9,437
		評価・換算差額等	3,157
		その他有価証券評価差額金	439
		繰延ヘッジ損益	54
		土地再評価差額金	2,664
		純資産合計	**13,277**
資産合計	**38,737**	**負債・純資産合計**	**38,737**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	32,576	経常利益	365
売上原価	28,101	特別利益	22
売上総利益	4,475	特別損失	112
販売費及び一般管理費	3,969	税引前当期純利益	274
営業利益	505	法人税、住民税及び事業税	136
営業外収益	101	法人税等調整額	△27
営業外費用	241	当期純利益	165

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月24日　　沖縄県那覇市久茂地１丁目11番１号

株式会社琉球リース

代表取締役社長　古堅　雄二

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	52,617	流動負債	27,343
（貸倒引当金）	(△ 187)	賞与引当金	24
固定資産	3,736	その他	27,318
有形固定資産	2,910	固定負債	20,776
無形固定資産	117	退職給付引当金	58
投資その他の資産	708	役員退職慰労引当金	19
（貸倒引当金）	(△ 276)	その他	20,699
		負債合計	**48,119**
		株主資本	8,173
		資本金	346
		資本剰余金	32
		（資本準備金）	(32)
		利益剰余金	7,795
		（利益準備金）	(86)
		（その他利益剰余金）	(7,708)
		評価・換算差額等	61
		（その他有価証券評価差額金）	(61)
		純資産合計	**8,234**
資産合計	**56,354**	**負債・純資産合計**	**56,354**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	19,588	経常利益	785
売上原価	17,877	特別利益	1
売上総利益	1,711	特別損失	8
販売費及び一般管理費	929	税引前当期純利益	778
営業利益	782	法人税、住民税及び事業税	306
営業外収益	100	法人税等調整額	△ 76
営業外費用	96	当期純利益	548

第 113 期 決 算 公 告

2026年６月24日　　東京都江東区亀戸一丁目５番７号

日鉄ドラム株式会社

代表取締役社長　近松幸士郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,932**	**流動負債**	**6,832**
固定資産	**9,552**	**固定負債**	**255**
		役員退職慰労引当金	45
		その他	209
		負債合計	**7,087**
		株主資本	**30,783**
		資本金	**1,654**
		資本剰余金	**766**
		資本準備金	763
		その他資本剰余金	2
		利益剰余金	**28,362**
		利益準備金	263
		その他利益剰余金	28,099
		評価・換算差額等	**614**
		その他有価証券評価差額金	614
		純資産合計	**31,397**
資産合計	**38,484**	**負債・純資産合計**	**38,484**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	29,767	**経常利益**	**4,072**
売上原価	22,512	特別利益	483
売上総利益	**7,255**	特別損失	29
販売費及び一般管理費	3,368	**税引前当期純利益**	**4,525**
営業利益	**3,886**	法人税、住民税及び事業税	1,304
営業外収益	193	法人税等調整額	30
営業外費用	7	**当期純利益**	**3,190**

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　広島市中区大手町三丁目７番５号

株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス

取締役社長　岩崎　　央

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	56,257	流動負債	49,873
固定資産	23,465	賞与引当金	194
		役員賞与引当金	23
		その他	49,655
		固定負債	8,110
		退職給付引当金	544
		役員退職慰労引当金	23
		その他	7,542
		負債合計	**57,984**
		株主資本	21,737
		資本金	4,653
		資本剰余金	3,653
		資本準備金	3,653
		利益剰余金	13,430
		その他利益剰余金	13,430
		純資産合計	**21,737**
資産合計	**79,722**	**負債・純資産合計**	**79,722**

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	71,344	経常利益	3,127
売上原価	66,597	税引前当期純利益	3,127
売上総利益	4,746	法人税、住民税及び事業税	713
販売費及び一般管理費	2,007	法人税等調整額	110
営業利益	2,738	当期純利益	2,302
営業外収益	601		
営業外費用	213		

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　名古屋市東区東桜一丁目13番３号

株式会社オークローンマーケティング

代表取締役　ローチ・ロバート・ウォルター

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,000	流動負債	7,670
固定資産	1,354	製品保証引当金	16
有形固定資産	188	賞与引当金	79
無形固定資産	417	販売促進引当金	0
投資その他の資産	747	その他	7,575
		固定負債	461
		退職給付引当金	259
		その他	201
		負債合計	**8,131**
		株主資本	△ 777
		資本金	1,467
		資本剰余金	975
		資本準備金	975
		利益剰余金	△ 3,220
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△ 3,220
		純資産合計	**△ 777**
資産合計	**7,354**	**負債・純資産合計**	**7,354**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	32,402	経常損失	269
売上原価	11,365	特別損失	2
売上総利益	21,036	税引前当期純損失	271
販売費及び一般管理費	21,780	法人税、住民税及び事業税	6
営業損失	743	法人税等調整額	397
営業外収益	500		
営業外費用	25	当期純損失	675

第 94 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　埼玉県上尾市二ツ宮656番地１

三井住友金属鉱山伸銅株式会社

代表取締役社長　加藤　和照

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	47,687	流動負債	24,045
固定資産	9,596	賞与引当金	550
有形固定資産	7,052	環境対策引当金	20
無形固定資産	201	その他	23,474
投資その他の資産	2,341	固定負債	2,416
		退職給付引当金	1,471
		その他	945
		負債合計	26,461
		株主資本	30,821
		資本金	4,250
		資本剰余金	10,073
		資本準備金	1,900
		その他資本剰余金	8,173
		利益剰余金	16,498
		利益準備金	206
		その他利益剰余金	16,291
		純資産合計	30,821
資産合計	57,283	負債・純資産合計	57,283

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	105,326	特別損失	19
売上原価	97,667	税引前当期純利益	5,078
売上総利益	7,658	法人税、住民税及び事業税	1,402
販売費及び一般管理費	2,317	法人税等調整額	146
営業利益	5,341	当期純利益	3,530
営業外収益	41		
営業外費用	283		
経常利益	5,098		

第 34 期 決 算 公 告

2026年６月25日　大阪市北区中之島３丁目３番23号

マツダクレジット株式会社

代表取締役　平　　正憲

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	399,066	流動負債	115,718
固定資産	1,726	（うち賞与引当金）	(198)
		固定負債	246,799
		（うち退職給付引当金）	(431)
		（うち役員退職慰労引当金）	(1)
		負債合計	362,517
		株主資本	37,503
		資本金	7,700
		資本剰余金	5,100
		資本準備金	5,100
		利益剰余金	24,703
		利益準備金	466
		その他利益剰余金	24,237
		評価・換算差額等	772
		繰延ヘッジ損益	772
		純資産合計	38,276
資産合計	400,793	負債・純資産合計	400,793

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	12,196	経常利益	5,528
金融費用	2,691	特別損失	42
純営業収益	9,505	税引前当期純利益	5,485
販売費及び一般管理費	4,089	法人税、住民税及び事業税	1,717
営業利益	5,415	法人税等調整額	△ 50
営業外収益	112	当期純利益	3,819
営業外費用	0		

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪市淀川区宮原四丁目１番９号

株式会社フジシール

代表取締役社長　京金　武司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	45,879	流動負債	33,539
固定資産	26,827	（うち賞与引当金）	(1,184)
有形固定資産	23,008	固定負債	5,826
無形固定資産	651	（うち退職給付引当金）	(2,085)
投資その他の資産	3,168	株主資本	33,344
		資本金	360
		資本剰余金	7,378
		資本準備金	5,919
		その他資本剰余金	1,459
		利益剰余金	25,606
		その他利益剰余金	25,606
		評価・換算差額等	△ 3
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	△ 3
資産合計	72,706	負債・純資産合計	72,706

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	98,511	特別利益	3
売上原価	78,608	特別損失	488
売上総利益	19,903	税引前当期純利益	8,527
販売費及び一般管理費	11,068	法人税、住民税及び事業税	2,594
営業利益	8,835	法人税等調整額	△ 113
営業外収益	346	当期純利益	6,046
営業外費用	169		
経常利益	9,012		

第 134 期 決 算 公 告

2026年６月24日　大阪府大阪市北区中之島二丁目２番７号

白石工業株式会社

代表取締役　白石　恒裕

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,957**	**流動負債**	**4,763**
固定資産	**22,103**	賞与引当金	232
有形固定資産	9,603	その他	4,530
無形固定資産	42	**固定負債**	**2,105**
投資その他の資産	12,457	退職給付引当金	329
		その他	1,775
		負債合計	**6,868**
		株主資本	**28,445**
		資本金	**1,869**
		資本剰余金	**1,326**
		資本準備金	1,326
		利益剰余金	**31,496**
		利益準備金	137
		その他利益剰余金	31,359
		自己株式	**△ 6,247**
		評価・換算差額等	**2,747**
		その他有価証券評価差額金	**2,747**
		純資産合計	**31,192**
資産合計	**38,060**	**負債・純資産合計**	**38,060**

(注)１．有形固定資産の減価償却累計額　18,162百万円
２．一株当たり当期純利益　138円57銭

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	**25,966**	特別利益	3,218
売上原価	19,731	特別損失	3,026
売上総利益	**6,234**	**税引前当期純利益**	**2,067**
販売費及び一般管理費	4,742	法人税、住民税及び事業税	673
営業利益	**1,492**	法人税等調整額	△ 26
営業外収益	582	**当期純利益**	**1,419**
営業外費用	199		
経常利益	**1,876**		

第 49 期 決 算 公 告

2026年６月25日　横浜市西区みなとみらい３丁目１番１号

横浜信用保証株式会社

代表取締役社長　中村　康浩

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**52,378**	**流動負債**	**32,552**
現金及び預金	15,820	前受保証料	24,072
求償債権	1,099	賞与引当金	29
有価証券	35,000	保証債務損失引当金	7,007
未収入金	531	その他流動負債	1,442
その他流動資産	121	**固定負債**	**13**
貸倒引当金	△194	退職給付引当金	13
固定資産	**10,260**	**負債合計**	**32,565**
有形固定資産	59	**株主資本**	**28,562**
無形固定資産	157	**資本金**	**50**
投資その他の資産	10,043	**利益剰余金**	**28,512**
投資有価証券	2,872	利益準備金	12
関係会社株式	4,257	その他利益剰余金	28,499
繰延税金資産	2,913	**評価・換算差額等**	**1,511**
		その他有価証券評価差額金	1,511
		純資産合計	**30,073**
資産合計	**62,639**	**負債・純資産合計**	**62,639**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	9,111	特別利益	0
営業費用	3,006	特別損失	0
営業利益	**6,105**	**税引前当期純利益**	**7,702**
営業外収益	1,645	法人税、住民税及び事業税	2,518
（うち償却債権取立益）	（1,187）	法人税等調整額	△16
営業外費用	48	**当期純利益**	**5,200**
経常利益	**7,702**		

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月25日　神奈川県川崎市川崎区日進町１番地53

東芝ＩＴサービス株式会社

取締役社長　落合　　信

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,644**	**流動負債**	**11,899**
固定資産	**6,419**	賞与引当金	1,802
		役員賞与引当金	37
		その他	10,059
		固定負債	**6,672**
		退職給付引当金	6,424
		役員退職慰労引当金	58
		その他	189
		負債合計	**18,572**
		株主資本	**6,492**
		資本金	1,053
		資本剰余金	706
		利益剰余金	4,733
		利益準備金	293
		その他利益剰余金	4,439
		純資産合計	**6,492**
資産合計	**25,064**	**負債・純資産合計**	**25,064**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	36,333	経常利益	6,543
売上原価	25,450	特別損失	94
売上総利益	10,882	税引前当期純利益	6,449
販売費及び一般管理費	4,558	法人税・住民税及び事業税	1,021
営業利益	6,323	法人税等調整額	989
営業外収益	241	当期純利益	4,438
営業外費用	21		

第 61 期 決 算 公 告

2026年６月25日　大阪府八尾市北亀井町三丁目１番72号

シャープエネルギーソリューション株式会社

代表取締役　五角　博純

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,992	流動負債	18,904
固定資産	17,231	賞与引当金	843
		製品保証引当金	261
		工事損失引当金	3
		その他	17,795
		固定負債	3,655
		製品保証引当金	1,295
		その他	2,360
		負債合計	**22,559**
		株主資本	23,169
		資本金	422
		資本剰余金	8,933
		その他資本剰余金	8,933
		利益剰余金	13,814
		利益準備金	105
		その他利益剰余金	13,708
		評価・換算差額等	494
		その他有価証券評価差額金	76
		繰延ヘッジ損益	418
		純資産合計	**23,664**
資産合計	**46,223**	**負債・純資産合計**	**46,223**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	50,869	特別損失	51
売上原価	34,585	税引前当期純利益	2,973
売上総利益	16,283	法人税、住民税及び事業税	1,105
販売費及び一般管理費	13,888	法人税等調整額	△ 229
営業利益	2,395	当期純利益	2,098
営業外収益	2,230		
営業外費用	1,601		
経常利益	3,025		

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月25日　滋賀県甲賀市信楽町江田1074番地

住友電工ウインテック株式会社

代表取締役　外山　　茂

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,311	流動負債	32,347
固定資産	14,130	固定負債	1,841
		退職給付引当金	1,693
		役員退職慰労引当金	16
		その他	132
		負債合計	**34,189**
		株主資本	10,973
		資本金	3,000
		資本剰余金	6,541
		資本準備金	750
		その他資本剰余金	5,791
		利益剰余金	1,433
		その他利益剰余金	1,433
		評価・換算差額等	279
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	279
		純資産合計	**11,252**
資産合計	**45,441**	**負債・純資産合計**	**45,441**

損益計算書の要旨

（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	96,610	経常利益	307
売上原価	93,657	特別利益	236
売上総利益	2,953	特別損失	253
販売費及び一般管理費	2,518	税引前当期純利益	290
営業利益	435	法人税、住民税及び事業税	55
営業外収益	11	法人税等調整額	△6
営業外費用	140	当期純利益	240

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

日本ハムマーケティング株式会社

代表取締役　小澤　一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,584	流動負債	20,962
固定資産	2,052	（賞与引当金）	(451)
		固定負債	1,174
		（退職給付引当金）	(1,017)
		（役員退職慰労引当金）	(24)
		株主資本	3,482
		資本金	307
		資本剰余金	201
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	156
		利益剰余金	2,974
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	2,935
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
資産合計	25,637	負債・純資産合計	25,637

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	161,732	経常利益	474
売上原価	141,251	特別損失	1,770
売上総利益	20,481	税引前当期純損失	1,296
販売費及び一般管理費	20,041	法人税、住民税及び事業税	49
営業利益	440	法人税等調整額	△ 446
営業外収益	40	当期純損失	898
営業外費用	7		

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

日本クリーンファーム株式会社

代表取締役　友野　敦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,555	流動負債	14,686
固定資産	27,563	（賞与引当金）	(292)
		固定負債	16,558
		（退職給付引当金）	(823)
		（役員退職慰労引当金）	(10)
		株主資本	4,597
		資本金	1,301
		資本剰余金	80
		資本準備金	80
		利益剰余金	3,216
		利益準備金	245
		その他利益剰余金	2,971
		評価・換算差額等	276
		その他有価証券評価差額金	276
資産合計	36,118	負債・純資産合計	36,118

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	26,095	経常利益	28
売上原価	23,178	特別利益	18
売上総利益	2,916	特別損失	259
販売費及び一般管理費	2,703	税引前当期純損失	211
営業利益	213	法人税、住民税及び事業税	△ 75
営業外収益	294	法人税等調整額	37
営業外費用	479	当期純損失	173

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

ジャパンフード株式会社

代表取締役　村上　尚良

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	125,951	流動負債	105,277
固定資産	628	（賞与引当金）	(102)
		固定負債	521
		退職給付引当金	513
		役員退職慰労引当金	8
		株主資本	20,781
		資本金	40
		利益剰余金	20,741
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	20,731
資産合計	126,580	負債・純資産合計	126,580

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	82	経常利益	5,358
営業収益	1,388	特別利益	17
売上高及び営業収益	1,471	税引前当期純利益	5,375
売上原価	68	法人税、住民税及び事業税	2,038
売上総利益	1,402	法人税等調整額	△ 197
販売費及び一般管理費	1,920	当期純利益	3,534
営業損失	518		
営業外収益	6,354		
営業外費用	477		

第 91 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎二丁目１番１号

株式会社宝幸

代表取締役　岸本　栄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,789	流動負債	9,366
固定資産	12,864	（賞与引当金）	(339)
		固定負債	3,534
		（退職給付引当金）	(892)
		（役員退職慰労引当金）	(53)
		株主資本	10,653
		資本金	3,040
		資本剰余金	40
		資本準備金	40
		利益剰余金	7,573
		利益準備金	465
		その他利益剰余金	7,108
		評価・換算差額等	99
		その他有価証券評価差額金	83
		繰延ヘッジ損益	15
資産合計	23,653	負債・純資産合計	23,653

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	36,774	経常利益	951
売上原価	30,928	特別損失	34
売上総利益	5,845	税引前当期純利益	916
販売費及び一般管理費	4,898	法人税、住民税及び事業税	△79
営業利益	947	法人税等調整額	339
営業外収益	84	当期純利益	657
営業外費用	80		

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　　新潟県新潟市中央区新光町１番地10

セコム上信越株式会社

代表取締役社長　永井　　修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,424	流動負債	5,996
固定資産	17,413	（うち賞与引当金）	(404)
		固定負債	2,671
		（うち退職給付引当金）	(2)
		負債合計	8,668
		株主資本	47,770
		資本金	3,530
		資本剰余金	3,401
		資本準備金	3,401
		利益剰余金	40,839
		利益準備金	219
		その他利益剰余金	40,619
		評価・換算差額等	1,399
		その他有価証券評価差額金	1,399
		純資産合計	49,169
資産合計	57,838	負債・純資産合計	57,838

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	23,839	特別損失	3
売上原価	15,582	税引前当期純利益	4,489
売上総利益	8,257	法人税、住民税及び事業税	1,194
販売費及び一般管理費	4,189	法人税等調整額	80
営業利益	4,067	当期純利益	3,214
営業外収益	492		
営業外費用	66		
経常利益	4,493		

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　東京都品川区大崎二丁目１番１号

関東日本フード株式会社

代表取締役　前田　和幸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,020	流動負債	28,322
固定資産	12,323	（賞与引当金）	(675)
		固定負債	583
		（退職給付引当金）	(5)
		（役員退職慰労引当金）	(9)
		株主資本	26,244
		資本金	450
		資本剰余金	140
		資本準備金	140
		利益剰余金	25,654
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	25,609
		評価・換算差額等	193
		その他有価証券評価差額金	193
資産合計	55,344	負債・純資産合計	55,344

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	227,924	経常利益	5,783
売上原価	209,266	特別利益	0
売上総利益	18,657	特別損失	6
販売費及び一般管理費	13,087	税引前当期純利益	5,776
営業利益	5,570	法人税、住民税及び事業税	1,759
営業外収益	243	法人税等調整額	7
営業外費用	30	当期純利益	4,009

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎601番地１

日本ハム食品株式会社

代表取締役　五反田　光

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,057	流動負債	17,529
固定資産	25,759	（賞与引当金）	(312)
		固定負債	6,482
		（退職給付引当金）	(852)
		（役員退職慰労引当金）	(12)
		株主資本	8,804
		資本金	1,000
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	7,704
		利益準備金	150
		その他利益剰余金	7,554
資産合計	32,816	負債・純資産合計	32,816

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	47,986	経常利益	1,329
売上原価	43,899	特別利益	7
売上総利益	4,086	特別損失	512
販売費及び一般管理費	2,737	税引前当期純利益	824
営業利益	1,348	法人税、住民税及び事業税	201
営業外収益	193	法人税等調整額	13
営業外費用	212	当期純利益	609

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　　静岡県榛原郡吉田町大幡350番地３

日本ハムファクトリー株式会社

代表取締役　増田　恒政

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,084	流動負債	23,365
固定資産	32,192	（賞与引当金）	(570)
		固定負債	9,667
		（退職給付引当金）	(1,668)
		（役員退職慰労引当金）	(28)
		株主資本	10,244
		資本金	1,000
		資本剰余金	232
		資本準備金	137
		その他資本剰余金	94
		利益剰余金	9,011
		利益準備金	129
		その他利益剰余金	8,882
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	43,277	負債・純資産合計	43,277

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	76,677	経常利益	990
売上原価	72,466	特別利益	10
売上総利益	4,211	特別損失	1,114
販売費及び一般管理費	3,082	税引前当期純損失	112
営業利益	1,129	法人税、住民税及び事業税	△ 25
営業外収益	278	法人税等調整額	△ 226
営業外費用	416	当期純利益	139

第115期決算公告

2026年６月25日　東京都品川区東五反田二丁目18番１号

東罐興業株式会社

代表取締役社長　田邊　宏信

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,914	流動負債	18,317
固定資産	34,193	役員賞与引当金	36
		固定負債	8,171
		退職給付引当金	6,832
		役員退職慰労引当金	42
		負債合計	**26,489**
		株主資本	45,620
		資本金	1,531
		利益剰余金	44,089
		利益準備金	382
		その他利益剰余金	43,706
		評価・換算差額等	△ 2
		その他有価証券評価差額金	△ 2
		純資産合計	**45,618**
資産合計	**72,107**	**負債・純資産合計**	**72,107**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	66,965	経常利益	4,196
売上原価	56,602	特別利益	340
売上総利益	10,363	特別損失	—
販売費及び一般管理費	6,626	税引前当期純利益	4,537
営業利益	3,736	法人税、住民税及び事業税	1,239
営業外収益	644	法人税等調整額	52
営業外費用	184	当期純利益	3,245

第24期決算公告

令和８年６月25日　大阪市北区梅田二丁目４番９号

中日本フード株式会社

代表取締役　前田　勝彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,004	流動負債	22,639
固定資産	13,356	（賞与引当金）	(536)
		固定負債	351
		（退職給付引当金）	(2)
		（役員退職慰労引当金）	(17)
		株主資本	27,354
		資本金	450
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	26,854
		利益準備金	66
		その他利益剰余金	26,788
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
資産合計	**50,361**	**負債・純資産合計**	**50,361**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	191,558	経常利益	3,781
売上原価	178,040	特別利益	63
売上総利益	13,518	特別損失	103
販売費及び一般管理費	9,842	税引前当期純利益	3,741
営業利益	3,675	法人税、住民税及び事業税	1,077
営業外収益	109	法人税等調整額	36
営業外費用	3	当期純利益	2,628

第20期決算公告

令和８年６月25日　東京都千代田区外神田４丁目14番１号

ＤＯＷＡサーモテック株式会社

代表取締役　加川　康樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,385	流動負債	18,446
固定資産	19,025	賞与引当金	154
有形固定資産	213	その他	18,292
無形固定資産	25	固定負債	1,117
投資その他の資産	18,786	退職給付引当金	1,093
		役員退職慰労引当金	20
		その他	3
		負債合計	**19,563**
		株主資本	8,776
		資本金	1,000
		資本剰余金	6,930
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	6,680
		利益剰余金	846
		その他利益剰余金	846
		評価・換算差額等	70
		その他有価証券評価差額金	70
		純資産合計	**8,847**
資産合計	**28,410**	**負債・純資産合計**	**28,410**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,393	経常利益	884
売上原価	15,324	税引前当期純利益	884
売上総利益	3,068	法人税、住民税及び事業税	31
販売費及び一般管理費	3,311	法人税等調整額	6
営業損失	242	当期純利益	845
営業外収益	1,196		
営業外費用	69		

第159期決算公告

令和８年６月25日　東京都品川区大崎一丁目11番２号

ＪＦＥ鋼板株式会社

代表取締役社長　髙橋　学

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**42,794**	**流動負債**	**16,955**
固定資産	**12,002**	賞与引当金	498
有形固定資産	7,825	役員賞与引当金	61
無形固定資産	1,726	**固定負債**	**2,177**
投資その他の資産	2,451	退職給付引当金	1,919
		役員退職慰労引当金	76
		ＰＣＢ処理引当金	24
		製品保証引当金	54
		負債合計	**19,132**
		株主資本	**35,607**
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,927
		資本準備金	5,927
		利益剰余金	24,680
		利益準備金	532
		その他利益剰余金	24,147
		評価・換算差額等	**56**
		その他有価証券評価差額金	56
		純資産合計	**35,664**
資産合計	**54,797**	**負債・純資産合計**	**54,797**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	57,412	**経常利益**	**6,053**
売上原価	45,844	**税引前当期純利益**	**6,053**
売上総利益	11,567	法人税、住民税及び事業税	1,738
販売費及び一般管理費	5,853	法人税等調整額	122
営業利益	**5,713**	**当期純利益**	**4,191**
営業外収益	430		
営業外費用	91		

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　大阪市住之江区南港東４丁目10番108号

株式会社大阪港トランスポートシステム

代表取締役　美濃出宏人

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,643,166	流動負債	738,468
固定資産	27,672,051	賞与引当金	10,830
有形固定資産	26,876,275	その他	727,637
無形固定資産	80	固定負債	15,809,935
投資その他の資産	795,696	退職給付引当金	61,257
		その他	15,748,678
		負債合計	16,548,404
		株主資本	11,038,135
		資本金	5,000,000
		資本剰余金	1,000,000
		資本準備金	1,000,000
		利益剰余金	5,038,135
		利益準備金	86,000
		その他利益剰余金	4,952,135
		評価・換算差額等	2,728,678
		土地再評価差額金	2,728,678
		純資産合計	13,766,813
資産合計	30,315,218	負債・純資産合計	30,315,218

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	2,162,825	経常利益	364,028
営業原価	1,480,777	特別利益	34,380
営業総利益	682,048	特別損失	131,867
販売費及び一般管理費	181,719	税引前当期純利益	266,541
営業利益	500,328	法人税、住民税及び事業税	84,513
営業外収益	72,415	法人税等調整額	△3,857
営業外費用	208,715	当期純利益	185,885

㈱　千円未満は切り捨てて表示しております。

第 69 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

神戸市東灘区向洋町東３丁目２番地の１

阪九フェリー株式会社

代表取締役社長　嶋津　祐一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,889	流動負債	4,320
固定資産	23,895	賞与引当金	211
有形固定資産	22,214	その他	4,109
無形固定資産	506	固定負債	13,744
投資その他の資産	1,173	退職給付引当金	1,523
		特別修繕引当金	40
		役員退職慰労引当金	82
		その他	12,097
		負債合計	18,064
		株主資本	9,557
		資本金	1,200
		利益剰余金	8,357
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	8,057
		評価・換算差額等	162
		その他有価証券評価差額金	8
		土地再評価差額金	154
		純資産合計	9,719
資産合計	27,784	負債・純資産合計	27,784

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	13,749	特別利益	16
営業費用	9,690	特別損失	16
営業総利益	4,058	税引前当期純利益	2,133
一般管理費	2,114	法人税、住民税及び事業税	489
営業利益	1,944	法人税等調整額	16
営業外収益	399	当期純利益	1,627
営業外費用	210		
経常利益	2,133		

第 35 期 決 算 公 告

2026年６月24日　兵庫県尼崎市杭瀬南新町１丁目４番１号

レンゴーペーパービジネス株式会社

代表取締役社長　尾﨑　光典

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	58,892,459	流動負債	51,508,891
固定資産	957,567	賞与引当金	13,944
無形固定資産	5,417	役員賞与引当金	2,500
投資その他の資産	952,149	その他	51,492,447
		固定負債	18,012
		負債合計	51,526,904
		株主資本	8,292,359
		資本金	310,000
		利益剰余金	7,982,359
		利益準備金	77,500
		その他利益剰余金	7,904,859
		評価・換算差額等	30,763
		その他有価証券評価差額金	30,763
		純資産合計	8,323,122
資産合計	59,850,027	負債・純資産合計	59,850,027

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	123,052,337	経常利益	972,634
売上原価	121,580,316	特別利益	13,152
売上総利益	1,472,021	税引前当期純利益	985,787
販売費及び一般管理費	508,185	法人税、住民税及び事業税	398,174
営業利益	963,836	法人税等調整額	△105,207
営業外収益	11,051	当期純利益	692,820
営業外費用	2,253		

第 141 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　神戸市中央区磯上通２丁目２番21号 三宮グランドビル11階

森本倉庫株式会社

代表取締役社長　森本　真弥

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,821	流動負債	7,124
固定資産	34,817	賞与引当金	102
有形固定資産	32,204	その他	7,022
無形固定資産	135	固定負債	23,298
投資その他の資産	2,477	退職給付引当金	594
		役員退職慰労引当金	536
		その他	22,168
		負債合計	30,422
		株主資本	6,915
		資本金	100
		資本剰余金	177
		資本準備金	144
		その他資本剰余金	32
		利益剰余金	6,638
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	6,605
		評価・換算差額等	300
		その他有価証券評価差額金	300
		純資産合計	7,215
資産合計	37,638	負債・純資産合計	37,638

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	6,850	経常利益	255
売上原価	5,600	特別利益	13
売上総利益	1,249	特別損失	28
販売費及び一般管理費	823	税引前当期純利益	240
営業利益	426	法人税、住民税及び事業税	125
営業外収益	72	法人税等調整額	△62
営業外費用	243	当期純利益	177

第 58 期決算公告

2026年６月25日　大阪府堺市西区築港新町３丁11番地１

日本酢ビ・ポバール株式会社

代表取締役社長　木村　佳弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,600	流動負債	7,276
固定資産	15,531	賞与引当金	264
		役員賞与引当金	2
		修繕引当金	1,564
		その他	5,445
		固定負債	751
		退職給付引当金	653
		その他	98
		負債合計	**8,027**
		株主資本	36,101
		資本金	2,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	32,101
		利益準備金	78
		その他利益剰余金	32,023
		評価・換算差額等	1
		純資産合計	**36,103**
資産合計	**44,131**	**負債・純資産合計**	**44,131**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	28,950	経常利益	6,729
売上原価	18,927	特別利益	1
売上総利益	10,023	特別損失	7
販売費及び一般管理費	3,420	税引前当期純利益	6,723
営業利益	6,603	法人税、住民税及び事業税	2,410
営業外収益	253	法人税等調整額	△395
営業外費用	127	当期純利益	4,708

第 60 期決算公告

令和８年６月25日

東京都港区港南１丁目６番34号

日本総合サービス株式会社

代表取締役社長　八尾　浩行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,786,725	流動負債	766,598
（現金及び預金）	(1,204,430)	（賞与引当金）	(21,627)
固定資産	14,746,664	固定負債	1,993,578
有形固定資産	4,037,753	退職給付引当金	93,958
無形固定資産	28,635	役員退職慰労引当金	72,800
投資その他の資産	10,680,276	繰延税金負債	1,826,820
		負債合計	**2,760,176**
		株主資本	10,215,554
		資本金	100,000
		利益剰余金	10,994,529
		利益準備金	8,500
		その他利益剰余金	10,986,029
		自己株式	△878,975
		評価・換算差額等	3,557,660
		その他有価証券評価差額金	3,557,660
		純資産合計	**13,773,214**
資産合計	**16,533,390**	**負債・純資産合計**	**16,533,390**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,267,554	経常利益	1,125,233
売上原価	3,474,297	特別利益	203,687
売上総利益	1,793,257	特別損失	29,263
販売費及び一般管理費	990,619	税引前当期純利益	1,299,657
営業利益	802,638	法人税、住民税及び事業税	430,889
営業外収益	339,363	法人税等調整額	△7,132
営業外費用	16,768	当期純利益	875,900

第 76 期決算公告

2026年６月25日　東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

安田不動産株式会社

代表取締役社長　安田　守

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	35,607	流動負債	28,862
現金及び預金	23,448	１年以内返済長期借入金	20,865
その他	12,159	その他	7,997
固定資産	387,817	固定負債	211,222
有形固定資産	251,650	社債及び長期借入金	167,245
建物	86,351	その他	43,977
土地	159,073	**負債合計**	**240,085**
建設仮勘定	3,864	株主資本	135,147
その他	2,360	資本金	270
無形固定資産	9,722	資本剰余金	10
投資その他の資産	126,444	資本準備金	10
		利益剰余金	134,866
		利益準備金	67
		その他利益剰余金	134,799
		評価・換算差額等	48,192
		その他有価証券評価差額金	48,192
		純資産合計	**183,339**
資産合計	**423,425**	**負債・純資産合計**	**423,425**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	37,380	特別利益	2,817
営業原価	22,818	特別損失	53
営業総利益	14,561	税引前当期純利益	14,881
販売費及び一般管理費	4,510	法人税、住民税及び事業税	4,108
営業利益	10,051	法人税等調整額	72
営業外収益	3,962	当期純利益	10,699
営業外費用	1,896		
経常利益	12,117		

第 65 期決算公告

2026年６月25日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目５番15号

ＪＦＥコンテイナー株式会社

代表取締役社長　関谷　慶宣

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,771**	**流動負債**	**7,817**
固定資産	**18,584**	（役員賞与引当金）	(53)
		固定負債	**1,376**
		（退職給付引当金）	(1,297)
		（役員退職慰労引当金）	(50)
		負債合計	**9,194**
		株主資本	**29,993**
		資本金	**2,365**
		資本剰余金	**4,649**
		資本準備金	4,649
		利益剰余金	**22,978**
		利益準備金	454
		別途積立金	6,015
		その他利益剰余金	16,509
		評価・換算差額等	**167**
		その他有価証券評価差額金	167
		純資産合計	**30,161**
資産合計	**39,355**	**負債・純資産合計**	**39,355**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	**26,948**	特別利益	134
売上原価	**18,964**	特別損失	41
売上総利益	**7,983**	**税引前当期純利益**	**4,325**
販売費及び一般管理費	4,326	法人税、住民税及び事業税	1,295
営業利益	**3,657**	法人税等調整額	△30
営業外収益	648	**当期純利益**	**3,060**
営業外費用	73		
経常利益	**4,232**		

第 96 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
大阪市西区立売堀三丁目１番１号大阪トヨペットビル内
大阪トヨペットグループホールディングス株式会社
代表取締役　横山昭一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	74,105	流動負債	102,928
固定資産	51,983	固定負債	20,746
		株主資本	1,725
		資本金	50
		資本剰余金	115
		利益剰余金	1,635
		利益準備金	41
		その他利益剰余金	1,594
		自己株式	△ 75
		評価・換算差額等	688
		その他有価証券評価差額金	688
資産合計	126,088	負債・純資産合計	126,088

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,589
営業費用	2,607
営業損失	18
営業外収益	992
営業外費用	1,142
経常損失	168
特別利益	1,412
特別損失	200
税引前当期純利益	1,043
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,043

第 85 期 決 算 公 告

2026年６月24日
広島市東区二葉の里三丁目３番３号
広成建設株式会社
代表取締役社長　金岡　裕之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,497	流動負債	23,956
固定資産	10,410	固定負債	24
有形固定資産	5,643	負債合計	23,980
無形固定資産	87	株主資本	35,981
投資その他の資産	4,679	資本金	780
		資本剰余金	383
		利益剰余金	35,256
		自己株式	△ 438
		評価・換算差額等	946
		純資産合計	36,927
資産合計	60,907	負債・純資産合計	60,907

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	69,912
売上原価	63,102
売上総利益	6,809
販売費及び一般管理費	3,499
営業利益	3,310
営業外収益	230
営業外費用	60
経常利益	3,479
特別利益	513
特別損失	47
税引前当期純利益	3,945
法人税、住民税及び事業税	1,107
法人税等調整額	△ 17
当期純利益	2,855

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

静岡県浜松市中央区板屋町111－２
浜松アクトタワー20階

株式会社アミック

代表取締役　柴田　雅博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	951,421
	固定資産	722,350
	合計	1,673,771
負債及び純資産の部	流動負債	563,412
	賞与引当金	103,947
	固定負債	121,241
	退職給付引当金	121,241
	株主資本	978,339
	資本金	90,500
	資本剰余金	95,667
	資本準備金	29,767
	その他資本剰余金	65,900
	利益剰余金	792,172
	利益準備金	6,068
	その他利益剰余金	786,103
	（うち当期純利益）	(179,834)
	評価・換算差額等	10,778
	その他有価証券評価差額金	10,778
	合計	1,673,771

第 45 期 決 算 公 告

2026年６月25日　　東京都港区浜松町二丁目４番１号

東京モノレール株式会社

代表取締役社長　宮田　久嗣

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,099	流動負債	59,706
現金及び預金	268	１年内返済予定の長期借入金	50,040
短期貸付金	5,113	未払金	5,832
貯蔵品	1,204	その他	3,834
その他	2,512	固定負債	13,539
固定資産	28,119	長期借入金	10,833
鉄道事業固定資産	16,589	長期未払金	60
付帯事業固定資産	760	その他	2,645
各事業関連固定資産	379	負債合計	73,246
建設仮勘定	8,841	（純資産の部）	
投資その他の資産	1,548	株主資本	△ 36,024
関係会社株式	40	資本金	100
その他	1,508	利益剰余金	△ 36,124
		評価・換算差額金等	△ 3
		純資産合計	△ 36,027
資産合計	37,218	負債・純資産合計	37,218

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	14,428
営業費用	12,200
営業利益	2,228
営業外収益	200
営業外費用	614
経常利益	1,814
特別利益	1,129
特別損失	580
税引前当期純利益	2,363
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	9
当期純利益	2,353

第24期決算公告

令和８年６月25日

札幌市北区北七条西一丁目１番地２

東日本フード株式会社

代表取締役　辰田　浩二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,119,975
	固定資産	5,851,834
	資産合計	22,971,809
負債及び純資産の部	流動負債	12,217,962
	（賞与引当金）	(311,542)
	固定負債	341,546
	（退職給付引当金）	(3,757)
	（役員退職慰労引当金）	(26,380)
	株主資本	10,405,345
	資本金	450,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	9,905,345
	利益準備金	62,500
	その他利益剰余金	9,842,845
	（うち当期純利益）	(1,106,978)
	評価・換算差額等	6,956
	その他有価証券評価差額金	6,956
	負債・純資産合計	22,971,809

第58期決算公告

令和８年６月25日

山形県酒田市広栄町三丁目１番地

東北日本ハム株式会社

代表取締役　落合　貴浩

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	600,210
	固定資産	1,871,879
	資産合計	**2,472,089**
負債及び純資産の部	流動負債	2,385,960
	（賞与引当金）	(36,304)
	固定負債	296,571
	（退職給付引当金）	(69,471)
	（役員退職慰労引当金）	(7,660)
	株主資本	△ 210,442
	資本金	96,900
	資本剰余金	61,502
	資本準備金	61,502
	利益剰余金	△ 368,844
	利益準備金	40,259
	その他利益剰余金	△ 409,103
	（うち当期純損失）	(42,837)
	負債・純資産合計	**2,472,089**

第168期決算公告

2026年６月24日

京都市右京区梅津高畝町47番地

日新電機株式会社

代表取締役社長　西村　陽

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	126,644	流動負債	50,437
固定資産	50,384	固定負債	3,400
		退職給付引当金	3,306
		その他	94
		負債合計	**53,838**
		株主資本	119,790
		資本金	10,252
		資本剰余金	6,633
		資本準備金	6,633
		利益剰余金	102,904
		利益準備金	2,075
		その他利益剰余金	100,828
		評価・換算差額等	3,399
		その他有価証券評価差額金	3,400
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		純資産合計	**123,190**
資産合計	**177,028**	**負債・純資産合計**	**177,028**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	95,269
売上原価	66,117
売上総利益	29,151
販売費及び一般管理費	14,058
営業利益	15,092
営業外損益	5,334
経常利益	20,427
特別損益	1,590
税引前当期純利益	22,017
法人税、住民税及び事業税	4,909
法人税等調整額	△ 1
当期純利益	17,109

第39期決算公告

令和８年６月25日

茨城県筑西市みどり町二丁目１番１号

日本デイリーネット株式会社

代表取締役　辻坂　功

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,478,981
	固定資産	4,064,422
	資産合計	**6,543,404**
負債及び純資産の部	流動負債	4,900,384
	（賞与引当金）	(196,912)
	固定負債	108,341
	（退職給付引当金）	(6,085)
	（役員退職慰労引当金）	(8,230)
	株主資本	1,534,678
	資本金	72,000
	資本剰余金	88,000
	資本準備金	88,000
	利益剰余金	1,374,678
	利益準備金	15,703
	その他利益剰余金	1,358,975
	（うち当期純利益）	(4,468)
	負債・純資産合計	**6,543,404**

第165期決算公告

2026年６月25日

三重県四日市市浜田町５番28号

住友電装株式会社

代表取締役　漆畑　憲一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	398,523	流動負債	211,357
固定資産	329,447	役員賞与引当金	90
		その他	211,266
		固定負債	67,002
		退職給付引当金	5,693
		その他	61,309
		負債合計	**278,359**
		株主資本	329,705
		資本金	20,042
		資本剰余金	8,504
		資本準備金	6,954
		その他資本剰余金	1,549
		利益剰余金	301,158
		利益準備金	536
		その他利益剰余金	300,621
		評価・換算差額等	119,905
		その他有価証券評価差額金	119,727
		繰延ヘッジ損益	177
		純資産合計	**449,610**
資産合計	**727,970**	**負債・純資産合計**	**727,970**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,025,765
売上原価	960,877
売上総利益	64,888
販売費及び一般管理費	59,326
営業利益	5,562
営業外損益	29,061
経常利益	34,623
特別損益	707
税引前当期純利益	35,331
法人税、住民税及び事業税	△ 1,540
法人税等調整額	△ 817
当期純利益	32,972

第 100 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

新潟市東区榎町75番地

株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　上原　洋明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	729,135
	固定資産	9,350,914
	資産合計	10,080,049
負債及び純資産の部	流動負債	3,957,191
	固定負債	2,665,110
	（うち退職給付引当金）	(171,448)
	（うち役員退職慰労引当金）	(70,881)
	負債合計	6,622,302
	株主資本	3,457,747
	資本金	90,000
	資本剰余金	622
	資本準備金	622
	利益剰余金	3,367,124
	利益準備金	24,885
	その他利益剰余金	3,342,239
	（うち当期純損失）	(5,739)
	純資産合計	3,457,747
	負債・純資産合計	10,080,049

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲の普通株式一万二千三百九十七株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたします。なお、本件合併は、乙が行う新設分割の効力発生（令和八年八月一日を予定）を条件としております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月二十五日

新潟市東区榎町七五番地

（甲）株式会社ＮＳホールディング
代表取締役　上原　洋明

新潟市中央区弁天三丁目四番一号

（乙）新潟日産モーター株式会社
代表取締役　遠藤　佳彦

第 80 期決算公告　令和８年６月25日

新潟市中央区弁天三丁目４番１号

新潟日産モーター株式会社

代表取締役　遠藤　佳彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,010,803
	固定資産	2,507,487
	資産合計	3,518,290
負純資産及び部	流動負債	1,790,210
	固定負債	1,256,982
	（うち役員退職慰労引当金）	(31,400)
	株主資本	471,097
	資本金	70,000
	利益剰余金	401,097
	利益準備金	19,400
	その他利益剰余金	381,697
	（うち当期純損失）	(58,149)
	負債・純資産合計	3,518,290

第20期決算公告（通算第72期）

令和８年６月17日

東京都中央区八丁堀二丁目11番２号

郷商事株式会社

代表取締役社長　林　　秀和

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,000
	固定資産	9,545
	資産合計	25,546
負債及び純資産の部	流動負債	10,166
	賞与引当金	101
	在庫評価損失引当金	332
	その他	9,732
	固定負債	979
	退職給付引当金	375
	その他	603
	負債合計	11,145
	株主資本	12,733
	資本金	400
	利益剰余金	12,333
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	12,233
	（うち当期純利益）	(1,447)
	評価・換算差額等	1,667
	その他有価証券評価差額金	1,667
	純資産合計	14,400
	負債・純資産合計	25,546

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店経営事業、不動産等事業に関する権利義務を、丙の食品卸・販売事業、フランチャイズ等事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年六月二十五日

宮崎県宮崎市高岡町小山田字麓九七三番地二

（甲）株式会社一平
代表取締役　内村　健久

宮崎県宮崎市松山一丁目八番八号

（乙）株式会社一平
代表取締役　村岡　浩司

宮崎県宮崎市高岡町小山田字麓九七三番地二

（丙）株式会社九州テーブル
代表取締役　内村　健久

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

宮崎県宮崎市高岡町小山田字麓973番地２

株式会社九州テーブル

代表取締役　内村　健久

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,447
	固定資産	998
	合計	18,445
負純資産及び部	流動負債	86,004
	固定負債	31,384
	株主資本	△98,943
	資本金	3,000
	利益剰余金	△101,943
	その他利益剰余金	△101,943
	（うち当期純損失）	(3,423)
	合計	18,445

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

宮崎県宮崎市松山一丁目８番８号

株式会社一平

代表取締役　村岡　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,808
	固定資産	187,009
	繰延資産	368
	合計	322,185
負純資産及び部	流動負債	37,305
	固定負債	383,988
	株主資本	△99,108
	資本金	15,000
	利益剰余金	△114,108
	その他利益剰余金	△114,108
	（うち当期純利益）	(3,710)
	合計	322,185

第33期決算公告

令和８年６月25日

神奈川県川崎市川崎区浮島町12番３号

日本物流センター株式会社

代表取締役　寺田　英史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,959,658
	固定資産	16,138,939
	資産合計	18,098,598
負債及び純資産の部	流動負債	9,368,375
	（賞与引当金）	(144,973)
	固定負債	3,394,848
	（退職給付引当金）	(459,044)
	（役員退職慰労引当金）	(6,740)
	株主資本	5,335,373
	資本金	480,000
	資本剰余金	470,000
	資本準備金	470,000
	利益剰余金	4,385,373
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	4,385,133
	（うち当期純利益）	(776,531)
	負債・純資産合計	18,098,598

第35期決算公告

令和８年６月25日

新潟県三条市篭場１番27号

日本ハム惣菜株式会社

代表取締役　八幡　光一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,092,915
	固定資産	6,653,754
	資産合計	**9,746,670**
負債及び純資産の部	流動負債	4,448,968
	（賞与引当金）	(206,113)
	固定負債	1,141,950
	（退職給付引当金）	(418,342)
	（役員退職慰労引当金）	(8,921)
	株主資本	4,155,751
	資本金	488,500
	資本剰余金	140,958
	資本準備金	140,958
	利益剰余金	3,526,292
	利益準備金	31,800
	その他利益剰余金	3,494,492
	（うち当期純利益）	(419,847)
	負債・純資産合計	**9,746,670**

第50期決算公告

令和８年６月25日

鹿児島市谷山港三丁目４番13

株式会社肥後産業

代表取締役　肥後　貴哉

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,916,809
	固定資産	6,184,198
	合計	**9,101,007**
負債及び純資産の部	流動負債	885,129
	固定負債	6,199,050
	株主資本	2,016,828
	資本金	25,500
	資本剰余金	10,850
	資本準備金	10,850
	利益剰余金	2,042,714
	利益準備金	6,375
	その他利益剰余金	2,036,339
	（うち当期純利益）	(11,932)
	自己株式	△62,236
	合計	**9,101,007**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

鹿児島市谷山港三丁目四番地二三

（甲）シークィーン観光株式会社

代表取締役　肥後　紀江

鹿児島市谷山港三丁目四番一三

（乙）株式会社肥後産業

代表取締役　肥後　貴哉

第39期決算公告

令和８年６月25日

鹿児島市谷山港三丁目４番地23

シークィーン観光株式会社

代表取締役　肥後　紀江

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	179,607
	固定資産	710,836
	合計	**890,444**
負債及び純資産の部	流動負債	51,999
	固定負債	198,259
	株主資本	640,185
	資本金	4,100
	利益剰余金	636,085
	その他利益剰余金	636,085
	（うち当期純利益）	(36,264)
	合計	**890,444**

第62期決算公告

令和８年６月25日

京都府八幡市上津屋西久保106番地

日本ルナ株式会社

代表取締役社長　古賀　尚美

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,953,556
	固定資産	11,114,597
	資産合計	**15,068,154**
負債及び純資産の部	流動負債	4,663,727
	（賞与引当金）	(140,493)
	固定負債	1,715,564
	（退職給付引当金）	(1,222)
	（役員退職慰労引当金）	(9,916)
	株主資本	8,688,861
	資本金	397,000
	資本剰余金	337,000
	資本準備金	337,000
	利益剰余金	7,954,861
	利益準備金	14,000
	その他利益剰余金	7,940,861
	（うち当期純利益）	(897,907)
	負債・純資産合計	**15,068,154**

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十七日に終了しております。

また、この合併に際しまして、甲の商号を、株式会社廿日市カープタクシーに変更いたしますので、併せてお知らせいたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月二十五日

広島県廿日市市物見東一丁目五番一三号

（甲）株式会社宮島カープタクシー

代表取締役　平原　一彦

広島県廿日市市下平良二丁目一番六〇号

（乙）株式会社廿日市カープタクシー

代表取締役　平原　一彦

第18期決算公告

令和８年６月25日

広島県廿日市市下平良二丁目１番60号

株式会社廿日市カープタクシー

代表取締役　平原　一彦

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,656
	固定資産	6,069
	合計	**141,725**
負債及び純資産の部	流動負債	84,831
	固定負債	97,148
	株主資本	△ 40,253
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 48,253
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 49,253
	（うち当期純損失）	(28,173)
	合計	**141,725**

第14期決算公告

令和８年６月25日

広島県廿日市市物見東一丁目５番13号

株式会社宮島カープタクシー

代表取締役　平原　一彦

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,386
	固定資産	1,680
	合計	**13,066**
負債及び純資産の部	流動負債	41,618
	固定負債	18,738
	株主資本	△ 47,289
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 55,289
	その他利益剰余金	△ 55,289
	（うち当期純損失）	(13,693)
	合計	**13,066**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

京都市西京区桂乾町14番地１

株式会社愛京住宅

代表取締役　徳久　　聡

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,058
	固定資産	634,824
	繰延資産	11,221
	合計	**804,104**
負債及び純資産の部	流動負債	37,667
	固定負債	707,717
	株主資本	58,719
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,719
	その他利益剰余金	48,719
	（うち当期純利益）	(1,383)
	合計	**804,104**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月二十五日

京都市西京区松室北河原町一三〇番地二

（甲）合同会社ＨＯＭＥＬＡＢＯ

代表社員　徳久　　聡

京都市西京区桂乾町一四番地一

（乙）株式会社愛京住宅

代表取締役　徳久　　聡

吸収分割公告

左記会社は、法令に定める関係当局の許認可を取得すること等を前提として、吸収分割により、甲は乙のサイバーリスクファインダー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

甲はこの会社分割に際して乙に対する金銭等の割当てを行わず、甲の資本金は増加いたしません。

そのため、甲の資本金の額はこの会社分割後も金一千三百九十五億九千五百五十二万三千四百九十五円となります。

乙は新株予約権を発行していないため、甲はこの会社分割に際して乙の新株予約権者に対する新株予約権の割当てを行いません。

また、この会社分割後における甲の保険契約者の権利に変更はありません。

この会社分割に異議のある債権者（甲にあっては保険契約者を含みます。）は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月二十五日

東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地

（甲）三井住友海上火災保険株式会社

取締役社長　海山　　裕

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇五番地

（乙）ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社

取締役社長　宮岡　拓洋

最 終 貸 借 対 照 表

令和８年６月25日

東京都千代田区神田淡路町二丁目105番地

ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社

取締役社長　宮岡　拓洋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,021
	固定資産	1,256
	資産合計	**7,277**
負債及び純資産の部	流動負債	875
	賞与引当金	238
	固定負債	324
	退職給付引当金	324
	株主資本	6,076
	資本金	330
	資本剰余金	8,862
	その他資本剰余金	8,862
	利益剰余金	△2,949
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	△3,010
	（うち当期純損失）	(2,316)
	自己株式	△166
	負債・純資産合計	**7,277**

最終貸借対照表

令和８年６月25日

東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地

三井住友海上火災保険株式会社

取締役社長　海山　　裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	現金及び預貯金	217,938
	買現先勘定	241,767
	買入金銭債権	135,124
	金銭の信託	5,555
	有価証券	5,839,469
	貸付金	359,456
	有形固定資産	159,488
	無形固定資産	58,626
	その他資産	350,525
	前払年金費用	42,512
	支払承諾見返	5,687
	貸倒引当金	△2,556
	資産合計	**7,413,596**
負債及び純資産の部	保険契約準備金	3,570,847
	社債	888,750
	その他負債	363,454
	退職給付引当金	79,700
	役員退職慰労引当金	34
	賞与引当金	11,657
	株式給付引当金	776
	特別法上の準備金	45,382
	繰延税金負債	106,321
	支払承諾	5,687
	株主資本	1,345,668
	資本金	139,595
	資本剰余金	93,107
	資本準備金	93,107
	利益剰余金	1,112,965
	利益準備金	46,487
	その他利益剰余金	1,066,477
	（うち当期純利益）	(459,965)
	評価・換算差額等	995,316
	その他有価証券評価差額金	991,252
	繰延ヘッジ損益	4,063
	負債・純資産合計	**7,413,596**

第24期決算公告

令和８年６月25日

福岡県福岡市博多区冷泉町２番１号

西日本フード株式会社

代表取締役　坂井　幸司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,797,194
	固定資産	9,329,489
	資産合計	**38,126,683**
負債及び純資産の部	流動負債	17,681,127
	（賞与引当金）	(457,124)
	固定負債	310,826
	（退職給付引当金）	(5,412)
	（役員退職慰労引当金）	(14,141)
	株主資本	20,100,654
	資本金	480,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	19,500,654
	利益準備金	75,828
	その他利益剰余金	19,424,826
	（うち当期純利益）	(2,174,828)
	評価・換算差額等	34,074
	その他有価証券評価差額金	34,074
	負債・純資産合計	**38,126,683**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目９番６号

株式会社九州ダイエットクック

代表取締役社長　立石　謙児

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	950
	固定資産	543
	合計	**1,493**
負債及び純資産の部	流動負債	499
	賞与引当金	20
	役員賞与引当金	1
	売上割戻引当金	4
	その他	473
	固定負債	10
	退職給付引当金	0
	その他	10
	負債の部合計	**509**
	株主資本	983
	資本金	78
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	905
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	886
	（うち当期純利益）	(108)
	純資産の部合計	**983**
	合計	**1,493**